

平成 24 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 24 年 2 月 29 日 開 会

平成 24 年 3 月 5 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成24年度予算特別委員会会議録目次

【平成24年2月29日（水）】

1日目

委員長互選	3
議案説明（議案第21号から第48号まで）	4
資料要求	
菊地進委員	37
曾我ミヨ委員	38
田中徳寿委員	39

【平成24年3月1日（木）】

2日目

質疑

〔一般会計〕

田中徳寿委員	43
伊勢由典委員	57
小野幸男委員	70
志子田吉晃委員	84
佐藤英治委員	98
志賀勝利委員	106
曾我ミヨ委員	118

【平成24年3月2日（金）】

3日目

質疑

〔一般会計〕

浅野敏江委員	135
高橋卓也委員	150
西村勝男委員	159
菊地進委員	166

鎌田礼二委員	179
小野絹子委員	192
香取嗣雄委員	206

【平成24年3月5日（月）】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

浅野敏江委員	219
伊勢由典委員	228
田中徳寿委員	237
志子田吉晃委員	244
佐藤英治委員	252
曾我ミヨ委員	260
西村勝男委員	266
高橋卓也委員	270
鎌田礼二委員	276
小野絹子委員	285
菊地進委員	294

採決	302
----	-----

平成24年2月29日（水曜日）

平成24年度予算特別委員会

（第1日目）

平成24年度予算特別委員会第1日目

平成24年2月29日（水曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（全会計・一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長 伊藤喜和君	市民総務部長 佐藤雄一君
健康福祉部長 神谷統君	産業環境部長 荒川和浩君
建設部長 金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長 伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長 星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長 小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長 千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長 菊地辰夫君

市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	赤間均君	健康福祉部 長寿社会課長	赤間忠良君
健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君	産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君
産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君	建設部 都市計画課長	佐藤達也君
建設部 定住促進課長	阿部光浩君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会津ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開会

○**嶺岸議長** ただいまから平成24年度予算特別委員会を開会いたします。

本日は、正副委員長の互選と予算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。臨時委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

○**伊藤臨時委員長** 皆さん、おはようございます。

それでは、年長者ゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。委員長が選任されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。浅野委員。

○**浅野委員** 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**伊藤臨時委員長** 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選を行いたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**伊藤臨時委員長** 異議なしと認め、正副委員長の選任につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員には浅野敏江委員、田中徳寿委員、鈴木昭一委員、菊地 進委員、曾我ミヨ委員、以上の方々に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時53分 再開

○**伊藤臨時委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考結果のご報告をお願いいたします。鈴木昭一委員。

○**鈴木委員** それでは、大変お待たせをいたしました。選考委員会の結果をご報告をいたします。

選考委員で慎重に審議をした結果、本特別委員会の委員長には阿部かほる委員、副委員長には伊勢由典委員のご兩名を選考いたしました。以上、ご報告いたします。

○**伊藤臨時委員長** ご苦労さまでした。

ただいま鈴木昭一委員のご報告のとおり、委員長には阿部かほる君、副委員長には伊勢由典

君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**伊藤臨時委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、阿部かほる君に委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○**阿部委員長** ただいま平成24年度予算特別委員会委員長を仰せつかりました阿部かほるでございます。

昨年の東日本大震災から1年、復旧から復興へ、塩竈市は復興元年と位置づけまして新たな出発を今迎えようとしております。市民の皆様の多くのご期待を私たちは受けております。塩竈市が新たに再生するか、未来の子供たちにどのような町を残していくのか、これからがスタートの年でございます。皆様、どうぞ市民の負託をいただき、慎重審議を重ねていただきまして塩竈市の出発といたしたいと思っております。

大変未熟ではございますが、副委員長ともども微力ですが、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお祈りを申し上げてごあいさつといたします。よろしくお祈りいたします。

○**伊藤臨時委員長** 次に、伊勢由典君に副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○**伊勢副委員長** 平成24年度の特別会計、そして、企業会計についての予算特別委員会の副委員長を仰せつかりました伊勢由典でございます。

先ほど委員長のごあいさつにもございましたように、ことしの予算は復興予算、そして、通常の予算、長期総合計画も盛り込んだ内容でございます。皆さんの予算特別委員会でのさまざまな質疑を通じてなお一層理解も深め、そして、皆さんの活発なるご意見を拝聴いたしたく、よろしくお祈り申し上げます。

副委員長として委員長を支える役割でございますので、どうか皆様のご配慮、ご高配をよろしくお祈り申し上げます。ごあいさつといたします。

○**伊藤臨時委員長** それでは、委員長と交代いたします。大変ありがとうございました。

○**阿部委員長** これより平成24年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は議案第21号ないし第48号の28件であります。

それでは、まず平成24年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。日程については2月29日、3月1日、2日及び3月5日の4日間としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**阿部委員長** ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は2月29日、3月1日、2日及び3月5日の4日間とすることに決定いたしました。

次に審査の方法についてお諮りいたします。まず、最初に市当局から説明を求め、次にさきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**阿部委員長** ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡明をお願いいたします。荒井財政課長。

○**荒井市民総務部財政課長** それでは、私のほうから、まず議案第21号塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。説明の都合上、資料が前後いたします。あらかじめご了承いただければと思います。まず、資料No.12、第1回市議会定例会議案資料でご説明申し上げます。資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正の趣旨につきましては、1、概要にありますように、それから、2の基本方針に記載してございますが、昨年12月に策定いたしました塩竈市震災復興計画、こちらの計画に基づきまして本格的な復興事業の実施に当たり、その体制といたしまして部相当の震災復興推進局を新たに設置しようとするものであります。この新たな組織の設置に伴いまして、条例に追加するというふうな内容でございます。

2の基本方針にございますように、指揮命令系統の一元化、それから、権限の集中化によりまして、復興事業の総合的な推進と迅速化を図ろうとするものでございます。この組織は、都市基盤等の整備に特化した組織といたしまして、5年から10年の臨時的な組織として設置するものでございます。

3の内容でございます。下の図をごらんいただきますと、ただいまご説明申し上げました部相当の震災復興推進局、こちらとともに局内に課長権限を付与するため、現在の震災復興推進室、こちらを廃止いたしまして、新たに行政組織規則、こちらの規則におきまして復興推進課を設置いたします。この課は現在の震災復興推進室内にございます総務係、それから、都市基盤復興係、住宅基盤復興係及び産業基盤復興係の4係を受け継ぎまして事務を所掌するものでございます。

それでは、次に、資料No.1、平成24年第1回塩竈市議会定例会議案をご用意いただければと思います。No.1の5ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の改正といたしましては、第2条第4号にごございます現在の建設部の次に、第5号といたしまして、新たに震災復興推進局を追加し、第3条の事務分掌に第5項といたしまして、震災復興推進局の事務分掌を追加するもので、各部の所掌でございました事務のうち、震災復興に関する事務を集約するものでございます。

附則第1には、施行期日を記述してございます。

また、第2といたしましては、新たな局、それから、課の設置に伴いまして、塩竈市震災復興本部設置条例に規定してございます現在の震災復興推進室、こちらを削除する改正を行おうとするものでございます。

また、附則の第3では、新たに部長同等職の局長を設けることに伴いまして、一般職の職員の給与に関する条例に局長職を追加する改正を行おうとするものでございます。

続きまして、資料No.12の1ページ、2ページ、こちらはただいまご説明いたしました条例の新旧対照表というふうになってございますので、ご参照いただければと存じます。

それでは、続きまして、議案第22号塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。こちらのほうは資料No.1と資料No.12、それぞれをご用意いただきたいと思います。資料No.1の7ページ、それから、資料No.12の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、説明のほうは資料No.12の4ページのほうで説明させていただきます。本条例は、例年、第3次行政改革推進計画、こちらのほうの定員管理フレームに基づきまして職員の減員の改正をするというふうな内容を行ってございましたが、今回の改正は、計画を一時凍結いたしました総数の減員は行わないというふうに考えておるものです。あくまでも震災の対応といたしまして、復興事業に必要な人員確保のための改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、議案第21号での震災復興推進局の設置、それから、復興事業の本格実施に伴いまして第2条第1号の市長の事務部局の職員を「358人」から8名増員し、「366人」にするものでございます。第3号の水道事業の職員につきましては、退職者数を減員するところ、現在、災害復旧事業等の事務量が増加してございますので、減員数を3名にとどめ、「44名」とするものでございます。第5号の教育委員以下の職員数につきましては、震災復興に重点を置くために部門間の調整といたしまして2名減の「81人」というふうにするものであります。第8号農業委員会及び第9号の公平委員会の事務局職員の減につきましても、復興の

人員確保として調整するものでございますが、現状といたしましては専任の職員というものは配置してございまして、市長部局の職員の併任で対応しておりますことから、その実態に合わせまして減員するというふうなものでございます。

それでは、定員適正の取り組み状況につきましてご説明申し上げます。同じ資料No.12の5ページ、次のページになります、5ページをお開きいただきたいと思います。こちらの資料の2番目になります異動状況（見込み）をごらんいただきます。

こちらは、病院事業については独自に進んでございまして市立病院改革プランで管理してございますので、病院事業会計を除きました数字となっております。平成23年度の退職者数は定年、それから、早期退職者を合わせまして、38名というふうになってございます。一方、受け入れとしましては、採用30名、それから、病院のプロパー化に伴います受け入れ1名、それから、⑤の任期付職員6名を合わせまして、定数管理上、37名というふうになりまして、現時点での1名減の見込みというふうになってございます。しかしながら、定数上に含まれてございませぬ④の中長期派遣職員11名を合わせますと現実的には10名の増というふうになります。なお、中長期派遣職員につきましては、現在、全国市長会並びに国土交通省等の派遣要請を継続して行っておりますので、さらに増員となる見込みでございまして、最終的には10人を超える増員というふうになるのではないかと見込んでございます。

3の定員管理フレームの適正化の状況でございまして、23年度の欄をごらんいただきます。まず、目標というところですが、目標、つまり計画値というふうになります。病院事業を除きますと492人に対し実数は494人で22年度と比較いたしますと計画値では12名の減、しかしながら、実数では9名の減というふうになってございます。同様に、24年度をごらんいただきます。24年度では、目標値479人というふうになっておりますが、現在の見込みでは493人、計画では13名減となるところを1名減にとどめるというふうな内容にしてございます。また、22年度からの累計でいきますと、25名の減のところを10名減にとどめるというふうな計画でございまして。

4の定数条例と、それから、配置数との比較でございまして。こちらは管理フレーム上では、教育長職が含まれてございますけれども、定数条例上、教育長は含まれてございませぬので、配置数には局長を含めない数字で比較をさせていただきます。まず、23年度の実数B欄、こちらは645人で23年度条例定数のA、こちらは677人というふうになってございますので、その差は32人の余裕というものを持たせてございます。それから、24年度の配置見込数C欄では、こちらは総数648人で、その差（C－A）の欄では29名の余裕に減少するというふうな内容になります。

す。以下、この（C-A）の欄を下段に見てまいりますと、市長の事務部局で5人不足いたしますということになりますので、今回の改正で3人の余裕を含めて8人を増員とし、あわせまして、水道事業、教育委員会などの他の部局間での調整を含めまして改正を行おうというものでございます。今後定員管理フレームの凍結に伴いまして、行革計画におけます適正化目標の修正など、早期な見直しを行ってまいりますという予定でございます。説明は以上です。

○阿部委員長 佐藤次長兼総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 総務課から、議案第26号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料番号12の15ページをごらんいただきたいと思います。資料番号12の15ページでございます。

まず、1の給与構造改革の内容でございますが、平成18年4月1日から、それまでの給与体系を抜本的に見直しいたしまして、全国共通に適用される給料表は中高年層で7%程度、全体平均で4.8%程度を引き下げまして、民間給与が高い東京や仙台などの大都市及び多賀城、名取などの大都市の周辺地域に勤務する職員に対しましては、給料と扶養手当の合計額の3%から18%の地域手当を支給する給与の構造改革が行われております。また、全職員を対象にいたしまして、平成18年度から21年度の4年間は、毎年、昇給を1号給抑制する措置がとられまして、これらの改革は塩竈市も人勧どおりに実施させていただいております。このとき引き下げられました給料の激変緩和措置といたしまして、平成18年3月末に受けていた給料月額に達しない職員に対しましては、その額に達するまで、新たな給料月額に加えて、新旧給料月額の差額分、これを支給する経過措置を塩竈市も人勧どおりに行っております。

次に、今回条例で提案させていただいている2、給与改定の内容でございます。（1）に記載のとおり、人事院勧告どおりに経過措置で支給されている差額を、①のとおり、本年4月からは月額1万円を上限に2分の1を減額いたしまして、②に記載のとおり、平成25年4月1日、来年の4月1日には全学差額分支給を完全に廃止するという内容でございます。

次に、（2）でございますが、この経過措置額（廃止）に伴って生じる財源、これを用いまして、4年間で昇給を抑制された昇給の一部を若年・中堅層を中心に回復させるため、①に記載のとおり、本年4月に36歳未満の職員は最大2号給、36歳以上42歳未満の職員は最大1号給、上位に調整いたしまして来年4月には経過措置額廃止の状況を見きわめまして、一定の年齢に満たない職員を最大1号給上位に調整しようとする条例の改正を行おうとするものでございます。

総務課からは以上でございます。

○阿部委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 では、税務課のほうからは議案第27号についてご説明いたします。

塩竈市市税条例等の一部を改正する条例です。資料No.12の16ページをお開き願います。

第95条、たばこ税の税率でございます。法人の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴い県税に比べ市税が減少となり、その均衡を図るため、たばこ税の県税分と市税分の税率調整を行うものでございます。1,000本当たりの税率を「4,618円」から「5,262円」、644円の増でございます。25年4月1日の施行でございます。

附則第9条は、削除になります。この内容は、退職所得に係る個人住民税の税額から10%控除をしていたものを廃止する内容でございます。25年1月1日施行でございます。

附則第16条の2、たばこ税率の特例でございます。旧3級品に対し係るたばこ税でございます。1,000本当たり「2,190円」が「2,495円」、305円の増でございます。25年4月1日施行になります。改正内容は、第95条、たばこ税で説明したとおり、県税分と市税分の税率調整になります。

附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。地方税において雑損控除等の適用対象となる災害に関する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を追加したことによる関連条文の整理でございます。24年4月1日の施行でございます。

18ページの附則第25条、個人の市民税の税率の特例等でございます。これは東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、個人均等割の税率を現行「3,000円」について、26年度から35年度までの10年間、500円引き上げ「3,500円」とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 それでは、私のほうから議案第28号塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料番号1の平成24年第1回塩竈市議会定例会議案の17ページ、あわせまして資料番号12の第1回市議会定例会議案資料の19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。説明につきましては、主に資料番号12の20ページの塩竈市介護保険条例の一部改正の概要に基づきまして説明させていただきます。

1 番目の改正の目的でございますが、介護保険料は介護保険法に基づきまして3年ごとに事業計画の見直しが義務づけられております。これまでの実績を踏まえまして、平成24年度から26年度までの給付額の見込みを行いまして、法に規定されております負担割合に基づきまして、その財源としまして1号被保険者の保険料を定める必要がございます。このことから、新しい保険料を定めるための所要の改正を行いまして、今後3年間の本市介護保険事業の健全な運営を図り、適切な保険給付が行われ、もって福祉の増進を図ろうとするものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、(1)の第1号被保険者の保険料基準月額が現行の「4,065円」を「4,860円」とするものでございます。また、(2)の保険料第4段階の軽減措置といたしまして、これまでどおり、保険料基準月額に対する割合を0.9としまして、4,860円に掛かります0.9ということで「4,374円」に軽減しまして、第4期と同様に継続してまいりますのでございます。

3の第5期における制度改正等の概要でございます。(1)の第1号被保険者の負担割合が「20%」から「21%」に変更になっております。このことによりまして、①の介護保険給付費並びに②の地域支援事業のうち、介護予防事業の第2号被保険者の方の負担率が「30%」から「29%」と変わります。また、②の地域支援事業のうち、包括的支援事業と任意事業の財源割合で、国が「40%」から「39.5%」、県と市がそれぞれ「20%」から「19.75%」となります。

次に、(2)の介護報酬の改定につきましては、1.2%の引き上げが決まっております。

(3)の宮城県介護保険財政安定化基金の活用でございますけれども、この基金から、交付金によりまして保険料の上昇を抑えることが示されてきております。

(4)の市介護保険財政調整基金の活用をいたしまして、保険料の上昇を極力抑えることとしてございます。

次に、21ページをお開き願いたいと思います。4の介護保険給付費等の実績と今後の給付見込みでございます。第4期の給付実績見込み等につきましては、表中の右端、3年間の総合計欄のとおり、120億7,000万円となっております。その下段の計画値と実績値との比較では、ほぼ計画値と同額となっております。

次に、第5期の3年間の給付見込みですが、給付費の主な増加要因といたしましては、高齢者数が増加し、それに伴い要支援・要介護認定者数も増加傾向にあることやさらに、サービスの利用者数も増加傾向にあります。また、介護報酬の改定により介護給付費等が増加することから、下段表中の右端、3年間総合計欄で137億1,400万円と第4期と比べまして13.6%の増加

が見込まれております。

22ページをごらんいただきたいと思います。5の所属団体別介護保険料の現行と改正案の比較でございます。実際の保険料は年額で計算されますので、表中、中段の第4段階基準月額換算、現行「4,065円」ですけれども、これを改正案の「4,860円」で、基準年額が右端の5万8,320円となり、増加率は19.56%となります。

同じ資料の19ページに戻っていただきたいと思います。塩竈市介護保険条例の一部改正新旧対照表でございます。向かって右側が現行、左側が改正案となっております。下線のある部分が今回改正しようとするものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案資料1の17ページの附則をごらんいただきたいと思います。附則の第3項に、平成24年度から26年度までにおける保険料率の特例といたしまして、所得段階第4段階における軽減された保険料、年額5万2,488円をこちらに定めております。

以上で、塩竈市介護保険条例の一部改正の概要につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 それでは、議案第30号塩竈市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

初めに、資料番号1の定例会議案の19ページをお開きください。資料番号1の19ページでございます。この条例改正につきましては、一番下の提案の理由に記載のとおり、消防団員に支給する報酬及び費用弁償の額を引き上げ、給与面での活動環境改善を行おうとするものでございます。

第13条につきましては、消防団員の年額報酬を規定しており、(1)の団長から(9)の団員まで、記載のとおり改正するものでございます。

第14条につきましては、費用弁償を規定しており、(1)から(4)が出動1回当たりの金額、第14条第2項及び第3項につきましては旅費についての規定であり、記載のとおり改正するものでございます。

恐れ入りますが、資料番号12の第1回市議会定例会議案資料の25、26ページをお開きください。資料番号12の25、26でございます。条例改正案の新旧対照表で、右側の欄が現行、左の欄が改正案でございます。

条例の改正内容につきましては、次の27ページで説明させていただきます。27ページでござ

いますが、非常勤の消防団員に係る報酬等の見直しについてでございます。中段下の2、消防団員の報酬及び費用弁償の見直しについてごらんいただきたいと思います。

(1) が条例第13条で規定します年額報酬ですが、団長以下それぞれ増額しており、上げ幅は3,500円から1万4,000円になります。なお、見直しの基準につきましては、地方交付税の算定単価を参考にしてございます。

(2) の費用弁償ですが、条例第14条で規定している内容で、出動1回ごとの金額でございます。災害及び警戒出動につきましては、1,000円の増額をしております。見直しにつきましては、県内他市の状況を参考にしてございます。

出動状況は、上のほうの二つ目の表、消防団の活動状況の表に記載のとおりでございます。

参考としまして、周辺2市3町と県内13市の金額を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、前回の改正は平成8年でございますので、15年ぶりの改正となります。給与面での改正で活動環境を整備し、消防団員の確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 それでは、議案第32号塩竈市地域優良賃貸住宅条例について、定住促進課からご説明いたします。資料No.1の25ページ、あわせまして資料No.12の29ページをお開き願います。資料No.1の25ページ、資料No.12の29ページです。

今回の条例は、定例会初日にご承認いただきました雇用促進住宅の取得に伴い新たに条例を制定するものです。資料No.12の29ページで説明させていただきます。まず、1の制定の目的といたしましては、子育て世代などに対し優良な賃貸住宅を供給し、長期総合計画の最重点課題となっております定住人口の確保を図るため、地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

3の制度趣旨として、地域優良賃貸住宅は、一般の公営住宅を補完するため制度化されたもので、子育て世代などに優良な賃貸住宅の供給を図ることを目的としており、定住促進に向けてこの制度をぜひ活用してまいりたいと考えております。

4の条例の主な内容といたしましては、(3)の入居者の資格は、所得基準に該当する18歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯及び災害などの特別な事情のある世帯を対象といたします。また、所得基準は、住宅に困窮していても所得オーバーで市営住宅に入居できない月の所得15

万8,000円から48万7,000円までの世帯といたします。

(5)の家賃は、制度上、近隣の同様な賃貸住宅の家賃を超えて設定できないことから、近傍家賃の家賃として算定された月額3万6,900円を規則に定め、駐車場料金も月額3,000円といたします。なお、現入居者のほとんどの方々が加算家賃の4万5,800円を納めておられ、家賃の負担増にはなりません。また、子育て支援対策として、公的賃貸住宅家賃低廉化事業を活用し、月の所得15万8,000円から21万4,000円までで、中学校入学前のお子さんがいらっしゃる世帯に月額9,000円の家賃減額を附則に定めながら行ってまいります。

(7)のその他引き続き入居を希望されている方につきましては、継続入居を図ってまいります。

以上のような内容で、条例を制定してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、議案第33号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要につきまして、ご説明申し上げます。説明の都合上、資料No.12でご説明申し上げます。12の39ページをお開きいただきたいと思ひます。

いわゆる地域主権改革一括法に係る概要をまとめた資料というふうになってございます。

まず(1)、こちらの条例委任というところがございますが、これまで法律で定められておりました各種の施設、こちらの設置基準などを条例で定めるというふうな内容でございまして、全体項目数は44項目、そのうち、本市該当施設、こちらが26項目となります。1年間の経過措置があるものとしましては24項目、その差し引き、いわゆる経過措置がなくて、本年4月1日で条例での制定が必要だとなるものが2項目というふうになります。

項目の内訳といたしましては、次の40ページと、それから、41ページの表になってございます。まず、40ページをごらんいただきたいと思ひますが、こちらの網かけとなっている部分、これは本市の施設が存在していないなどの理由がありましての非該当項目というふうになってございます。該当項目のうち、右から2番目にあります経過措置、こちらで「あり」となっているものが25年4月1日施行分、「なし」となっているものが本年4月1日施行分というふうになります。下段の第2次一括法の1番目と2番目にございますように、公民館運営協議会及び図書館運営協議会委員の委嘱に当たり満たすべき基準を制定しようとする条例改正を今回ご

提案申し上げるものでございます。

恐れ入ります、39ページにお戻りいただきます。1の(2)今度は権限移譲でございます。これまで県で処理してございました事務が市に移譲されるというようなものでございます。なお、高度な知識を要する項目につきましては、あらかじめ移譲期限というものが平成25年4月1日に設定されてございます。全体項目といたしましては、41項目であります。そのうち、本年の4月1日に移譲されますものが20項目、25年4月1日に移譲されますものが4項目という形になります。さらに、既に期限前に移譲されておりますものが17項目というふうになってございます。

項目の内訳につきましては、恐れ入りますが、42ページ及び43ページというふうになります。こちらのほうの内容で網かけとなっております項目は、今既に移譲済みの項目というふうになりまして、こちらが17項目、それ以外で一番右側でございます移譲状況の欄、これが「未」となっているものが本年4月1日あるいは翌年の25年4月1日移譲予定の項目というふうになっております。本年4月1日移譲の項目は3月までに県からの引き継ぎが行われるというふうな予定になってございます。なお、権限移譲につきましては、事務処理等の根拠が既に法律で定められております。こういった状況から、そのほとんどが新たな条例の制定の必要がないというふうになってございます。

恐れ入ります。また、それでは39ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。2の本市の条例改正という内容でございます。まず、条例委任の事項につきましては、経過措置が設定されていない2項目の条例改正と、それから、一括法の施行に伴いましてそもそもの基準が廃止されてしまうということに伴いその基準を制定する必要が生じた条例改正1項目の計3項目についてまとめて改正しようとする整備条例でございます。なお、権限移譲につきましては、新たな条例による規定というものが今回1つ、1項目発生してございますので、こちらは別途御提案してございます。

条例委任に係ります改正といたしましては、まず、(1)の塩竈市民交流センター条例及び(2)の塩竈市生涯学習センター条例で、協議会の委員の任命基準を追加する改正を行おうとするものでございます。内容といたしましては、これまで法律上で定めておりました基準、こちらに準拠した内容を追加するというふうな内容でございます。

また、(3)の塩竈市営住宅条例の改正につきましては、こちらのほうは公営住宅法、法律におきまして入居者資格として規定してございました同居親族等の要件等が廃止されるという

ことに伴いまして、本市営住宅での資格を維持するため、公営住宅法と同様の内容を規定するなど、文言の整理等を行う、そういった改正でございます。

資料の30ページから38ページは新旧対照表というふうになってございますので、ご参照いただければと思います。議案第33号につきましても説明は以上になります。

それでは、続きまして、議案第35号平成24年度一般会計予算につきましても概要を申し上げます。まず、説明の都合上、議案資料No.12をご用意いただきます。48ページをお開きいただきたいと思います。議案資料No.12の48ページです。

こちらのほうは一般会計及び特別会計当初予算の総括表というふうになってございます。24年度の一般会計当初予算は280億1,000万円で、前年度比85億9,000万円、44.2%の増というふうになってございます。災害復旧事業費並びに災害廃棄物処理費などの災害関係事業費の計上によりまして大幅な増というふうになってございます。

次に、特別会計でございますが、10の特別会計の予算総額は194億5,410万2,000円となっております。前年比34億8,500万2,000円、21.8%の増というふうになってございます。特別会計の主な内容につきましては、前年度の比較でご説明いたします。交通事業特別会計は、人件費並びに燃料費の増に伴いまして管理費の増、こちらによりまして前年比650万円の増となっております。国民健康保険事業特別会計につきましては、後期高齢者の支援金の増などによりまして8,590万円の増、魚市場事業特別会計につきましては、水揚奨励金制度の終了に伴いまして2,540万円の減、下水道事業特別会計につきましては、災害復旧事業費の計上などによりまして31億6,290万円の増、公共駐車場事業特別会計につきましては、震災の影響による休止に伴いまして1,299万8,000円の減、介護保険事業特別会計は、第5期介護保険事業計画の開始に伴う介護給付費の増などによりまして2億30万円の増、後期高齢者医療事業特別会計は、後期高齢者の増加に伴います広域連合への納付金の増などによりまして4,970万円の増というふうになってございます。

一般会計、特別会計を合わせました総額は、一番下段にございますように、474億6,410万2,000円となりまして、前年比較120億7,500万2,000円、34.1%の増というふうになってございます。

それでは、次の49ページ、50ページをお開きいただきます。こちらは一般会計の歳入についての前年度比較表でございます。主な収入、歳入の内容は、予算説明書にてご説明申し上げたいと存じますので、特に増減額の大きい内容を説明いたします。

まず、費目1、市税は、10億6,792万5,000円の減というふうになってございます。震災に伴います減収あるいは減免などによりまして大幅な減というふうになってございます。

費目10の地方交付税は、12億5,800万円の増、こちらのほうは市税の減収等によります普通交付税並びに震災復興特別交付税の計上によるものでございます。

費目14、国庫支出金は67億5,587万9,000円の増で、災害廃棄物処理費などの計上によるものでございます。費目18の繰入金2億8,382万9,000円の増で、こちらは財源対策として財政調整からの繰入金の増額などによるものでございます。

費目21の市債は、13億5,110万円の増で、こちらのほうは災害復旧事業債、それから、災害対策債を新規に計上するというふうな内容になっておるものでございます。

次に、51ページ、52ページをお開き願います。これは一般会計の歳出につきまして目的別に前年度と比較してございます。主な内容は、予算説明書にてこちらもご説明を申し上げたいと思います。

次に、53ページ、54ページをお開きいただきます。こちらのほうは一般会計の歳出を性質別に分類して前年度と比較してございます。主な特徴点を申し上げます。

費目1の人件費、こちらは震災復興事業に係ります人員確保のための増員、このほか他自治体からの中長期派遣職員の人件費の計上などによりまして、前年度比1億2,747万2,000円の増というふうになってございます。

費目2の物件費は、仮設住宅交通支援事業、仮設住宅地域支え合い体制づくり事業などの被災者支援あるいは災害廃棄物処理事業費の計上などによりまして79億8,204万円の大幅な増というふうになってございます。

費目4の扶助費は、障害者自立支援費が増となっておりますものの、子供手当から子供のための手当の移行に伴う減、あるいは震災の支援に伴います生活保護費の減などによりまして、前年度比2億9,045万3,000円の減というふうになっております。

費目5の補助費、こちらは震災支援といたしましてタクシー防災対策支援事業費の計上でございますとか、自主防災組織支援事業費の計上などによりまして、前年度比1億9,626万3,000円の増というふうになっております。

費目6の普通建設事業費ですが、こちらは保健センターの医療救護活動拠点整備事業などの新規事業を計上いたしますが、実際には災害復旧費、それから、災害関連事業への重点化に伴いまして、前年度比2億6,074万9,000円の減としてございます。

費目7の災害復旧費は、道路橋りょう災害復旧費の計上に伴いまして、前年度比7億821万6,000円の増というふうになってございます。

費目11の貸付金は、災害援護資金貸付金の計上に伴いまして、前年比1億4,902万4,000円の増というふうになっております。

費目12の繰出金、こちらのほうは交通事業特別会計、こちらの収入源に伴います増のほか、社会保障関係の会計でございます国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業などへの繰り出しの増に伴いまして1,672万7,000円の増というふうになっております。

次の55ページ、こちらのほうは投資的経費の内訳表というふうになってございますので、後ほどご参照いただければというふうに思います。

それでは、同じく一般会計予算の内容につきまして、資料No.9です。9の説明書をご用意ください。1ページをお開きいただきたいと思います。

大変申しわけありません。資料No.8、議案のほうです。資料No.8、議案のほうをご用意いただけます。資料No.8の一般会計予算をご説明申し上げます。恐れ入ります。1ページをお開きいただけます。

こちらの第1条、こちらでは歳入歳出予算の総額を280億1,000万円というふうに定めるものです。

第2条の債務負担行為並びに第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条、一次借入金でございますが、これは災害復旧事業費、それから、災害関連事業費など、前年度から予算規模が増加しておりますことから、前年度から5億円を増額いたしまして50億円と設定しておるものでございます。

第5条は、人件費の各項間の流用について規定してございます。

次の2ページ、3ページ、こちらのほうは歳入予算の款項ごとの区分というふうになってございます。

続いて、4ページ、5ページのほうは歳出予算の款項ごとの区分表でございます。

次の6ページをご説明申し上げます。「第2表 債務負担行為」です。債務負担行為は、リース機器の使用期間の終了などに伴います機器賃借料など例年と同様の内容となりますが、災害関連事業といたしましては、新規項目として、一番下段にございます平成23年3月東日本大震災津波被害による水産業災害対策資金融資利子補給など11件を設定するものでございます。

7ページ、「第3表 地方債」では、災害関連といたしまして、下から4番目にございます

道路橋りょう災害復旧事業のほか、その下段の災害廃棄物処理事業を計上してございます。一番下段の借換債につきましては、これは平成19年度の小学校大規模改修事業に係ります市債の借り換えでございます。都合11件の地方債を設定するという内容でございます。

一般会計の議案については以上になります。

続きまして、先ほどご用意いただきました資料No.9、説明書のほうをご説明申し上げます。平成24年度一般会計予算説明書です。1ページをまずお開きいただきます。こちらは歳入歳出予算事項別明細書というふうになってございます。歳入につきましては、款別に前年度と比較をするという表になってございます。2ページにつきましては、歳出につきましては、款別に前年度と比較してございます。

それでは、概要につきましては、先ほどの総括表でご説明したとおりでございますので、次の説明に入らせていただきます。

それでは、3ページ、4ページをお開きいただきます。

まず、歳入からご説明申し上げます。特に前年度比で金額の増減の大きい項目と特徴的なところをご説明申し上げます。

まず、第1款市税でございます。47億7,740万円を計上いたします。前年度比10億6,792万5,000円の大幅減というふうになっております。

1項1目個人市民税につきましては、地方税の改正という内容による増要因というものがありますが、課税人口の減少、それから、所得額の減少によりまして、前年度からは減というふうになってございます。2目の法人市民税につきましては、これまでの収納状況から、ほぼ例年どおりの内容としてございます。

2項固定資産税につきましては、震災の影響による評価額の減、あるいは評価がえに伴います減を見込みましたことから、土地のほうでは3億8,830万4,000円の減、家屋のほうでは4億558万5,000円の減となるなど、総額8億3,443万3,000円の大幅減というふうになる見込みでございます。

また、3項の軽自動車税につきましても、津波被害等による台数の減というものをどうしても見込まざるを得なく、前年度比209万5,000円の減を見込んでございます。

5ページ、6ページをお開きいただきます。

第5項都市計画税です。こちらのほうは固定資産と同様に、震災の影響によりまして前年度比1億9,327万1,000円の減を見込んでございます。

第2款地方譲与税から次の7ページ、8ページ、第9款地方特例交付金までは国の地方財政計画の内容やあるいは県の通知額に基づきまして試算した数値となっております、特に9款の地方特例交付金につきましては、子ども手当から子どものための手当の移行に伴いまして、従来の子ども手当の終了に伴う分と、それから、自動車取得税交付金の減収、いわゆるエコカー減税、こちらの分の特例交付金が地方税のほうへ移行するというに伴いまして、前年度比では5,330万円の大幅な減というふうになってございます。

10款地方交付税です。67億6,300万円と、前年度比12億5,800万円の増額を見込んでございます。内容といたしましては、普通交付税54億700万円で、固定資産税などの市税の減収分を追加いたしまして前年度比で4億200万円の増と見込んでおります。特別交付税につきましては5億というふうに計上いたしまして、例年どおりの計上とさせていただいておりますが、次の9ページ、10ページ、こちらにございます震災復興特別交付税、8億5,600万円を新たに見込みまして大幅な増というふうになってございます。

11款交通安全対策特別交付金は、これは前年度と同様。

12款分担金及び負担金、これもほぼ前年度と同額を計上してございます。

13款になります。13款の使用料及び手数料でございますが、まず、使用料は前年比で647万7,000円の増となっております。これは震災の影響によりまして10ページの下段にあります浦戸診療所使用料の減というものや、恐れ入ります、12ページの3節の公営住宅使用料、こちらが減免等によりまして減収というふうになってございますが、23年度の雇用促進住宅取得に伴いまして新たに計上いたしました5節、こちらのほうに、5節に地域優良賃貸住宅使用料を計上することに伴いまして増というふうな内容となっております。

2項手数料につきましては、前年度と比べまして527万5,000円の減というふうになってございます。

13ページ、14ページをお開きいただきます。14ページは国庫支出金です。95億4,885万1,000円で、前年比67億5,587万9,000円の増となっております。これは1項国庫負担金で子どものための手当の移行あるいは生活保護の減によりまして、3億3,100万5,000円の減というふうになっておりますが、14ページの下から3番目にあります災害当廃棄物処理事業費、あるいは次の15、16ページの6目にごございます道路橋りょう災害復旧費の新たな計上によりまして増額というふうになっているものでございます。

次の15ページ、16ページの15款県支出金でございますが、14億8,487万円で前年比7,877万

2,000円の増というふうになっております。こちらのほうは16ページの4節に記載してございます社会福祉費の負担金、障害者自立支援給付費の増に伴うもの、あるいは5節の後期高齢者医療事業負担金の増によるものでございます。

17、18ページをお開きいただきます。2項県補助金でございますけれども、2目の民生費県補助金で23年度に行いました介護基盤緊急整備事業の終了に伴いまして1億3,402万8,000円の減というふうになっておりますが、恐れ入ります、19ページ、20ページの2節、一番上になります、2節の保健衛生費補助金、このうち、保健センターのエレベーター設置等に伴います地域医療再生臨時特例交付金7,425万、あるいは4目の労働費、こちらの補助金で重点分野雇用創造事業補助金1億4,800万2,000円の増に伴うものであります。

次の21ページ、22ページをお開きいただきます。18款繰入金です。4億7,058万9,000円で、前年比2億8,382万9,000円の増となっております。1目の財政調整基金の繰入金は2億4,696万円、前年比1億2,617万円の増となっております。こちらのほうは不足する財源調整を行っているというふうな内容でございます。2目の減債基金繰入金3,646万6,000円は、これは19年度に借り入れいたしました先ほどの小学校大規模改造の償還に当たりまして、これまでに積み立てておりまして額を取り崩すという内容でございます。4目のミナト塩竈まちづくり基金繰入金250万円は、これは平成22年度国の補正予算で交付されました光をそそぐ交付金、こちらの財源に積み立てておりました額を予定事業に充当するという繰り入れでございます。7目のふるさとしおがま復興基金、これは1億8,437万3,000円、こちらのほうは臨時議会で計上いたしました基金交付金のうち、24年度中に充当するという内容でございます。

飛びまして、27ページ、28ページをお開きいただきます。

第21款市債です。27億7,680万円と、前年度から13億5,110万円の増というふうになっております。6目をごらんいただきます。6目の災害復旧事業債で道路橋りょう災害復旧事業債並びに災害廃棄物処理に係ります災害対策債の計上によりまして、合計で13億5,110万円の増というふうになっているものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。説明のほうは主に右側の節区分説明欄あるいは事業説明欄の記載内容をご説明申し上げます。恐れ入ります33ページ、34ページをお開きいただきます。

2款総務費は20億5,772万3,000円、前年比3億4,770万6,000円の増となっております。これは1目一般管理費で災害復旧事業の本格実施に伴いまして人員確保のための中長期派遣職員の

負担金あるいは任期付職員の人件費の計上によりまして3億1,558万9,000円の増というふうになっているものです。

次に、37ページ、38ページをお開きいただきます。6目の財産管理費、前年比で1,872万1,000円の増というふうになってございますが、こちらは39ページ、40ページ、右側の14節、この使用料及び賃借料のうち、2段目の建物賃借料で、新たに震災復興推進局用の仮庁舎の賃借料を計上するものでございます。

43ページ、44ページをお開きいただきます。こちらの12目の諸費、第15節工事請負費700万が計上されてございますが、これは前年度に引き続きまして防犯灯の設置工事を実施いたしますとともに、みやぎ環境税交付金を活用いたしましたLED灯を浦戸中学校に設置するというものでございます。

飛びまして、57ページ、58ページをお開きください。民生費です。民生費は72億2,264万8,000円で、前年比2億1,881万7,000円の減というふうになってございます。特に大きなところといたしましては、まず、1項の社会福祉費で3,254万6,000円の減というふうになっております。こちらのほうは1目の社会福祉総務費、こちらで前年比で4,577万3,000円の増というふうになってございますが、これは右側の事業内訳の欄の下から2番目にあります国民健康保健事業特別会計の繰出金の増あるいはその下段にございます仮設住宅地域支え合い体制づくり事業を新たに計上したということに伴います被災者への心のケア等の相談業務を実施するというふうな内容にしているものでございます。

59ページ、60ページをお開きいただきます。3目老人福祉費、前年比で1億6,341万9,000円の減というふうになっておりますが、これは23年度に行いました介護基盤緊急整備事業の終了に伴うものでございます。

63ページ、64ページをお開きいただきます。5目介護保険費、前年比で3,618万2,000円の増となっておりますが、これは事業内訳欄にありますように、介護保険事業特別会計の繰出金の増に伴うものです。

65ページ、66ページをお開きいただきます。8目障害者自立支援費、こちらのほうは3,547万5,000円の増となっておりますが、事業内訳の欄の福祉サービス費の増、あるいは一番下段にございます障害者（児）相談支援事業1,200万を新たに計上いたしまして障害者の支援体制の充実を図ろうとするものでございます。

69ページ、70ページをお開きいただきます。2項児童福祉費は24億6,851万2,000円というふ

うなになってございます。こちらの1目の児童福祉総務費の事業内訳欄にございます児童虐待DV防止事業を実施いたしまして、児童の安全確保対策を行うものでございます。

続きまして、71ページ、72ページ、こちらの2目児童措置費、こちらのほうは子どものための手当への移行に伴いまして前年比2億261万円の減というふうになっているものでございます。

それから、75ページ、76ページをお開きいただきます。5目の子育て支援費では、放課後児童クラブのクラスの増設を行いまして、予算額を前年度比の331万円を増額するというふうにしてございます。

続きまして79ページ、80ページをお開きいただきます。4項災害救助費は、災害援護資金貸付金の計上によりまして被災者への支援の充実を図ろうとするもので、前年度比1億5,452万6,000円の増というふうにしてございます。

81ページ、82ページは衛生費です。衛生費は96億2,667万7,000円、前年比76億8,153万1,000円の大幅増となっておりますが、主な要因は災害廃棄物処理費の計上によるものでございます。

83ページ、84ページをお開きいただきます。2目の予防費です。こちらの右側のほうの上段の右側のほうをごらんいただきますと、各インフルエンザの接種、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチンなどの接種費を増額いたしまして市民の健康管理の充実を図るということでございます。

飛びまして、89ページ、90ページをお開きください。2項清掃費、一番下段になります2目の塵芥処理費でございますが、こちらのほうは災害廃棄物処理事業費の計上によりまして大幅な増というふうになっているものでございます。

それから、99ページ、100ページをお開きいただきます。こちらは第5款労働費です。3億7,807万3,000円です。前年比1億4,799万2,000円の増となっておりますが、事業の内訳欄にあります重点分野雇用創造事業、こちらの事業によりまして震災により被災された方々の雇用機会の拡大というものとか、地域ブランド力、それから、水産物・水産加工品の販路回復事業の創設など産業基盤の再生あるいは旅客ターミナル、観光施設PR強化事業などの創設によりまして観光振興、または臨時放送局運営事業などの被災者への支援の充実を図るもので、前年度比1億4,799万2,000円を増額してございます。

次に、101ページ、102ページ、次のページをごらんいただきます。こちら6款農林水産業費

となります。恐れ入ります。飛びまして103ページ、104ページ、第2目水産業振興費、こちらのほうは1,669万8,000円の減となっておりますが、これは魚市場事業特別会計への繰り出しの減によるもので、24年度の事業といたしましては、次の105ページ、106ページの19節、105ページの19節の欄にごございます水産加工業活性化支援事業補助金、こちらを300万円増額するという内容でございますとか、新たにみなと産直イメージアップ事業を実施するという内容で基幹産業の活力再生を目指すという内容です。3の浅海漁業振興費661万3,000円の内容につきましては、事業内訳の2段目にあります水産漁業復興事業というものを創設いたしまして、浅海漁業者が再建のために借り入れた融資に対する利子補給を行うものであります。

次に、109ページ、110ページをお開きいただきます。商工費、こちらの5億6,971万円でございます。1項2目の商工振興費で事業内訳欄の2行目にあります中小企業対策融資事業4億3,000万計上し、中小企業者の経営の安定あるいは育成のための預託を行います。中段にありますシャッターオープン事業あるいは商人塾であります中心市街地商業活性化事業費には、こちらのほうは増額いたしました。ほかに、それから、企業誘致活動推進事業費では、企業支援奨励金を新たに計上いたしまして商店街の活力回復と再生を図るものであります。

恐れ入ります。115ページ、116ページをお開きいただきます。こちらは土木費になります。1項1目の土木総務費、これは23年に引き続きまして地盤沈下対策としての宅地防災支援対策事業を計上いたしまして1億4,554万7,000円の増額予算としております。また、13節の2番目にあります木造住宅耐震診断委託料の増額、あるいは木造住宅耐震改良工事助成事業助成金をほぼ倍増いたしまして防災対策の強化を図ってございます。

続きまして、123ページと124ページをお開きいただきます。第5項都市計画費でございます。こちらのほうは震災復興推進特例の人員確保としての人件費の減でありますとか、あるいは街路事業につきましては、震災復興事業への傾注によります事業休止によります減というふうになってございます。

6項住宅費、こちらのほうは市営住宅の給水方式変更あるいは電気容量の改修などの工事費を増額しております。

飛びまして、131ページ、132ページをお開きいただきます。消防費になります。消防費のほうは、7目非常備消防費で震災を教訓といたしまして、新たに消防団活動備品整備事業の実施あるいは消防団員の処遇改善としての報酬の改定など予算額を増額してございます。また、3目防災費にありましては、これは災害の備えとしての防災体制整備事業、あるいは各集会所へ

の発電機等の備品の整備、あるいは自主防災組織の行う備品購入等への助成金など新たな制度を設けまして災害対策への強化を図るというふうな内容でございます。

飛びまして、135ページ、136ページをお開きいただきます。教育費です。教育費の1項2目事務局費、こちらの事業内訳の中段でございます被災児童生徒就学援助事業を新たに創設いたしまして支援の充実を図りますほか、2段下でございます学習支援として学び支援コーディネーター等配置事業を実施し、さらに、3項目下でございます安全で安心な学校給食のあり方を進める給食運営プラン策定推進事業を計上してございます。

そのほか、飛びまして141ページ、142ページをお開きいただきます。2項小学校費2目教育振興費というふうになってございますが、学力向上費として1,246万2,000円を計上いたしまして、各小学校での少人数指導を継続いたします。

飛びまして、145ページ、146ページをお開きいただきます。社会教育費、こちらも前年度からは196万5,000円の増というふうになっておりますが、続きまして、次の147ページ、148ページ、こちらの事業内訳の一番下にあります国重要文化財塩竈神社、これは御社殿の修理に係ります補助金を新規計上してございます。

飛びまして、159ページ、160ページをお開きいただきます。第5項1目の保健体育施設総務費のこの事業内訳欄、スポーツ振興事業150万円を計上いたしまして、いわゆる体育館の命名権を活用したイベント開催を行ってまいります。

飛びまして、165ページ、166ページをお開きいただきます。11款災害復旧事業費です。24年度当初は7億821万7,000円計上いたしまして、道路橋りょう災害復旧事業を継続して実施してまいります。

次のページですね。167ページ、168ページ、こちらは公債費の計上というふうになっておりますが、前年度からずっと減額という形でここ数年、プライマリーバランスの黒字基調というものが継続しております。

169ページ、170ページをお開きいただきます。こちらは交通事業特別会計の繰出金及び国有地先行取得事業特別会計の繰出金を計上してございます。

飛びまして、173ページ以降、こちらにつきましては給与費の明細書、それから、債務負担行為、地方債現在高の調書というふうになりますので、ご参照いただければと思います。

大変長い説明でありました。説明は以上になります。

○阿部委員長 ご苦労さまです。

木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 続きまして、議案第36号平成24年度交通事業特別会計予算についてご説明させていただきます。資料No.9の予算説明書の186、187ページをお開きください。

歳入歳出とも同額の2億1,940万円を計上しております。前年と比較いたしまして650万円の増額となっております。説明の都合上、歳出からご説明いたします。資料の190、191ページをごらんください。

第1款事業費に2億765万3,000円を計上しております。前年と比較しまして650万6,000円の増額となっております。その内訳といたしましては、1目の総務管理費に、社会資本整備総合交付金事業として実施いたします航路浮標等整備工事の600万円を含めまして1億7,310万8,000円と、次のページになります、192、193ページになりますが、2目の運行費といたしまして3,454万5,000円を計上しております。主な増額の理由といたしましては、船舶の燃料単価の増額により燃料費で270万円ほどの増額となっております。

続きまして、194、195ページをお開きください。第2款公債費でございますが、前年から6,000円減額の1,174万7,000円を計上しております。これは船舶浦戸の長期債の元利償還分として計上したものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。188、189ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1款事業収入に前年より1,980万9,000円減額の7,300万円を計上しております。震災の影響によります輸送人数等の減少に伴う減額を見込んだものであります。

第2款国庫支出金といたしましては、前年より1,015万3,000円増額の6,652万1,000円を計上しております。これは事業収入の減により損益差が拡大したことに伴いまして、離島航路国庫補助金で955万3,000円の増額、それから、航路浮標等整備工事の財源となります社会資本整備総合交付金で60万円の増額を見込んだものでございます。

第3款繰入金には7,987万9,000円を計上しております。前年と比較しまして1,616万7,000円の増額となっております。これは先ほどご説明いたしました事業収入の減が大きく影響したものととなっております。

歳入の最後の段の諸収入ですが、本年度の予算計上がなかったために米印表示となっております。前年より1万1,000円減額となっておりますが、これは広告料収入として計上していたものであります。

交通事業特別会計予算につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして、私から議案第37号平成24年度国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

同じ資料、資料番号9の予算説明書202ページ、203ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは事項別の明細書の総括表でございますが、歳入歳出それぞれ前年度と比べまして8,590万円増の66億7,910万円を計上しているところでございます。

次に、歳入歳出の主な内容につきましてご説明させていただきます。説明の都合上、歳出からご説明をさせていただきます。216ページ、217ページをお開きいただきたいと存じます。

第2款保険給付費につきましては、23年度の決算見込みをもとにいたしまして医療費の動向等を踏まえ算定いたしまして、前年度と比べまして5,439万7,000円減の46億443万7,000円を計上しております。

次に、218ページ、219ページをお開きください。第3款後期高齢者支援金等につきましては、加入者1人当たりの負担額の増等によりまして6,574万7,000円増の7億7,382万2,000円を計上しております。

次に、224ページ、225ページをお開きいただきたいと存じます。第6款介護納付金でございます。こちらにつきましても1人当たりの負担額及び被保険者の増によりまして4,092万9,000円増の3億3,786万9,000円を計上しております。

次に、226ページ、227ページをお開きください。第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費の給付を市町村の共同事業として実施しているものでございますが、県内の医療費の動向によりまして3,915万3,000円増の7億6,189万6,000円を計上しております。

次に、飛びまして、234ページ、235ページをお開きいただきたいと存じます。第10款公債費につきましては、平成20年度に宮城県から貸し付けを受けました貸付金の最終の償還金4,000万円を含めまして4,000万1,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐縮ですが、204ページ、205ページをお開きいただきたいと存じます。

第1款国民健康保険税につきましては、12月議会で議決をいただきました税率によります算定となりまして、前年度と比べまして1億4,362万2,000円減の15億2,619万9,000円を計上しております。

次に、206ページ、207ページをお開きください。まず、第4款国庫支出金につきましては、定率国庫負担の負担割合が34%から32%に減額され県負担金と調整されることなどから、前年と比べまして1億5,775万4,000円減の14億1,828万7,000円を計上しております。

第5款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の増によりまして医療給付費も増加すると見込みまして、前年度と比べ9,756万6,000円増の3億4,971万4,000円を計上しております。

第6款前期高齢者交付金につきましては、22年度の確定給付金の増及び全国被保険者の給付額の伸びを踏まえまして、国が示します係数をもとに算定いたしまして、前年と比べまして1億7,308万7,000円増の17億6,579万4,000円を計上しております。

第7款県支出金につきましては、先ほど申しました定率国庫負担が減額されました分の補填といたしまして、県の調整交付金が7%から9%に引き上げることなどから、前年度と比べまして3,414万1,000円増の3億845万円を計上しております。

次に、208ページ、209ページをお開きください。第8款共同事業交付金につきましては、医療費の動向から3,915万3,000円増の7億6,188万6,000円を計上しております。

第10款繰入金につきましては、被保険者の所得減少によります軽減対象世帯の増加による保険者支援分の一般会計からの繰り入れや財政調整基金取り崩しの増等によりまして、前年度と比べまして4,401万5,000円増の5億4,245万2,000円を計上しているところでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○阿部委員長 小山水産課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 続きまして、私から議案第38号魚市場事業特別会計の予算につきましてご説明をさせていただきます。資料No.9の249、250ページをお開きいただきたいと思います。説明の都合上、歳出のほうからご説明申し上げます。

まず、第1款市場費でございます。1億1,147万1,000円を計上しております。内訳といたしまして市場管理費で1億1,017万7,000円、次のページになります。251、252ページになりますけれども、漁船対策費といたしまして129万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、253ページ、254ページをごらんいただきたいと思います。第2款の公債費でございますけれども、こちらには342万9,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。245、246ページにお戻りをいただきたいと思います。

ただいま歳出の財源といたしまして、歳入では、第1款使用料、手数料といたしまして103億円の水揚金額を見込みまして、魚市場使用料及び事務室使用料などといたしまして7,486万4,000円を組んでおります。

第2款の県支出金といたしましては89万2,000円を、そして、第4款では一般会計からの繰入金といたしましてルール分としての3,574万3,000円を計上しております。その他、次のページになりますけれども、247ページ、248ページのほうでは、諸収入といたしまして340万円を計上しております。

さらに、243、244ページ、前のページになりますが、歳入歳出事項別明細書でございます。

以上、歳入歳出予算の総額といたしまして1億1,490万円とさせていただこうとするものでございます。昨年度より2,540万円の減となっておりますけれども、これは光熱費で約400万円の減、また、昨年度実施しておりました水揚奨励の補助金1,700万円の終了による減ということでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第39号塩竈市下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。同じく資料番号9の262ページ、263ページをお開き願います。

歳入歳出予算といたしまして、70億7,970万円を計上させていただいてございます。前年度と比較いたしますと31億6,290万円の増額となっております。これは災害復旧費を計上していることによるものでございます。説明の都合上歳出からご説明を申し上げます。268ページないし269ページをお開き願います。

総務費といたしまして5億7,123万3,000円、前年度と比較いたしますと6,383万7,000円の減となっております。これにつきましては災害復旧事業との調整を図ったことによるものでございます。1目一般管理費では、職員人件費といたしまして8,909万3,000円、また13節委託料といたしまして中央ポンプ場等の施設管理等業務委託など1億2,690万6,000円を計上いたしてございます。

次に、270ページないし271ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金といたしまして2億4,164万4,000円を計上いたしてございます。これは汚水の最終処理場でございます仙塩浄化センターの流域下水道の維持管理負担金2億4,043万8,000円を計上しているものでございます。

続きまして、274ページないし275ページをお開き願います。2款1項1目公共下水道築造費でございますが、汚水事業費2,910万、雨水事業費3億9,480万、合わせまして4億2,390万円を計上させていただいております。主なるものとしたしましては、15節工事請負費3億9,582万7,000円でございますが、これによりまして9ポンプ場の建築、電気、機械工事に24年度から着手をしようとするものでございます。

続きまして、276ページないし277ページをお開き願います。3款1項公債費26億7,834万7,000円でございますが、前年度と比較いたしますと729万3,000円の増となっております。これの主なる要因としたしましては、元金償還額の増によるものでございます。

続きまして、278ページないし279ページをお開き願います。4款災害復旧費でございますが、33億8,670万円を計上させていただいております。これの主なものとしたしましては、15節工事請負費32億4,908万9,000円でございます。これによりまして被災をいたしました下水道管渠5.9キロメートルの復旧工事を施工しようとするものでございます。それぞれの具体的な事業箇所につきましては、議案資料12の65ページないし66ページのほうにお示しをさせていただきますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、歳入でございますが、264ページないし265ページをお開き願います。1款1項1目の下水道費負担金271万7,000円でございますが、これは受益者負担金でございます。新規工事が減少してございますので、前年度と比較いたしますと55万1,000円の減額計上とさせていただきます。

次に、2款1項1目の下水道使用料でございますが、これは財政計画に基づきまして12億3,242万3,000円を見込ませていただいております。

次に、3款1項1目の下水道事業費国庫補助金でございますが、23億4,910万円を見込んでございます。このうち、災害復旧にかかわります国庫補助金としたしまして21億7,380万円を計上いたしてございます。

次に、4款1項1目一般会計繰入金でございますが、前年度より2,097万8,000円減の12億4,084万1,000円を計上いたしてございます。

次に、266ページないし267ページをお開き願います。5款1項1目雑入2,645万1,000円でございますが、これは公共下水道の相互利用負担金としたしまして、多賀城市、利府町からの収入見込額を計上いたしてございます。

6款の市債22億2,810万円でございますが、これは説明欄に記載のとおり、各事業への財源

充当並びに資本費平準化債の内容となっております。

また、285ページには債務負担行為証書、さらに287ページには、当該年度末におけます地方債残高見込みをお示ししてございますので、あわせてご参照いただければと思います。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 それでは、議案第40号塩竈市公共駐車場事業特別会計の予算につきましてご説明をさせていただきます。資料No.9の288、289ページをごらんいただきたいと思います。

288ページの歳入であります。第1款使用料及び手数料、第2款諸収入にそれぞれ1,000円、合計2,000円を計上いたしまして、289ページの歳出のほうでも、第1款事業費、第2款公債費にそれぞれ1,000円、合計2,000円の支出を計上いたしております。これは塩竈中央公共駐車場が東日本大震災で被災をいたしまして営業を休止のまま施設の解体を行うこととしておりますことから、歳入歳出予算におきまして科目設定を行わせていただくものでございます。

公共駐車場事業特別会計については以上でございます。

○阿部委員長 小山水産課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 議案第41号漁業集落排水事業特別会計についてご説明をいたします。同じく資料番号9の300、301ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳出でございますが、1款の総務費といたしまして、第1項の維持管理費並びに第2項の水洗化普及費を含めまして603万6,000円を計上しております。

次に、次のページ、302、302ページでございますが、2款公債費で1,806万4,000円を計上しております。

続いて歳入でございます。298、299ページをお開きいただきたいと思います。

1款の分担金としまして48万円、2款の使用料及び手数料として186万6,000円、3款の繰入金といたしまして2,174万8,000円を計上しております。このうち、2款の使用料につきましては、接続個数が震災前の約半数になっているため減少しておるものでございます。

次に、296、297ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。歳入歳出予算総額で2,410万円でございます。昨年度と比べまして420万円の減となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、議案第42号平成24年度公共用地先行取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。まず、説明の都合上、歳出のほうからご説明いたします。資料No.9の312、313ページをお開きいただきます。

1款1項1目総務管理費は、これは科目設定の計上としてございます。

続いて、次のページの314ページ、315ページをお開きいただきます。2款1項公債費、こちらにつきましては、これまで取得いたしました用地に係ります長期債の償還利子として939万9,000円を計上するものであります。

恐れ入ります、次に、歳入をご説明いたします。310ページ、311ページをお開きください。

1款1項1目一般会計繰入金では、これは長期債の償還利子を財源といたしまして一般会計からの繰入金940万を計上するものであります。

さらに、前のページの308ページ、309ページをお開きいただきます。こちら予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ940万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして190万の減、こちらのほうは公債費の減に伴う予算額の減というふうになってございます。

説明は以上です。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 それでは、私から議案第43号介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。同じ資料番号9の317ページ、318ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計予算内に2つの勘定を設けております。まず、保険事業の勘定に係る歳入歳出予算事項別明細書でございます。この勘定は介護保険の保険者としての会計勘定でありまして、歳入歳出それぞれ44億8,820万円を計上しております。前年度と比較いたしますと1億9,880万円の増で4.6%の伸びとなっております。説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。329、330ページをお開き願います。

第2款介護給付費でございます。42億7,780万5,000円、前年度と比べまして1億7,429万1,000円と4.2%の伸びを見込んでおります。これは介護報酬が24年度から1.2%上昇したことに伴うことや、高齢者数並びに認定者数の増加を見込んで計上しております。

次に、333、334ページをお開き願います。第4款基金積立金でございます。2,381万9,000円を計上しております。これは県の介護保険安定化基金から保険料軽減策として今後3年間に活用する交付金2,377万9,000円と基金利子を加えた額となっております。

次に、335、336ページをお開き願います。第5款地域支援事業費でございます。9,923万2,000円、前年度と比べ201万7,000円の減となっております。これは主に、これまで特定高齢者施策事業費として特定高齢者の把握を特定健診受診時に65歳以上の方の生活機能評価並びに健診データを基本に実施しておりました。24年度からは1目の二次予防事業費と名称も変わりました。介護認定者を除く65歳以上の全員の方を対象に生活評価チェックシートを送付しまして、回収したシートによりまして対象者を把握することとなっておりますので、健診に係るデータが消えた減額となったものでございます。

次に、歳入につきましてご説明させていただきます。恐れ入ります、戻りまして319ページ、320ページをお願いいたします。

第1款保険料でございます。8億306万8,000円、前年度と比べまして8,388万6,000円の増を見込んでございます。これは先ほど、今回の議会に提案しておりました保険料の改定によるものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金であります。介護保険法の改正によりまして負担割合の一部がそれぞれ改正されておりますので、それに基づき計上させていただきます。

次に、321、322ページをお開き願います。上段の第5款県支出金の2項県補助金3目財政安定化基金交付金でございます。これは先ほど歳出でご説明いたしましたが、基金積立金の財源となります。県介護保険安定化基金からの交付金2,377万9,000円を計上しております。

次に、第7款繰入金でございます。6億4,811万6,000円、前年度に比べて9,633万円の減となっております。7款1項1目一般会計繰入金では6億3,811万6,000円、前年度に比べ2,489万3,000円の増となっております。一方、2項1目の財政調整基金繰入金では1,000万円と、前年度に比べ1億1,048万8,000円の減額となっております。これはこれまで介護保険料を第3期と同額とするために補填財源として前年度に計上していたことによります。

続きまして、355、356ページをお開き願います。介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出事項別明細書でございます。この勘定は、市で実施する要支援者に対する介護予防支援事業としてのケアプラン作成に係る会計勘定でございます。歳入歳出それぞれ1,070万円を計上し、前年度と比較しますと150万の増額となっております。

介護保険事業特別会計予算につきましては以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○阿部委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 次に、私から議案第44号平成24年度土地区画整理事業特別会計予算についてご説明をいたします。同じく資料№.9の予算説明書370ページ、371ページをお開き願います。

歳入歳出それぞれ1億6,520万円を計上させていただいております。前年度と比較しますと2,420万円の増額となっております。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。374ページ、375ページをお開き願います。第1款の事業費ですが、1,495万9,000円を計上し、前年度と比較いたしますと14万1,000円の減となっております。主な事業内容といたしましては、375ページ下段に、22節土地区画整理事業の清算金交付分といたしまして1,260万円を計上いたしております。土地区画整理事業は、平成23年度で工事等がすべて完了しており、最終の段階となります。24年度は換地処分を行い、土地建物の変更登記及び清算事務を進めてまいります。

続きまして、376ページ、377ページをお開き願います。公債費ですが、1億5,024万1,000円を計上し、前年度との比較では2,434万1,000円の増となっております。

次に、歳入についてご説明をいたします。恐れ入りますが、戻りまして372ページ、373ページをお開き願います。

第1款歳入についてでございますが、1億5,548万4,000円、前年度と比較で1,808万4,000円の増となっております。

続きましては、第2款の諸収入ですが、土地区画整理事業清算金の徴収分といたしまして971万6,000円を計上いたしております。土地区画整理事業につきましては23年度で工事が終了しておりますので、372ページの下段のとおり、市債につきましては皆減になっております。

土地区画整理事業の予算につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして、私から議案第45号平成24年度後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。同じ資料の380ページ、381ページをお開きいただきたいと存じます。時間の関係もございますので、事項別明細書の総括表でご説明をさせていただきたいと存じます。

歳入歳出それぞれ前年と比べまして4,970万円増の6億6,340万円を計上しているところでございます。

歳入につきましては、380ページでございますが、まず、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療の広域連合から示されました数値をもとに積算をいたしまして、前年度と比べ3,974万3,000円増の5億1,053万3,000円を計上しているところでございます。

第4款繰入金につきましては、保険料の軽減分に係ります保険基盤安定繰入金の増などによりまして、前年と比べ995万7,000円増の1億5,175万9,000円を計上しております。他の款につきましては、科目設定等で前年と同様となっております。

次に、381ページの歳出でございますが、第1款総務費が電算システム委託料の減などによりまして172万1,000円減の3,076万8,000円を計上しております。

第2款後期高齢者広域連合納付金につきましては、保険料等でございますが、これも広域連合から示されました数値をもとに計上いたしまして、5,142万1,000円増の6億3,103万1,000円を計上しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○阿部委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、議案第46号平成24年度塩竈市立病院事業会計予算についてご説明いたします。資料番号10、ご用意願いたいと思います。10でございます。まず、1ページをお開き願います。10の1ページです。ここでは、現在、当院で取り組んでおります改革プランの目標値をもとに平成24年度の業務の予定量を記載しております。

まず、第2条、1の病床数ですが、一般病床123床、療養病床38床、全体で161床とするものでございます。2の年間患者数ですが、入院患者数は5万7,196人、外来患者数は7万5,412人を予定しております。3の1日の平均患者数ですが、24年度診療日数は365日で、1日当たり患者数は156.7人、病床利用率97.3%を予定しております。外来診療日数は245日で、1日当たり患者数は307.8人を予定しております。4の主要な建設改良ですが、施設改良費3,250万円を予定しており、主なものとして県地域医療再生交付金を活用いたしました病棟整備事業を予定しております。

次に、2ページをお開き願います。第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款病院事業収益として30億7,042万7,000円を予定しております。第3項の特別利益は、改革プランで取り決めました今までの不良債務を計画的に解消するための特例償還金などへの一般会計からの繰入金でございます。

支出でございます。第1款病院事業費用として28億586万8,000円を予定しております。この

収支の差し引きとして2億6,455万9,000円の純利益を計上する黒字予算となるものでございます。また、改革プランで最大の目標となる経常収支でございますけれども、収入の第1款第1項医業収益と第2項医業外収益を合わせました28億47万5,000円が経常収益となります。対する支出の第1款第1項医業費用と医業外費用を合わせました27億9,286万8,000円が経常費用となります。その差し引きであります経常損益では760万7,000円の利益となり、平成23年度に引き続き、平成24年度も経常収支で黒字化を達成する予算となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款資本的収入として1億9,782万3,000円を予定しております。支出は、第1款資本的支出として4億477万5,000円、第2項の企業債償還金は特例債及び借換債の元金償還分でございます。この収支の差し引きといたしまして2億695万2,000円が不足いたしますけれども、条文の後段に付記書きをしておりますように、収益的収支における留保資金を補填することで収支の均衡を図る予算計上となっております。病院事業収支全体では、不良債務解消のための繰入金や減価償却費などを除きました病院独自の現金収支で約5,100万円の黒字となる予算となっております。

3ページの第5条債務負担行為から第9条のたな卸資産の購入限度額につきましては、記載のとおりでございます。

4ページ以降は、関係する資料を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

市立病院は議会初め市民の皆様のご支援のもと平成21年度から改革プランに取り組んでまいりまして、おかげさまで3年連続の現金収支での黒字化を達成する見込みでございます。さらに、改革プランでの最大の目標であります減価償却費も含みました経常収支の黒字化もさきの補正予算でご説明いたしましたように、平成23年度決算で達成できる見込みとなっております。ただいまご説明いたしました新年度予算のように病院事業が推移できますれば、平成17年度末に最大で24億円にも上っておりました不良債務が24年度末にはすべて解消され、逆に約3,600万円ぐらいの現金が確保できるという経営見通しになってまいりました。今後とも、病院職員が一丸となりまして改革プランを推進いたしまして、健全経営に努めながら、市民の皆様の安全安心を担う病院といたしまして、救急受け入れでありますとか、高齢者医療、急性期から慢性期まで質の高い医療を提供してまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○阿部委員長 尾形水道部次長兼総務課長。

○尾形水道部次長兼総務課長 それでは、議案第47号平成24年度塩竈市水道事業会計予算について

て説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.11の1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量でございますが、給水戸数を2万5,993戸、年間総給水量を736万2,841立方メートル、1日平均給水量を2万172立方メートルにしてございます。また、主要な建設改良事業でございますが、第6次配水管整備事業といたしまして3,400万円を予定してございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益は17億1,102万円で、前年度当初比で1.9%、金額で3,112万9,000円の増となっております。内容といたしまして、第1項の営業収益15億8,241万3,000円は水道料金、水道加入金などがございます。第2項の営業外収益1億2,840万7,000円は他会計補助金、受託工事収益などがございます。第3項の特別利益20万円は固定資産売却益などがございます。

次に、支出の第1款水道始業費用は16億5,258万1,000円で、前年度当初比で8.9%、金額で1億3,568万5,000円の増となっております。内容といたしまして、第1項の営業費用13億3,235万9,000円、第2項の営業外費用3億872万2,000円、第3項の特別損失150万円、第4項の予備費1,000万円でございます。

水道事業収益、費用がともに前年度比で増となっておりますが、これは国土交通省所管共同溝工事に伴う受託工事によるもので、その分を除きますと水道事業収益では、前年度当初比でマイナス5.3%、金額で8,857万1,000円の減、水道事業費用では、前年度当初比で1.0%、金額で1,508万3,000円の増となるものでございます。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款資本的収入は7,053万2,000円で、内容といたしまして、第1項の企業債2,700万円は、第6次配水管整備事業の財源でございます。第2項の負担金101万円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金などがございます。第3項の出資金504万6,000円は、水源開発に要した経費の元金償還金に係る出資金でございます。第4項開発負担金246万6,000円は、建築物及び宅地負担金でございます。第5項の固定資産売却代金1万円は科目設定でございます。第6項の長期貸付金回収金3,500万円は、市立病院事業会計からの元金償還分でございます。

支出の第1款資本的支出は4億8,257万8,000円で、内容といたしまして、第1項の水道改良費3,029万6,000円、第2項の第6次配水管整備事業費3,400万円、第3項の災害復旧事業費828万2,000円、第4項の企業債償還金4億円、第5項の予備費1,000万円でございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,204万6,000円は当年度損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支額で補填する内容のものでございます。

2ページをお開き願います。第5条は債務負担行為でございます。内容といたしまして、給水管入れかえに対する支援策としての給水装置工事資金の融資に伴う損失補償と利子補給、超短波無線電話設備機器賃貸借、公用車両賃貸借、施設整備計画策定業務委託でございます。

第6条は、企業債でございます。第6次配水管整備事業費で2,700万円を限度といたしまして、借入先の融資条件により償還していくものです。

第7条は、一時借入金 の限度額で1億円としております。

第8条は、予定支出の各項間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

3ページ以降は、予算に関する説明書になってございますので、後ほどご参照願いたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○阿部委員長 以上で各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言願います。菊地 進委員。

○菊地委員 すみません。新生クラブからは、まず1番目、県・市内の平成22年、23年度の生活保護率表、仙台市を除いていただきたいと思ひます。2番目、平成22年、23年度の生活保護扶助費別支給一覧表と受給者と年齢構成表をお願ひいたします。3番目、平成22年、23年度の学校別、学年別の要保護、準要保護生徒数一覧表をお願ひいたします。4番目、平成23年、24年度繰出金一覧表、基準内、基準外の区別もお願ひいたします。5番目、平成23、24年度の各種団体への補助金並びに助成金の支給一覧表及び補助金、助成金を受けている団体の事務局を行政が引き受けている部局と団体名の一覧表。6番目、平成21年、22年、23年度に追加工事を発注した入札工事について、件名とその金額、当初及び追加も含めます。その業者名、また、当初価格に対する落札率をお願ひいたします。7番目、国保と社保、社会保険ですね、共済も含む加入率、県内比、塩竈市と類似都市、県内平均の比較をお願ひいたします。8番目、非常勤職員、臨時的任用職員の人数と支給額について、平成22年度から今度なります平成24年の予算まで含めていただきます。9番目、平成22年、23年度の学校給食に係る経費内訳、高熱水費、

ごみ処理費を除いて結構ですので、給食費年額と1食当たりの単価、小学校、中学校別でお願いいたします。10番目、建物等ブロック塀の解体事業の委託先と件数、金額、平成24年2月27日現在のものです。11番目、建物等ブロック塀の解体の申請、解体件数、平成24年2月27日現在で結構ですので、お願いします。12番目、公債費元金の明細をお願いします。これは一般会計ですのでお願いいたします。以上でございます。

○阿部委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 日本共産党市議団から、29点をお願いしたいと思います。

1、条例定数と配置数（平成23年度）と配置数見込み（平成24年度）。2、職員の年齢構成（平成24年1月1日現在）。3、公立保育所、私立保育園の定数及び年齢別入所（園）状況と入所（園）状況（平成23年2月1日現在、平成24年2月1日現在）。4、公立保育所職員の年齢構成（正職員、非常勤職員、臨時的任用職員）。5、給食調理員職員の配置数（正職員、非常勤職員、臨時的任用職員）と年齢構成（平成23年4月1日現在）。6、平成24年小・中学校の修繕予定箇所数と工事予定箇所。7、平成24年度市営住宅修繕予定箇所。8、平成23年救急概要。9、平成23年度県内市町村国民健康保険料（税）率。10、平成23年度県内各市及び地区内3町の国保（医療分）税率による課税総所得金額別世帯平均課税額の比較。11、平成22年度の国保税滞納世帯の所得階層別分布。12、2市3町の過去5年間の国保の短期保険者証及び資格証明書の発行状況。13、国保の資格証明書発行状況（所得階層別）。14、国保税の過去5年間の滞納世帯数と滞納額。15、応急仮設住宅（見なし仮設住宅などを含む）の戸数と入居者世帯数（最新情報）（借上料民間賃貸住宅・公営住宅・雇用促進住宅）。16、技術労務職（学校用務員・清掃工場・公園）の職員配置数（平成24年1月1日現在）。17、退職手当債の発行条件、退職手当組合への市の負担金（平成19年から平成24年）。18、学校図書費について（平成23年度）市内各小中学校の学校図書蔵書数と図書の充足率。もう一つは、児童生徒1人当たりの平均冊数（市内各小中学校、宮城県平均）。19、市内特別養護老人ホーム入所待機者数（平成23年1月末現在と平成24年1月末現在）。20、平成24年度復旧事業予算の状況について。21、塩竈市復興交付金事業計画と申請内容について。22、雇用保険失業給付受給者数の月別推移（ハローワーク塩釜管内）（平成23年4月から12月まで）。23、求人、求職、求人倍率調べ（ハローワーク塩釜管内）（平成23年2月から12月まで）。24、塩竈市の人口推移（平成23年2月から12月まで、月別）。25、東日本大震災被災商工業者の営業状況調べ（塩竈分、平成23年度から商工会議所加盟事業所数、もう一つは、営業継続復旧済・仮復旧中・中止・廃業・不

明など)。26、国の中小企業グループ施設等復旧整備補助金事業申請件数（塩竈分、平成23年度から）。27、一部損壊住宅の修理に対する助成などの実施自治体、県内と実施内容。28、生活保護受給世帯数とケースワーカー職員数及びケースワーカー職員1人当たりの担当平均世帯数。29、一般職員の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例による平成24年度減額影響額。以上であります。よろしく申し上げます。

○阿部委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 我が会派かいしんからは、4つを要求させていただきます。

一つ目は、職員数の推移。正職員、任期付職員、非常勤職員、臨時的任用職員の平成21年度から24年度までお願いいたします。2番目、起債残高の推移、平成21年度から平成27年度まで、これは書き漏らしましたが、全会計ベースでお願いしたいんです。3番目、起債償還などの推移、元本、利子（平成21年度から平成27年度まで）。4、市税収入の推移、平成20年度から平成24年度まで。以上、よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ただいま資料請求がありました。が、当局において内容の確認をお願いいたします。内形副市長。

ただいま3会派から45件にわたる資料要求がございました。確認、ちょっとさせていただきたいと思います。

まず、新生クラブさんのほうから12件ございましたが、そのうち、6番目の追加工事の入札工事等につきましての数字でございますが、当初金額が税込み500万円以上の工事につきまして資料を出させていただきたいと思います。

また、日本共産党の塩釜市議団さんのほうから29件の資料要求がございました。このうち、3点確認させていただきます。

まず、18番目の項目で、学校図書費についての資料でございますが、宮城県平均、要求としては23年度となっておりますが、最終データは、こちらで押さえているのが21年度でございますので、これを提出させていただきたいと思います。

また、21番目の塩竈市復興交付金事業計画と申請内容についての資料でございますが、平成24年1月31日の交付申請概要といたしまして、塩竈市震災復興計画の体系区分で、全体事業費、平成23年度から平成27年度までの項目をまとめさせていただきたいと思ひますし、平成23年度、24年度の事業費の額につきましては、表として合わせてまとめて提出させていただきます。

それと、もう1点でございます。25番目の東日本大震災被災商工業者関係の状況調査でございますが、これにつきましては、宮城県が平成23年度11月30日に行いました東日本大震災被災商工業者営業状況調査の調査結果につきましてご提出をさせていただきたいと思っております。

また、かいしんさんのほうから4件の提出要求ございましたが、これにつきましては、調整の上、提出させていただきたいと思っております。

なお、この45件にわたる資料につきましては、明日の委員会の冒頭に議場配付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上であります。

○阿部委員長 お諮りいたします。資料についてはただいま市当局から回答のありました内容で請求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3月1日午前10時より再開いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、3月1日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時02分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成24年2月29日

平成24年度予算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成24年3月1日（木曜日）

平成24年度予算特別委員会

（第2日目）

平成24年度予算特別委員会第2日目

平成24年3月1日（木曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	赤間均君

健康福祉部 子育て支援課長	渡辺常幸君	健康福祉部 長寿社会課長	赤間忠良君
健康福祉部 健康増進課長	川村淳君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君	産業環境部 観光交流課長	本多裕之君
産業環境部 環境課長	村上昭弘君	産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君
建設部 都市計画課長	佐藤達也君	建設部 定住促進課長	阿部光浩君
建設部 土木課長	鈴木一博君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤俊行君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開会

○**阿部委員長** ただいまから平成24年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより、一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、副市長から報告をお願いいたします。内形副市長。

○**内形副市長** 昨日の予算特別委員会においてご要求のございました資料につきましては、取りまとめた上でお手元にご配付申し上げておりますので、よろしくをお願いいたします。以上であります。

○**阿部委員長** これより、質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね45分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。田中委員。

○**田中委員** おはようございます。

皆さん、震災復興の元年と言われる予算案の1番バッターとして質問させていただきますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

まず最初に、資料No.12議案31号28ページです。塩竈市墓地等の経営の許可等に関する条例についてであります。

どういう経過で12月の協議会で（仮称）向ヶ丘霊園に対する許可をしたのか教えていただきたいのです。

○**阿部委員長** 菊地市民安全課長。

○**菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長** 墓地の条例の件についてご答弁いたします。

昨年の（仮称）向ヶ丘墓地ということで許可申請が出ておりましたんですが、当時、昭和62年に県知事に許可権限があったものを市町村長に権限移譲というような形で許可権限が移譲されておりましたものですから、まあその昨年の時点では、その県知事から移譲された許可権限にのっとり県環境部長通知等をもとに審査をいたしまして許可を行ったところでございます。

このたび、墓埋法というか墓地埋葬法に関する法律そのものが変わって、県知事の権限を直接市町村長におろすというような法改正がありまして、それに基づいて条例規則にその基準を規定するというようなことで今回提案したものでございます。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

そうすると、これからは、墓地は塩竈市長の権限で許可を出していけるということですね。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 そのとおりでございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

次、同じ資料の29ページ、塩竈市地域優良賃貸住宅条例の制定についてお伺いたします。

この中で、この優良住宅というものを考えてつくられたのだと思いますけれども、所得基準が収入分位25%から80%、あるいは月の所得15.8万円から48.7万円以下という区分についてちょっと教えていただきたいです。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 ご質問の所得の件につきましては、制限月収のことで、世帯の年間所得から親族控除や特別控除などを引き、それを12カ月で除した額となります。今回の場合の収入分位25%から収入分位80%の世帯につきましては、一つの目安として、例えば4人家族で年間所得が約300万円から700万円、年間収入ですと約450万円から910万円の世帯の方となります。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 現行の市営住宅については、どのぐらいの所得の範囲の人が入られるのですか。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 現行ですと、収入分位25%以下の方が一般ですと入ることができるようになります。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、先ほどのモデルで言われた4人家族で300万円の年収以下の方が入れるという話になるわけですか。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 議員がおっしゃられるとおりです。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。それで、今までの市営住宅じゃなくて塩竈市地域優良賃貸住宅条例

を制定してまでこういう形の高所得者を入れるという形をどういう視点から考えられたのか教えていただきたい。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 これまでですと、今申し上げました収入分位が25%以上の子育ての世代の方でも住宅に困窮されていらっしゃる方がいて、なかなか市営住宅を申し込まれても、例えば共働きなどをしていて収入オーバーということでなかなか市営住宅に入れないという方々がいらっしゃいますので、こういった子育て世代の方々に優良な住宅を提供するとともに、こういった方々が生産年齢人口ということで町を支えていく方々ですので、こういった方々の入居を促進していきたいと考えております。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ということは、塩竈市が共働き世帯で収入がある程度見込める人たちを入居させる住宅という考え方でよろしいんですか。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 議員がおっしゃられるとおりです。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

次に、同じ資料の57ページ、重点分野雇用創造事業、震災等緊急雇用対応事業ということについてお伺いしたいんですけれども、この事業の中身、あるいは期間、どういう状況なのかちょっと教えていただきたいんです。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 それでは、私の方からご説明させていただきたいと思いますが、まず初めに簡単に経過について触れさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、まず地域の雇用・失業情勢が厳しい中で、地域の実情あるいは創意工夫に基づきまして雇用の受け皿をつくり出す事業としまして、平成20年度にふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業が創設されました。さらに、21年度には重点分野雇用創造事業が創設されて、直接雇用や民間企業等への委託により、さまざまな事業で活用を図りながら求職者の雇用機会の創出が行われました。23年度には、大震災の被災求職者を雇用するため震災対応事業というのも創設されたところでございまして、これらの事業は23年度で終了し、24年度からは新たな制度のもとで二つの事業として実施されることとなったものでございます。

資料の57ページの方に記載しております震災等緊急雇用対応事業でございますが、これまでの重点分野雇用創造事業の震災対応事業というものが事業実施期間が延長されまして、この震災等緊急雇用対応事業となりまして、被災者を含め震災等の影響による失業者について雇用の安定を図るもので、従来の事業を拡充するもので、事業の分野は限定されておられません。24年度での計画額は、26事業、2億9,008万8,000円でございますが、雇用期間は原則1年となっております。

それで、この事業については、委託事業と直接事業ともに実施が可能であります。事業費に占める新規雇用失業者の person 費の割合が2分の1以上であるという制限がございます。

事業の期間については、平成24年度となりますが、ただし24年度の中途に開始した事業については25年度末までの実施が可能となっております。

なお、57ページから59ページにわたりまして、この26事業の主な内容等について記載しておりますが、この中で直接事業に該当いたしますのは、57ページの表の一番上ですね、震災対応等臨時職員の直接雇用と、あと59ページになりますが、表の下の上の三つになります校務補助員配置事業、小中学校特別支援・教育支援員配置事業、心のケアを及び図書整理業務員配置事業、これらが直接事業であります。残りについては委託事業となっております。

また、60ページ、ごらんいただきたいと思っております。

生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業でございますが、こちらについては、先ほど申しましたように、ふるさと雇用再生特別基金事業というのが23年度で終了することになりますが、その後継事業といったような形で創設されたものでございまして、被災地で安定的な雇用を創出し、地域で若者、女性、高齢者、障害者が活躍できる雇用機会の創出を図りますため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型、世代継承型の先導的な雇用復興を支援するというものでございます。

具体的には、高齢者から若者への技能の伝承ですとか、女性や障害者等の積極的な活用、地域に根ざしました働き方など、雇用の面でモデル性があり将来的な事業の自立によりまして雇用創出が期待される事業で、これについては民間企業やNPO等に委託して実施されるということになりますので、これは直接雇用はございません。

24年度での計画額は、4事業で2,298万5,000円となっております。

雇用期間は原則1年以上でございますが、これは委託事業のみでございますが、事業費に占める新規雇用失業者の person 費の割合が2分の1以上という条件がございます。

事業期間については、24年度から27年度までとなっておりますが、最大3年間でございます。

以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 これは、被災で失業なされた方々への雇用機会提供なんですか。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 先ほど最初にご説明をいたしました震災等緊急雇用対応事業の方でございますが、こちらにつきましては、被災者を含め震災等の影響による失業者の雇用の安定を図るということでございますが、なお、後段の方でご説明をいたしました生涯現役等の方については、これは必ずしも被災失業者ということに限定するものではございません。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

そういう分野をたくさんつくっていただいて、被災者の方の雇用を充実させていただきたいんです。よろしくをお願いします。

次に、61ページの水産加工業支援事業の中での水産加工開放実験室利用促進事業の中で放射線測定等などの支援をするということを書いてあるんですけども、その測定についてちょっとお聞きしたいんです。なぜならば、今、いつからかわかりませんが、食品が100ベクレルとかいう話になってきて、いろんな風評被害の中で食品が生協等に入るときは37ベクレル、キログラム当たりの警戒値があるとか、10ベクレルぐらいでないと納品できないとかという話を聞いているので、そのような対応の仕方を考えているのかどうかお伺いしたいんです。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 放射能関係のご質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、4月1日からでございますけれども、今まで暫定基準値と言われておりました500ベクレル・パー・キログラムという測定単位が一般食品につきましては100ベクレル、それと飲料水については10、あと乳幼児の食品については50ベクレル・パー・キログラムということで下限値が下がるという状況になってまいります。私どもは宮城県の方から放射能の簡易測定器というものを貸与いただいておりますが、現在、その開放実験室の方に設置をいたしておまして、ただその機械自体が500ベクレル・パー・キログラムを測定できる機械ということでございますので、今県の方ではそれを100ベクレル測定できるものにバージョン

ョンアップするという事で準備の方をしていただいております。そちらの準備整いましたら、4月以降その基準値に対応できるような形で測定をしていきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 そこなんですよ。100ベクレルで確かに国の暫定基準値はクリアできるかもしれないですけども、商品を納入する業者にとっては、ある種のメーカー、要するに販売先から10ベクレルを対象にするとされたときにどのような支援の仕方を塩竈市として考えておられるのか教えていただきたいんです。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 基準値が今現在は4月から100になるということで、私も県の方と今連携して考えておりますのが、その2分の1の50ベクレルをまず超えたときには、あくまでも市の方に対応いただいている機械というのは簡易測定器ということでございますので、50を超えた段階で精密のゲルマニウム型の測定器で測定いただくということに切りかえて、とにかく市場にそういった基準値を上回るものは出ないようにするという事で考えております。それで、あくまでもどうしても法に基づく基準値を下回る形での対応ということでいかざるを得ないというふうに考えております。それよりさらに厳しい基準値をそれぞれの食品流通スーパーさんとかでは持っているという事実はあるかと思っておりますけれども、そこについてどういうふうに対応できるかということまではちょっとなかなか正直かなり難しいことがありますので、とりあえずは先ほど申し上げたように、50を上回った場合には精密の測定をしていただくという形で対応するということが当面の考え方でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 塩竈市は、水産加工の基地であります。そういうところでもし購入先がそういう要望を出されたときに、どういう支援をするかということなのであります。国の基準値が100ベクレルになるから100ベクレルがわかればいいんだという発想では、市場支援型、要するに水産加工業支援事業という名に値するのかという形の概念を聞いておるわけでありまして。塩竈市が納入先の、購入先だけがある、要するに市場に出回る政府の安全基準の中で購買すればよろしいという方の消費地型の市であればいいんですけれども、塩竈市は納入する側の供給基地の市であります。購入先が要望されるのであれば、それをどのようにクリアしていくかというのは、水産都市塩竈の喫緊の課題ではないかと考えるから質問しているのであります。そういう

ことをどのような基準の中で考えておられるのかお伺いしたいのであります。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 食品衛生法に定める先ほどの基準値のお話でございまして、それを下回る基準値につきましては、やはりお一人お一人の心の中に基準値があるのではないかというふうによく言われているということを知っております。例えば、福島第一原発の事故が起こった直後に妊産婦の方、ある方はそこでも平気じゃないかというふうに暮らしておられる方もいらっしゃいますし、ある方は九州まで転居されたという方もいらっしゃるのとおり、その人その人によって心の中で持っている基準値がどうも違ふと。そういった部分に対応するということは本当極めて難しい、本当に市レベルでどのことができるのかということがございまして、委員おっしゃるとおり私どもも本当に大変な状態だと思っておりますし、何とかできないかなとは思いますが、やはりこれは粛々と100ベクレルという基準値をもとに対応するのがベストではないかと。これをいたずらに、逆にそれに対して過剰に反応するのも一方でどうなのかということもございしますので、そういうことで100ベクレルということも粛々と受けとめて対応させていただくということが当面の考え方かなと思っております。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 今の質問、答えについて、確かにそういう国の基準値の中で、それで行われるという形で進むのは行政としては当たり前かもしれないんですけども、生産地としての塩竈市のあり方の行政を考えると、そのような判断でよろしいのかということなんです。ここに書いてあることは、生活クラブ、生協においては警戒値を37ベクレル・パー・キログラムに設定しているということは、それを超える基準値は納入できないという形になるわけです。販路の厳しい今の現状の中でどういう対策をとるかということは、そういう基準値を塩竈市のマークが入ればクリアしているという証明がなければ入っていけないのではないかと考えるから質問しているわけでありまして。生産開始が津波によって遅れた塩竈市の水産加工食品が販売先の棚を失っているという話を聞いているから質問しているわけでありまして。そういう風評被害を抜けていくためには、風評がないという仕組みをつくらなければ抜けていけないと考えているからであります。この高精度機器というのは、放射能測定の実検限界値はおおむね10ベクレルだそうなんです。その食品放射能測定器は1台300万円から500万円なんだそうでありまして。そういうものの仕組みをもしこの緊急雇用、先ほどのをしたら、そういう形でできないのか、そういう補助を出してやることのできないのか、それが一つの水産の支援じゃないのかという考えを問う

ているのであります。お答えをお願いいたします。

○阿部委員長 市長。

○佐藤市長 ご質問にお答えいたします。

今、納入先がさまざまな基準を設けられているということについては、我々も了承いたしております。一方、塩竈に水揚げされる魚の中にこのような放射能の測定がされているということも事実であります。そこを我々どこで線を引くかということではありますが、水揚げをいただく方々、生産者の方々の立場になれば、国が出されている基準以下であれば当然塩竈の魚市場に水揚げをさせてもらいたいというお気持ちを持たれるのは、これは当たり前なんだと思います。我々は、それを受け入れるということを前提に進めさせていただかなければならないという立場もぜひご理解いただきたいと思ひますし、そういった商材を活用して製品をつくっていくわけでありますので、ゼロという基準というのは、これは当然我々ないものだと思っておりますし、今恐らく次長が申し上げたかったのは、潜在的にさまざまな食品に放射能値があるということもこれは事実でありますよね。例えば、我々毎日食べているバナナの中にも一定程度放射能という部分があるということは、これはだれもが知っている事実であります。そういったものをしっかりと情報発信をしながら、少なくとも我々は今現在国としてこういう出されたものをきちんと遵守するという事は、これはまず当然の義務でありますし、しからばある業者の方が10ベクレルだと、じゃそれに対応できるのかと云ったらこれは大変難しい命題だと思っておりますし、これは単に塩竈のみならず、今放射能問題を抱えている東北、あるいは関東北部の方々すべての課題になってくるわけでありますので、やはり国がしっかりとそういったものについて啓発をいただくということが出来る対応じゃないかというふうに私も考えているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 私は、希望する人たちが納入先の条件をクリアするためであれば、それを検出してほしい。塩竈市に入ってきた魚、すべての商品に対して申し上げているわけではないのです。もし消費地がそれを希望されたとき、どのような対応をなさるのかということです。そういう企業が出てきたときに、応援をどのようになさるのかということでもあります。今、関西地方の商品が売れていると聞いております。現実には商品の逃避が行われているのです。関東地方からは入らない。そういう中で、この厳しい時代の中でどのような産業振興策をしていくのかということをお問われていると思っております。もし、そういうのを希望される方々がいた

ときにはどのように対応なさるのかを聞いていきたいのであります。この食品は大丈夫かどうか調べてくれと言われたときに、検定できないからという形で終わるのか。希望されたものに対して対応してそういうものをクリアしながら、細くなった販路を少しでも拡大していくという意思はあるのかないのかを聞いているのであります。どのようなお考えなのかお聞かせください。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この放射能汚染問題については、たしか一昨日のご質問の中でも塩竈市としての対応についてご質問いただきました。この県からお借りをいたしております水産加工業支援、いわゆる今の開放実験室での機械については、県の方におきましても、前の500ベクレルという形での測定しかできない機器を用意されたと。それらについては、今回の基準の100ベクレルと。おとといの質問も、もっと市民の方々がご心配して測定をというときに、それらに塩竈市としてどうこたえていくのかというご質問であったかと思えます。今もご議論いただいておりますように、1台数百万円という機械でありますので数多くそろえるのはなかなか難しいかとは思いますが、塩竈市としてそういった切実なお悩みにでき得る限り対応させていただくことを検討させていただきたいというご答弁を申し上げさせていただいたかと思えます。やはり、これから先もできる限りそういった方々の不安解消ということには努めてまいりたいと思っています。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。もしそういう事態が出てきたときに不安解消という策で善処していただきたいと要望して今の質問を終わります。

次に、資料17番、要望した資料をつくっていただきましてありがとうございます。29ページ、職員数の推移と報酬等についてというページがありまして、その中で職員の方々の塩竈市の行政に携わる人たちの人数を4段階で書かれてあります。ことし、来年ですね、平成24年度の人数を計算しましたら、塩竈市が雇っている方と言われる方は1,263名になるんですよ。職員の方は、正職員の方は648名なんで、正職率が51.3%なんですよ。こういうことをこれからはどのような形で続けていかれるのかちょっとお聞きしたいもんですから、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えいたします。

正職員に関しましては、恒常的に市として行うような、通年を通して半永久的に行うような業務は正職員で行うということで考えております。また、非常勤の職員、あと臨時雇用の職員に関しましては、やはり原則的には短期的なもので終わるような業務、あと補助的な業務、そういうものは非常勤職員なり臨時職員で対応していくということが基本として考えております。以上でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

そこでなんです。先ほど言われた市の正職員の方々が正職員の業務という形で言われている一般論を述べられておりますけれども、その中で事業として、塩竈市が佐藤 昭市長になって七百八十何名、あるいは800名の正職員から、880名ぐらいいたのかな、市長が就任されたところは。それから今648名まで来たんですけれども、その間に民間に業務を委託してきちんとしたやり方でしたものがどのようなものがあるかという、この間聞いているのは体育館であり、プールであり、そのようなものであると。じゃ、果たして200名の雇用を失って、それでそれだけの数だけでこの大震災を迎えて仕事量が増えた現在の中でそういう形でも塩竈市の仕事がそういう形で運営できていけるかどうかちょっとお聞きしたいんです。

○阿部委員長 市長。

○佐藤市長 この定数につきましては、前段の施政方針に対するご質問の際にもお答えをさせていただいたかと思っております。我々、職員の定員適正化計画というものをおよそ10カ年ぐらいの計画の中で策定をいたしております、基本的には類似団体といいますか、例えば人口が6万規模、財政規模が例えば200億円前後の市が全国にかなりあるわけでありまして、ただ、そういった中で例えば市立病院の有無、あるいは離島航路の有無、あるいは魚市場の有無等々、特殊要因はございますが、そういったものを除いて市の一般事務を進めていく上での適正な人員数というのは一定程度示されているわけでありまして、まずは、本市は通常の状態ですらそういった定員が多いという認識の中で私は定員の適正化計画というものを推進させていただきました。就任当時の平成15年が846であったかと思っておりますので、概略、今200名ぐらいの職員の方々の定数を削ってきた、削減をさせていただいたところではありますが、今回も東日本大震災というものを想定した計画ではないということでもあります。当然のことながら、こういった大震災というものは我々の想定範囲を超えたわけでありまして、今回、今後、3年ないし5年の期間に震災復興という業務が集中いたしますので、そのために組織の再編ということについてまず

お願いをさせていただいております。あるいは、あくまでも行政側の立場ではなくて被災に遭われました方々のためにということで、期限付きの職員の採用、さらには他市からその間応援をいただきまして、何とか二十七、八名で震災復興推進局というものを今回お認めをいただき、そういったところで震災復興関係の事業には重点的に対応させていただくということでありませう。震災によりまして、例えば市民の福祉の分野、学校教育の分野、産業の分野、さまざまな分野で事務事業がふえてきておりますので、通常業務につきましてもなかなか事務量大変だという状況ではあります、そういったものを職員一丸となって何としても乗り越えていきたいというふうな覚悟でございます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

被災された人方がかなりたくさんいらっしゃいますもんですから、その人たちをカバーするためにはある程度の人数は必要だと思っております。ただ、事務量が膨大になってきていると思うので、やはりある種の仕事は出すような形をとっていかなければ、職員の方々がこの2年、3年をこの業務をやっていくということはかなりしんどいんじゃないかと思っているものから聞いているわけです。今のような答弁であれば、これから採用していただきたいと思っております。

次に、30ページと31ページについてお伺いします。（「資料ナンバー」の声あり）17番です。失礼しました。

平成21年度から27年度までの塩竈市の起債残高の推移という形で行われております。それで、私が感じたのは、起債をかなり圧縮されていらしてきたと。ピーク時から言われれば、要するに一時借入れ等すべて入れていけば720億円前後あったかに記憶しているんですけども、それが23年度末で654億円、そして病院が8,000万円ぐらいのあれだということからまあ二、三億円ぐらいあったとしても、657億円ぐらいの借入れで済んでいるのかなど。ものすごく財政的にはよくなってきたと思うんですけども、この推移表を見ていく限り、減らせばいいという形ではないかなというのが私の感想なんです。財政は、必ず借金を減らせばいいという議論をなさる方がいっぱいいらっしゃるのも私わかっておりますけれども、塩竈市が事業をし、それによってまちをおこしていくという側面も忘れてはならないのかなという感じがしているのであります。そういうときにどのようなバランスがいいのか。塩竈市というまち、産業というまちの視点でとらえるときに、財政だけを健全化すればいいのか。市民の、まちの道具である

企業が、あるいは働いている方々が安心して所得を得られる仕組みもその役所が担っているのではないかと考えているわけですよ。産業の一種のふ化器でないかと私考えているわけですよ。そのような中で、どのような仕組みがこのまちに大切なのかという議論をしたいのであります。ただ起債の残高が減ればいいから財政よくなったというのか、その対するもので市内の産業の売り上げが減っていったらどうなるのかというバランスまで考えておられるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのであります。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、地方債制度というのはどういうものかということでまず最初にご説明申し上げたいと思います。

地方債というのは、まず世代間の公平というのが非常に大きい、そういった機能を持っています。つまり、例えば道路でありますとか、それから建物をつくる、それに当然ながら地方債が充当されるということは、後年度で負担をしていただく市民の方にもご利用されるという意味合いから、その負担というものを後世の方で平準化させるという意味での地方債の活用というのが非常に大きな役割を担っているのではないかなと思います。ただ、一方でそれを乱発して借り入れ過ぎますと当然ながら公債費が増大すると。公債費が増大するということが義務的経費がふえるという意味になりますので、当然ながらその年度年度でいろいろな市民サービスに必要な一般財源が減るという悪循環も生じてまいります。こういった非常に難しいバランス、性格を持っているのがこの地方債というふうになるのではないかなと思います。

そこで、今ご質問を受けました内容にご答弁申し上げたいというふうに思うんですけれども、確かに委員がおっしゃるように、地方債というのは今お話ししたように活用すべきという点がございます。一つは、その地方債制度の中でも交付税措置があるもの、こういったものはまず積極的に活用すべきというふうに考えます。それはなぜかといいますと、当然補助金、その裏の地方負担分に地方債が当たるわけですから、そのうちさらに地方交付税が充当されるという意味合いの性格を持ちますので、そういった有意な地方債を積極的に活用するというのも必要かと思えます。ただ、これからやはり心配されてまいりますのが、地方債を乱発しますと、健全化法でありますとか健全法の中の実質公債比率、あるいは将来負担比率がやはり急激に増加してまいります。一方で、健全化団体あるいは早期健全化団体になるということは、一定の財政運営上の縛りというものが発生してまいりますので、できますればそういったところを避けて地方債が活用できるようなそういったところを十分に気をつけて発行してまいりたいという

ふうと考えております。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 そういう言葉を聞いた上で確認しておきたかったのであります。では、平成21年度、30ページの中で元利合計69億4,747万円の償還金であります。平成22年度、67億849万9,000円です。平成23年度65億……、あ、違うかな、すみません、65億かな。逆か、ごめんなさい。こっちか。31ページですね、すみません。平成21年度、67億7,400万円、平成22年度、73億4,200万円、平成23年度、64億4,500万円、平成24年度、61億1,000万円、平成25年度、60億800万円、平成26年度、58億5,000万円、平成27年度57億1,000万円という数字が出ているわけです。ここで聞きたいわけでありまして。このように、10億円以上も違う考えの中で、先ほどの答弁とどのような整合性を持って財務運営をされたのかちょっと聞きたいわけですよ。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 この表ですね、31ページの表の下段をごらんいただきたいと思っております。今回お出ししましたその償還表、これはあくまでも23年度の借り入れの実績をまず見込んだという償還表でございます。したがって、先ほどお話し申し上げましたように、これから有利な地方債を当然借り受けるという必要性が生じてまいりますので、今後この償還表がこのように推移するのではなくて現時点での借り入れの償還表ということでご理解いただければと思います。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 それは当然わかります。これから先いろんな災害に対したり、いろんな事業をしていけば、市債を発行してやっていかれるというのはわかります。でも、過去に言われているこの中で十数億円の違いが出てきているとそういう形であれば、塩竈市の財政の中でどのような元利償還金が妥当なのかという類推が図られていかれるんじゃないかと、財政運営上ね。そういう仕組みがこのまちに必要なんじゃないかと。そういう物の考え方を問うているのであります。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 やはり先ほどちょっとご答弁をさせていただきました地方債の発行イコール後年度の負担が生じますので、やっぱり留意すべき点というのは、一つは財政の指数というふうに考えます。一つは健全化法であります実質公債比率、やはりこれはできますれば10%台にとどめたいというふうに考えます。それから公債比率、あるいは起債制限比率等もご

ございますので、この辺の数値についても一定の基準がございます。例えば起債制限比率20%を超えますと一般公共事業債が発行できないというふうな事態も生じますので、そういった指数を十分に留意したそういった中での発行と。なおかつ交付税措置がされるという有利な地方債であればこういった指数は上昇しませんので、そういった有利な起債を活用しながら後年度負担、あるいはその指数等を十分に留意して発行に努めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ただし、そういう交付税の有利な措置だけで果たしてこの震災から塩竈市が復興されるのかという課題に必ずや直面するのではないかと思われるから質問しているわけでありませう。塩竈市が豊かになることこそが大事なことであり、その中でどのような許容範囲の起債残高であったり、元利償還額であるかということをごさうさんが共有される仕組みが一番大事だと思っているから質問しているのであります。物の考え方でありませう。もし先ほど答弁される財政当局がこのような形であれば、このような違いは存在しないのではないかと考えるからであります。そうすると、そのときどきの市長によって物の考え方が変わるのであるならば、一つの仕組みをこの塩竈市の中で財政を担う方々が論理づけしていかれることが妥当だと考えるから質問しているのであります。そういう考え方があるのかどうかお聞きしたいのであります。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 財政側の方といたしましては、地方債の管理を伴う計画的なものを今考えてございます。はっきり言いますと市債管理計画と呼ばれるような内容だと思ひます。この中身につきましては、今お話ししました今までの発行した償還額、それからその後年度の負担額、さらに一定の線引きとして先ほどお話ししました指数関係の上昇とそういったものを試算いたしまして、一定のここまでの発行があつたらばと、どういふ起債でどういふ交付税措置があつて、どこまでの金額でといふものの一定の発行の制限的なもの、そういった計画を今考慮しております。そういった中で今後の地方債の発行、後年度負担、そして皆様、市税の状況等も踏まえた上での発行といふものに十分留意していきたいといふふうに考えてございます。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 もしそういうのがあれば私ども議員にも少し参考までに示していただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に資料No.9、もう時間がなくなってしまったものですから、148ページ、国の重要文化財塩竈神社御社殿修理事業365万円というのをちょっと引き続いて説明願いたいのであります。

○阿部委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 この件につきましては、塩竈神社、国の重要文化財に指定されてございます。この神社の修理に関しましては、実質20年前に一度行われておりまして、今回国庫補助事業といたしまして24年度から26年度までの修理について認められてございます。それで、24年度から25年度につきましては、塩竈神社の左右宮の拝殿について修理を行います。そして、25、26といたしまして、塩竈神社の別宮拝殿を修理いたします。その3カ年の総事業費が2億6,484万円というような形になっておりまして、それに対して国が55%、そして事業費から国の補助金を引いた額の4分の1が県の補助金、そして県の補助金の2分の1が市の負担金ということになってございます。それで、今年度については365万円という形で支出するという中身でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 私、塩竈に生まれ育ってきょううれしく感じているものですから質問させていただきました。塩竈市が塩竈神社にこのような形でかかわることを書類で見たのが私初めてなものですから、施政方針演説に書かれてうれしく思っていたことにこのような形で出てくることにすごく感謝申し上げます。これからも、塩竈神社は塩竈とともに栄えてきたものでありますから、こういう形を続けていかれることを要望していきたいと思います。

次に、245ページ、魚市場の件なんですけれども、一般会計繰入金のルール分という形で説明されたと思っているんですけれども、そのルール分というのはどういうことかちょっと教えていただきたいんですけれども。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 繰出金ですので財政の方からご説明申し上げます。

ルール分というのは、これは総務省が決めております繰り出し基準の分です。中身的には、まず営業費用の30%というのが一つ。それから地方債の元利償還金の50%というものがルール分です。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○阿部委員長 伊勢由典委員。

○伊勢副委員長 それでは、私の方からも何点か震災との関係も含めて質問させていただきます。

一つは、議案21号についてでございます。今回、条例がかなり出まして、それで……（「資料ナンバーをお示してください」の声あり）失礼しました。議案21号ですので、最初議案の関係でいいますとNo.1のところになりますね。No.1です。議案のところ。それで、ページ数は55ページから56ページということになります。そこで、こういった震災での今まで震災復興室というふうに言われていたところ、このNo.1の5ページから6ページ、ここに条例が書かれています。関連してその資料ナンバーでいいますと、資料No.12の1ページのところにその条例との関係でそれぞれの説明が1ページでしょうか、1ページから4ページまで書かれています。それで、今まで復興室と言われていたわけですが、今度は局になるということで、まあいわば今までの復興についてかなりの権限を持たせていくという意味合いも含んでいるのかなと思いますが、こういった形で進めていく上で国の方も復興局というのがございますので、その辺の関係についてまず最初に確認をしておきたいと思います。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 組織の条例のことです。今回、組織の条例で改正いたす中身というのは、はっきり言って部相当の組織だという位置づけの上に立っての条例の改正という形になります。部というのは、自治法上でいきますと、市長、この直近下位の組織という位置づけになりますので、本市の場合はそれは部という形になります。そこで、今回、部と同等の組織として震災復興推進局というものを立ち上げまして、今回、これから本格的に始まります復興事業の指揮命令系統の一元化でありますとかそういったものを迅速に対応するために部という形にいたしました。そういう意味合いです。以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 わかりました。そこで、この課の方、資料No.12の3ページのところに、部相当、市長部局、市長との関係で直近のところということですが、課の役割はここに四つ、総務係、あるいは都市基盤復興係とか、次の四つほど書かれています、産業、住宅。これらをまとめていくのは事務的には課ということになるのでしょうか。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 委員おっしゃるとおり、課の中で事務所掌を整理していくという、管理していくという内容です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 今後の復興をつかさどる上で大変大事な役割を果たすべきところになっていく

のかなというふうに思います。これはひとつそういうことで確認をさせていただいて、次に進みたいと思います。

そこで、そこも含めて今現在でもさまざまな事業が進められようとしているということになると思います。それで、資料ナンバー、特別委員会の方で議会側が求めた資料の17番のところで見ますと、ページ数で22ページになります。そこに示されたもので見ますと、塩竈市復興交付金事業の申請内容というのが、これは今現在の復興推進室としての資料として提示されております。全体事業で平成23年から27年、大体5年間と言われている復興改革案に対応したもので、これで見ますと509億円ですか、下段の方、合計額でいうと23年から27年、509億円。そして、交付金は391億円ということになるのでしょうかね。そういうふうなことでの取り扱いをしようとしていると。23年、24年、それぞれこういった事業をやられております。23年の場合には合計で67億円でしょうかね。そして、24年度、52億円と。そこで改めて確認ですが、23年は既にある程度予算措置はされているのかなと思います、そこら辺の理解を深めたいと思います。それから、繰り越しもありましたのでそういうものを含めての関係なのか、それから24年度については、過般河北新報の2月1日付の新聞報道がございましたが、それらも含めてこの事業としてとらえていいのかどうか確認をしたいと思います。

○阿部委員長 伊藤政策調整監。

○伊藤市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長 資料の17の22ページに今回復興交付金事業計画の申請内容ということで数字をお示ししております。これはご承知のとおり、今回震災復興に向けて国の方で復興交付金事業計画というものを定めて、そして復興交付金によってできるだけ早い復興をなし遂げようという制度ができております。今回お示ししておりますので、国の方で第1回の申請ということで1月31日付で取りまとめたもの、それを県の方で発表したものでございます。本市といたしましては、この復興交付金事業というものを、いわゆる5省40事業というもので、これは大変これまでに比べて有利な地元負担の少ない交付金であるということで、これを最大限に活用しようということでこれまで申請手続をしてまいりました。もともとこの震災復興計画の中で主な取り組み内容ということでいろいろと事業を上げておりましたが、その中には当然復旧の事業とあわせて例えば区画整理でありますとか、あるいは防災集団移転でありますとか、災害公営住宅でありますとかといった取り組みをやるということで計画上上げてございました。そういった中から具体的にこの5省40事業に該当するものをできるだけ拾い出して、その中で第1回として間に合ったもの、申請の内容がかなり詰められた

ものについてこのときに申請をしたということになります。それが合計としてこの表の右下の合計の上の段にあります59億円という数字になりますと。これが新聞発表された数字でございます。このときの第1回の申請の内容につきましては、これは23年度及び24年度分については出しなさいということでありますので、この23、24合わせた数字がこの59億円ということでありますので、これはまだ現在国の方で査定中でございますので、これが認められましたら改めて正式な申請を出すと。また、同時にその予算を組むと。そして議会にお出しするということでありますので、この数字はまだ予算としては上がっていないものでございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 さあ、そこでなんです。つまり、市長が施政方針の中でかなり復興交付金事業、先ほど言われた5省40事業ですね、これについてかなり厳しい立場を示しているということで、復興交付金事業、基幹事業ということでこういうふうなそれぞれ各議員の方々にも配られた第3次補正における5省40事業、そしてあわせて一方国の方での関係でいいますと、効果促進事業というものがあって、たしか35%ほどのさまざまな有利な財政措置が来るんだと。しかし、それがどうもずっと聞いていますと、過般の施政方針の中でこれが取り扱い等が厳しく制限され始めてきていると。その辺の一連の経過、2月1日ですね、先ほど1月31日付で取りまとめたけれども、その後今現在、今日の時点でどのようになっているのか、わかる範囲で教えてください。

○阿部委員長 伊藤政策調整監。

○伊藤市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長 この復興交付金事業計画でありますけれども、もともと復興をできるだけ早急に、そして地元負担を少なくやろうということでつくられた制度でありまして、その基本的な財源スキームといいますか枠組みというのはもともと国の補助事業は基本的に2分の1国負担でありますけれども、この復興交付金事業として定められた5省40事業につきましては、さらにプラス25%、つまり75%が直接国で見てもらえると。そして、残りの部分についても、復興特別交付税というような形で見ていただけますので、ほぼ地元負担ゼロというのが、これはいろいろ会計によっても違いますが、基本的にはそのような形で地元負担が大変少なくて済むということでありますので、この制度が公表されたときに大変我々も喜びましたし、非常に使い勝手のいいものというふうに考えておりました。しかし、この交付金事業計画の使える地域というのが基本的にはいわゆる復興特区の区域と同じでして、東北でいいますと、岩手県、宮城県、福島県については、これは県内全市町村が適用になると

いう形で地域的には指定をされております。しかしながら、実際にはこれはやってみますと、特に今回第1回のこの交付金事業計画の申請の内容のあり方として国から言われていますのは、特に被害のひどかった地域にまずこれを充てるんだということです。一応建前としては県内全市町村該当になりますけれども、実際には内陸部、いわゆる津波の被害のなかったところについてはかなり絞り込みはあったというふうなことを聞いてございます。さらに、著しい被害のあった地域というのは、これは実際に沿岸部というだけではなくて、直接被害や津波が来たというところに関係のある事業でなければなかなか難しいというのが現実のようであります。さらには、交付金を提出する段階でかなりこの計画の内容が熟度が高いもの、つまり単なる構想あるいはアイデアだけではなくて、具体的にこういった内容でどの地区でこういった費用がかかるといったかなり高い精度の申請をするという必要がありましたので、そういう意味で大変実際に作業を進めてみるとかなり枠が絞られるという形になったというところがあるかと思えます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 今の第3次補正の関係で、せっかくそういう、さあいよいよ復旧・復興に向けての足がかりをつくっていかうということでやったにもかかわらず、そういうふうな枠を狭めていくというのはやっぱりけしからん私は話だと、現場の、やっぱり現地の被災状況を知らないやっぱり今の政権のあり方なのではないかなと私は率直に言わせていただければそういうことは痛感いたします。そこで、もちろんこれは先ほどの関係で第1回目の申請を行い、そしてこれが認められるならば、しかし枠も狭まってくるということですので、そうしますと大事なことはやはり政治行動、やはりこういった現場の声をやっぱり関係機関、復興庁になるかもしれませんが、そういうふうな政治行動が私は必要ではないかなというふうに思うんですね。そこら辺を含めて、これはトップの政治行動、判断になりますので、そこら辺の考えについて市長のお考えをお聞きをしたいと思えます。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 復興交付金事業についてご説明をさせていただきます。

今回の3次補正で、概数で恐縮ではありますが、たしか1兆9,000億円でありました。24年度分として大体4,000億円ぐらいというような話が今言われておるようでありますので、全体としては2兆3,000億円ぐらいの予算規模になると思っておりますが、ご案内のとおり東北あるいは一部関東以北についても、今回の大震災で大変な被害が発生しているわけであります。

恐らくは防災担当大臣もそういったことを踏まえて、この事業については費用対効果というような発言を既にされておられることについては、議員の皆様方も恐らくご案内のとおりだと思います。私どもといたしましては、それはそれで、塩竈市のまず現状をぜひごらんいただきたいということで、防災担当大臣にも2度ぐらい現地に足を運んでいただきましたし、私は直接防災担当大臣にお会いをいたしまして、災害公営住宅、塩竈ではもうぜひ早急にというお願いをさせていただき、結果として今回のような形につながったものと思っております。宮城県内では一番早く災害公営住宅の整備というようなことについて一定の道筋が立ったということについては、今までの議長初め議員の皆様方のご支援と我々のそういう行動が一定程度は理解をいただいたものと思っております。その後も、つい先日でありましたか、局がオープンする前日でありました。2月10日に局がオープンしたと記憶をいたしておりますが、9日の方にも私は局の方に足を運んでおります。担当の局長とお会いをしまして、このことについて地方は非常に大変な状況にあるというようなお話をさせていただきました。局長にも一定程度はご理解いただいたと思いますし、その後も政務官、あるいは防災担当大臣にもお会いをさせていただきましたので、これは塩竈ももちろんであります、塩竈のみならず被災地が大きな期待を持っている事業であります、残念ながら大変厳しい状況しか入ってきていないと。ぜひぜひ国におかれましては、こういったものにしっかりとした予算措置を行っていただきたいということを申し上げさせていただいております。まだ具体的な内示がございませんが、内示がございましたら、また内示からすべて認められるというのが私どもの希望であります、もしそういったものから漏れるものがありましたら、また即座に行動を起こさせていただきたいと思っておりますし、先日、このことについてご質問いただいた際の答弁でも申し上げました。宮城県の市長会として、いち早くこういったことについて国が積極的に取り組んでいただきたいという特別決議をもう既に上げさせていただいております。間もなく行動を起こされるというふうに聞いておりますので、私もその際はぜひ上京いたしまして、さまざまなお願いをさせていただきながら、ぜひぜひこのような制度をでき得る限り幅広く被災に遭われた方々に活用できますようになお一層努力をいたしてまいります。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 わかりました。経過はわかりましたので、一つは県の市長会の決議も踏まえて、ひとつ内示等の関係も出てくる方向になりそうですので、それらも含めてぜひ前段国に出した計画に沿うようにぜひなお一層の格段の努力をお願いしたいと思います。

そこで、それもあわせて我々議会の側に身を置く立場ですので、やはり県下の議長会にもやっぱり足並みをそろえていただくようなそういった要請はどうなのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このような行動につきましては、本当に嶺岸議長にもさまざまご同行をいただいております、感謝を申し上げるところであります。今後につきましても、これもご答弁で申し上げたかと思いますが、2月8日に上京いたしまして、議長ともどもさまざまな省庁を回りまして、今塩竈市が直面いたしております課題解決のためにともに回ってお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでありますし、ぜひ議員の皆様方におかれましても、さまざまな機会にこのようなことについて声を上げていただければ大変幸いかと思っております。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 わかりました。

続きまして、議案の関係でもうちょっと議論を深めていきたいと思います。そこで、議案でいいますと、資料番号の関係から言います。最初は、議案資料でいいますと1番のところですね。議案1番のNo.1のところに条例提案されております。ページ数でいいますと、26号ですね、失礼しました、13ページから14ページのところに給与等の構造改革云々ということで触れられています。資料の関係でいいますと、議会の側で求めた資料で17番の46ページですね。46ページのところにその影響額というものが書かれております。当局が示したものの関係でいいますと、12番の14、15ページのところに条例提案がされておりますが、ここで、こっちの方が比較的わかりやすい資料かなと、議会側が求めたですね。これは、どうも聞いていますと平成18年からの給与構造改革云々ということですが、改めてどういった流れだったのか、今回の措置というのはどんなふうにとらえればいいのか。

また、25年度以降はどういうふうになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 きょう説明させていただきましたけれども、平成18年4月1日から給与構造改革が適用されまして、全国平均で全国的に適用される給料表そのものはいろいろその地域地域でかなりばらつきがありますので、給料表自体は全体として4.8%程度の引き下げをしたというような内容でございます。それにかわりまして、大都市部とあとその周辺地域、これに関しましては民間の賃金が高いということがございますので、そういう地域に対

しましては3%から18%、給料プラス扶養手当の3%から18%の地域手当、これを別途支給するというふうになったのが給与構造改革でございます。それで、賃金4.8%、中高年層は7%引き下げられますのでかなりの影響額を受ける方がいらっしゃるということがございまして、当面の間、その引き下げられた給与とあと18年3月末でもらっていた給与、これの差額分を当面の間支給するというふうに人事院の方で定めまして、それを今まで適用していたということでございますけれども、今回の人事院の勧告に基づきまして、その差額支給につきましては24年度は月額で1万円を上限として半額は支給をしないと。平成25年、来年の4月からは全額を撤廃すると、廃止するというような勧告がなされました。それに基づきまして今回人勧の内容のとおり条例提案をさせていただいているという内容でございます。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 資料ナンバーでいいますと17番の46ページのところに影響額というのがございまして、大体ちょっと割り返してみますとお一人約8万円ぐらいなんですかね。655万円ということで減額になる。そういうことになります。加えて今、国会の方の動きを見ますと、公務員の給与の8.7%……20%か。まあまあそういうものも出されておまして、人事院そのものも無視した流れというのが国会の方の様子ようです。それで、それらも含めてやはり職員の皆さんの関係で減額されるというのはやっぱり賛成できるものではないと思います。あわせて、先ほど、25年の廃止というのはどういうふうになるのか教えてください。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 25年には、今差額もらっている方、その差額分全部を廃止するという内容でございますので、25年度以降、あとその方が18年3月末までの給与に達するその額に達しない限り、本来といいますかいまだにそれであればずっと支給できたんですけども、それを全く支給しないということでございますので、その給与に達しない方は25年度以降全くもらえないと、その差額分はもらえないということになります。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 わかりました。今回、その25年度の関係の改正も含めてこの条例の中に含まれているということですね。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 そのとおりでございます。ただ、18年度から4年間は昇級1号抑制されていたんですけども、その抑制されていた分を若年層に限って2号給なり1号給

を上位に位置づけするという今回改正もなされておりますので、今回資料で出させていただきますけれども、減額の影響を受ける方が80人で、影響額としては655万5,000円という減額の影響を受けますけれども、一方では昇級回復という人勧の措置に基づきまして、24年度であれば196人の若年層の方、金額にして789万9,000円程度の増額になりますけれども、若年層はそういう1号給なり2号給上位に位置づけされるということで、増額といえますかそういうことも一方では行うということでございます。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 わかりました。それは、資料の12番の15ページのところに付されておりますので、前段のところについて確認をさせていただきます。そういう内容を帯びているということで賛同できるものではないというような形で進めさせていただきます。

それから、市税条例の関係、同じ隣のページのところですね。資料No.12の16ページのところに市税条例というのが付されておまして、対比表がございます。この中で16ページ、17、18ページ、こういうことではありますが、1点お聞きをしておきたいのは、この市税条例23条から24条にかけてでございます。これは、500円を加算するということになっているようですが、そうすると今までの均等割に500円追加して市民の負担がふえてしまう内容を帯びているのかなと思いますので、そこら辺の取り扱いの考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○阿部委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 今回の市税条例の一部条例の改正、これは第25条、個人の市民税の税率の特例等という部分で、この部分については、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための対策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律平成23年12月2日法律第118条、この部分で市町村民税に限り均等割の課税標準税率は地方税法第310条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額。この同条に規定する額というのは塩竈市は3,000円でございます。そして、この500円を加算して3,500円。これを26年度から35年度までの10年間この部分で防災関係の方の必要な財源に充てるというふうになっております。この部分で、26年度以降の部分ですけれども、大体条例改正で市には1,200万円、年間ですね、それぐらいの増収があるのではないかというふうに見込んでおります。以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 これは、去年の9月ごろのたしか国会の中で議論されたやつで、復興税と言われるその一環の流れではないのかなというふうには私どもはとらえております。結局、これは国

絡みですので、地方は地方の税制の改正点がありましたが、国全体、先ほど復興税というものについて言いますと、国民にかける所得税も含めるならば増税分は10年間で8兆円、これは所得税も含めていきますから、地方税というものも含めて総体で8.8兆円。大企業などの法人税減税が11兆円というふうになっていまして、言ってみれば被災地のところに新たに増税を課すのはいかがなものかということが一つですね。まあやはり被災地に対して500円であろうとも、やっぱり増税を課すというのはどうなんだということです。そして、財源はあるというふうに日本共産党の方でも国会、これは国会の場ですからお話だけにとどめておきますが、野田総理大臣ですね、必要な財源はありますと、いろいろな無駄を削れば、八ッ場ダムなどのそういうところも削れば十分あるんだということで提言をしていました。しかし、地方にこういった措置が来るわけですから、いずれにしても、これはやはり市民の皆さんの、しかも被災地に係る増税というふうになりますので、これも私たちとしては賛同できない中身だというふうに思いますので、その辺だけにとどめておきたいと思います。

それであと、予算についていささか触れておかないとまずいので、予算書の関係でちょっとお尋ねをしたいと思います。

そこで、予算の関係でいいますと、こっちの方の予算9番のところになります。8、9ページのところですね。地方交付税のところは10款で今年度67億6,300万円でしょうか。こういうのが書かれております。増加したと、比較で見ると12億ほど増加しております。次のページのところで震災復興特別交付税ということで8億5,600万円ほど新たに見かけない形でこういった名称で載せられておりますが、これは歳入のみ、一つは歳入としてここに見込んでおるようですが、歳出はこれを踏まえてあるのかどうか、まずその辺の考え方だけお聞きをします。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 震災復興特別交付税、今回、24年度で新たに計上させていただきました。8億5,600万円という数字です。この内容、今回上げさせていただいた中身になりますが、市税の方で今回震災によりましての減免、あるいは特に固定資産税、家屋を中心にいたしまして課税ができないというふうな状況に陥っています。そういったことに伴いまして市税全体が10億6,700万円ぐらいですか、減収という形になっております。今回の地方財政計画で示されました内容に基づきまして、まずその減収分というのを今回震災復興特別交付税という形で上げさせていただいております。それがおおむね大体7億4,000万円ほどを計上しております。そのほか国から示されておりますいわゆる中長期派遣職員人件費、こちらの負担分につい

ても、震災復興特別交付税が充当できるというふうな通知がありましたので、それが大体1億1,000万円ほど充当するという形にいたしまして今回の当初予算計上は8億5,600万円というふうに計上させていただいております。以上です。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢副委員長** そうしますと、先ほど減収分、使い道は二つありまして、先ほどの説明ですね、減収分、税収の10億6,000万円でしょうか、ここに使う、あるいは中長期的なということで1億何がしを使うようですが、つまり自由に使える復興税ではない。結局は、そういった減収分なり使い道は非常に限定されると、一般の地方交付税とは自由度が違うんだというふうにとらえていいんですか。

○**阿部委員長** 荒井財政課長。

○**荒井市民総務部財政課長** 震災復興特別交付税の基本的なスキームというのが国の第3次補正予算の方で成立した中身と同じだというふうに理解しております。第3次補正予算で出てまいりましたのは、一つは今お話ししました減収分と。これは、市税、あるいは使用料関係の自主財源の減収に充てるというのが一つになります。そのほかに震災復興交付金事業の地方負担額分にも充当できるというものが一つ。それからあと、災害復旧事業、こちらの方の補助金以外の地方負担、これにも充当できるというふうなスキームだというふうにこれも理解しておりますので、新たに震災復興特別交付税が新たないわゆる通常の特別交付税のようにプラスになって入ってくるというものではなくて、地方債の発行を抑制して、できれば地方の負担額を現金でまずその当該年度で措置するというふうな国の配慮に基づく交付税であるというふうに理解しております。以上です。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢副委員長** まあ限られたところということになるのだというふうに、地方債抑制というのが主だった内容。これ見て、8億5,000万円ほどのお金も入ってくるので、まあ税金として、交付税として入ってくるので復興の促進という形になるのかなと思いましたが、交付税抑制ですね。2月の補正でもお話がありましたけれども、そういった内容を帯びているということにとらえていきたいと思えます。わかりました。

次に、同じ予算の関係で11、12のところの優良賃貸住宅の使用料というのがここに2,000万円、あるいは248万円というふうになっていますが、これは先ほどの条例説明のところにもございましたが、雇用促進住宅としての家賃収入というふうに見込んでいるのかどうかお尋ねを

します。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 委員がおっしゃられるとおりです。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 そこで、いろいろな諸制度を運用してということですが、そうしますとこれは現場の説明会というのはいつごろされるのか、お尋ねをします。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 今回、この定例会で地域優良賃貸住宅条例をお認めいただきましたら、3月9日に雇用促進住宅の方で継続入居に係る住民説明会を開催したいと考えております。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 ひとつ住民の皆さんの意向や要望について十分酌んでいただいて、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、定住のテーマもございましたが、これでいいますと民生費の方になるかと思うんですね。歳出のところで、仮設住宅の関係について触れさせていただきます。民生費のところで57ページから58ページのところですね。この当初予算の9番のところ57、58、仮設住宅地域支え合い体制づくり事業というのがここ組まれております。それとの関連でちょっとお尋ねをしたいのは、この間、施政方針演説の質問の中で第1回目のアンケートはしたというふうにお答えになりました。それも含めての災害復興住宅の関係で200戸、あるいは300戸を想定と。第2回目のアンケートを実施するというふうなことでの答えがあったと記憶しているわけですが、これはどういう方々を対象にしたものなのか、関係についてお尋ねをしたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 前回の9月に全壊の家屋に対して国の方の査定を受けたんですけども、このほど対象が改正されまして、半壊以上で住宅を解体された方も対象となっております。この査定を今度の3月12日に受けるんですけども、この査定を受けまして対象となる住民の方々を把握しまして、この方々に今後アンケート調査の方を実施してまいりたいと考えております。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢副委員長 わかりました。半壊の方々ね。そうすると、件数はどのぐらいなのでしょう。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○**阿部建設部定住促進課長** 現在、集約の方は行っているのですけれども、大体ちょっと400件を切るくらいの数かなというふうに、結局解体をしても非住家は対象となりませんので、あとそこに特に借家ですとかアパートというものがありまして、その方も対象となっておりまいますので、その方々をちょっと把握するのにちょっと時間というか作業を必要としております。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢副委員長** 半壊で家を解体せざるを得なかったという方々もまだ数多くおいでで、そういう点でもひとつしっかりとアンケートをしていただいて、過般の災害復興住宅のさまざまな施策にぜひ結びつけていただければというふうに思うところです。

あと、次に資料No.17のところの関係で、グループ補助金の関係で資料を求めておりました。26ページのところにあります。26ページのところ、今までの経過については、第1次から第3次募集という形で示されております。まあこれは申請件数も含めてですが、この中で実際に、第1次から第3次までで今まで採択をされたというのはどのぐらいなのか、まずそこからお聞きをしたいと思います。

○**阿部委員長** 佐藤商工港湾課長。

○**佐藤産業環境部商工港湾課長** グループ補助金に関しまして、今まで採択された件数ということでございましたが、まず2次の方で水産加工業の関係で1グループ、それから商店街の方で1グループ、合わせて2グループ。また、3次の方では塩竈市に関する部分といたしましては、港湾関連の協議会として1グループ申請しておりました、採択がされて、合わせて3グループとなっております。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢副委員長** 4回目のところで不採択になってしまったといういきさつがあるようですけれどもね。それらも含めて中小企業のグループの第4次募集というのが商工会議所でやられましたが、今回はどのぐらいの説明会、そして今回募集の関係で流れとして教えてください、どういうふうな流れになっているか。

○**阿部委員長** 佐藤商工港湾課長。

○**佐藤産業環境部商工港湾課長** 商工会議所の方で2月20日にたしか説明会がございまして、そこには四十数社ほどの企業が参加されたというふうに会議所の方からお伺いしております。3月5日まで商工会議所の方に各希望する事業者の方からは事業計画を提出していただいて、会議所の方で取りまとめするというふうでございますが、会議所として今考えておりま

すので、80社程度グループ化して申請したいということのようではありますが、これはあくまでも国の方で24年度の予算で実施されることとなりますので、正式な募集があつてから取りまとめ申請がなされるものというふうに考えてございます。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢副委員長** そこで、先ほどの前段の市長の高橋卓也議員の質問の中の回答でもグループについて質問触れておりました。中小企業庁にも動きたいということで、不採択がないようなことでの政治要請をされるようなお話もされておりましたが、そこら辺は市長としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○**阿部委員長** 佐藤市長。

○**佐藤市長** 誤解のないように申し上げますが、このグループ化については、それぞれの企業の方々の連携の中でやられているわけでありまして、例えば塩竈市が主導的にこういうグループをつくりなさいということではないわけでありまして、そういったグループ化する際に、我々が聞いておりますのは、例えばコンサルタントにどのような形で何を売り物にというふうなことをさまざま知恵なり工夫なりをされて提案をされているというふうにお伺いをいたしております。先日、商工会議所会頭にお会いした際にも、端的に言えば競争の中から生き残るというようなそういう厳しい選択の状況になるものと思っておりますので、そういったことについても、やはり商工会議所としてもしっかりと提案するという中身をもう一回整理をしていただきたいというお話を私からさせていただいております。会議所の会頭も、今までもそういった指導をいただくようなこともやってきておりますが、いずれ採択率はかなり厳しい状況でありますので、そういったことを行いながら、もちろん私も議長もそういったところにも足を運ばせていただきますが、単に首長が頭を下げたからということだけでは済まないというようなことについてはお話をさせていただいているところでございます。よろしくご理解お願いいたします。

○**阿部委員長** 小野幸男委員。

○**小野（幸）委員** それでは、私からも平成24年度予算一般会計について何点か質疑をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、資料No.12からちょっとお聞きをしてみたいと思います。

それで、12の29ページで塩竈市地域優良賃貸住宅条例の制定についてということで書かれておりました、まあ子育て世代を対象に定住人口の拡幅ということで雇用促進住宅を7億3,074万1,029円で取得されるということでありまして、先ほども質疑で住んでいる方の説明会、3

月9日継続入居の説明会ということでお話はありましたけれども、ちょっと確認、理解を深める上でちょっと若干お聞きをしてみたいと思います。

それで、雇用促進住宅を取得されるわけですけれども、その前にその促進住宅のメンテナンスの部分なんです、それはされているのかいないのか、これから取得したものをされるのか、その点についてお聞きをしてみたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 今回取得いたします雇用促進住宅につきましては、平成19年度に大規模改修の方を機構の方で行っております。また、現在13戸の空き住戸があるんですけれども、これにつきましても、機構の方で住居のクリーニングなり修繕の方を行って市の方に譲渡するというような形となっています。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。それで、今13空きがあるということお話ありましたけれども、この促進住宅は何世帯、全部で入居できるのか、また部屋の間取り関係をちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 戸数は80戸となっております。間取りの方は3DKというふうになっております。約16坪の大きさです。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。それで、現在入居されている方、そのまま入居されるのかどうか、その点。まあ入居される方もいると思うんですけれども、そういったところをちょっと詳しくお話をしていただきたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 前段ですね、機構の方で一度説明会を開催しているんですけれども、その際、今入居されている方々については継続して入居を希望されているようです。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。現在の家賃はこの間の答弁でたしか4万5,800円ということでちょっとお聞きしたと思うんですが、これ取得後、市営住宅となりまして3万6,900円ということで、現在入居されている方は4万5,800円で入居されているということで、これは3万6,900円ということで取得後のこの家賃になるのか、または今住んでいる方は今までの値段な

のかですね、その点、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 市の方で取得後は、ただいま委員おっしゃられました3万6,900円という家賃の方になります。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。じゃ、結構減額という形になると思うんですが、それで子育て支援策として家賃の減額ということでありますけれども、資料では中学校入学前の方がいる世帯となっているんですね。それで、これ、中学、高校とその対象にならないというそういうの、その点、どういう考えなのかお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 今回の事業は、国の補助金、公営住宅家賃低廉化事業というものを活用しまして、20年間国の2分の1の補助を得て行ってまいります。この制度の中では、中学校入学前までが対象となっておりますので、今回はこういった形で当面行わせていただきたいと考えております。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。何か子育てというと小学校で終わってしまうような部分の考えというかそういった点あるのかなと思うんですが、それはそれでわかりました。そして、これ入居募集、いつから行うのか。今までどおり定期募集みたいな感じで行うのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 入居募集につきましては、4月から募集を開始して、できれば5月以降入居していただけるように努力してまいりたいと考えております。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。4月募集の9月から入居ということで。（「5月から」の声あり）5月からね。5月から入居ということでわかりました。

今回、子育て世帯ということで施策というか展開ありますけれども、欲をいえばこれから高齢化社会ということで、とにかく高齢者の部分でも低所得というかそういった住宅が求められる点がありますので、こういった点の施策がもっともっと充実されていくことをお願いをして、この点については終わりたいと思います。

次に、同じ資料の61ページの水産加工業活性化支援事業について、何点かお聞きをしてみたいと思います。

それで、事業内容を見ますと四つで、水産加工開放実験室利用促進事業、また2番目には新商品開発・改良事業と、3番目には魚食普及事業ということ、そして最後に広報求評事業ということで内容が書かれております。それで、先ほど1番の水産加工開放実験室利用促進事業については何か質疑がございまして理解を深めましたけれども、そのほか2番から4番ですね、ちょっとこの内容について理解を深める上でちょっとお話を願えればと思いますので、よろしくをお願いします。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 それでは、水産加工業活性化支援事業の内容についてご説明を申し上げます。

二つ目の新商品開発改良事業ということで30万円でございますけれども、ここに記載しているとおり塩竈の水産加工業の新商品の開発を行うに際して、これまでも何年間か継続して補助の方を差し上げて新たな商品づくりということでしていただいているというような経過がございます。こういったものを利用して本市から農林水産大臣賞を受賞したような加工屋さんも出てきているというような状況でございます。

次に、魚食普及事業でございますけれども、こちらは主に小学校などを中心に塩竈の塩釜汁ですとか、あるいはマグロの解体ですとか、そういったものを作って子供のころから魚食になれ親しんでいただいて、将来塩竈の魚ファンになっていただこうというような取り組みがございます。

そして、四つ目で広報求評事業と記載しておりますが、これは去る2月に行いました塩釜フード見本市ということで開催するに際しまして、補助の方300万円を支給するものでございますが、このうちの200万円については県からの補助金をいただいて、塩竈市の持ち出し分ということでは100万円ということの内容になっております。これも、この間2月に行ったフード見本市では全国から1,100名のバイヤーの方にお集まりをいただきました。震災後1年ということもありましたので、震災復興のスーパーアツさんでのフェアを行う際の商品を探していただいたり、あるいは震災後しばらくお目にかかっていなかったけれどもその後これまで復興したんだねということを確認いただくなど、それなりに今回かなりの商談が成立したというようなことを聞いております。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、今、今回の塩釜フード見本市ということでお話ありまして、震災後ですね、行われたわけですがけれども、去年は石巻市から共同というか同じくやったところがあって、今回は塩竈単独ということで、お話を聞いたところ例年並みでとにかくたくさん来られたということで、今商談内容もお話をいただきました。それで、もう一つはS-1グランプリで藻塩スイーツ祭も今回ございましたけれども、この点について、これも大変1,000人以上の方が来られて、にぎやかに本当に行われている話は聞いているんですが、具体的に内容ですね、お話し願えればと思うのですが、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 S-1グランプリについてのお尋ねでございます。

S-1グランプリにつきましては、先月の2月19日、ホテルグランドパレスを会場に行いました。S-1の「S」は、塩竈のSとか、スイーツのS、あるいは塩のSというようなSを頭文字にいたしまして行った企画でございます。もともと昨年3月に塩竈の青年4団体が中心となって藻塩スイーツというイベントをマリゲートの方で開催をいたしました。今回は、できればスイーツ店の方々が中心となって実行委員会をつくって、できれば自分たちでまちおこしをしてほしいという思いで、スイーツ店の方々を中心に実行委員会を開催いたしまして今回の事業の運びになったということでございます。

具体的な内容といたしましては、スイーツの販売のほかにもその場で食べられるような商品の提供、あるいはスイーツの実演なども若干やりながらスイーツをPRを行ってきたということでございます。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、もう一つ、塩釜フード見本市とこれからの展開として、塩釜フード見本市とそういったスイーツ関係のところと一体となって、何か全国の地区で、関西方面だったり、関東方面だったり、一体化した物産展というか、今仙台のデパートなんかでは定期的にいろんなところが来て物産展を開いて、結構にぎやかにお客さんも長蛇の列でそういったにぎわいを見せているんですけれども、塩竈においても、もっともっとPRですか、こういったすばらしいものがあるわけですから、本当にPRをもっともっていただいて、そういった水産、またはスイーツ、そういう塩竈の物産的なものを一体となってそういう物産展なんかを開いてもっともっと塩竈というものをPRしていったらどうかなと思ったわけです。

が、この点、今後どう考えられているのかお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の大震災以降、地域の商業者の方々、あるいは製造業の方々が大変ご苦勞いただいております。そういったことを踏まえまして、お店がなくなられた方々にぜひ県外での販売をとということをさまざまな機会に呼びかけをさせていただき、イベントを開催させていただいております。例えば本市とゆかりの村山市、それから私も参りましたが、京都の下京区の方では、「がんばれ塩竈」というイベントを開催いただきまして、お酒、あるいはスイーツといったものを販売をいただいたところであります。

また、1月23日の週であったかと思いますが、名古屋の方のデパートで宮城県の物産協会が主催するイベントがありまして、そちらの方にも塩竈のスイーツ関係の方々が3社と、それからお酒を販売されている方々2社がご参加をいただいております。

また、池袋の方には宮城県のアンテナショップがありまして、こちらの方でも恒常的にさまざまな物産品の販売をいただいておりますので、塩竈市の方からもでき得る限りご参加をいただければというような呼びかけをさせていただいているところであります。本当に物的な支援、人的な支援のみならず、全国各地からぜひうちの方に来てこういうイベントやってほしいというようなさまざまなご要請をいただき、その都度関係者で足を運ばせていただいておりますが、なおこのような塩竈のすばらしい食材のみならず、さまざまなものをPRさせていただく機会を活用してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。それで、今後、いろいろな塩竈ならではのスイーツ関係も出てきているわけですが、企業と一体となって商品化、またそのブランド化というところで考えをちょっとお聞きしてみたいと思います。もっともっとブランド化して広げられないのかなと考えるんですが、この点、いかがですか。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 ご存じのとおり、水産物のブランドということでは、三陸塩竈ひがしもの並びに浅海漁業につきましては浦戸海の子ということで浅海漁業のブランド化の方をさせていただいております。また、最近ではマグロにつきましては、トップブランドが塩竈の水揚げされます生鮮のメバチマグロの三陸塩竈ひがしものでありますけれども、塩竈漁港に揚がった生マグロについては、すべてマグロという新しいラベルをつくって塩釜港で水

揚げされた生マグロですよというのがわかるような形で取り扱いなんかもされているようですので、そういったものも引き続き支援していきたいなと思っております。また、観光の方で特に力を入れております藻塩についても、さまざまな関連商品を出すなどブランド化に努めておりますところでもありますので、そういったことを引き続き進めていきたいなと考えております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

あと、もう一点なんです、コンビニで塩竈の藻塩をつかったスイーツが何か全国販売になるというそういうツイッター関係で何か発信されているみたいなんです、この点、詳しく話できるのであれば、ちょっとお話を聞いてみたいなと思っております、よろしくお願ひします。

○阿部委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 大手コンビニ店の方で塩竈の藻塩を使ったチョコスティックというものを昨年宮城大学との共同で商品開発した商品がございまして、それを昨年9月に東北限定販売したんですが、それが結構ヒットしまして、今回東北の被災地限定ということで、岩手と宮城と福島、この3県の商品12商品を大手のコンビニ店から販売したいと。その中の一つに先ほどご説明あった塩釜の藻塩のスティックケーキが入っていると。それが3月6日からコンビニ店の方で全国1万店舗くらいですかね、遠くは宮崎とか沖縄の方まで話が来ていましたけれども、そちらの方で発売されるというような話を聞いておまして、先日その関係者がごあいさつに来たというような経過がございまして、以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。何か最近テレビを見ているわけではないんですが、耳を傾けていると、何か塩竈の食材とかそういった商品が、そこに参加されている芸能人からでもそういった塩竈の商品というのが何かPRというか発信されているところが最近いっぱい聞かれました私自身大変うれしく思っているんですが、私たち小さいころはそういったことなかったなという感じで、最近何かそういう塩竈というのが全国に何か発信されて広がっているなという感じが見受けられますので、本当に素晴らしい食材がいっぱいある塩竈ですので、もっともっと全国隅々まで知れ渡るようなそういうPR、または取り組みをお願いをしておきたいと思ひます。

それでは、次にいかせていただきたいと思います。

それで、今度は資料No.9の資料から若干何点か質問をさせていただきたいと思います。No.9の27ページですかね。27ページの6目ですか。災害復旧事業債12億1,670万円ということで、この災害復旧事業債、まあ道路橋りょう、または市営住宅等、または家屋の解体、公共施設関係もあると思うんですが、まず橋りょうの方でお話聞きたいんですが、道路橋りょうで予算で7億ちょっとぐらい入っていたと思いますが、これは該当する橋はどこなのか、または復旧箇所、そういったところをちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木土木課長 一応、概要としては、道路橋りょう災害となっておりますが、これはあくまで道路の災害査定で国庫補助を受けました道路債だけでございます。橋りょうは1橋も入っておりません。以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 では、名前だけということなんですね。いや、橋りょうと言っているんでね、どこなのかなと思ってね、被災されたのかなと思ひましてちょっとお聞きをしてみました。関連して聞きたいんだけど、今回橋のことなんですが、塩釜陸橋なんですけれども、今回被害はなかったんですかね。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木土木課長 橋そのものに影響はございませんでしたが、舗装とかに影響が来ておりますので、道路災害でとっております。また、橋りょうにつきましては、復興整備事業でできないかということで、復興の方のメニューには一応上げておりますが、これが復興で通らなければ通常の補助事業ベースで毎年1橋を3年ぐらいかけて補修をしたいと考えております。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。塩釜陸橋なんですけど、あそこ、下、住宅ちよつとこうなっていますけれども、最近市民の方から騒音とやっぱり震動ということで何とかならないものかということでお話を受けました。この点、私も常々思っているんですが、この点はどういう補修というか整備されようと考えられているのか、その点お伺いしておきたいと思います。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木土木課長 市内の橋につきましては、今現在貞山大橋を整備しておりまして、貞山大橋の次に一本松大橋、その次に塩釜陸橋ということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 いつの時期に手がかかりますかね。この点、お願いします。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木土木課長 貞山大橋につきましては24年度で完成いたしまして、一本松大橋につきましては大体2カ年で整備を行うと考えておりますので、27年度以降になるかと思われます。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。何かはるか先というような感じも受けるんですが、なるだけあそこ住宅街で非常に苦情的な部分が多いところなので、何とか幾らかでも早目に騒音的な部分だけでも、ちょっとつなぎ目だったりジョイント部分なのかなと思うんですが、そういった部分だけでもちょっと早目に対策を練っていただいて、何とかそういった市民の方が不安というか眠れないというか、そういうところのいろいろ状況が出てきますので、その点だけ解消できるようなそういった対策だけでも早目にちょっと整備を進めていただければと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、市営住宅、被害に遭われたところあるんですが、新玉川住宅について何か隅の方で足場最近やっとかかったかなというような感じはするんですが、この新玉川住宅について今の状況ですか、進んでいる状況、進捗というかその点ちょっとお聞きしておきたいんですが。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 委員ご質問の新玉川住宅につきましては、まずみちのく棟の方につきましては、今外壁改修の方行っておりまして、これにつきましては年度内に完了する予定となっております。また、玉川棟の方につきましては、ほぼ改修終わりました、足場をとる今準備を進めているところです。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ちどり棟ですかね、被害が多かったところまだ全然進んでいない状況なんですが、とにかく入居されている方からいつ直るんだということで、本当にとっても不安だという声が以前からずっとありまして、あそこ通るたびに市民の方と会うとちょっと必ず言われて私も大変な状況もあるわけですが、なるだけ早目に完了できるように、この点もお願いしておきたいなと思っています。

市営住宅のお話をしますので、ついでにというかここで話をお聞きしたいんですが、市営

住宅の改修で今貞山住宅なんかの外壁とか内側もやって大変きれいになったということで、入居される方も喜んでいますが、窓もサッシ枠になったり何かしていましたが、これは結構中の方もちょっとひびとか、あと湿気か何かわからないんですけども、押し入れなんか水が入るみたいなそういう声もちょっと聞かれているわけですが、この内装というか居室とかその点は今回はないということで入居されている方は言われたというお話をされていましたが、この点についてはどうお考えなのかちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 貞山住宅につきましては、今回、外壁の修理ということだけで行っております。また、内部の修理につきましては、その都度住民の方からいろいろなお話あったたびにその都度修繕をしているというような状況になっております。以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。何か内部は自己負担というようなそういった声も聞かれたというような何か入居されている方お話しされていましてので今若干聞いてみたんですが、じゃ市で対応できるところは対応していくというそういうことでちょっと理解をしてみたいと思います。

それで、家屋の解体についてちょっとお話を聞きたい。（「資料ナンバー」の声あり）災害復旧のところでもいいですかね、解体は。家屋の解体、来年度まで繰り越すということでお話を聞いていますけれども、いつごろをめどに終わらせる目標になっているのか、この点もちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○阿部委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

資料No.12の56ページをごらんいただければと思っております。そちらの方の一番下の部分にその他ということで、危険建物等解体業務委託というふうに書かれております。我々としては、本年8月末までにすべての家屋を解体するという予定で取り組んでおります。以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。何か解体が決まっている建物の周辺の人がやっぱり不安がるんですね。危険な建物ということで解体するとわかっていると、それで何か毎朝起きるたびにみるとすき間があくのが大きくなってきたとか、ちょっと斜めになってきたとか、そういう

不安を抱いてちょっといろんな声が聞かれるんですが、なるだけそういう危険と思われるものを、まず、優先しているとは思いますが、なおかつちょっと点検されて優先して、近くの住民の方の不安解消のためにちょっと努力をさせていただきたいなと思いますので、この点もよろしくお聞きしたいと思います。

あともう一つ、宮町分庁舎、また徳陽ということで解体を進められると思うんですが、これは徳陽の方はアパレル産業ですか、前使っていましたけれども、このアパレル産業の点でこういった関係というか契約とか、そういった点はどうなっているかという内容をちょっと。もう出られると思うんですが、この点ちょっとお聞きしておきたい。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 家屋につきましては、宮町の分庁舎とそれからあと旧徳陽銀行と。こちらにシャッターオープン事業で入られているビズカンパニーさんが営業をされていたと。今回の被災に伴いまして、たしか仮設店舗の方に今移られているという状況だと思います。今後、今間もなく設計の方もでき上がりまして、今年度中になんとか解体の方が着手できるという状況になりますので、今現在として今仮設の方にお入りになっていますけれども、今後、あそこの解体に伴いまして、今までお使いになってきていましたそのアパレル会社さんと今まで協議してきていますので、今後今までどおり2年間は少なくとも仮設店舗という形にはなるんでしょうけれども、今後その辺、十分に協議して詰めてまいりたいというふうには予定しております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。じゃ、その解体の後ですね、活用をどうされるのか、その点お考えがあればちょっとお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 旧徳陽銀行につきましては、あそこはちょうど本市の本町地区の中心の、商店の中心という形になりますので、この辺、使い道として、例えばですけれども駐車場として活用できるかどうか、あるいは今非常に本庁舎全体が手狭になっていると、それからあと、建設部が今分散しているという状況、非常に余り好ましくない状況がございますので、できればそういった業務の集約を図った中での本市の公用車の駐車場でありますとかそういった活用をまず今考えてございます。

また、宮町分庁舎につきましては、いろんな使い道が想定できます。場所的に非常に立地条

件のいい場所でもございます。今後の活用につきましては、地元の一つの産業の基盤の何かの起爆剤になればいいかどうかとかそういったところを今から十分に練った上で本市の産業の活力になるようなそういった使い道もあわせて検討していきたいというふうに思っております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。駐車場関係のお話がありましたが、何となくここは本町活性化とかそういう部分も込めたちょっと考えて、災害復興住宅、この辺にどうなのかなという考えで、1階商業、2階は医療センターみたいなそういう災害の復興住宅を建てて、本当にそれによって定住人口確保の部分でもあるし、または本町商店活性化、地域活性化にもなるし、その点こういう考えはどうなのかなと思っているわけですが、この点についてどう考えられるかちょっとお聞きをしておきたいと思います。市長、お願いします。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 もともとですね、旧今野屋跡地と、徳陽については委員の方々ご案内のとおり、本町再開発事業というものを立ち上げるときに、あの土地を一体として活用していただくというのがたしか発想でございました。我々も今でもそういったものが実現できればなという思いはありますが、なかなか商店街の方々、改めてそういう都市再開発事業というような意欲まではなかなか持つ状況には恐らくないんだと思いますね。今回の大震災で非常に大きな被害を受けておられますので、でありますので、当面は今課長がご説明させていただいたとおりであります。今野屋跡地のところもいずれ今の仮設店舗があいたときにですね、私は一体の区画として本来考えていくべきでありましょうし、できますれば隣接する民地等も一体となった開発ということが本来のあるべき姿ではないかなと、これは若干私見になるかもしれませんが。そういったことを少し幅広く検討させていただきたいと思っております。

また、宮町分庁舎跡地につきましても、まさに裏参道の門前口であります。でき得る限り、本当に横町的な活用というようなことを民間の皆様方の活力で図っていただけないかとかさまざまな選択肢があるかと思いますが、今の段階でこういう方法ということまではまだ整理がついておりません。今後、ぜひさまざまな方策を検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。実現できたらすごいかなと思って、常日ごろ描いておりましたので、ちょっとお話を聞かせていただきました。

次に行きますけれども、同じ資料の62ページなのですが、事業内訳の中にねんりんピック開催準備事業として1,016万7,000円ということで書かれていますが、（「資料番号は何番でしょう」の声あり）資料No.9ですね。62ページ。事業内訳の中にねんりんピック開催準備事業ということで、これは、前は100万円ちょっとぐらいだったのですが、結構予算比較しますとついているんですが、この中身について。まあ俳句を塩竈でなさるといことはお話を聞いていますが、この中身についてちょっとお聞きをしておきたいんですが。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 ねんりんピック開催事業につきましては、平成24年度に宮城県でねんりんピックが開催されまして、その中で交流大会等、スポーツ交流、文化交流、ふれあい交流などの18種目の交流大会がございます。その中で塩竈市は俳句の大会ということで、今回23年度に一応開催に係る準備の金額として125万円くらい掲載させていただいております。それで、24年度につきましては1,000万円ということで、これは総事業費になりますけれども、そのうち市の方から400万円ということになります。あと、残りの600万円は県からの補助金という形になってきますので、その中でねんりんピックの開催の中身といたしましては、管理運営とかと歓迎装飾とか、あと当日の交流大会における俳句の選者ですね、俳句募集句が500とか600ございますので、それを今度選者の方が選んでいくという形の経費等がございます。以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、資料No.9の72ページです。この中で、内訳の中の食物アレルギー保育児対策事業費についてちょっとお聞きをしたいと思います。公明党といたしましても、アレルギー疾患対策に去年まで取り組んできておりますが、厚生労働省から子供への対応指針をまとめました保育所に係るアレルギー対応ガイドラインが発行されているんですが、これを受けてぜんそくやアトピー性皮膚炎などの子供への対応、また食物アレルギーによる重篤な症状を和らげる、アドレナリンとか自己注射薬ですね、エピペンの使用を想定した研修会等が各地で開催されてきているということなんですが、こういったことは県、本市関係近辺で行われてきているのか、その点についてお話を聞きたいと思います。

○阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 保育所のアレルギー児への対応ということで、まず具体的な対応内容に

ついてご説明させていただきます。

アレルギー児への対応につきましては、医師の診断書に基づきまして、基本はその原因となる卵とか、あと牛乳とか、そういったもとなる食材の除去というようなことで保育所では対応させていただいております。代替食については、児童のその個々の症状に応じましてできる範囲で対応させていただいておるといようなことでございます。予算書に書かれております食物アレルギー保育児対策事業費35万6,000円の中には、そういった代替食の賄い材料費なり、あと今委員の方からお話出ましたアレルギー児へのそういった必要な研修会、そういった部分の費用などを計上させていただいております。以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 研修会は行われている。これ何回ぐらいというかいつごろ行われたんですか。

○阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 調理職員による毎月定例会というのを月1回ほど毎月開いております。

そういった中で年一、二回ほどアレルギー児への対応というような形で一応テーマを設けて研修をしている状況でございます。

あと、保育士とかそういった職員に対しては、ほかのところで結構そういった研修もございまして、積極的に参加させていただいております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。これ、エピペンの使用法とかそういう、どういうタイミングで使ったらとか、そういう点などの研修とかもあるわけですかね。その点をお聞きしたいんですけども。

○阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 すみません、もう一度お願いしたいと思います。聞き取れませんでした。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 エピペンの注射というか打つやつありますよね、薬というかアレルギーの、その応急するやつ。そういった使用法とか、やっぱりどういったタイミングでというか。まあこっちの方では余り使われていないのかわかりませんが、その点ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 症状のひどい児童については、医師の診断書に基づきまして、例えばそ

ういった症状出た場合、かかりつけ医との連携をよくしまして、保護者なり、そのかかりつけ医の助言を得ましていろいろ対応しているというようなことでございます。よろしくお願ひします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、この保育所ガイドラインということで発行されていまして、自治体とか保育関係団体には配布されているというところで、ただ保育現場の方に届いていないという現状もあるというお話をされていまして、存在も知らないということであるのですが、この点、本市の取り組みとしてはどうなのでしょう。

○阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 ことしに入ってから、保育所、保育士の研修を行ってございます。特に、震災時への影響を考慮しまして、今回は土曜日に開催しておりました。そういった中で講師の方からそういった保育ガイドラインの資料なんかの提供なんかも受けておりますので、職員には積極的にそういったものを保育の現場で活用するようというような指導をしているところでございます。

○阿部委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時16分 休憩

午後1時00分 再開

○伊勢副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いを申し上げます。志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも質問させていただきます。

午前申終わりましたので午後の1番ということでございます。

予算の特別委員会でございますので予算に関してということで、きょうは一般会計ということでございますので、一般会計から予算の質問をさせていただきます。

最初に資料No.12の48ページ、お開き願いたいと思います。ここに24年度の当初予算総額総括

表という表がございまして、これを見ると全体の、来年度、24年度の予算、どのような形でいくのかというものが全部大きな数字で書いてあると思います。それで、一般会計は280億1,000万円で、昨年、前年度と比較して85億9,000万円の44%増額。それから、一番下の方でいうと特別会計まで入れると474億6,400何々と。それで34.1%の増額になっております。これだけ予算が違うのは災害復旧関係費が入っているということでございますが、その前にこの24年度の当初予算をお組みになるに当たって、いろいろ工夫なされたところとか苦勞なされたところ、そういうところで組むに当たっての基本的な考え方、ご苦勞されたところ、その辺のところ、総括表ですからちょっと総括的にお示し願えれば幸いです。よろしく申し上げます。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 24年度一般会計予算のことでまずご説明申し上げたいと思います。

一番苦勞したというのは、正直、やはり財源の確保という点でございます。市税収入が10億6,700万円減収するという非常に大きな中で、予算編成の時期というのは大体12月から1月の間というふうになりますので、その間に通常でしたら国の方の考え方が示されるということでしたが、実は今回非常に国からのいただける内容というのが遅かったというのが非常につらかったところです。遅かったと申しますのは、つまり交付税をどう見るか。今回のような震災復興特別交付税はどういうふうな形で来るのかというところの通知がぎりぎりになって1月の末に来たというところなんです。それまでは非常に組むのが大変、一般財源の確保というのが大変苦しくて、午前中にもご説明ありましたできるだけ地方債を積極的に活用するという点がありますとか、なおかつ財源不足はやはり財政調整基金等の基金で取り崩しをしなければいけなかったという点がございます。もともと予算編成をする前に考え方という方針を組むわけなんですけど、その際に当然一般財源の確保が非常に厳しくなるというのは予想しておりましたので、できるだけ内部管理経費の圧縮を図るということに努めました。通常ですと5%程度と例年行っているマイナスシーディングというものを二けたの10%行いまして、一般会計、全体総額で圧縮した内部管理経費は大体3,000万円弱ぐらいまで何とか一般財源ベースで圧縮したという中身で、とにかく不足する財源を確保するというのと、それから歳出でもってその圧縮をかけるという点に力を注いできたというところでありまして。概要ですが、大体以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そういうふうに予算を組むときが一番ご苦勞されると思います。それで、私なりに考えてみたんですけども、復興予算の方とこの今までのここ

で押さえる一般財源関係の今までのやつの一般的な部分とどのようになるのかと。それで、きょう資料いただきましたNo.17のところに復興関連事業の表がございまして、21ページですね、一番上の災害廃棄物処理事業が76億1,150万円から下の方まで20件全部合わせますと123億6,400何がし。ここのところが復興関係でふえたので、それで今年度の予算、先ほど言いました280億円、前年度は194億円です。だから、比較でいうと85億円ほど増えていますけれども、それは一般会計ですから、19番までいうとちょうどふえたのが89億円ね、この復旧予算のところだけ項目だけ抜くと。ですから、85億9,000万円の前年との比較、ふえたんですけれども、ふえたのは実は復旧事業費で89億7,700万円ふえた。そうすると、通常の予算は逆に減ったという形になる。そうすると、大体およそ大ざっぱで190億円ぐらいの通常の予算かなと思うんですけれども、そのような認識でよろしいのかどうか、まず1点お伺いします。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 大体おおむね今委員さんがおっしゃられたとおりで、まず復興予算が約90億円を差し引くというものと、それからどうしても予算規模として膨らんでしまいます借りかえがございまして。これは歳入歳出同額だということで、それを特殊要因として除きますと、おおむね188億5,000万円ぐらいが通常ベースという形になります。ですので、前年度と比較いたしますと大体3.5%の圧縮の予算というふうな内容にしております。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 その辺のところ、実際の中身は3.5%ぐらいのマイナスなんですよというところが第3次行革のところのご苦労されたところかなとこのように認識はいたしますが、前に話を戻しまして、収入の方で今度はお聞きします。苦労されるということになりますと、市税の減収ということが当然予想されるわけがございますので、そこを覚えてもらうのに、この表で今の次のページにございまして、総括表の、49ページの一番上に市税、本年度47億7,740万円、前年度58億4,532万5,000円と。比較で10億円ですね。10億6,792万5,000円の市税が減収される予定でございまして。それで、私も久しぶりの予算委員会の質問でございまして、昨年度のやつも詳しく見ようかなと思ったんですけれども、その資料がなくて5年前の見て話したいと思っております。平成19年度の予算説明書のところに市税、そのときは本年度のところに66億540万円、66億円でした。それが昨年の前年度には58億円になって、本年度、24年度の予算では47億円まで市税が減ると。それで、どのように減るのかなと思っております、今度は資料のNo.9の方のところを見ていただきたいと思います。3ページですか。市税が47億7,740万円のところのちょう

ど真ん中ころのところに固定資産税というのがございまして、市税のうちの固定資産税が予算で14億8,270万円、前年度は23億1,713万3,000円と。比較で8億3,400万円ほどあります。このところが一番固定資産税のところの落ち込みが一番大きいのではないかなというふうに思います。それで、市税のこの減収に対応する手だてということで聞きたいんですけども、それから同じところのこのNo.9の5ページのところへ行きますと、都市計画税という、たばこ税も書いてありますけれども、都市計画税というところでもこのところも1億9,000万円。1億9,000万円なんですけれどもね、昨年度は4億8,000万円あって、本年度の予算で2億9,000万円、半分くらいになる。1億9,000万円も都市計画税が下がります。その辺のところをあわせて都市計画税、それからこの固定資産税がやっぱり津波とか震災とかということで大幅に下がるんでしょけれども、そういうことで下がるのはわかるんですけども、その辺のところ、将来的にはどういうふうに手だてすればいいのか。今回は、今の時点でことしのこの予算の組み方が固定資産税と都市計画税が一番低い数字になるのではないかな。あとは、復興してくると、早く復興すればこれが毎年毎年上がって行って、そして古い建物が壊されて新しい建物が建つと。いや、5年後にはこのところが今まで最高の金額になるんですよという話まで聞けたらいいんですが、その辺のところの説明をよろしくお願いします。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 やはり一番心配される自主財源、その中でも一般財源となる市税の収入落ち込みというのはやはり非常に心配される場所です。今の現在復興事業でありますとか、さまざまな商業、それから産業関係も含めて、この本市のこの定住でありますとか、交流をどんどん高めていかなければいけないと、そういう中でようやく家屋が建てられ、いろんな企業が張りつき、そしていろんな産業が興っていくという中でようやく税収がだんだんと上がってくるというふうなスタイルになろうかと思えます。したがって、今委員さんからお話がありましたように、まず復興事業、とにかく迅速に進めるということ、そして本市の再生を目指す。そこから今度は、あわせて、長総とあわせた事業を展開することで本市の定住でありますとか産業基盤をしっかりとした形に積み上げていくということが非常に重要だというふうに考えております。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございます。ご苦労されると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。とにかく復興が早く始まって早く終われば、早くそういう税収面でも塩竈市

の税収もよくなるということでございますので、皆様、職員の方、今大変でしょうけれども、早く復興できるように頑張ってくださいと思います。No.9の10ページで、そういうことで復興のために早く頑張ってもらいたいということで、国の方からも震災復興特別交付税というのが8億5,600万円出ております。これは収入の方ですけれども、支出の方は、この項目からどのようなところに支出が行くのかというところは、入るところはわかりましたけれども、どのように出ていくのか。震災復興のためにお使いになるんでしょうけれども、財源の使い道とか決まっているんでしょうか。その辺のところ、よろしくをお願いします。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 震災復興特別交付税、これは同じ考えとして国の第3次補正予算で計上された新しい特別交付税という形ですが、考え方といたしまして、先ほどもちょっと午前中申し上げましたように、一つは減収分に相当する分を補てんされる交付税であるということ。それから、災害の復旧、あるいは今後計上されます災害の復興関係の地方負担額のこの震災復興特別交付税が充当されるという形になります。ですので、今回の8億5,600万円、当初予算上ではいわゆる固定資産税、それから都市計画税などの減収分の分を見合いとして計上させていただいたところがまず1点。それから、歳出とちょっと連動いたしますが、あらかじめ国の方からも示されております中長期派遣職員人件費、こういったものも対象になるということになりますので、まず24年度当初予算の段階では今回の税収の減収分と、それから中長期派遣職員の人件費約1億1,000万円ですが、そこに充当するような格好で8億5,600万円というのを計上させていただいたという状況です。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろ詳しくね。余り専門的になると聞いている市民の方はわからなくなるかもしれません。

同じNo.9から178ページの方を広げてみました。これ、一般会計の最後の方の表でございます。そしたら、債務負担行為というのがずっといっぱい、これ合計でたしか120億円でしたでしょうか。2月の議会で債務負担行為は、これは決まったんでございます。それで、平成19年度のときの債務負担行為のときどうだったのかなと思って見ましたら、九つだけだったんですよ。それで、合計でも3,800万円しかありませんでした、債務負担行為というのは、5年前は。それで、今回は震災のことが多いのか、とはいっても中身見ると余り震災のことは書いていないんですけれども、どうしてこのように債務負担行為というのがいっぱいこのようにふえ

てきたのか、あるいはふやした方が当然早く仕事ができるから4月1日からの業務に支障が出ないようにということでしょうか。悪いという意味ではないですよ。いっぱい債務負担行為をこれだけもっていただいた、それも金額が半端ではありません。項目も半端でございませぬので、あえて特別な今回の予算のつくり方かなと思うんですけども、その辺のところのご事情ありましたら市民の方にお聞かせ願いたいと思います。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 委員さんの方から19年度が9件ぐらいというお話をいただきました。今ごらんいただいていますこちらのページというのは、これは予算説明書の方のこれまでの債務負担行為をとった、過去の分もすべて含まれての件数という形になります。恐らく今お話しいただきましたのは、当初予算上での予算書により議決行為としてお認めいただくための債務負担、こちらでいいますと資料No.8になろうかと思ひます。資料No.8の平成24年度一般会計予算の6ページのところ、こちらが平成24年度の新規分として計上していると。こちらの内容を申し上げますと、これは10件という件数になります。ですから、件数的には19年度と大体同じぐらいの件数ということで議決の対象としてはそのぐらいになっていると。ただ、今委員さんからお話ありましたように、2月補正でかなり大きな補正をさせていただきました。中身としては、災害廃棄物の県委託を含めまして100億円を超えるという非常に大きな債務負担行為の計上という形になります。ですから、24年度以降、そういったものは当初予算の説明書の方、178ページ以降にあらわれてくるという形になります。確かに債務負担行為というのは、後年度の負担をあらかじめ議決をいただくという非常に大きな予算であります。もちろん契約としても複数年契約を行うものでありますとか、今回のように特殊な廃棄物処理、廃棄物処理だけでも110億円をたしか超えていたというふうになりますので、将来の負担をいかがするかというのが非常に大きな予算上の大事な予算となってまいります。財政側としましては、こういった債務負担というものはもちろん後年度もあらかじめ負担を見なくちゃいけないという形になりますので、今取り急ぎ作成しております財政見通しの中でもこういった債務負担行為を含めて一体どういうふうになっていくかという収支の見通しを今急いで算定しているという状況にございます。よろしくお願ひいたします。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございます。そうですね、これ見るとそのとおりでございました。でも、こういうふうにいっぱい表になって出てきたのは初めて私は見たものですから、

いろいろ詳しく予算説明書、何年か前に比べると詳しい資料とか詳しい説明いろいろ出ているなどと思ってその違いを今感じているところです。それで、そういう違いが感じているところの事例でいいますと、このNo.9の78ページから80ページですか。そこに扶助費と生活保護関係なんでもございましょうか。扶助費というのが77ページ、14億5,317万1,000円。それで、右の方の78ページの方には分けて書いてありますね。生活扶助費5億287万2,000円、それから住宅扶助費1億6,800万円、それから次、80ページの方を見ますと、医療扶助費が7億幾らです。何年か前ですとこれは扶助費で1行だけで済んでいたところなんですけれども、私がいたときはまだ1行で終わっていたような気がしました。それからいろいろ大きなやっぱり何億円とか何千万円とかというのは、右の方の説明欄のところに入れていただいた方が予算審議するときにはしっかり審議できるんじゃないでしょうか。その間私いませんでしたのでその経過はわかりませんが、しっかりきれいにやられているなどと思って感心していますので聞きました。それで、ここの生活扶助費のことで、うちの会派の方からも資料を請求して表をつくっていただきました。33ページですか。それで、仙台市を除くということでございますけれども、仙台市を除いたので保護率が塩竈市は15.91%で塩竈が一番高いと。あとその次は多賀城が12.37、石巻と大崎と続いております。この辺のところでございます。それで、この生活保護率とか扶助支給一覧表ありますけれども、全体で前年度よりも、23年度見込みの方が毎年毎年上がっているところで下がっているというのがちょっと不思議に思いましたので、その辺の関係。なぜ、こういうときに生活保護率が下がっている、生活扶助金額も見込みで低くなっているというところ、そこに何かあったのかどうか、その辺の説明をよろしくお願いします。

○伊勢副委員長 高橋健康福祉部次長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護でございますけれども、委員ご指摘のとおり、バブル崩壊後、毎年増加傾向にあったところでございます。今年の平成23年3月に発生いたしました東日本大震災発生後、相談件数、それから保護の申請件数も減少に転じている状況でございます。その要因といたしましては、震災直後におきましては、避難所等での生活によりまして、衣食住などの基本的な生活に必要な物資が支給されていたこと、それから本市では6月以降から義援金の支給が本格化したことによりまして、それによりまして生活の安定が図られたことが挙げられます。それから、ほかに国の施策によりまして雇用保険の支給延長、被災者の医療費の自己負担が免除されたことなどがこういった申請件数の減になっていると考えておるところでございます。生活保護受給世帯においても、義援金の支給等に

よりまして、自立更生に必要な額を除いた額が最低生活費の6カ月分を超えた場合には保護の廃止を検討することになっておりまして、本市でもその義援金の受給による保護廃止世帯が発生しておるといような状況でございまして、毎年、保護の開始件数が廃止件数を上回っておったんですけれども、ことしはそれが逆転しておりまして廃止の件数が多くなっていると。それを受けまして、24年度予算におきましても減少傾向ということでございます。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 はい、ありがとうございました。いろんなそういう災害の関係でね。ですから、今回だけはそういうふうに一時的に下がったかなというふうに思います。それで、6カ月分以上あると保護の対象にならないということで、自立していただくのが一番でございますけれども、それでもなお自立できない方はどんな部分でまた生活保護に戻られるのか。この点5月分しかないからお戻りになるのか、あるいは最初保護申請して認められる、ゼロになるまでまた生活保護に戻れないのか。戻るんだったら、じゃ今あるやつを全部1カ月で全部使ってしまうと戻れるのか。その辺のところ、それと申請というのは改めてするんでしょうが、前にいただいている方は当局の方でもちゃんとしっかりつかんでいらっしゃるでしょうから、その辺のところ、なるべく自立していただければいいんですけれども、いろいろと頑張っても年齢的とかいろんなもので自立できない方、その後、いや今中止されてとめられているけれども、これ使い終わった後の心配とか、いや使っているものなのか、とっていたんではまた入れないというから使わなくてないものなのかね、その辺のところ、いや、急いで使わなくてもちゃんとうちの方で把握していますから、ある程度は6カ月分以上財産ある方だけ言われているんだから、その分はある程度苦しくなった場合、例え何ぼでも持っていて認めますよというのか、その辺の基準。ゼロでないともた認めないんですか。その辺のところ、どういうふうに理解したらいいのかよろしくをお願いします。

○伊勢副委員長 高橋健康福祉部次長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま申し上げました6カ月、多い方では全壊の方なんかもうちょっとかなり金額的には多くの義援金がいただけるわけでございますけれども、そういった世帯の状況、生活状況変わらない限りはやがて生活維持が困難となることですから、またその際にまた再度申請できるということでその方々にはご説明させていただいておりまして、もう既にそういったご相談、また再度申請という方が出てきておられる。塩竈市の場合、やはり高齢化が進んでおりますので、高齢者の方、やはりまた再度という

形になるということでございます。また、一度に大金が入っているわけですので、余り華やかな生活をなさらないようにということでそういったお話はさせていただいているというところがございます。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろご指導、よろしく申し上げます。あくまでも自立支援なので、自立に向かうようにしっかりお願いしたいと思います。それで、できない方はそれなりにやはり見ていかなきゃないと。それで、ページ数でこれそうするともう一度戻りまして、9の生活扶助、78ページですか。これは、こちらの方は支出の方で書いてあるんですけども、収入の方もありますかね。9の14ページの方の右側の真ん中ごろに生活保護負担金というのは、生活保護全体で塩竈で予定されている14億5,233万1,000円掛ける4分の3、この4分の3が10億9,151万3,000円、これが国庫負担金として国の方から支援される分だと。そうすると、残った4分の1というのは塩竈市の持ち出しになると思うんですけども、その辺のお考え、あるいはその4分の1でも県からの分も多少あったとは思ったんですけども、そうするとその辺のところ、これだけ大きな金額ですので、幾ら国の制度だといっても塩竈市からの財政負担も出ると思いますので、この辺の考え方のご説明、よろしく申し上げます。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 生活保護の国庫負担率が4分の3、残り4分の1は確かに一般財源として市が負担するというルールになります。ただ、この生活保護につきましては、普通交付税の方の基準財政需要額で算定されるというふうな内容になっております。したがって、一定程度その交付税の方で見られているということになろうかと思えます。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ちょっと財政の専門的な言葉で聞いて申しわけございません。同じく80ページのところには医療扶助費が7億円ですね。それで戻って78ページを見ると生活扶助費は5億円なんです。そうすると、医療扶助の方が実際制度の中では相当かかわっているということですから、その辺のところ負担になるんじゃないかなと思います。ここのところ、やはり病気だから生活保護になるということもあるかもしれませんが、この7億円の生活扶助費の医療費の分を下げるための努力、これはほかの、きょうは一般会計だから特別会計の健康保険の方まではいけないでしょうけれども、全体として医療費を下げるということがこういうものとかいろんな出費を抑えるために必要でないかと、こういうのが一つね。それから、こ

の生活保護者の該当者で一応私割り算して計算したわけじゃないですけども、やはり一般の方の普通の生活保護を受けていない人よりも一人当たりの医療費の金額というのは高いのかどうか、その辺のところはお調べになったことがあるでしょうか。よろしくお願いします。

○伊勢副委員長 高橋健康福祉部次長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護費の中に占める医療扶助の割合ですけども、やはり5割弱というのが全国的な傾向かなと思っております。本市においても約半分ぐらい占めているわけございまして、ここの抑制を図ることがやっぱり一つの大きな課題ではないかと考えておるところでございます。私どもとしましては、まずレセプトというものでやっておりますけれども、レセプトも管理システムというものが入りまして、オンライン上で資格の点検やったり、あるいは今まで紙だったものが紙でソフトからそういったデータでやれるようになりまして、そういった資格管理も縦覧点検ですとか資格点検がより高度に確保できるようになったこと、そういったことで不正な請求等の抑制を図っていくということが一つかなと思っております。それから、健康づくりということが大事でございますので、健診のお勧めですとかそういった形、あるいは予備軍の方はそういった特定の指導を受けていただくとか、それは一般的な市の施策でございますけれども、そういった形で抑制に努めてまいりたいと思っております。やはり医療扶助は結構お一人当たりの単価が大きくて、これが毎年生活保護の増減に大きく影響しているのが事実でございます。ちょっと統計的にはとっておりませんが、高齢者の方が多いという状況をかながみますと、やはり一般的よりは医療費の支出は多いのかなと考えておるところでございます。よろしくお願いします。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございます。だれがやっても難しいことを聞いたものですからね。すみません。よろしく、その辺のところ。病気にならないための方にもいろいろ予算を使っていただくとそのところが減るんじゃないかなと思ひまして聞きました。

予算資料の17番からうちの会派の方で資料請求されていて、せっかく詳しくつくっていただいたのがありますので、21ページの方、お聞きします。24年度復旧事業予算の……、あ、24ページではなくてすみません。39ページから42ページにかけて増額工事の一覧表が載っています。これ、私はこういう資料は私今回初めて見たんですけども、決算のときにはあるけれども予算のときにはあつたのかなと思ひまして。それで、これは増額工事になったからこういうもの

をつくっていただいたのかなと思います。ここの中でちょっと気になったのがあるので、ちょっと具体的に質問させていただきます。40ページ。ここの指名競争入札の番号で3番と6番というのがあるんですけども、3番は芦畔町雨水枝線増築工事、6番は宅地整地工事、そこ落札率見たら99.9%。これ二つとも99.9%なんですけれども、業者名のところ同じところなんでございまして、そういうこともあるのかなと思って。この入札方式は私も何年か前にいろいろあるから事前公表制にした方がかえって安くなるんじゃないでしょうかということ、たしか5,000万円以上の大きな工事の場合は事前公表制にされていたと思うんですけども、これはそういう大きな金額じゃないので事前公表制ではないですよ。どうしてこのようになったのか、その辺のところ、もしわかりましたらよろしくご説明をお願いします。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 資料40ページの指名競争入札の3番、6番というお尋ねのその落札率ですね。結果的に99.9%ということであると、ほぼまあ予定価格に近い数字だったという結果だと思います。ここに記載していますのはあくまでも指名競争入札という入札行為で行ったものであります。ちょっと詳しいデータはございませんが、1回で落札したということではなくて2回3回になりますとだんだん近づいてくるのが確かだと考えますので、そういった意味では非常に競争性を高めた中で限りなく最終的には結果として予定価格に近くそういった落札率に落ちたという形になるかと思えます。以上です。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 だんだん何回もやってくれば少しずつ近づくわけですから、限りなく100%に近いところの高どまりになるということはわかります。そうすると、私は前に提案したんですけども、5,000万円以上となるとどうですかということで、余りにもこういうふうになっているんだったらやはり事前公表制にした方が結果的に安くなるんじゃないかなと思って聞いたんです。それと、たまたま同じ業者名が出てきましたからちょっと不思議だなと思って質問させていただきました。この今のところの表の一番下の16番というところを見ますと、今度は契約の変更率ということは追加工事か何かかなとは思いますが、この表の中では一番変更率が高くて41.1%でございました。それで、ここのこの件に関してだけは特別なことがあったのかなと想像はつくんですが、その辺のいきさつはおわかりでしょうか。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 16番は22年度市道藤倉二丁目8号線の道路改良ということでござい

ます。確かに非常に変更率としては高く、41%を超えているという結果になっています。こちらの事業につきましては、道路舗装というのがまず基本にした工事の内容となっております。当初期待してございましたのが、表層工と申しますかアスファルトから上の部分ですね、こちらの厚みを5センチ程度というふうに見込んでおったというふうにご設計をまず組まれていたというのがまず1回目の入札の結果だと思います。実際、現場打ちをした際に、その厚み、いわゆる必要な分の厚みがさらにもっと必要だったということが現場打ちで判明したことによりまして、全体的にはその工事が非常に高い変更率になってしまったというのが経過のようです。以上です。

○伊勢副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木土木課長 藤倉二丁目8号線については、当初、切削オーバーレイ工ということで設計を組んでおりましたが、切削した後の舗装打ちが残り5センチがあれば道路構造上もつという判断でしたが、実際に5センチの厚さがなくて舗装工の打ちかえに変更したために、下層路盤工、上層路盤工がふえてしまいまして、このような増額変更になった次第でございます。よろしくお願いたします。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 特別そこだけ高かったのが何かあったのかと思ひまして、そういうところを一応質問させていただきました。

別なことを聞きます。時間も余りないんで、No.9の90ページですね。89から90ページ。塵芥処理費ということで、90ページの右の一番下のところにリサイクル推進費で1億3,153万5,000円。それから、92ページの方にいきますと、そちらの方までずっと塵芥処理費ということで書いてございます。昨日の一般質問でもさせていただいたんですけれども、ごみのリサイクル率、リサイクルは災害のごみが最大の一番大きなごみの量かなとは思ひます。それで、リサイクルを進めているという考え方からすれば、やっぱり第2次処分場の方のごみもうまくリサイクルしていただければなと思ひますけれども、その辺の考えは県の方での仕事だから塩竈は義務はないですけれどもね、でもせつかくだから塩竈のごみ、いい方にリサイクルに使えるんでしたら使ってくださいみたいなそういうことは言えるのかどうか。

あと、来年度もその同じ92ページには災害廃棄物処理事業ということで76億円書いてございますので、来年度もかかりそうだとということですから、早目に処理してもらうためにはうまくリサイクルするなり、最終処分しない方法。最終処分でも燃やして最終処分するんじゃない

くて別な何かやり方があると思うんですけれども、その辺の考え方は今回の予算書には反映されていないんじゃないかなと思うんですけれども、どのようにお考えなのかよろしく願います。

○伊勢副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 災害廃棄物2次処理に関しましては、県に受託していただいて処理を進めるという方向でございます。その中で今回、2次処理を請け負ったジョイントベンチャーの方からは、積極的なリサイクルの推進ということのご提案がなされております。一例で挙げますと、我々今、越の浦の方には木材、そういったものが運ばれておりますし、あと我々の分としてグランディ21にも木材が運ばれております。それをチップ化しまして、それを再生木材として利用できないかということで今検討を進めさせていただいております。そういった形で震災廃棄物といえども減量化するという方向で考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○伊勢副委員長 志子田委員。

○志子田委員 しっかりと災害であった分もしっかり再利用されると津波で流された材料も喜ぶとも思うので、しっかりと再利用して役に立たせていただきたいと思います。そのような方針でよろしくお願ひしたいと思います。

それで、同じページに同じように生活ごみ収集ごみ運搬委託料が5,400万円とか、資源物回収選別事業が1億2,900万円とかあるので、これも一般質問で聞かせていただきましたごみの関係で、回収するのに市民の皆さんにご協力いただいております。ばらばらと出されたら、処理はもう大変なことになるということで、市民の方にごみの講座とか開いていただいて、あくまでも協力していただいていると思っています。それで順調にしていると思うんですけれども、必ずごみ袋は買わなきゃいけないんですよね。勝手に自分にある袋に入れて出すわけにはいかないと、こういうふうに塩竈市の方ではごみ袋に承認1号と書いてあります。だから承認されていると。それで、まあ先日の質問では調査して前向きにやっていたと聞いてございましてけれども、余りにもごみ袋に差があるので、ちょっとそのときは時間がなかったのであえて聞かせていただきますけれども、燃やせるごみの塩竈の袋は20枚入で438円なんです。そうすると、1枚が21.9円なんです。多賀城ほかは10枚入りで158円ということは1枚15円80銭。そうすると多賀城、七ヶ浜のやつをその基準を100としたときに、塩竈のごみ袋は138.6%になります。同じように、プラスチック回収ごみ、プラスチック専用に入れるやつ、多賀城を100

にすると塩竈は144.6%になります。それから、この燃やせないごみ、同じ大きさを比較しています。それを比べるとこれは226.7%で2倍以上するんですよ。同じ大きさなんです。厚みもほとんど一緒なんです。それで、流通量が、たしかこれは聞いた時はごみを燃やす料金が入っていませんという答弁をいただきましたので、私は今まで塩竈だけで燃やしているからごみ袋代も高くつくのかなと、袋代は同じにしても、燃やす経費が東部衛生組合と経費が違うから塩竈高くついても仕方ないのかなというふうに理解していましたが、燃やす経費はない、運ぶ経費もない、ビニールの袋だけですと。こういうふうにお聞きしましたので、あえてビニールの袋だけでしたら、なぜこんなにも差が出るのか。余りにも不思議に思いましたし、これからもこの震災で負担されている市民の方困っているときに塩竈にいとごみ袋だけは高い物買わされてしまうという結果になっていますので、その辺のところはしっかり、あるいはそうでなかったら、承認ということでしたら、普通の無地のポリ袋は10枚入りで98円で売っていますから、それに市のシールだけペタンと張ったら出せるものかどうかね。そうしたらものすごく安い。そうすると、今の値段の半分以下か3分の1で出せるという結果になってしまいます。袋代だけではないような気がします。印刷代もあるかもしれません。流通量のこともあるかもしれませんが、そんなにこれだけの差が出るというのは余りにも不思議ではないかと。それから、世の中の奥様方は本当に生活を切り詰めるためにいろんなところのスーパーに行って安い物をチラシ見て買おうとしているんです。ところがね、5%引きですよと言われても、商品券とたばことごみ袋だけは広告に入らないんです。ということは、その価格が流通的にいうとマージンが少ないと思いますので、その辺のところも考え合わせてぜひ対処していただきたいと思います。もし答えがあればよろしくお願いします。

○伊勢副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 私ども、先日行われました施政方針に対するご回答の方でも、部長の方から、代理店の方と打ち合わせ、話し合いの場を持ちたいというお話をさせていただいております。できれば早急に我々のごみ袋を扱っていただいております代理店の皆様方と、今委員ご指摘のあった内容についてお話をさせていただきます。我々の方でも市場調査をさせていただいております、やはり店によって値段が違います。高いところだと430円を超えるような店もございますし、低いところだと320円ぐらい。そういった100円ぐらいの差もありますので、そういったことでもう少し下げることができないのかどうか、皆様方と話し合う場を持ちたいというふうに思っております。以上でございます。（「ありがとうございました」の

声あり)

○伊勢副委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 私から簡単に質問させていただきます。

資料は、まあ言わなくてもいいんですけども、9番と、あと市長の施政方針に関しての1ページですね。まず、この24年度を復興元年の予算ということで、非常に大事で、なおかついろんな事業が出されておりますし、またその復興元年として取り組む体制とか、いろいろ議論してひとつやっぱり市民のために塩竈市が本当に持続というよりも、やっぱり新しい塩竈づくりのために進んでいくようになればなという観点から質問をし、また、まず市長にお伺いしたいと思っております。

この24年度予算、資料No.9番の1ページの市税に関してなんですけれども、これは10億円近く減額になってくるということで、これによって私は市長、この期間、いろいろ今後の財政計画というのですか、あるいはシミュレーションというのですから、そういう考えも出していくということは聞いておりますし、またそういう方向になさると思います。そして、私はお聞きしたいのは、こういうふうな復興財源は復興の方に使うわけですけども、この第5次長期総合計画は、この一般会計として主にやるわけですけども、この10億円減額が出てくるという影響はどういうふうにかえるのか。もう一つは、選択と集中、これはもう本当に当たり前のことであるし、思い切った政策ということも当然なってくるんですけども、そこら辺について市長の決意、あるいは考えを前段に市民にもわかりやすく述べていただきたいなと思っております。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、復興予算とそれから長期総合計画推進ということについてご質問いただきましたが、長期総合計画につきましても、決して一般会計だけではなくて各特別会計につきましても、当然のことながら長期総合計画に定めておりますさまざまな施策体系を実施していくためのものでありますし、震災復興につきましても、一般会計の方にも八十数億円の予算を計上させていただいておりますし、特別会計の方でも例えば下水道会計で三十数億円の予算を計上させていただいているということで、さまざまな財源を活用して、いつときも早く市民の皆様方に安心・安全ということを実感していただけるような施策体系を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今お話出ましたように、いろんな方向にこの財源がもう多様に使われるということであるし、またこういう減額が今年度だけじゃなく今後も継続していくとなると、僕は相当影響出てくるし、あるいはまたいろんな借りてやっていかなきゃいけない、もう本当に大変なことだなと思っています。そして、前も私お話ししたんですけれども、やっぱりこの復興元年、いわゆる佐藤 昭市長に託された市民は、やっぱりここを本当に乗り切っていただきたいし、やっていただきたいというそういう思いが非常にあるし、まさに塩竈市制何年後、100年後でも50年後でも、やっぱり市長、あるいはそのときのリーダーがどういうことをしたのかというのは評価非常にとらわれますし、また我々もそのときの議員として本当に市民のためにどうだったのかということ問われるということを私は念頭に置きながら今後も進めていきたいなという、私なりの、市長にもお話、決意も聞きましたけれども、私もそういう観点で考えていきたいなと思っています。

それで、施政方針の16ページに、観光関連産業集積区域という形で、これもちょっと復興室長から前段にお話はいただきましたけれども、私はここを今度の3月の広報にも地区別復興構想についてのお知らせということが載って、ちゃんとわかりやすく書かれて、見通しが市民の中にも財源の部分は、あるいはまた期間的なことはこれからなんですけれども、こう出ているということは非常にいいあれだなというふうに思っております。そこで、このこのエリアの中に、新聞などによると水族館とか特区にしますよというお話なんですけれども、私らは特区といったら浦戸の特区こそが急ぐべきだし、そこが一番テーマじゃないのか。いわゆる最大の塩竈のピンチを最大にチャンスを生かすという、塩竈の発展にはやっぱり浦戸の活用というのをやっぱりずっと我が会派では見てきたし、いろいろなふうに活用すべきだと思っているんですけれども、今回この特区については災害住宅だけが特区として認められているのかどうか、そこら辺について市長の、この浦戸の特区構想を県や国に求めるのかどうか、あるいはまた求めているのかどうかお願いします。

○伊勢副委員長 佐藤英治委員に申し上げますが、予算特別委員会、一応議案は21号から付託されているのは47号までです、その範囲の中での質疑ということですので、その辺はひとつそのことを踏まえて議案書に基づいてひとつ質疑をしていただければと思います。予算特別委員会に付託されたのはその案件ですので。（「予算に入っているんじゃないですか」の声あり）議案番号を示していただいて、あと議案の該当ページということで展開をしていただければと。

まず、佐藤市長。

○佐藤市長 今、佐藤委員の方から、私どもの方が今取り組みを目指しております千賀の浦観光関連産業集積区域、いわゆる特区がこの今回の24年度予算に入っているかというご質問でございました。それらについては、まだ予算という形では計上させていただいておりません。また、関連質問ということでいただきました観光産業集積区域の中に浦戸を含めるべきではないかというご質問でございましたが、このことにつきましては、特区というのは今回の申請で終わりということではなくて、拡大・追加等もちろんできるわけではありますが、あえて浦戸を入れなかった理由というのは、ご案内のとおり特別名勝松島という区域内にございまして、現状としてはかなり限定的な開発というものしか認められないという中で、今後どのような開発の可能性が考えられるかということを一程度整理した後に改めて特区の区域変更並びに予算というように形で取り組みをさせていただきたいという思いでございまして、よろしく申し上げます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 やっぱり市長もそんなに浦戸のこともやっぱり塩竈の発展のために必要不可欠だというふうな考えということで、まあ委員長からそういう指摘ありましたので、ここはこのぐらいに抑えていきたいと思えます。

次に、資料12の災害廃棄物処理事業についてです。これは、今、うちの会派の志子田氏も…、ページ56、この瓦れき問題というのは、私も、2月7日、東北6県知事サミットというのがあって、その中の主要なテーマはやっぱり瓦れきなんですね。そして、今この瓦れきを県外とかあちこち、秋田にもというふうに連携して各知事がこの東北3県をやっぱり支えようというふうに進んでおります。それで、私もこの瓦れき処理というのは、今回県に委託するという考えについては、災害があった1カ月後ですか、市長がこの瓦れきの件は県に委託するというので、県が受けてくれるということで、私もあのときは非常に賛意というかありがたいなという発言をしております。そういう中で、今、この瓦れきの問題が、やっぱりいろんな活用を考えるべきじゃないかと。

もう一つは、瓦れき処理に今この3県で、まあ宮城県の場合18年、20年近くと言われていまして、5%しか3県で処理ができていないというそういう中で、やっぱりこの瓦れきの考え方がいろんな宮城県の県議会の先生方にも私ちょっとお話ししたことあるんだけど、やっぱり埋め立てとかいろいろ考えるように意見が出てきております。あと、新聞などの県議会の報告でも、村井知事も今まで頭痛かった瓦れきの問題がだんだんなってきましたので、この

瓦れきに対して、市長、埋め立てるという考えというのはあるのかどうかです。単に委託で、今回出されていますけれども、こういう考えだけしか今のところないのかどうか。もう少し、ここら辺、今後も検討する考えというのは必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 海洋投棄という理解で答弁してよろしいのでしょうか。（「海洋投棄、まあ道路でもいいんですけども、はい、どうぞお願いします」の声あり）基本的に、今ごみ類の海洋投棄につきましては、ご案内のとおり海洋汚染防止法というものがございまして、一定程度水の流通がないような囲いを行ったところでしかできないというかなり厳しい規制があるわけでありますので、例えば塩竈の湾内にそういった箇所があれば別なんですけど、もう一つはそういったことに伴う附帯的なこととして、例えば潮の流れが変わってノリの漁場、ワカメの漁場に水質という部分で富栄養化、あるいは貧栄養化の海水が供給される等々、さまざまな問題が発生するということを一定程度懸念しながらの取り組みになるわけでありますので、当然のことながら、今環境省で定めております環境アセスメントを3年間ぐらいやらないと、春夏秋冬をです、環境アセスメントをやらないと基本的には認められないというふうに我々は認識をいたしておりますので、こういった災害時に緊急に処理するというときには、そういった時間的ないとまはないということで、私どもは県の方に2次処分を委託し、仙台港区の工場跡地を活用して25年10月ぐらいまでに完了させていただくということで今進めさせているところでございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 まあ今度の広報に防潮堤の高さの整備高さ目安というのがありますけれども、このぐらい高くなると、塩竈の景観、あるいはまた塩竈らしさがなくなると。海が見えて塩竈らしさということだと思って、そういう中で二、三日前から市長は国の査定というか復興財源として地盤沈下した道路には塩竈は該当しないようなお話がありました。私の聞き違いかわからない。こういうところに僕は、県では今防潮堤をこの瓦れきを利用するかというのがちょっといろいろ議論になっています。決定とかそういう方向ではありません。ただ、私は塩竈のこの地盤沈下、これはこれからもどんどん下がってくる、一、二年間埋めてもまた下がるという状況に、やっぱり少し相当高くこういうことを利用したらいいんじゃないかなというふうに思って、まあこれ以上言ってもこれはすぐきょう解決する問題ではないので、これで終わ

りたいと思います。

次に、資料12の3ページです。議案が3ページの復興局についてちょっとお伺いします。これは総括でもちょっと私しましたけれども、これ見ると何か都市基盤、住宅基盤、産業基盤となっているんだけれども、これ本当に復旧中心の関係しか見えないし、また問題はこの復興というのはやっぱり塩竈の産業、雇用、そういうことと将来につながっていくようなところが何か見えないような考えするんだけれども、そこら辺についてはどういうふうにお考えになっているのか。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 資料3ページの震災復興推進局の業務をここに書かせていただいておりますので、当然、震災復興・復旧に係る産業振興活性化策等については、旧来から組織としてございます例えば産業環境部でありますとか、あるいは関連する部の方で従来以上に取り組みをさせていただきたいと考えているところであります。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 従来の一つの行政でそれはやるという話だと思うんですけども、本来はこの復旧と復興がやっぱりこう絡めてやって、機動力というかその方が相乗効果でいいのかなというふうに思っております。

次に質問したいのは、資料12の40ページの地域主権改革一括法に伴うことについてちょっとお聞きしたいなと思っております。この地域主権でいろいろな権限が移譲されるということで、地方分権の一つの具体化がさらに進まったなと思っております。その中で今回の24年のこの何点だ、44ですか、受けますけれども、今回はこの財源移譲というのが私は一体だと思っておりますけれども、ここら辺はどういうふうになっているのかお伺いします。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今回の地域主権一括法の施行がいよいよ24年7月からということになります。これに伴いまして、今現在示されている中身としましては、普通交付税の方にたしか50億円程度の予算が追加されると。一応権限移譲に伴っての事務量がふえるという形になりますので、そういった一定の交付税措置があるというふうになっております。ただ、算入される中身というのが、包括算定経費といいまして大きくくりでどんと来るという形になります。したがって、本市に幾ら来ているかというのはなかなかそこが把握しづらいというのがちょっと今回の難点でございまして、50億円のうち本市に一体どのぐらい入ってくるかというのは、

そこは実際は7月以降の算定でないといけないというのが現状でございます。以上です。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 参考までにちょっとお聞きしたいのは、塩竈の場合は6万の人口規模ですよ。ところが、例えば3万の市がありますよね。そうすると、3万の市も大体今回は、参考まででいいんですけども、同じようなこういう権限移譲というのがなされているのかどうか、わかっていたら結構です。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ちょっと今のところ推測での域を脱しないところがあるんですけども、人口というのは通常普通交付税は国勢調査の人口でいわゆる測定単位といいますか、それで算定されます。したがって、当然ながら6万人と3万人という形ではまず需要額としての算定が違ってくるのではないかなというふうに思います。以上です。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。それで、これが今回は24年度、あるいはまた今度25年度となったときに、私は業務の中身というのは詳しくわかりませんから、ただこれを見ると非常に膨大な業務をやっぱりこれからの地方自治体は地域主権という名のもとに権限も出てくるんだろうけれども、事務量が非常に大きくなる。そういう中で、今まで佐藤市政の1期2期の市民から評価された職員削減、いわゆる財政の健全化改革ですね、これが今後こういう事務量を市長、概算で見たときに、今回の定数の計画を見ても、今後これ削減となっているけれども、まあ二十何人とか二、三年後になっていますけれども、これはこういう権限がふえてきた場合に職員増というのは考えるのが普通だと思うんですけども、ここら辺はどういうふうに考えますか。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今回県から移譲されます権限移譲分というのは42ページ以降になると思いますけれども、実際にこれ個別にいろいろと県とかなり高く各担当課の方で当たっていた実態がございまして、今後引き継ぎという事務処理が行われます。現状からいきますと、おおむねの話になりますが、この業務が、権限移譲がおりたことによって急激に業務がふえるということは余り多くないということをお伺いしているところでありますので、ただ実際やってみないとわからない部分、たくさん多ございます。これから県との事務引き継ぎの中でどういう事務処理があるかを各担当の方で確認いたしまして、実態的に24年度の

推移を見させていただいた中で定員というものをもう一回再考慮させていただくという形になるかと思っております。以上です。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 十分な検討をして、やっぱり自治体としての権限をより活用し、発揮していただきたいというふうに思っております。

次に、同じ議案の20ページの介護保険条例一部改正についてお尋ねします。

まあこれ基準で20ページの2番に……（「佐藤委員に申し上げます。それは特別会計の方の区分、審査になりますので」の声あり）ああ、そうだ、特別会計ね、はい、すみません。失礼しました。

それでは、会派で資料請求しております資料17の44ページについてお尋ねします。

この資料を見させていただきまして、市の負担、小中学校、あるいはまた保護者の負担、小中学校というふうに出されております。それで、この人件費が合わせて小学校が9,500万円、あるいはまた中学校が8,400万円の1億7,900万円というふうになっております。それで、この修繕の22年、23年の給食の修繕費というのは……、書かれていますね、ごめんなさい。そして、これは書いてありますけれども、いわゆる22年度は400万円、あと23年度は100万円ですね。中学校は2,200万円の800万円と。そのときどきによって違ってくるわけですが、24年度のこの給食関係の修繕費というのは、両方で、全体でどのぐらいになっているか、まずお聞きします。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 24年度でよろしいですかね。（「はい」の声あり）じゃ、予算書資料No.9でございますね。小学校につきましては、小学校管理費でございますので142ページになります。15工事請負費、この辺のこちらにあります学校補修等工事……（「聞こえない」の声あり）ちょっとお待ちください。

142ページ、すみません。こちらの工事請負費の中でございます。施設整備工事ということで900万円。この中の一部という形になっております。工事費につきましては、資料No.17の7ページ、こちらの方にいろいろ書いて記載しておりますけれども、この中の給食関係費ということになるかと思えます。ただ、全体として大まかに見積もっておりますので、この中で給食関係が幾らということにはちょっと今は即答できない状況でございます。あと、中学校費につきましては、146ページの15節工事請負費の2,471万2,000円の中の901万2,000円、この中

で予算化されている状況でございます。

なお、これまでの22年、23年のこういった工事費につきましては、資料No.17の先ほどのページですね、44ページでございますけれども、維持管理費としての部分につきましては③と④の機械設備点検、それから④の施設整備修繕工事という形で小学校の22年については488万4,000円、23年度につきましては177万5,000円、中学校につきましては合計しまして280万3,000円、そして23年度につきましては141万8,000円となっております。23年度の金額が少ないのは、災害復旧工事関係の方で精一杯でございまして、なかなか給食関係の設備の工事には至らなかったという理由でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 設備費がやっぱりその年ごとに変わるんですけども、結構毎年修理したり、あるいはまた配管、配水関係とかですね、やっておられます。その中で給食のあり方の検討がやっぱりその中でも出ていますけれども、老朽化という問題がやっぱりこれからも今後ずっと維持費、あるいはまた修理費がかさんでくるというのはもう明らかであります。そして、今給食の、修理費ばかりじゃなく、やっぱり安心・安全の給食のあり方を考えたときに、今塩竈の場合は単独で、その中で大体10校のうちに8校近くはもう非常に古いということですからずっと問われておりますけれども、そこら辺の考え方も今後やっぱり教育委員会としてもやっぱりきっちり方向づけをする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 教育委員会としましては、22年で給食の今後のあり方を見直すといいますか意見を聞くという形であり方懇話会を開いております。その中で6月に皆様の方に答申内容をお示したところでございますけれども、やはり現在の状況を踏まえ、将来は、行く行くは20年先とかそういった形の展望を踏まえてのきちんとした施設のあり方も考えてほしいという形で答申……、あ、28年度以降ですね、まあそういった形で答申をいただいております。その間、塩竈としましても、安全・安心、そしておいしい給食を提供するために民間委託とかそういったものも検討に入れながらいろいろ考えてまいりたいと思っております。

○伊勢副委員長 小倉教育長。

○小倉教育委員会教育長 先日も市長が施政方針の答弁の中でお話ししましたように、現在の市

の給食施設の状況、人員の関係、それから財政状況から見て、28年度を目途に給食センター設立ということで今教育委員会も検討しております。以上です。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 まあ終わりますけれども、ぜひそういう現場の状況を踏まえて、そしてやっぱりおくれると逆にこういう老朽化の問題、衛生面、あるいはまた安全・安心の面ですね、そこにいろんな問題が出てくる前にやっぱりそういう体制をとっていただくことを要望しながら、質問を終わります。

○伊勢副委員長 よろしいですか。

志賀勝利委員。

○志賀委員 私の方からまた質問させていただきます。

まず、私の方で教育費の方で、昨年度末に実業団の女子駅伝が行われました。その点、今後とも行われるとお伺いしておりますが、今回の予算の中にそれが組み込まれているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○伊勢副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 昨年12月18日に松島をスタートいたしまして42.195キロ、そのうち本市も2カ所の中継所になっておりまして、大きくその場で塩竈の復旧というようなものを全国にPRさせていただきましたし、来年度同じ場所で実施されるということであれば、今度は復興関連の様子を全国にお礼ともどもPRさせていただければというふうに考えてございます。そうした中で、今年度の実業団の予算なんですけれども、そういった中では10款の中にはまだ組み込まれていないというような状況です。昨年度、23年度におきましても、そういった中では急に決まったというような中で本市でどういった役割があったのかといいますと、沿道整理、そういった協力の依頼がございました。また、閉会式においては、やはり1位から3位までの団体に対しての副賞といいますかそういったものの提供というものもそういった中では要請がありました。今度、正式に決まった段階におきましては、そういった中ではきちんとした形で予算という形で要求していきたいというふうに考えてございます。

○伊勢副委員長 志賀委員、議案番号とあとそれから該当するページを示していただいて。

○志賀委員 いや、だから載っていないからどうなんですかとお聞きしたんです。

○伊勢副委員長 一応議案審査ですので。

○志賀委員 議案書に載っていないので。これは大事じゃないかなという私思いがあるものです。

から言わせていただきました。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、また今に関連しますけれども、やはり長年県内の実業団の陸上部の監督をやられた本市に住まれる方が本当に骨を折って、やはりこの震災の沿岸通りをぜひとも走らせたという事で誘致していただいた事業でありますし、やはりそのところを酌み取って、やはり本市にとって本当にビッグイベントだと思います。それで、水道部の庁舎の前にあれだけの人が沿道に押し寄せたと。私の記憶ではちょうど小学校の低学年のとき、天皇陛下が東北を巡幸されました。そのときに日の丸の旗を持ってあの45号線に並んだわけですけれども、それ以来の人出だったと、それ以上の人出だったと私は思っております。だからこそ、塩竈普段元気ないわけですから、そういうときこそ塩竈の元気のある姿をやっぴりみんなで見せてやると、テレビを見ている人に見せてやると、そうすると塩竈を離れている塩竈出身の方々も、ああ塩竈は元気なんだなという姿を見ることによって安心するということにもつながります。そして、ああまた故郷に戻ろうかなという気持ちにもなるやもしれませんのでね、そのところをやはり決まっていなくて何ともしないからということではなくて、今回のご尽力していただいた方はもうこれから何年もやるよという意思表示されているわけですよ。ですから、そういうところに、ちゃんと言われた方にちゃんとやってどうなんですかということ聞いて、やはり予算化をきちっとしていくと。まあ去年は突然ですから何もできないでちょっとお茶を濁した感じで、横断幕程度でしたけれども、まあ今回の誘致した方の希望では、例えば塩竈で鉄火巻きのあいつやっているんだからそんなのもできないかねとかそういうご希望もありますし、そうやるとなればそれなりやっぴり予算も必要になってきますし、やはりあるものと想定してやっぴり予算どりをしていくということが私は必要なのではないかなと。起きてからやったんでは泥縄になってしまいますし、そういう想定外が起きない、想定している、もう想定の内での事業であるということは、私はそういうふうに思っていますので、その辺の確認をぜひ市の方で早くしていただいて、それでぜひとも補正なりで予算をとっていただいて、ご尽力いただいた方が安心して塩竈に呼べる体制をとっていただきたいというふうに思っております。ぜひともよろしく申し上げます。市長、それでよろしいですか。ご協力の方は。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の実業団駅伝は主催は宮城県ですよ。ですから、宮城県が一元的にそういったものを受けられて、それで宮城県の方から各市の方でこういった協力をしていただきたいと思います。

いう話でありました。ことしどうなるかということについては、我々もぜひ継続していただきたいということは、先日も大会が終わった後に陸連の責任者の方にお会いをいたしましたので、塩竈は2カ所もそういうたすきリレーをする場所を設けていただいたということの御礼と、委員もごらんいただいたかと思いますが、職員が手づくりの横断幕をつくったり、あるいは職員が交通整理をさせていただいたりということで、ご協力を申し上げてきたところであります。今後もぜひまた開催をいただけるのでしたら、塩竈としてできる限りのご協力はさせていただきますと思っております。

○伊勢副委員長 志賀委員、平成24年度の予算や関連する条例についての質疑ということですので、そこからひとつ質疑の展開をしていただければと思います。

○志賀委員 私は大事だと思っていますのでお話をさせてもらいます。

それであと、資料No.12の57ページですね。震災以降、FM放送が災害時に有効であったということで、まあコミュニティFMラジオを利用活用すると。雇用も創出するというところでこの事業が始まったわけですが、この1年間というかやや1年だと思えますけれども、この間、実際に運用を始めてどの程度の人数で、それでどの程度の時間でやられたのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 臨時災害放送局FMラジオの運營業務委託ということでございます。これまでにFMベイエリアの方に委託してございまして、この目的重点分野雇用創造事業の中では被災者を4人ほど雇用をしていただいで運営をしていただいでおります。なお、今回、補正予算等の議会放送等を含めましてすべてベイウェーブの方においては放送していただいでございまして、議会のない日常時におきましても、例えば仮設住宅でのイベントであるとかそういったイベントの告知であるとか、そういった独自の取材をしていただいた上で独自放送ということで被災者向けの放送に取り組んでいただいでおります。

それから、毎月の広報紙を声の広報ボランティアの方々に収録をしていただく、その収録をするという行為とか、それからそれらを視覚障害者協会との協力によって視覚障害者の方々にお配りしておりますけれども、これらも収録というふうな部分につきましてはこちらのFMラジオの方で非常にご尽力をいただいでございまして、視覚障害者等、災害弱者の方に関しましても、細かに情報提供等をさせていただきます。以上でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。それで、今、4人の司会者が雇用されているという話でしたけれども、ここには6人と書いてあるんですが、6人は雇用がふえているわけですか。

○伊勢副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 平成24年度の私どもとして見積もりました雇用予定人数としては、6人を希望してございます。この6人の内訳でございまして、正社員というか常態雇用の方々を3人、それからパート雇用の方を3人というふうな内訳で私どもの方は見積もっております。この間というか24年度におきましては、予算成立後、ハローワーク等に募集を出しまして、こういう雇用を目指して業務の委託を発注してまいりたいと思っております。以上です。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それじゃ、まだ6人まではいっていないということでもよろしいわけですね、雇用は。

○伊勢副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 24年度の雇用目標としては6人ということで、資料No.12の57ページでは目標人数6人というふうに掲げさせていただいております。あと、23年度の補正予算で同様の趣旨の委託を出しております。こちら募集かけたんですけれども、なかなか求人に対して求職者が集まりにくかったということで、まだ4人ということでございます。以上です。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それでは、今度は同じ資料ナンバーで60ページのところでお聞きしたいと思います。

重点分野雇用創造事業ということで、まず製塩事業、安定供給ということでその事業が取り上げられております。この事業、もう始まって3年ですかね、なるのは。この間ですね、これで藻塩製造ということでやっているわけですが、市内には別にまた藻塩というものをつくっている事業者の方もいるわけですが、その方は何の補助もなく一生懸命頑張っていると。一方では、同じ藻塩を扱っているながらこれだけいろんな補助をいただきながらやっていると、やはり同じ塩竈地区の事業所ですから、やはりその辺の扱いというのはある程度平等に、何をやるにしても扱って、そしてでお互いにそれぞれつくっている藻塩が特徴があるようです。どちらがいいとか悪いとかじゃなくて、それぞれお菓子つくるにしても何しても何かどっちかがいいとか適さないというようなことも聞いておりますが、そんなような市の対応策としては、やっぱりこのままずっと今の藻塩事業の補助だけで終わるのか、それともまだ別に考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 重点分野雇用創造事業の製塩事業安定供給、塩竈の復興PR事業ということでの藻塩の製造から販路拡大までの事業に関してですが、この事業につきましては、まず平成21年度からだったかと思うんですが、先ほどもご説明しましたが、ふるさと雇用再生特別基金事業という形でスタートさせていただきました。この事業については、地域の創意工夫といったところで地域の文化、そういったところを重視しながら、単に塩の製造というだけではなくて地域の実情なんかも踏まえた上で実施する事業ということでございました。今回、このふるさと雇用再生特別基金事業が制度が後継事業といったような形でこの生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業となりましたが、これは資料の12の60ページの方にもお示ししておりますように、例えば制度のところの段落の2段落目のところで、地域で若者、女性、高齢者、障害者が活用できる雇用機会の創出を図るため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型世代継承型の先導的な雇用復興ということでございますし、高齢者から若者への技能伝承、また女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性といったようなものが必要となってまいります。将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業ということでございまして、この藻塩の事業につきましては、この中でもモデル性という部分では地域密着型ということで県の方にも申請をしているところでございます。ですので、単純に藻塩を製造するというだけではなくて、やはり古来の製法にこだわって、塩竈を代表する地域資源を製造するというところにもちょっと重きが置かれてまいるかと思っておりますし、先ほどS-1グランプリについてもご説明をしたところでございますが、そういった形で塩竈のPRにつながっていく事業になるかと思っております。ですので、この制度の趣旨を踏まえた上で別な形で委託が可能なものなのかどうかについては、今後検証させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ、この何を基準に地域の密着性なのか、特別な製法なのか、課長はご存じなんですか。

○伊勢副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 まあやはり塩竈をPRできるというところに関しては、やはり製法等、そういったところが古来の塩竈の塩づくりを踏襲しているといえますか継承しているということについては、まさにこの事業に該当してくる部分になるかと思っております。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今つくっている塩を製法を教えた方がもう一社あるわけですね。その方が教えているわけです。その製法はさほどに変わってはないと思います。別に塩竈古来のというよりは、御釜神社の藻塩の碑があって、そういうところから発展してその藻塩焼きというものができているだけで、そういうところでの差というのは本当にあるのかなのか。ぜひ検証していただいて、そして本当に差がないのであれば、同じようにやはり扱うということが、やはり二つあればそれだけ切磋琢磨するわけですから、そういうところで同じ藻塩だけれども味が、風合いが違うんですよとかそういうところでやっぱり勝負してもらってお互いに活性化するということが必要だと思うんです。だって、この事業で採用予定人数1人でしょう。もう一社の方だって人雇っているわけですよ。ですから、そういう意味ではきちんと平等に、片方は一切補助金ももらわずに事業して頑張っている、片方はずっと補助金をもらってやっていると、その違いは大きいと思います。何がいいのか悪いのか、私もここでは申しませんけれども、やはり同じようなことをやっているんです。同じ塩竈の方です。平等に扱っていくべきでないかなと私は思います。これで一応ここは終わらせていただきます。

それと、次に同じ資料ナンバー、61ページですね。まず、水産加工開放実験室利用促進ということでお尋ねしたいと思います。まず、開放実験室は漁港事務所の下にありまして、今回の津波で本当に大変な被害を受けて、中の機器類がすべてだめになりました。それで、現在、仮設住宅に移り住んで業務を再開はしているわけですが、私もこの開放実験室の運営委員を20年来やってきておりました。そこで、いつも問題になるのが予算の問題なんですね。非常に運営費の捻出に苦慮しております。それで、細菌検査とか一生懸命やっているんですが、なかなか事業所の減数によってそういった検査手数料というものも思うように伸びない、そういった中で市からも助成金をいただいて辛うじて運営しているというのが現状ではないかと思うのですが、この開放実験室の存続というかあり方について、市長、どのように将来的にお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今まで開放実験室が果たしてきた役割については、ここに記載のとおりであります。既存の企業の方々の食品衛生管理、さらには新商品開発、そして魚食普及というような活動に取り組んでいただき、本市ならではの魚食文化といいますかそういったものを広く広げていきたいという趣旨でありますから、当然のことながら我々今後とも水産都市、水産加工都市とし

て引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、このような開放実験室的な施設の運営については引き続き努力をしまいたいと思っておりますし、そのために今店舗という話でしたけれども、仮設工場ですよね。仮設工場的な形で、それで一定程度の広さが確保されてこのような運営ができますような施設を早急に整備をさせていただいたということは、そういった趣旨であります。よろしく申し上げます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、検査機器等も市の方で何かある程度補助していただいてそろえられたんでしょうか。

○伊勢副委員長 小山水産課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 水産加工開放実験室は、津波の被害で流失いたしまして、今お話あったように新浜の三丁目の方にプレハブによる工場の隣に施設を設けさせていただいて、それを使っただいております。そちらに入っております検査機器につきましては、県の共同利用施設の3分の2の補助金というものを使って整備されておりますし、またこの61ページの補助金以外に先ほど話題になりました重点分野雇用創出事業、この資料12でいきますと58ページでございますけれども、資料12の58ページの上から二つ目、水産加工業等復旧支援委託事業ということで2名雇用していただきながら、水産加工の復旧・復興のために放射能機器の測定等の業務を委託すると同時に、これであわせてこちらで出てきます一定の事務費を活用して消耗品等とも活用いただくというようなことでご協力をいただきながら、市でもこういった形でご支援させていただいているというような状況でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 どうもありがとうございます。ぜひとも市の方のバックアップをお願いしたいと思います。前は県でもバックアップがあったわけですがけれども、何か最近県の方のバックアップはなくなったようですから、よろしく願いいたします。

次、資料No.17の26ページ。ここで国の中小企業グループ等グループ施設等復旧整備補助事業申請件数ということで、先ほど第3次募集には港湾協議会1グループが採用になったというお話いただいたんですが、全部で何社なのか教えていただけませんか。

○伊勢副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 第3次で採択になりました港湾事業者等で編成されました協議会なんですけれども、全部で23業者でのグループとなっております。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。あと、予算規模も金額はまだ出ていないんですか。

○伊勢副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 この採択の状況につきましては、県の方から公表されてございますが、その金額につきましては個別には公表されていないところでございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 全体でも幾らというのも出ないわけですね。

○伊勢副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 県の方から公表されている資料によりますと、宮城県全体といたしまして採択件数が31件で1,041億円の補助金となっております。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それで、あと今度資料No.9に移りたいと思います。30ページ。

議会費の中で、10節ですか、交際費65万円ということでありますけれども、これはどういった内容での交際費なのか教えてください。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 交際費でございますので、いろいろ交渉ごとに使われます経費、お土産代だったりとか、あるいは慶弔経費というものが主なものになります。以上です。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 大体、議長、副議長がお使いになるとかということですか。それとも……。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 いわば事務局費という形で計上しておりますので、議会関係の交際費としてなじむ経費についてはこちらから支出が可能という考えです。以上です。

○伊勢副委員長 安藤局長。

○安藤事務局長 それでは、私の方から中身の方は答えさせていただきます。

交際費につきましては、議長の交際費ということで、議長が出席なさる公務ということで支出をさせていただいております。以上でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、今度は同じ資料ナンバーで34ページ、3節職員手当の欄で退職手当4億500万円ここに計上されているわけですが、これは職員数は何人の方が退職される予定なんですか。

○伊勢副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 正職員の数でございますので資料No.17の29ページをごらんいただきたいと思いますが、一番上の一般職、ここの24年度が総数648名になっておりますので、この数掛ける給料掛ける退職手当で一定の率を退職手当組合の規約で決めておりますので、その率を掛けて出した額ということになります。以上でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと今よく理解できなかったもので、もう一度お願いいたします。

○伊勢副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 塩竈市独自で退職手当を支出しているわけではございませんで、宮城県内の市町村が全市町村で構成しております退職手当組合というものがございまして、そこから各市町村で退職なされる方にその組合から退職手当を支給するというような今仕組みになっておりますので、その退職手当に対する負担金としてこの退職手当ということで計上させております。以上でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。最初から簡単に負担金ですと言っていたらわかりやすいんですけども、何かごちゃごちゃと言われると、難しい言葉を並べられると非常に何言っているんだろうと一生懸命聞こうと思うとわからなくなるわけですので、そういうふうにお話しただければありがたいですね。

それと、次、資料No.9の同じ36ページなんですけど、市内循環バス、19節ですか、これ今500万円とありまして、あとニューナビが800万円何がしかというところで別にあるかと思うのですが、その大きな差というのはどういう内容が大きな差になってくるのか教えてください。

○伊勢副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 資料No.9の36ページ、下から6行目ぐらい、市内循環バス運行費補助金と書いております500万円のところについては、しおナビ100円バスの宮城交通の方で運行していただいておりますしおナビ100円バスの運行費補助金ということで500万円を計上させていただきます。ただ、これは運行収入の見合いで当初委託契約をいたしましたところか

ら、乗れば乗るほど運行収入を差し引いてその差額をお支払いするという契約になってございますので、当初は500万円を計上させていただいておりますが、最終的には、いっぱい乗っていただければもっと減るというふうな中身になってございます。

それから、同じ資料の42ページの事業内訳、上の方に総合交通体系整備事業ということで828万8,000円ございます。この総合交通体系整備事業というものは、これはニューしおナビ100円バスの運行経費というふうになってございます。こちらも同じようにバスの運行収入を差し引いた形で実際にお支払いをしていきますので、年度当初はこういった額を契約をさせていただきますけれども、実際に乗った人数に応じて金額が減っていくというふうなものでございます。二つの、2種類のバスが42ページとそれから36ページの方に分かれて計上されているということでございます。以上です。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ちょっと探しかねたものですから、まあかえってニューしおナビバスときちんと書いていただければ探しやすかったんです。これが総合と書かれちゃうと総合って何なんだろうということでわかりづらいので、できるだけわかりやすく表示していただければありがたいと思います。

それと、今度は同じ資料ナンバーで44ページ。15節工事請負費1,167万円ということで交通安全施設整備工事というふうに書いてあるんですが、この中身についてお知らせください。

○伊勢副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木土木課長 交通安全施設整備工事ですが、これは市内のカーブミラーとかガードレール、道路照明等、あと区画線等、そういったものを設置する工事でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。わかりました。

それとあと、その下に委託料ということで、集会所指定管理料50万円というのが載っているんですが、これはどういう内容でしょうか。

○伊勢副委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 塩竈市の保有している集会所が34施設ございまして、それを指定管理という形で委託してございます。修繕が発生した場合、その指定管理料というか委託料で支出するというための予算でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。

今度、同じ資料ナンバー58ページ、下の方ですね、下から3行目、13節委託料2,800万円、仮設住宅生活相談等業務委託料というふうに書いてあるんですが、これは具体的にどういう内容のことなんでしょうか。

○伊勢副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 58ページの委託料2,816万3,000円でございますが、昨年の11月から伊保石の仮設住宅の方の一室にサポートセンターを立ち上げまして、被災者の方、仮設に入居されている方々、それからあと民間借り上げに入居されている方々、そういった方々に対して健康の相談とか、生活相談とか、家庭訪問しての相談とか、あるいは伊保石集会所を含めた支援物資の提供とか、入退去管理とか、そういった管理業務をお願いしておりますので、そういった経費でございます。以上です。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 やるのは、委託先としてはどういうところなんですか。

○伊勢副委員長 高橋福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 塩竈市の社会福祉協議会の方に委託しているところでございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。最初からそういうふうにわかりやすくお願いします。委託先がわからないと、内容だけ言われてもね。やっぱり2,000万円も使っているわけですから。

次、今度は同じ資料ナンバーで72ページ。上の方で20節扶助費の中で市立保育園運営費4億1,700万円という大きな金額が載っているわけですが、それでその3行上に市立保育園運営費補助987万円と二つ載っていますが、この中身の違いと、例えばこういった基準でこういった金額の割り振りをされているのか教えてください。

○伊勢副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 ご説明します。

まず、72ページの事業内訳に書かれております市立保育園運営事業費ですが、これにつきましても、市内に5カ所の市立保育園がございます、その運営費を国と県とあと市でそれぞれ国が2分の1、県が4分の1、あと市が4分の1という割合で事業費の運営費の補助をしております。その総額が4億1,794万7,000円となっております。

また、上の方に書かれております、19節負担金補助金のところに書かれております市立保育園運営費補助につきましては、これは市が独自で市立保育園の運営費の補助として、これは独自に運営費の補助を行っている市単独の施策でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、5カ所に出しているということで、それでこの金額の割り当ては基準をやっぱり保育児の数で割り振りされるわけですか。

○伊勢副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 国の制度で決まっているまず運営費補助金につきましては、これは施設の規模、あるいはその児童数の積み上げによってそれぞれ保育単価というのが決まっておりますので、それをトータルした形で算定しております。

また、市立保育園運営費補助、これは独自に行っている運営費補助につきましては、ちょっとお待ちください。失礼しました。それぞれの市立保育園に入所している児童数を算定にしまして、その児童数をもとにしましてそれぞれの保育園に補助を出しているというような状況でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それではあと、次に同じ資料No.9の76、上の方の子育て支援費で、報酬ということで5,300万円という結構大きな金額が示されているわけですが、この職員さん方、何人ぐらいいらっしゃるんですか、非常勤の。

○伊勢副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 76ページの子育て支援費の方に書かれている非常勤職員報酬費でございますが、この5,373万2,000円、ここの部分につきましては放課後児童クラブにかかわっている非常勤職員部分でございます、約38名ほどの人件費となっております。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。

児童クラブというのは、すみません、もう一度、仲良しクラブとはまた別なんですね。

○伊勢副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺子育て支援課長 通称仲良しクラブ呼んでおりますので、同様でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。名前が変わっただけなんですね。

それじゃ、また同じ資料ナンバーで90ページ、下から3行目に19節負担金補助及び交付金ということで、塩竈地区環境組合負担金1億4,000万円という金額があるわけですが、これほどいう内容のものなのでしょうか。

○伊勢副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 こちらは、し尿処理を行っております環境組合への負担金でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

大分水洗化が進んでいると思うんですけども、結構な金額がまだし尿処理に割かれているわけで、これは今何軒ぐらいあと水洗化ができていない世帯数があるのでしょうか。

○伊勢副委員長 志賀委員、予算区分からいうと下水道事業特別会計になるかなと思いますので、そこら辺はご了承。

○志賀委員 すみません。特別会計ね。わかりました。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○伊勢副委員長 よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等お示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

曾我委員。

○曾我委員 24年度の一般会計について質疑をしていきたいと思いますが、質疑の観点は、地域でいろいろ市に対する要望、そういったことを踏まえながら質疑をしたいと思っております。それでただ、24年度のは、被災地に対してですね、やっぱり今の国の姿勢が問われている面もあると。それは、先ほど伊勢委員が言われたようにこの被災地でありながら同じように住民税

の負担増があるとか、それからこども手当をやったと思って喜んでいたら今度こどものための手当でこれを大幅に削って、この予算を実は2012年度の東日本大震災の復興特別会計の予算に回すとか、あるいは今回のこの市の予算には関係がございませんけれども、しかし高速道路の見直しでそれを今度復興財源に入れるだとか、非常に商業者にとっても大変な問題を裏に含んでいるなというふうに思います。そういう点で一日も早く住民の方々がもとに戻れるようにという点で、先ほども言いましたように市民から寄せられている点について伺いたいと思います。

まず、No.9の21ページ、22ページですが、ふるさと塩竈復興基金繰入金1億8,437万3,000円が予算化されていると。この金額を使ってる説明されておりますように、集会所とか、自主防災とか、あと追悼式とか、宅地防災支援に使うということでしたが、実はこの復興基金を活用して一部損壊に対する支援はできないのかということを確認してまいりました。前段、高橋議員が施政方針に対する質問の中で使えるのか使えないのかというふうに聞きましたら、それには答弁されておりました。今回、資料を求めました。No.17の一部損壊がほかの市町村でどのようなになっているかということを確認したわけでありまして。それは、27ページにあります。それで、そのときに答えていないわけですから、その点が県から使えないと言われたのかどうかを確認しながら、それからきのうも私歩きました。南錦町の一部損壊、野田の一部損壊、花立の一部損壊の家屋の方々に聞いたんですけども、2度、3度と見てもらいましたが、ちょうど真ん中の土台が割れていて、和室なんかの外から見たらサッシがもう歪んで、5センチほど上があいて下がこう斜めになっているとか、ドアがかぎ閉まらないとか、かわらが落ちたということで幾らかかりますかと言ったら60万円ですとか、かわら屋根とか直して500万円になりましたとか。だから、一部損壊でも大変幅が広くて、ちょっとクロスがピリピリと破けたというような程度とか、あるいは床に津波が来たのと違って、やっぱり500万円とか60万円とかかかっている世帯があると。「曾我さん、半壊に近い損壊なんだよ」と。「それらを直すのに相当かかったんですけども、ほかの市町村でやっているのになぜ塩竈市はそういうところに目を向けてくれないんだ」と。一部損壊となりますと、医療費も窓口負担があるし、税金も同じように払わなきゃいけないし、そういういろいろもろもろがあつて少しでも軽減してほしいということをおっしゃっているんですが、市長さん、この一部損壊家屋住宅の修繕ですね、私、一般質問で取り上げた例えば多賀城では50万円の修理費がかかった場合に10%で10万円とこういうふうに具体的に修理した方に対するそういった支援をしているのがほとんどですから、ただ一部損壊だ、みんな一部損壊の600世帯にばっと配るのではなくて、修繕しましたよという方にこうい

った温かい手を差し伸べるべきではないかと思うのですが、伺います。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前回の臨時会でもこの議論をさせていただいたかと思えます。たしか議員の皆様方のご賛同をいただきまして、大変些少ではありましたが、1万円というものを商品券という形で配らせていただくということで私はこのことについては区切りをつけさせていただいたものと思っております。ただ、繰り返しになるかもしれませんが、やはり今回の大震災で一つ検証されましたのが、耐震補強をやったことによってかなり被害が軽減されたということは事実であります。例えば、市内の小中学校、本庁舎もしかりであります。そういった耐震補強の大切さということを改めて浮き彫りにしたわけでありますので、今、塩竈市の方では耐震補強工事とあわせまして環境整備といいますかそういったもの、さらにはまた危険地域の方々についてはプラスアルファとかいろいろありますので、ぜひまずはそういった制度についてご相談をいただき、今後、安心してお住まいいただけるような環境づくりということにぜひ議員の方からお声がけをいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひします。（「もう一つ、答え、県から聞くとどうだったのか」の声あり）

○阿部委員長 副市長。

○内形副市長 ふるさと塩竈復興基金を活用しての一部損壊のお見舞い、あるいは支援と、使えるかというようなご質問でございますが、担当の方で県の方に問い合わせたところ、この基金の活用でこういった支援措置というのはなじまないというようなことを指導を受けております。以上であります。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 ソフト面で活用できるということを言ってきたわけで、そういった一部損壊への支援はソフトに当たるのではないかと私は思いますが、それは県の見解だということで、まずきょうはここで受けとめておきます。

それで、実際には、ふるさと塩竈復興基金は県からの復興基金交付金が来て活用して、この1億8,000万円ほどの今年度の予算を使いますと、6億ちょっと切るぐらいの基金が残るのではないかと思います。それらについて例えば今度どういったことに使おうと考えているのか、もし腹案があるというか案があれば聞かせてください。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず基金の今お話しの方の残高のお話ですと、確かに1月の臨時会、今

回予算化させていただきまして、県から13億6,980万円いただきました。その後、2月の今回の補正の中で寄附等がございましたので、それを、1億円を積み増しするという形で、最終的には7億円を切るぐらいの23年度末残高になるのではないかと。大体6億9,000万円前後になるのではないかとという見通しになります。今後、こういった基金の活用というものは、まず使えないものというのが限定がされていますので、前にもご説明したと思いますが、一つは維持管理経費、あるいは内部管理経費はだめですと。例えば、あとは修繕関係がいけませんと、もちろん人件費もだめですと。それから、財産として残るような使い方はいけません。例えば出資金、貸付金もできないという形になりますので、それ以外の使い道でこういったことがあるかという形になろうかと思えます。主にソフト事業という形になろうかと思えますので、例えば今までの震災復興特別交付税なり、それから今から復興交付金事業がたくさんございますけれども、一部単独事業というものもどうしても抱き合わせて補助事業と合わせて効果を増すためには、単独事業という、どうしても出てまいります。そうした単独事業に充当するというものでありますとか、それから今お話ししたソフト事業面でも新たな事業の組み立てが当然ながら考えられますので、これからの状況やニーズに応じて基金の使い方というのはまた整理していきたいなというふうに思います。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 6億ちょっとは今後使い方は検討していくということではありますが、これらこの平成24年度のそれぞれ各自治体で恐らく予算が審議されていると思いますが、私は間違いなくこの一部損壊に対する支援はふえていくんだろうというふうに思っております。そういう点で、きょうの質疑ではもう商品券でこたえたのだという立場ですから非常に残念でありませんが、引き続き私は改善方を求めるものであります。

それから、No.9の42ページであります。仮設住宅交通支援事業2,010万円ということで、これ前にも説明があったと思うのですが、これらの制度を聞きまして、みなし住宅に入っている方、なれないところで高齢者は結構病院に行くにも金がかかると、しおナビ100円バスが走っているところでもないのだと。同じ被災者なのに何か工夫して安心して病院にかかれる方法はないのだろうかという意見があるのですが、これらについて当局の考え方を聞きたいと思えます。

○阿部委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 ニューしおナビ100円バスについては、こちらの仮設住宅の交通支

援事業ということで、伊保石往来タクシーを走らせると同時に、総合交通会議を開きましてバスの増便を総合交通会議の中でさまざまな事業運行者がいる中でお認めをいただきまして、やっと3便から4便ということに増便を果たせることになりまして、12月1日から増便させて対応させていただいておるところでございます。ニューしおナビ100円バス、非常に利用者も多ございまして、これを拡充すればお喜びいただけることもわかりますけれども、それと同時に市内にあります公共交通を担うさまざまな事業所がそのことによって経営上立ち行かなくなるというふうな危惧もいたしておりますので、そういったことは総合交通会議の中で議論を重ねて取り組んでまいりたいというふうに思います。まずは、4便に今年23年度はふやさせていただきまして、それについては24年度も維持をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 災害でたまたま市が設置した仮設住宅が遠くにありましてね、そこから通うのが、買い物も大変だろうということでしおナビを含めて増便をさせていただいているわけですが、ただ問題なのは同じ被災者なのにそういうところにまとまっていないと、そしてこの資料でもわかるとおり、みなし住宅に入っている方々が多いわけですね。資料の17で見ますとわかるように、16ページですね。全体でプレハブ応急住宅には196名の方が入っていて、民間賃貸住宅が285名いらっしゃる。世帯いらっしゃる。こう見てもわかるとおりですね。ですから、例えば障害者の方にタクシー券とかというのがあるわけですが、例えば2年間限りの今当座ですね、そういったところに入るのは2年間だということですから、臨時的でもそういった何か心温まる支援があってもいいのではないかと思うのですが、考え方をお聞きします。

○阿部委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 みなし仮設住宅の分布ですけれども、やはり市域全体、非常に広い範囲に分布しておられまして、そこの方々の利便性を上げるということでは、やはりニューしおナビ100円バスなりの増便が最も有効であろうというふうに考えております。今委員おっしゃられたように、福祉タクシーのような助成券を発行するというふうな方法も考えたわけですが、なかなかこれは総合交通体系整備事業とかそういった予算的なものとしては非常に大きくなります。デマンドタクシーというふうな手法とかさまざま考えました。前日に予約をいただいてそこに向かってとかという形でもいろいろ考えたわけですが、なかなかやはりトータルとしては非常にコストのかかる事業になってしまうということで、現在というか私

どもとしてはニューしおナビバスの増便ということでこたえさせていただいたというふうに考えてございます。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 内部ではいろいろ検討されてくださったと。しかし、なかなか多額の経費がかかるのでできなかったということでもあります。そういったことを、答えたことを市民にまた返していきたいと思うのですが、やっぱりあれこれ言うわけではないんですが、やっぱりいろいろな点ではみなし住宅、あるいは在宅避難者に対する支援がやっぱりだんだん細くなっているという現実をこの点でも感じるわけでもあります。そういう点で引き続き被災者の生活が一日も早くよくなるように私どもも力を尽くしていきたいなというふうに思います。

続きまして、115ページ、116ページであります。土木費であります。先ほど、市長が木造住宅耐震診断等、あるいは木造耐震の改修工事予算をつけましたということでもあります、こういったものを活用してしっかりした耐震に備えた住宅をつくることだと。見ますと、前年度より若干予算がふえているようではありますが、この内容についてお伺いしたいと思います。前年度よりどれくらいふやす考えでいるのかも含めてお願いします。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 来年度の耐震改修につきましては、診断を80件。実は今年度100件を予定しているんですけども、今のところ84件の申請ということで、来年度は80件を予定しております。あと、耐震工事の方は40件。あと、住環境用につきましては15件を予定しております。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 84件、それから40件と15件ということでもあります。それで、1回この耐震診断を使われた方は、もう一回……、あのときは裏負担が全部できなくてももう一回別なところをやりたいというときには活用できるというふうに私は前は思っていたのですが、活用できるのかできないのかお伺いします。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 原則として、一度利用された方は2回利用できないということになっております。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 前の広報ではたしか使えるようなニュアンスの広報を流したと思うんですが、とに

かくやっぱりこの内容ですね、周知徹底させていくことが非常に大事だと思いますので、ぜひそれらの広報徹底をお願いしたいなというふうに思います。それで、例えば一部損壊でも先ほどの困った人たちにこういったことも活用しながら修理できるのであれば、また別面での支援にもなろうかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**阿部委員長** 阿部定住促進課長。

○**阿部建設部定住促進課長** あくまでも耐震改修につきましては、昭和56年以前に建築された住宅につきまして耐震改修を行う際にあわせて環境整備を行うことができるということですので、56年以前の建物でまだ耐震改修を行っていらっしゃらない方につきましては、市の方にどんどん申し込んでいただきたいと思いますと思っております。以上です。

○**阿部委員長** 曾我委員。

○**曾我委員** 56年というのは再三聞いておるわけですが、どうも最近関東の方も随分揺れておまして、今までの56年までの基準でいいのかどうかということも、それから耐震の揺れについても相当見直しも検討しているような情報も入ってきておりますけれども、ぜひすかさずそういったことの情報をつかんで一日も早くこれが活用できるようにお願いしたいと思います。

それから、続きまして、宅地防災対策の事業1億5,000万円、これは1項1目に載っております。それで、実は、この間港町の方々から先ほどもいろいろ問題になっておりました地盤のかさ上げについても、最初こう言っていたんだけど、どうも国の方が厳しくなってきたかなその事業ではやれないようだということでもいろんな気持ちで複雑な思いをしているわけですが、まあ国の精査を待ってからの判断にはなろうかと思っておりますが、例えば臨港道路はどの高さにするとかですね、何か今は海辺の方の岸壁の高さが何メートルにするかという意見、アンケートはいいんですけども、要するに浦戸へ行ってもそうなんです、宅地を建てる場所の高さを、路面をどこまで上げるのかということがさっぱりわからないと。もう港町でも既にうちを改修されて間もなく入居する人もぼちぼちと出てきていますが、あるいは工場を建てた人はもう自分で60センチぐらい上げて工場を建ててやり始めている人もいますが、それだけにやっぱり周りの人たちがどこまで上げるんだと、道路、そういう基準の示し方は国の査定が出ないうちはそれらの基準が出ないものなのかどうかですね。

それともう一つは、もしそれがだめだった場合に、例えば今この1億5,000万円で20万円限度の制度をつくったわけですけども、例えばそこが不調になって区画整理やれないということになれば、当然このかさ上げの、前もだれか言いましたけれども、20万円で一体どれぐらい

上げられるんだという話もあったわけですが、今の段階でそれらを住民が聞いていてわかるようなお話というか説明をしていただけないでしょうか。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問いただいておりますのが、恐らくは交付金事業についてというご質問であるかと思えます。今の段階で明確にこうですということをお答えできないのが大変恐縮であります。我々基本的には、特に被害が大きかった藤倉、北浜、そして港町地区については何とか土地地区画整理、あるいは土地地区画整理的な事業手法を活用してでき得る限り地域の皆様方のご負担が軽減されればということで、今申請をさせていただいているところであります。

また、海岸通地区については、都市再開発という別な手法を使いまして何とか旧来の商店街の活気を取り戻せないかということで、地域の皆様方とさまざまなお話し合いをさせていただいているという状況でございますが、今申し上げました3地区については、繰り返しになりますが、3月初旬ないしは中旬ぐらいまでには事業の採択の可否というものははっきりしますので、またそういったものを踏まえて地域の皆様方とご相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、ご質問のその基準となるものがなかなか見つからない。これは全くそのとおりであります。皆様方によく我々標高何メートルですとお話をさせていただいているのですが、なかなかわかりづらいというのは説明会のときにも何度もお話いただきました。実は、説明会のときにも残っていただいて、これこれこういうことなんですよということで私どもの方では一定程度、道路の高さについてはこの高さで復旧するということについては明らかになりつつありますので、そういったものをもとにご説明をさせていただいておりますし、地域の方で地盤をかき上げたいという方々がございましたら、こちらで出向いて行って道路の高さはここまできますよということを明示させていただきながら今後もそういった活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひ遠慮なくご相談いただくということをお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 つまり臨港道路とか、あの港町のいろいろ交差するいろいろ路線がありますが、その高さは大体ほぼ決まっているということで受けとめていいのでしょうか。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 例えば塩竈市の道路なんかでも既に災害査定を受けているものがあるわけですね。

当然、災害査定を受けるというのは、この高さまで道路を復旧しますよということをお示しして災害査定を受けておりますので、少なくとも災害査定が終了した道路については明らかに高さをお知らせできるということでもあります。ただ、ほとんど傷んでいない道路もございますが、そういった道路については、災害査定で復旧する道路とすり合わせと申しますかね、全部の高さを上げるというのではなくて、そういったところから支障なく道路交通ができるような高さのすり合わせをしていくわけでありまして、そういったところについては若干高さのばらつきがありますので、そういったものについても明らかにご説明させていただきますので、いずれお話を聞いていただければ、地元の方々が「ああ、ここまでなるんだね」ということをおわかりいただけますような説明をしっかりとやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 非常に公の場で行政が説明するときね、津波からの防御をするのに岸壁の高さとか、それでさらに道路なんかも上げて2次防御とか、公園があれば公園を上げて第3次とか何か言いましたよね。私その資料持っていませんが。だから、当然地震で港町なんかは下がったと、揺れて下がったと、また下がるだろうと、中の島こう下がるだろうと、こういうことを想定して考えた場合に、今回下がった分でとどまらないで、私は、役所の説明というのは、津波、これからもっと来るであろう災害に備えて文字どおり復旧よりもまたさらに進んだまちを目指すというのだから、私そういうところも含めての高さなのではないかというふうに期待をしているわけですね。そうでなくて、前のもとどおりの復旧工事といえども、国の査定はそうなのかもしれませんが、もとの高さで防御をする高さとの兼ね合いはどういうふうに考えたらいいんですか。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 津波の防御対策として、国も、県も、そして我々もしっかりではありますが、いわゆるレベル案という言い方をさせていただいております。ちょっと余り横文字使うのは私も好きじゃないんですが、レベル案という言い方をさせていただいておりますが、それは百数十年に1回ぐらい、具体的に言えば昭和の三陸津波とかチリ地震規模がそのような確率になるということではありますが、百数十年に1回ぐらいの津波については、全面に設置します防潮堤の高さ、塩竈市でいえば今県の方からは3メートル30という高さを示されていますね。旧来は2メートル70でありますので、県の方では60センチの高さを上げて今申し上げましたような百数十年に

1回の津波については水際で防衛できるというのが一つの考え方であります。レベル2というのは、例えば今回のような東日本大震災によって発生した津波ということで考えていただいても結構かと思いますが、旧来1,000年に1回ぐらいの津波ということを我々も申し上げてきました。これは説明会でも使わせていただいておりますが、その後、検証されますと、大体400年から500年に1回ぐらいの津波だということに落ち着くようであります。この辺ははまだ調整中ではありますが、いずれそういった百数十年を超えるような津波が来たときは、これは基本的には逃げてくださいというのが今の考え方であります。いち早く避難道路とかですね、あるいは周辺に高さがとれるところを確保して、そういった場所にいち早く逃げてくださいというのがレベル2に対する基本的な考え方でありますが、そのレベル2の考え方のときにも例えば付近に仙石線でありますとか東北本線、あるいは三陸自動車道、それから常磐自動車道的なそういった高さの高いものがあればそういったものを活用して、できる限りそういった場所で津波の進入を食い止めると。ただ、その間については当然津波被害が発生するわけでありますが、そういったものを最小限に封じ込めるような対策をとっていくということではないかなと思っております。今、委員のご質問の、じゃ港町地区ではということでありますが、例えば港町地区でありますと、貞山堀のところに港橋という橋がかかっていますよね。少なくともあの高さより高く道路はできないということをご理解いただけるかと思っております。ですから、あの高さから一定程度の勾配でおりてきて、今度は海岸の方に向かって45号線があるわけでありますが、45号線については、あの部分についてはほとんど高さを上げないというのが今国の基本であるようであります。これは今の段階でということをご理解をいただければと思っております。でも、いわゆる港町周辺についての45号の海岸に向かう部分については高さを上げないとすれば、その間で高さをすりつけていくということになるんだと思うんですね。ですから、そういったところの作業については、あそこは県道でありますので、県の方でも一定程度進められていると思っておりますが、私が間違うとあれなんで建設部長の方からなお詳しくご説明。

○阿部委員長 金子建設部長。

○金子建設部長 市長の話のとおりでございますが、我々も県の方に何度も行って話を詰めさせていただいているところでございます。ただ、県道の方についても、先ほど来ご説明してありますように、どうも交付金事業というものを目的にしながらやっておりますので、最終的な形というのは今のところ残念ながらまだ固まっておられません。ただ、基本的には市長がご説明しましたように、橋と国道の部分の高さについては、これは固定になりますので、その間でどう

いった高さで整備していくかということが一つありますし、少なくとも今の高さが下がっているというのはだれが見ても明らかでございますので、そういった部分については、今確かに蛇行というんですか、振り子の状態でなっていますので、そういった部分の高さについては当然一定程度高さをそろえていくということが一つ。

それから、それと加えまして港湾事務所の方で管理されている道路につきましては、まず初めは現在もかなり冠水する状態にありますので、こちらについては災害復旧事業で一定程度上げると。きちんとした高さの確認はしてございませんが、少なくとも今現在仮設として上げている高さ、あの程度は最低限上げていきたいという話をしていますので、あの高さも一つの目安になるんだろうなというふうに我々はとらえているところでございます。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうしますと、やっぱり高さが、原状に戻すという高さとはるかに違って45号線からの高さでいきますと、港町なんて真ん中のところがちょうど沈んでいる状況ですから、あの高さだと相当なかさ上げになるわけですね。そうした場合、やっぱり区画整理事業から外れているということになると大変な問題だというふうに思うわけで、ぜひこれは整理されている土地、北浜も一部土地区画整理されているところもありますけれども、整理されているといっても、そういった現状をやっぱり伝えてぜひ交付金事業に乗せていただくように一層努力をお願いするものであります。

続きまして、渡船の関係ですが、117ページから118ページ。道路橋りょうの中です。渡船関係の費用がございまして、570万円。それで、浦戸に来ますと、野々島と寒風沢間の渡船が使えないことが子供にとっても大人にとっても非常に不便になっているということで再三言われているのですが、何か野々島の側に、あそこ岸壁でありますけれども、何とか工夫して渡船を一日も早く復旧させられないのかと。この予算を見ますと、前年度よりずっと減額されておりますから、やっぱりこのままの状態なのかなと思ってしまうわけで、ぜひ今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 野々島と寒風沢間の渡し船に利用されております浮き桟橋、こちらは漁港施設ということでございまして水産振興課の方からちょっとお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、野々島側の浮き桟橋につきましては、昨年9月補正予算で災害復旧事業の予算をいただいた中で今発注の準備をしております、積算の方ができ上がっ

ておりますので、間もなく工事の方発注して、一刻も早く寒風沢の向かいの野々島側の浮き栈橋、馬越というふうに我々呼んでいます、馬越の浮き栈橋はなるべく早く工事の方完了するように今急いでおります。一方で寒風沢側の大きな浮き栈橋なんです、あちらはちょっと津波で流失しまして、それをどういうふうに直すかということでかなり今直し方の調査をしております、ちょっとまだなお時間はかかると思いますが、いわゆる野々島側の馬越の浮き栈橋ができれば一定程度それを寒風沢の方に、今市営汽船も着いていますので何とか渡すことができるんじゃないかなと思っていますので、その辺浦戸振興課と協議しながらなるべく早く運行にこぎつけられるようにしていきたいなと思っています。以上です。

○阿部委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 渡船の関係ですけれども、寒風沢と野々島間、栈橋が復旧しないということで、昨年の9月から学校関係者とか児童生徒を乗せるために時間を決めて運行しているような状況です。野々島側は学校下ではなくてちょうどセンターの前の浮き栈橋の方まで乗せてくるというような形で運行しております。

それとあと、3月1日から、島民の方々から結構要望もありましたので、寒風沢ー野々島間、寒風沢発の方が1日3便、それとあと野々島発の方が1日4便ということで時間を決めて運行することにしております。それで、時間を決めてはいるんですけれども、出発の15分前までに電話を入れていただければ、あとその時間に合わせて迎えに行くというような形になっております。以上でございます。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 3月1日というのはきょう。きょうからやっているということですか。ああ、そうなんですか。であればいいわけですが、寒風沢の栈橋は今のものいろいろあるけれども、船と岸壁をつなぐものを用意したりすればできるのだということですが、じゃあきょうからやっているということで、よかったですね。ありがとうございます。それでも、この予算が減っているのは年度途中でもないのにどうしたんでしょうね。

○阿部委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 予算の減額の関係なんですけれども、まず栈橋が復旧しないということで、今現在、渡船の委託業務の方、ちょっと人数を減らして運行しているような状況でございます。その関係でちょっと渡船の運航業務の方、予算の方ちょっと減額をしております。以上でございます。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、127、128ページの8款6項1目の住宅管理費についてお伺いします。これは補正のときも聞いたのですが、ちょっとよくかみ合わなかったとかあれなんです、もう先ほど小野委員もお話ししましたが、一本松の市営住宅、3号棟は直ったと。2号棟、1号棟は今後どうなるのかという声がありまして、いろいろ担当課等問い合わせてきたわけですが、復旧でやるもの、通常予算でやるものとそれぞれすり合わせをしていく関係でまだ住んでいらっしゃる方にきちんと説明できないでいるということでしたんですが、これらの関係は今どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 平成23年度は、貞山通住宅3号棟において外壁落下防止改修工事を行っておりますが、平成24年度予定をしておりました貞山通住宅1号棟の外壁落下防止につきましては、震災のこともあり補助の割合が有利な復興交付金の効果促進事業が活用できないか県と相談をしながら検討をしているところです。しかし、難しいとなれば今年度同様の社会資本整備総合交付金を活用しながら補正等で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○阿部委員長 曾我委員。

○曾我委員 結局、こっちで指摘してきたように災害復旧で出してみてもだめだった場合は総合交付金ですか、それらでやっていくということで、今回のこの17の資料に市営住宅の修繕の箇所が8ページ載っているんですが、貞山通はここに載っていないということがありますので、今課長が言ったような流れの中でここには記載していないのだと思いますが、ぜひ状況がわかり次第、住んでいらっしゃる方が安心できるようなやっぱり通知ですか、広報をぜひお願いしたいと思います。

時間がもうベル鳴ってしまったんですが、自立支援法、民生費の65、66ページ。これは障害自立支援法が総合支援法に国の方で変わるということで、塩竈市のこの第2期の障害福祉が23年度までですから、当然24年度からの新しい計画が出ていいはずなんです、塩竈市だけ責めるのではなくて、やっぱり国の方の計画自体が示されない中でのおくれではないかなというふうに思っていますが、この長期総合計画の実施計画にも今年度が計画をつくるというふうに書いてあるんですが、これらの見通しと、そうは言っても予算の中には保護者の方が求めてきた日中一時支援だとか、放課後支援だとか、相当予算的には組み込まれているので、それらの関

係についてご説明くださればありがたいんですが。

○阿部委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 塩竈市の障害者プランでございますけれども、塩竈市のプラン、二つの計画からなっております。支援法に基づきます障害福祉計画と、それから障害者福祉法に基づきます障害者福祉プランの二つで、二本立てで一つの計画としております。両計画とも23年度で期間が終わりますので、ただいま先日民生常任委員会の方にご報告させていただきましたけれども、自立支援協議会の意見等をお聞きしながら、来年度からスタートする第2期のプランについて策定しているところでございまして、ただいま素案を踏まえて今中間案の段階に入っております。この中間をもとに関係事業者さんとか、あるいは福祉関係団体さんとまた協議しまして、最終的には今年度中に3月末に最終的に最終案をまとめまして、次年度に冊子にしてまとめてまいりたいということで今作業を進めさせていただいているところでございます。今年度の予算につきましては、プランの中で数値目標を掲げるところもございまして、本年度の予算につきましてはある程度そういった増加傾向を踏まえました、あるいは法改正に対応するような、例えばデイサービスにつきましては、今まで児童デイサービスという体系でございましたけれども、今度法体系が自立支援法から障害児福祉法の方に変わりますので、そういった体系の見直しなんかも踏まえて予算要求させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 終わり。（「はい」の声あり）

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月2日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時01分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成24年3月1日

平成24年度予算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成24年3月2日（金曜日）

平成24年度予算特別委員会

（第3日目）

平成24年度予算特別委員会第3日目

平成24年3月2日（金曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道事業所長	千葉正君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	赤間均君

健康福祉部 子育て支援課長	渡辺常幸君	健康福祉部 長寿社会課長	赤間忠良君
健康福祉部 健康増進課長	川村淳君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君	産業環境部 観光交流課長	本多裕之君
産業環境部 環境課長	村上昭弘君	産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君
建設部 都市計画課長	佐藤達也君	建設部 定住促進課長	阿部光浩君
建設部 土木課長	鈴木一博君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤俊行君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	白澤巖君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開議

○阿部委員長 ただいまから平成24年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

これより、きのうの会議に引き続き、審査区分1・一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 おはようございます。

では、きのうに引き続き、私の方からも質問させていただきます。

主に資料No.9を使っていきたいと思います。

まず初めに、57ページ、民生費であります。

民生費の中の事業内訳の中に、仮設住宅地域支え合い体制づくり事業4,371万7,000円とございます。震災から間もなく1年になろうとしておりまして、仮設の方々ももう住まわれて、今暑い夏と冬を過ごされて春を迎えようとしております。昨年11月からサポートセンターもでき、今皆さんようやく生活になれていらっしゃるかと思いますけれども、今のサポートセンターの仕事の内容と申しますか、状況的なものをまずお知らせ願いたいと思います。

○阿部委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 仮設住宅のサポートセンターの関係でございますけれども、昨年の11月から社会福祉協議会の方に委託いたしまして、伊保石の仮設住宅の空き室を活用いたしましてそこに事務所を構えまして、仮設住宅の方、それからあと民間借り上げ住宅に入居されている方の各種の相談業務とか、あるいは民間借り上げにつきましてはご訪問させていただきまして、健康状態の確認等、そういった業務をさせていただいております。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今何人ぐらいの方がそこでお仕事をなさっていて、訪問の部分は民間借り上げの部分というようなお話でございましたが、浦戸の方においてはどのような働きをしているのか、あわせてお聞かせください。

○阿部委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 サポートセンターの人員でございますけれども、管理者、それから所長と副所長、それから生活支援員さん、それから看護師、保健師さん、それから管理人さんということで、現在9名で対応しているところでございます。

それから、浦戸地区につきましても、市の方の長寿社会課の方と一緒になりまして、月1回いきいきサロン等開催させていただいております、そのほか仮設住宅に入居されている方のご訪問をさせていただいているというような状況でございます。以上です。

○**阿部委員長** 浅野委員。

○**浅野委員** ありがとうございます。今、仮設の方におきましても、高齢者の方が大変多いというのはこの仮設でも同じだと思いますが、この1年たちまして、心のケアが本当に大きく叫ばれてきているところでもあります。特に認知症の方とか、また、それから精神的な障害って、もともと障害があった方ではなくて、この震災によってアルコール依存に陥ってしまったりとか、そういった部分で統合失調症的な症状を示される方も出てきて、本当に震災1年後からが自殺の状況とか、また、孤独死とか、本当にさまざまな問題がこれから起きてくると思うんですが、そういったことの対応は今年度においてはどのようなことをお考えなのか、まずお聞かせください。

○**阿部委員長** 川村健康福祉部健康推進課長。

○**川村健康福祉部健康推進課長** 仮設住宅等での健康づくり含めた被災者支援の内容についてお答えさせていただきます。

まず、仮設住宅につきましては、ふれあいサポートセンター含めまして保健看護スタッフの常駐体制ということで、日常的な訪問指導、見守り態勢をとりながら、必要なケース対応を行っているというところでございます。また、市内の民間病院のご支援をいただきながら、毎月1回の健康相談会というものを開催しながら、必要な場合には医療機関等に結びつける対応を行っているというところでございます。

あと、心のケア、長期間にわたって出てくるというふうに言われておりますが、こちらにつきましてはこれも市内の医療機関のご協力をいただきながら、精神保健福祉士、看護師が巡回訪問を行いながら状況等を確認し、状況によりましては必要な専門機関に結びつけるという対応を行っているところでございます。あと、仮設住宅と限らず、その市民の方々の心のケアにつきましては、1月の広報折り込みの中で「ほっと安心手帳」というものをお配りさせていただきまして、市内全般での気づき、見守りというものに対しての意識啓発を行いますとともに、3月広報ではストレスの自己チェック表というものをお配りさせていただきまして、皆さんにまず自分の心は大丈夫ですかというような呼びかけも行っているところでございます。あと、あわせまして、3月に毎年健康診断関係の一括申込書の送付を行います、その中でも心のケ

アの問題、あと生活不活発病の問題につきましてのアンケート調査を全戸行わせていただくという対応を行ってございます。今年度予算計上させていただきました地域支え合い体制事業の中では、そういった事業を継続して、あるいは拡大させて市民の皆さんの健康づくり支援を行ってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 本当に丁寧なご答弁、ありがとうございます。今それをお聞きしまして安心いたしました。やはり孤独死とか、また、さまざまな要因で本当に仮設に入っている方だけではなくて、この1年、今また映像なんかを見ましてPTSDみたいな、本当にこう当時のことを思い出してと、それは子どもから大人までどなたにということではなく、そういった症状が今から私たちも含めて起きてくる時期だと思っております。ぜひそういった意味では市民の皆様の心の病といいますか、そういった部分の健康も図っていただければと思っております。

今、仮設のことにちょっとお聞きしたので、あわせてお聞きしたいと思えます。

実は私たちの公明党の宮城県本部の方では、昨年夏とことしの冬と2回にわたり仮設の方の住民アンケートを宮城県で行わせていただきました。私たちも昨年の夏は本当に暑い、狭い、虫が多い、そして車の交通の便が悪いというような声が多く聞かれたんですが、塩竈市におきましてはおかげさまで交通の便が悪いという答えは今回は余り聞かれませんでした。そういった意味で、この県の中でも一番今じゃ何が問題かといいますと、よそでは結露の問題とかとございましたけれども、一番多いのは物置の設置でございました。この物置の設置に関しては、もう全県どこでもその声が多くありまして、34.89%という大きな部分を占めておりまして、仮設も長期で1年と3カ月とか、1年と2カ月と言われていますが、今後の対応によってはどのような状況になるかわかりませんが、この辺の部分ぜひ検討していただくようにということで、私たちが県の方の知事の方には要望書を既に出しております。そういった意味で、皆様の細かな要望って限りなくあると思いますが、一つは雨どいのことも早速手を打っていただくということをお聞きいたしましたし、本当にさまざまな要望がありますが、ぜひそこをお酌み取りいただきまして、快適なとまではいきませんが、そういった中で皆様肩を寄せ合ってご生活なさっていますので、ぜひその部分につきましても定期的に皆様の声を聞かれるように、当局には配慮をお願いしたいと思っております。

そこで、今アンケートのご予定をお聞きしたかったのですが、物置の設置、また、もう1点ですね、次のページの59ページ、済みません、60ページですね。緊急通報体制整備事業費とい

たしまして330万ほどありますが、ここは全市においての緊急通報体制だと思いますが、このアンケート調査の中に、実はこの物置の設置に次いで結露防止が2番目に大きいのですが、そのほかにつきまして、やや高めの方にこの緊急通報システムの導入7.32%の求める声もあります。これについての対応方というのはどのようになっていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 60ページの方の緊急通報システムにつきましては、これまで実施してきたものでございまして、ただいまご質問のありました仮設住宅にかかわります緊急通報システム関係につきましては、58ページの支え合い体制づくりの中の事業費の4,300万の中に含まれておりまして、緊急通報システムにつきましては今ひとり暮らしの方が大体50件ほどございますが、その方々にまず希望をとりまして、その中で23年度におきましては20件の方が一応希望されているということで、順次整備させていただいております。また、あと夜間巡回ということで、1日1回夜間巡回もこの中に含ませていただきまして、23年度は対応させていただいております。

また、24年度につきましても、この4,300万のうちの600万ほどですけれども、これにつきましては夜間巡回も同じようにしてまいりますし、あとこれから多分ふえてくるだろうということで、10台を一応見込んでおります。それで、その中で訪問保守点検ということで、これにつきましては機器関係の月1回業者の方が訪問していただき、安否確認も兼ねながら月1回は保守点検も含めた中でやっていただくというような形で24年度は考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひそのような温かい配慮を今後も続けていただきたいと思っております。

次に、それでは118ページ、大分とびますけれども、土木費の方でお聞きいたします。

昨日も議員さんの中でお聞きになった方もいらっしゃいましたが、この木造住宅耐震改修工事助成金2,200万が24年度は40件ほどの修理費を考えていらっしゃるというお話でございましたが、これについてももう少し詳しくお聞かせください。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度耐震診断を受けられた方が86件とかなり多うございました。しかし、建設業者がなかなか忙しくて、今年度中に耐震改修工事を行うということがなかなか難しいという実情があります。そのため、耐震診断を受けられた方でも年度を越して来年度耐震改修工事を受けていただきたいということで40件ほど計上しているところです。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。私も相談された方に、昨年春、震災前に耐震診断を受けて、いよいよこれからということで準備しておりましたところ、あの地震で大規模半壊か全壊に近いもので、今建て直しをするという方がいらっしゃいました。そういうような場合に、この平成24年度のもので使えるということだと今お聞きしていますが、間違いありませんか。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 建てかえをされるということなのであれば、前の家についての耐震診断ですので、まるきり建てかえになりますと、全く違うものになってしまいますので、その助成の方は耐震工事の方は受けられないということになります。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。それは補修という部分にはこのものは使えるという中身でしょうか。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 耐震改修工事を受ける中で住環境整備とかそういったものを含めて利用することができるということです。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

今、それをお聞きいたしまして、さまざまな要望がある中でその精査をしていただくためにも、わかりやすい広報の仕方といいますか、耐震診断を受けた方もまた当然でございますが、その改修にかかわって条件的なものとか、また、このような項目という部分で、ぜひその部分を市民の方にわかりやすくこの事業が進められるように手配していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、次に、122ページのきのう公明党の我が会派の小野さんが橋梁の整備についてかなり熱心にお聞きしたと思うんですが、その回答が当たるのかどうかわからないんですが、ここに実は平成24年度の橋梁整備費、また河川費というのが、もう款項目だけあって、予算が組まれ

ていないように思われるんですが、ここの整備はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 24年度事業については、地震等で被害を受けた道路災害復旧事業が重要課題と考えておりますので、通常の維持補修事業以外については24年度については事業の見送りを図っておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、今復旧予算の中身で行っていき、通常の整備の方は24年度は当初予算には設けていない。途中でもしそのような震災に関連しない補修が必要となった場合は、これはどのようになるのでしょうか。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 通常の維持補修事業費については通常どおりついておりますので、その事業で対応していきたいと思っております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 何かわかったような……、では、ここに予算——それは橋梁という名前になっていますけれども、道路整備で行うということでしょうか。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 道路維持費の方で対応してまいりたいと考えております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。わかったのかな。きのうですね、小野委員が言った橋の上の道路の部分、道路といいますか、橋の上の騒音とか、そのゆがみとか、そういった部分の振動という部分というのは、橋全体を考えると何かちょっと何年か先になるようなお話だったみたいなんですけど、そういった騒音対策とかという部分は、ではその道路の維持費か何かの部分で見てもらえるのかどうか、また、そこも震災の部分で復旧工事の部分に当たるのか、その辺ちょっと私も熱心に聞きたいと思っておりますので、お教えてください。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 きの小野委員さんより質問のありました塩竈陸橋につきましては、橋の前後のすりつけについて道路災害復旧で事業を認めてもらっておりますので、それで対応してまいりたいと考えております。他の橋のすりつけ前後についても道路災害で対象になっておれば、それで対応してまいりたいと考えております。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 その点について、最後にもう1回聞きます。

それによって騒音とか振動は多少なりとも軽減されるかどうかだけ、まずお聞かせください。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 スパンの短い箇所についてはそれで対応できると思いますが、塩竈陸橋みたいにスパンがかなりありますので、それについてはちょっと若干残るような気はいたしますけれども、もしできるのであれば、もし維持補修の中で対応できるのであれば、その中でも対応していきたいと考えております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の12番を使ってお聞きしたいと思います。資料No.12の11ページ、塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてお聞きいたします。

今回この条例によって、これまで正規職員だけに認められていた育児休業が非常勤の職員にも認められるという中身だと思っておりますけれども、この中身についてももう少し詳しくお聞かせ願ひたいと思います。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えします。

法律が平成22年に変わりました、その法律の中で常時勤務を要する者でない者に対しても、育児休業がとれるような制度に変わっております。ただ、それ条例で本来は規定すべきところを、今まではその法律に基づきまして、非常勤職員、現実には決裁でとれるようにはなっていないんですけれども、今回新たに条例で定めることによりまして、申請があればすぐにその条例に基づいて非常勤職員も一定の要件を満たせば育児休暇がとれるという制度を今回新たにつくろうとするものでございます。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。何かもう一歩一歩進んでようやくここまで来たのかなという感もいたしますが、非常勤の場合と正職の場合といろいろな身分保障の部分でも違いがあると思うんですが、正職の場合はこの育児休業をとった場合の賃金の関係、また、非常勤の場合はその賃金にどのような反映をするのか、その辺お聞きいたします。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 職員の場合は給料は出ないということになっております。非常勤も同じ扱いです。ただ、正職員の場合は期末手当の方は出るというような規定になっております。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。それで、ここに関連して聞きますけれども、今産休と育休の考えの違い、産休で休まざるを得ない、また、子どもを育てるためにその育休をとると。その部分との兼ね合いというか、両方続けてとっていけると考えてよろしいのでしょうか。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 労働基準法で産休に関しましては8週まででしたか、とれるようになっておりますので、労働基準法の方でとれます。あと、育休に関しましては、育児休業の法律がございますので、それに基づきまして8週で子どもの子育てが終わらないといえますか、それ以上子育てのために時間が必要だという方は、育児休業の方でさらに最長正職員は3年間、あと今回提案している条例の方では最長1年半まで非常勤の方はとれるというようなことでございます。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。そういうわけで、本当に働く女性がいれば給与の面で厳しい部分もあるかもしれませんが、安心して職場を確保できて、その後も子どもが保育所に行った後にも安心して職場に戻れるという環境がつけられたかと思っております。そういった意味で、今現在本市においてこれに該当がなされる方、また、予想される方というのは何人かいらっしゃるのでしょうか。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 正職員現在11名が育児休暇中でございます。あと臨時職員、非常勤の臨時職員の方も1名現在育児休暇中の方がいらっしゃいます。今後条例がお認めいただければ、随時非常勤の方もそういう状況になる方はとれるということになりますけれども、何人該当するかはちょっと今のところ把握はしておりません。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に今逆に言えば、職員がなかなか人数的にも厳しいという部分もありまして、この方たちが育児休暇になっている間、非常勤の方をまたそこで働いていただくのかどうか、その穴埋めの部分についてお聞きしたい。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 穴埋めといいますと、正職員が育児休暇をとってということですか。（「はい」の声あり）育児休暇とられた職場の補充に関しましては、もちろん臨時職員、あとは非常勤職員の方ということで対応して、今も現在もそうしております。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今ちょっと育休についてお聞きしたんですが、関連して介護休業というか、介護のためのお仕事を休むという部分もこれやはり詳細というのがどうか、あわせてお聞きいたします。

○阿部委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 正職員に関しましては介護休暇制度がございますが、非常勤の方はまだございません。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。ぜひ女性の方たちが本当に働く場所がふえて、安心して子どもを産み育てられるとそういった社会をつくっていかねばならないと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、資料No.同じ12の57ページ、重点分野雇用創造事業につきまして、たくさんございますのでちょっと一つ一つ時間の限りお聞きしたいと思います。

まず、一つですね、57ページの事業名、表の上から3番目、被災地防疫並びに害虫駆除及び家畜伝染病予防等パトロール業務委託、事業費を見ますと1,000万を超えているわけです。雇用の予定人数は2名、これ単純にその方たちを雇用する費用だけとすると、1人当たり年間500万という単純計算なんですけど、こういった高額な雇用形態なんじゃないでしょうか。ちょっとこの中身をお知らせください。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 防疫関係、それから動物、いろんな動物、例えば各家庭でこう屋根裏とか入ってくるような……、ハクビシンです。とかいろいろこう小動物もおりますので、それらの対応のためにまず市内を巡回して、そういった発生した場合に対応すると。ただ、防疫についてもその一応専門的な知識を持った業者に委託するというので、その防疫関係についても指導員、その指導に当たる職員の人数も1人ということで加算しまして、

新規に雇用する職員は2人なのですが、その2人を指導する職員、あるいはその巡回するための車両等について、それらも含めた形の予算としております。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 そうしますと、その人件費だけではないという中身になっているんですね。わかりました。本当にいろんなお仕事があるなと今思っておりますが、余りにもちょっと高額だったためにちょっとびっくりいたしました。

次に、塩竈水産物仲卸市場ですね、復興PR事業、これはお2人で635万9,000円ということですが、この中身についてお聞かせください。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 こちらは記載のとおりですが、水産物仲卸市場ですね、震災以降客足が遠のいているような状況がございますので、改めて集客をするということで、以前ですと焼き炉の運営等をしていただくのに、このおよそ同じぐらいの金額で委託をしておりましたが、今回もそういったことでこの委託費の2分の1をちょっと上回るぐらいの人件費と、それに関連する経費ということで各種消耗品等をこの予算の中で活用いただきながら、今度は東側、今まで西側に焼き炉があったんですが、改めて今度に東側に調理室等を設置しながら、さらにこう運営を広げていくというようなことがあるかというふうに聞いておりますので、そういったことを通してお客さんをまた仲卸市場に戻っていただくということを考えている事業でございます。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そうしますと、震災前に行っていた焼き炉の継続的な仕事と理解してよろしいのでしょうか。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 焼き炉の運営事業をさらにパワーアップするようなことと、あとあわせて最近ですと、IT委員会というのをつくってツイッターとかフェイスブックなどでリピーターとかに情報発信して来ていただくという作業なんかも今度改めて考えているようです。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 どんどん発信をしていただきたいと思います。それで、やはりこのPRというふうな形になってきますと、やはりあそこで焼き炉で持ってきて焼いてもらって、また中で

食べるというだけでは、何となくそのPRという域をちょっと脱していないんじゃないかなと思いますね。やはりもう少しPRという事業を中身にするのであれば、やはりツイッターとかそういった部分でなくて、目に見える何かのそのPR、いかにも仲卸元気になってPRしているよなというようなことが、訪れる人にも、また、それがツイッターとかフェイスブックだけではなくて、市内の各所に——なぜこんなことを言うかという、仲卸に市内の方が余り行かないんですよ。本当に塩竈市民の方が仲卸に行って買い物したかどうか聞くと、行ったことがないという人が結構いるんですね。地元のその仲卸の部分とか、そういった水産都市塩竈って銘打っている割には、本当に顧客が分離しているような感じがいたします。行く人は本当にもうここでなきゃ買わないという方もたくさんいらっしゃるんですけども、大概がもう仲卸に行ったことないと。もちろん地元の近くのスーパーで、また、近くの小売店でお買い物しているんだと思いますけれども、そういった意味でまず地元の方にもわかっていただいて、一番の大事なことは口コミだと思うんですね。どんなに宣伝費をかけようと、人が行っておいしかった、おもしろかったというものは、黙っていても広がっていくわけです。その部分をどのように24年度は力を入れていただけるのか。これまでと同じ形態であれば、それはちょっとPRという名に値しないのではないかとちょっと私は思いますので、その辺についてお考えをお聞かせください。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 この事業については、今までの経過もございますけれども、新年度についてはこれから委託の仕様とかも固めてまいりますので、今意見確かに重要なこと含まれておると思いますので、そういったことを含めて検討して仲卸の方と委託契約を結んでいくようにしていきたいと思います。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に水産加工、また仲卸、これからの塩竈市の復興に大きな役目を果たす部門だと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

それに対してまた同じような質問をして申しわけないんですが、水産加工業等の復旧支援委託事業、この被災した水産加工業者に対して復旧・復興のための支援業務を行うというのは、具体的にどのような中身なのか、お聞かせください。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 こちら水産加工業復旧支援委託事業でございますが、こ

こちらは団地水産加工業協同組合の方に委託をして行う事業ということで考えてございます。こちら、昨日も申しあげました水産加工品の開放実験室というものをこちらで運営しておりますので、そちらの運営の方をこちらの雇用したスタッフに行うことと、あとあわせて放射性の簡易測定器の運営、そういったものもこちらの方々にしていただくと。それとあわせて、そういった加工研究等を行うために必要な経費等もこちらから捻出していただくというようなことを通して、復旧・復興のための支援業務を行うということで表現させていただいております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この開放実験室、もう前からあって、さまざまなその新商品の開発に努力されているということで、フード見本市などに伺いますと、その場にそういった製品が出ているときがあるんですが、なかなか私たちこの開放実験室の中身が見えなくて、そこでどのような取り組みをされて、それがどういった商品になっているのかということがもう少し市民にもわかりやすく表示された方が、逆に言うと、ああ、塩竈はこういったことに積極的に取り組んでいるんだと、もっともっとPRしていかなきゃならないなと私たち自身もそう思いますので、どうしてもこういった部分面がそこに予算とか補助金をつけるんですけども、その結果どのようなことがあって、どういった製品ができ上がって、今どちらの方にそういったものが出回っているのかということ、きのうのスイーツの関係もそうですけれども、やはりそういった情報が逆によそから入ってきて、あ、そういったことが塩竈でやっているんだということを逆に私たちが後から聞くという、そういったことがこれまでもままあるような状況でありますので、ぜひそういった今開放実験室はこのお魚について取り組んでいて、中身はこういったことをやっているんですという、その研究過程についてはともかく、その結果こうなったんですということをお知らせしていただいた方が、また力になるし、私たちも認識を新たに、じゃ次はこういったことはどうなんでしょうかという質問にも結びついていくと思いますので、ぜひそのようなことをお聞きしたいと思いますので、今の段階でのこの開放実験室、先ほど放射能の部分の取り組みもお聞きしましたが、何か商品的なものに結びつくことは行っているのかどうか、そこをお聞きいたします。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 それぞれの加工業者さんの方が商品開発をするということで、最終的に商品が出そろうのはそれぞれの企業様ということにはもちろんなるわけですが、その過程で試食会をしてみたり、あるいはその商品を開発する際に、それぞ

れ検査室なんかを持っている企業さんはそれぞれの企業で行うわけですが、その検査、賞味期限をどの程度にしたらいいかとか、そういった検査を一元的にそちらで受託をしてやっているというようなことをごさいます、そういう意味ではちょっとこうなかなか目に見づらところはるかと思ひますが、そういった検査業務をメインに請け負って、あるいは試食なんかを行う機会を設けるというような、あるいはあとそれぞれの加工業者さんが集まってサロンの的に意見交換するよな場というよな形でございます。

なお、私どもちょっとそういう意味ではこういったところが何をやっているのかという意味でのアピール力が足りない部分があるかと思ひますので、その辺ちょっとどんな形で紹介できるか、改めて考えさせていただきたいなと思ひます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、58ページが一番下にあります浦戸ハイキングコース震災復旧整備及び清掃業務事業、4人の方が169万円という事業費で行うということをごさいましたけれども、一昨日も一般質問でさせていただきましたが、この浦戸諸島のハイキングコース、遊歩道の整備だと思ひますが、復旧の部分と、それから本当に新キャラクターを使った部分での発展的な部分というお考えはないのかどうか、そこら辺お聞きしたいと思ひます。

○阿部委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 ご質問いただきました浦戸のハイキングコースの震災復旧の事業の中身でございますが、基本的に今浦戸のハイキングコース、委員ご指摘のとおりかなり傷んでいる、手すり等も含めて傷んでいる箇所がございます。この事業の中身といたしましては、そういった危険な場所にはなかなか観光客の方行っただけないということで、当面安全な部分を確認をして、その部分を仮コースとしてお客様に行っただけけるよなコース設定をしたいというよなものを委託するというよな中身の事業でございます。事業内容としては以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。まだまだ浦戸にハイキングというよな状況ではないのはよくわかっております。ぜひ一歩一歩ですけれども、そういった新しいキャラクターとか、あと新しいそういったさまざまな皆様が浦戸に本当に行きたいと、行った方ももう1回行きたいというよなそういった取り組みをぜひお願ひしたいと思っております。

それからですね、済みません、ちょっと戻るんですけども、小山課長済みません。また、浅海漁業の振興アドバイザーの業務委託、これちょっと外してしまったものですから、この中身をもうちょっとアドバイザーという部分でさまざまな指導的なものだと思いますけれども、そこを詳しく教えていただけますでしょうか。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 こちらも例えば最近の例で申し上げますと、震災復興以降、個々の漁業、浅海漁業を中心とした漁業者の方々が水産設備を一部失って、どのようにみずからの仕事をやり直したらいいのかということで、それぞれの方々がグループ化するときの制度のご案内ですとか、それによってどういう設備を準備したらいいのか、どんな制度を使ったらいいのかというようなアドバイスをするとか、あるいは最近ですと、農林水産省の方で食と地域のきずなづくりという補助制度があるんですけども、それを用いましてカキをですね、カキの漁業者というのは、ノリの人に比べると個々の手取りというのはどちらかという少ないので、そういった方もぐっとノリ並みに引き上げることができないかというようなことで、少しこう付加価値のある商品づくりのためにどうしたらいいのかというようなことでかかわるとか、そういったことをしておりますし、あと、また、島外から新たに漁業者として入ってきている若い後継者の方なんか何人かいるんですが、そういった方にどういった仕事をしたらいいのかというあたりをアドバイスするとかを行っているというような方でございます。そういった事業をさせていただいております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 そうなりますと、かなり専門的な知識がなければ、このアドバイザーという立場には立てないと思いますが、この方、今2名となっていますけれども、この方につきましては市が独自でやるのか、多分この間聞いた中身におきましてはハローワークかどこかに委託して募集するのか、このまですアドバイザーの2人の雇用についてはどのような経過で行われるのか、その辺お聞かせください。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 やはり一定程度専門性を必要としておりますので、水産業ですとか、あるいは水産の研究所にいらっしゃった方とか、そういった方で一定の資格をお持ちの方を公募するような形で採用させていただいているような形です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。24年度の事業ですので、そういった部分でさまざまな手は打っていらっしゃると思いますので、ぜひ塩竈市のその浅海漁業、本当に浦戸におきましてもそうですし、漁業者の皆様は本当にカキをつくること、ノリをつくることには本当にもう専門的な知識は豊富なんです、今回のような震災に遭ってグループ化をしなければならぬとか、それから書類の作成とか、本当に複雑な要素がたくさんあって、もう皆さん困り果てているような状況がこれまでも見受けられておりましたし、本当にそういった方たちのアドバイスだけでなく、その方向性を位置づけていただく。この事業費は本当に582万4,000円という金額であります、この事業費を2倍にも3倍にもできるようなぜひそういった事業をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、済みません、学校の方でちょっとお聞きいたします。

59ページ、小中学校の特別支援教育支援員配置事業、10名となっております。この特別支援員は別に教職の資格とかそういったものはなくてもいいと聞いていたんですが、今現在どのような状況なのか、この10名というのは各学校の加配の部分なのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○阿部委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 特別教育支援員についてお答えいたします。

発達障害等の集団不適應の児童・生徒の学習支援を行うために、各学校に配置されております。市費で各1名ずつ配置されておりましたが、平成22年度から緊急雇用創造事業を活用いたしまして、さらに浦戸の第二小学校、浦戸中学校を除く10校に1名ずつ配置されております。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それで、特別支援員の方、前にもお話ししたかと思うんですが、本当に子どもたちとようやくなじんで本当にこの先生には何でも言えるとか、何でも頼れると、子どもも安心して学校に行けるような状況になったかなと思うと、これは1年単位の臨時雇用というか、そういったスパンが短いものですから、子どもの心にまた次の支援員が来てなじむまで時間がかかると、そういった声がお母さんたちからもこれまでも寄せられていまして、何とかあの先生、もう少し長くいられないものかというような、雇用の関係でさまざまな部分もあると思うんですが、ぜひせつかくの事業でありますので、まず子どもたちの心を、また、子どもたちが学校に行き勉強していくためにプラスになる事業ですので、どうかその

辺のことをお考えいただけないかどうか、市長に聞いてもよろしいでしょうか。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変恐縮であります。雇用の実態等について十二分に把握をいたしておりませんが、今委員の方からご質問いただきましたとおり、子どもの方々の情操教育というようなことも配慮して、でき得る限り皆様方と継続的に雇用できるようなことにつきまして、教育委員会の方と話をさせていただきたいと思えます。

○阿部委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 高橋卓也です。一般会計についてご質問いたします。

けさ、本庁ではなくて外回りの分庁舎関係とか、「カーネーション」を見てから4カ所ほど回ってきたんですけれども、どこへ行っても「高橋さん、きょう何か私の方で質問あるんですか」と聞かれまして、何かもう一とおき質問終わったような気がするんですけれども、質問させていただきたいと思えます。

最初に、議案第32号についてお伺いします。

資料No.12の29ページ、塩竈市地域優良賃貸住宅条例の制定についてお伺いします。

一つ目に、この住宅の入居期間ですけれども、いわゆる仮設住宅型の入居期間なのか、市営住宅型の入居期間なのか、まず基本的なことを確認しておきたいと思えます。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 入居期間につきましては、一度入居されましたら、そのまま入居権ある限り入居できるというような内容になっております。以上です。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 簡単に言うと市営住宅型ということになるかと思いますが、次に、条例の主な内容、4の(3)について伺います。同居者に18歳未満の者がいる世帯ということで資格が書かれておりますが、18歳を超えたら入居資格はどうなるのかということをお伺いしたいと思えます。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 お子さんが18歳を超しましても、そのまま入居を続けることができます。以上です。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 同じ4の(5)の②についてお伺いします。子育て支援事業として家賃減免についてですが、子育て世帯、中学校入学前の者がいる世帯、減額する金額9,000円とありますが、

中学校に入学したらこの減免制度はどうなるのか、お伺いします。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 お子さんが中学校に入学されますと、この減額措置はなくなります。以上です。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 次に、資料No.9の60ページ並びに62ページについてお伺いします。

浅野委員の質問とかなりダブる質問を考えていたので、なるべくダブらないように質問したいというふうに思います。

おおよそ概略は知っているんですが、緊急通報システムそのものの内容について簡略で結構ですでお知らせいただけたらと思います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 緊急通報システムにつきましては、ひとり暮らしの高齢者の方、虚弱の方を対象に、ペンダント方式のボタンをまずお貸しいたしております。それに基づきまして、急病とか事故など発生した場合にはそれを押していただいて、それに基づきまして地域の協力員の方とか、事業者の方に連絡が来るという形になっております。また、あわせてトイレとか、ドアにセンサーを設置しまして、24時間感知しない場合ですね、動きがないということがわかりますので、その段階であとうちの方の受信センターから塩竈市の連絡が来るなり、地域支援の方に連絡来るといような体制になっております。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 同じ資料No.9の58ページ、仮設住宅地域支え合い体制づくり事業に関連してお伺いするわけです。実は共産党小野市議と一緒に私サポートセンター訪ねまして、サポートセンターの今の取り組みがどのようになっているか、何か困りごととか、居住されている方から寄せられていないか等々詳しくお伺いしてきたんです。それで、本当にサポートセンターの皆さん、9人体制で先ほどご説明ありましたけれども、本当に一生懸命やっつけらっしゃるのに本当に頭が下がりました。それで、あそこの仮設全体、浦戸まで全部もちろん回っているわけですが、ヘルパーさんなんかは、一人一人、1世帯1世帯の状況まで、本当に詳しくサポートセンターでつかんでいらっしゃるということもわかりましたし、高齢化率が40%を超える中で健康対策についても本当に心を砕いているということも実感いたしました。

ただ、その中でちょっと気になったのは、9人のうち看護師さんがお2人、保健師さんがお

2人ということですが、きょうから保健師さんが産休をとられるということで、後の体制はまだ決まっていないんだというお話1点伺ったんですが、その大体の体制はどうなっているのか、お伺いします。

○**阿部委員長** 川村健康福祉部健康推進課長。

○**川村健康福祉部健康推進課長** サポートセンターに常駐しております保健看護スタッフにつきましては、基本的に社会福祉協議会の方で雇用いただいている形ではございますが、なかなか人材確保がこの震災含めまして非常に厳しい状況というふうになってございます。人材確保のために看護協会であったり、今回国・県の方で人材紹介システムというようなものもつくっていただいておりますので、そういうところでの募集を行っている状況ではございますが、なおまだ後任の方については厳しい状況という状況になっております。あと、フォローする意味合いといたしましては、保健センターあるいは長寿社会課保健師等、これまでのかかわり以上に体制を整えながら、補充できない分フォローアップをしていきたいというふうにも思っておりますし、引き続き募集については積極的に行っていくというふうを考えてございます。以上でございます。

○**阿部委員長** 高橋委員。

○**高橋委員** ぜひよろしくお伺いしたいというふうに思います。

それから、借り上げ住宅の方なんですけど、これも12月からサポートセンターの方で高齢者のひとり暮らしをまず優先して全部訪問して、留守の場合にはお手紙をきちんと置いてきて、それで支援物資があればそれも添えてということで、大変丹念に聞き取り調査をやっているようです。それで、先ほど緊急通報システムについて市が答弁したとおり、20世帯が緊急通報システムを3月初旬からお渡しすると、設置するということをお伺いしました。それで、私お伺いしたいのが、みなし仮設についてですね、この緊急通報システムの周知とか、ご要望賜りとかはやっておられるのか。前9月議会でも取り上げたんですが、ひとり暮らしの高齢者のみなし仮設居住者あるいはご夫婦、親子という方も結構いらっしゃるんですね。私どもは情報ないのでベタでアパート訪問するしかないんですけども、避難されてきそうなところを。そこでもそういうこと何軒かありましたのでお伺いしたいと思います。

○**阿部委員長** 赤間長寿社会課長。

○**赤間健康福祉部長寿社会課長** 民間借り上げみなし住宅につきましても、サポートセンターの方で実態を調査していただきまして、14世帯の14戸一応ございました。その中でもやはり希

望をとりまして、23年度、あと24年度にかけまして実施していきたいと思っております。以上でございます。

○**阿部委員長** 高橋委員。

○**高橋委員** 安心しました。ぜひ早くお願いいたします。

それから、これもありましたけれども、結露対策はやはり大変な問題で、これはサポートセンターとしてどのようにご援助されていますかというふうにお伺いしましたら、例えばおふろの場合には、最後に入った人が換気扇をつけっ放しにして、夜はね、換気してほしいとか、あるいはエアコンは1日24時間つけっ放しにして結露しないようにしてくださいとか、そういうご指導をしているというふうにお伺いしました。すると、結局電気代大変なんですよね。これから春になって暖かくはなってきますけれども、2月は寒かったので、電気代の請求は3月に来るわけですけれども、その辺この地域支え合い体制づくり事業に含まれるのかどうかわかりませんが、やはり電気代は物すごくかかるようです。だから、全くつけない人もいますそうです、我慢してエアコンを。その辺、電気代の援助措置のようなのを市としては考えていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**阿部委員長** 高橋生活福祉課長。

○**高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長** 光熱水費につきましては、大変申しわけございませんが、ご自身でご負担ということになると思います。

○**阿部委員長** 高橋委員。

○**高橋委員** だから、つけないで我慢せざるを得ない人がふえるわけです。その辺についてはぜひ市長に何か温かい対応は考えていないのか、お伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○**阿部委員長** 佐藤市長。

○**佐藤市長** 一定程度の実態につきましては、私も把握をさせていただいていると思っております。高橋委員からも今ご質問いただきましたとおり、仮設住宅、みなし仮設住宅、その他の方々ができ得る限り均衡のとれたというような形のご支援をさせていただくということを前提に今日までやってきておりますので、それらの方々の生活実態等につきましても、先ほどふれあいサポートセンターの方でいろいろご訪問し、調査をさせていただいておりますので、そのような結果をもう一度分析をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**阿部委員長** 高橋委員。

○高橋委員 続きまして、同じ資料No.9の128ページ、この事業内訳の一番右下の市営住宅改修事業費ですね。これは外壁工事ほぼ終わりかけていまして、大変住民の方喜ばれておりました。しおかぜ、みちのく、それぞれですけれども。それで、きのうも小野幸男議員からも質問ありましたけれども、私もあそこ通るたびにこれまで要望たくさん出されていまして、ときによっては小野幸男議員と道路ですれ違うこともしょっちゅうあるんですけれども、2人とも安心したというところなんです、みちのく棟だけ4棟のうち手すりがない問題、これも前から取り上げております。緊急にはもちろん建物そのものなんですけれども、あそこだけ同じ7階建てなんです、みちのく棟だけ手すりがない。高齢者が多い。これについてはたしか私の記憶では23年度の当初予算で予算があったような気がするんですが、これはみちのく棟に住んでいる高齢の方から、前は町内会もやられていた方から、何せ緊急の地震の対策優先はわかるんですけども、高齢者が多いので後でもいいけれども何とかならないかという声を寄せられていますので、ここは一体どうなっているのか、ご答弁をお願いします。

○阿部委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

みちのく棟につきましては、ただいま手すりの方の改修工事の方を行っております。以上です。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 失礼しました。私の認識が違っていました。けさ住民の方に伺ったら、まだやっていないと言われたものですから。

それでは次に、同じ地域要望の関係になるかと思いますが、122ページの狹隘道路整備事業費、事業内訳ですと上から2番目ですね。これについてお伺いしたいというふうに思います。これも9月議会でも取り上げた問題なんですけれども、グリーンヒルズから西玉川に下りていく道路について、地権者が土地を提供するというのを、無償で、言っているのです、そこはどうかという点について、当局の回答は当時去年の9月、早速地権者の方に伺ってご相談したいという回答でした。しかし、私どもが去年の暮れに市の方に同じ要望を2012年度塩竈市に対する要望書の中で要望したわけですが、その際には「一日も早い震災から復旧を図るため、この間道路通行の安全確保のための維持補修工事以外の市道整備につきましては凍結することとしております」という文書回答がございました。9月の答弁では地権者と早速相談したいと、これは2月8日付の文書回答ですが、これでは凍結することとしておりますという回答で

すが、この辺いつどうい判断で変わったのか、どちらも震災後です。9月にしろ、2月にしろ、お伺いします。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 先ほど浅野委員さんからも質問されましたけれども、24年度につきましてはもう道路災害復旧事業を重要課題として取り組んでおりますので、新規事業についてはちょっと見送りをさせていただきたいということで、2月の回答になった次第でございます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 それが最優先されるというのがね、やはり災害復旧の方が最優先されるというのは当然だとは思いますが、そうはいつでもどうしても緊急にやらなければいけない狭隘道路とかそういうのはあると思うんですね。その辺は判断うんと難しい側面もあるかと思うんですが、何とか実現を一日も早く図っていただきたいと、これは予算の関係もあるので要望ということにしておきたいと思えます。

続きまして、同じ資料No.9の146ページ、事業内訳ですと下から5番目、新学習指導要領備品整備事業270万円、柔道、剣道関係の武具、マット類だと思うんですが、この詳しい270万円の内容についてお教えいただければ幸いです。

○阿部委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 この内容についてお答えいたします。

これは新学習指導要領の実施に伴い、ほとんどの4校の学校については柔道、そして浦戸については剣道を実施しますが、それぞれまず4校については60万を用意しまして、必要な柔道用の畳、そして畳が動かないようにするための滑りどめマット、または必要によってはヘッドギアなども購入いただくための予算でございます。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 委員の中には武道の専門家の方もいらっしゃいます。それで、この間の質問でもその中で柔道については4段以上の有段者がやはり指導者、教える人としては資格としては好ましいというようなお話もございました。教育委員会さんの方の回答では、そういう人たちを現場に指導の際、教育の際、手伝ってもらおうようにするというご回答でしたが、その辺での多分授業時間は年6時間ですけれども、1年生、2年生のクラス数掛ける四つの学校数というのが延べ授業時間になると思うんですが、そうしたサポートしてくれる資格を持った有段者

に対する例えば講師料であるとか、非常勤講師なのかな、料であるとか、あるいは謝礼であるとか、そういうのはどこかに予算化されているのか、あるいは完全なボランティアなのか、お伺いしたいと思います。

○阿部委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

講師等につきまして特に予算化いたしておりません。具体的なところまでまだ話し合いは進めていないんですけれども、警察署の方にお願いとるかというふうなことで対応していきたいというふうに考えております。警察官の有段者の方をお願いをして講師になっていただいて事業を進めるとかというふうなことを現段階では考えております。以上です。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 続きまして、同じ資料ですと100ページの重点分野雇用創造事業について、1点だけお伺いしますけれども、雇用の問題です。実は去年はやらなかったんですが、これまでは中高年の就職セミナー、若者向けの就職講座の開催をずっと行ってきたのを、去年は震災の影響で休止したというふうに伺っていますが、これはぜひ必要だと思うんですが、再開の計画はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 今のところそういった就職関係のセミナーについては、具体的に実施する計画などは持ってございませんが、24年度の事業として実施できるかどうか、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 ぜひ検討していただきたい。この間も取り上げましたが、他市町ではそういう教育なんかも行って就職に結びついているようですので、お伺いしたいというふうに思います。

続いて、同じ資料No.9の106ページ、中段の事業内訳ですと浅海漁業振興費、浅海漁業復興事業についてお伺いいたします。養殖業を初め、漁業は大変今度の震災で壊滅的な打撃を受けたわけですが、その面で宮城県だけが、村井知事だけが被災主な東北3県で水産特区構想という構想を打ち出しておりますけれども、この水産特区構想が持ち出された場合のこの浅海漁業等々への影響、どういうふうになるのか、企業が参入するというわけですが、お考え、お見通しなのか、伺いたいと思います。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 特区構想の中で生産基盤を失った浅海漁業者の方々が企業の資本をもってそういった生産基盤というものをつくり、そこに例えば従業員として雇用を受けるというようなことが一つの代表的な例かと思えますけれども、塩竈市においてはそういった動きというものは今のところございませんし、自力で従来どおりグループ化等をしながら、3分の2の補助等で生産基盤の方を整備して立ち直ると。で、塩竈市においては幸い震災当初から内外の支援金ですとか、あるいは寄附金とかが集まっておることと、あと去年のチリ地震津波で被害をこうむった方々については、施設共済等に加入されていた方もおりました、そういう意味では立ち直りのきっかけというのはかなり早くついておりました、個人差はもちろんこれございますけれども、全体として見れば宮城県の中では比較的早く立ち直りの方を遂げているのかなというふうに感じております。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 この浅海漁業だけではなくて、塩竈の水揚げにもかかわる、あるいは漁業従事者にもかかわる大きな水産特区というのは問題だと私はとらえているんですけども、今当事者である宮城県漁業協同組合、塩釜市漁協は私ども何回も伺って状況は伺っているんですが、宮城県漁業協同組合は、これが出されたのは去年の4月、最初に出されたのは5月10日ですね。それに対してもう即座に13日に、我々は企業に隷属するつもりはないと撤回するよう申し入れたわけでありまして。これは全国の漁業者もみんな猛反発しまして、7月6日に緊急全国漁業代表者集会を東京で開きまして、水産特区構想によって浜の秩序を崩壊させないという決議を行ったわけでございます。

この水産特区構想というのは、ここで県政批判してもあれですが、私昨年までは県政担当だったものですから、宮城県に自動車と電気呼べば県民はみんな栄えるという、簡単に言うんですね。村井県知事の富県戦略、これは有名な戦略でございますけれども、それとは別に実はこの構想そのものは2007年の2月2日に経団連など財界4団体のシンクタンク、日本経済調査協議会が水産業の戦略的な抜本的改革ということで、養殖業や定置漁業への参入障壁を撤廃すると。漁協の組合員の資格要件を見直し、沿海、沿岸漁業や養殖業への投資や技術移転を容易にする。簡単に言うと、沿岸域の企業の開発にとって邪魔になる漁業権を解消して、漁協を弱体化していった企業が入れられるようにすると、こういう戦略が経団連中心に、漁業者とか養殖業者からの発想じゃもちろんないんですよ。それを取り入れたのがこうした壊滅的な震災に乗じてこれを取り入れようとしているのが、今の村井県政の水産特区構想であるというふうに私は

思うわけですが、この辺について基本的に社と魚のまち塩竈ですから、どのような認識をできれば市長はお持ちか、お伺いしたいと思います。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 産業振興というものが、地域社会の中で大変大きな役割を果たしてくるということについては、高橋委員の方の認識と私は一致するものと思っております。例えば、今回大震災を受けまして就労の場がなくなって大変生活再建にお苦しみの方々等がおられると。そういった方々にいち早く就労の道が開かれるというようなことについては、やはり産業振興というものは一体不離ではないかと思っております。我々もこの塩竈のまちが長期総合計画、さらには震災復興を推進する上で、産業振興というのが大変大きな柱になりますということについては、今議会のみならず年間を通して私の方からもご説明申し上げさせていただいているところであります。

今のご質問は、産業振興というものをどういう形で図っていくかという方法論の問題であります。決して宮城県もこれでなければだめだというような意味で言われているのではないと私は思っております。例えば、浜が崩壊的な状況になったときに、それを再開する道筋として、やはり望ましいのは今まで漁業を続けられてきた方々が自立的にやっていけるというものがこれは一番望ましいということについては、だれしものが思っていることだと思います。ただ、そういった道が閉ざされたときに、しからばということで今回私は宮城県としてこういった方策もということでご提案をされているという認識であります。先ほど小山次長の方からご答弁をさせていただきましたとおり、本市におきましてはすべての漁民の方々がグループ化、あるいは全国各地、もう一つは世界各地からさまざまなご支援をいただきましたことによりまして、もう既に生産活動に入らせていただいております。既にノリ、カキ、ワカメ、昆布等々の一部については商品化されて出されているということでありますので、我々はこのような漁民の方々の意識を大切に、今後引き続き震災復興に向けた取り組みができますように、さまざまなご支援をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○阿部委員長 高橋委員。

○高橋委員 その経過に産業を振興させて雇用、そして地域社会を再生させるという目標は私も市長と全く一致するものですが、この水産特区問題については発想、構想の経過についての認識は全く私と異なっていると。要するに、漁業をどういうふうに、あるいは水産加工業を復興させるという立場からのこれは水産特区構想ではなくて、先ほど言ったように07年の経団連な

どが中心になった先ほど言った企業の参入障壁を撤廃するという、参入しやすくするという、ちゃんと文書にも書いてあるわけですから、それをもとにしたのが今度の村井県知事の水産特区構想であると。その経過の認識はちょっと市長とは異なっていると。その震災後についての認識を市長ご答弁なさいましたが、そこも私の認識とは全く違って、私はこの大震災に乗じてこの計画を進めようとしている、企業が一気に参入して、沿岸漁業なり、養殖業なりをもう企業的手中におさめてしまうという計画がこれなんだということを指摘したいというふうに思います。その辺についてはこれからも深めていきたいと。きょうの河北新報にも再生の針路ということで佐藤市長の目指す活性化へ観光特区申請という明るい前向きな政策で、あと熟読しようと思っっているんですが、継続と断絶よりはずっといいですよ、これね。活性化へ観光特区申請というね。こういう目標へ向けてぜひ施策を進めていっていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。

○阿部委員長 西村勝男委員。

○西村委員 おはようございます。24年度塩竈市一般会計予算について質問させていただきます。まず、市長にお伺いします。

復興元年スタートの年の予算280億1,000万の予算、その枠組みは今後のまちづくりの佐藤昭市長の戦略が見えるものだと思っております。新たな予算に込められていると思います。また、震災復旧・復興予算の復旧予算368億円、復興予算805億円、まだこれは確定していないようですが、佐藤市長はこの予算の中で任期期間中の3年半後、このまちのある姿を見て、これだけはスピードを持ってやりたい、ここまではやりたいと。結果が何といおうと、ここまでやりたいんだというものがありましたら、お考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 予算全般についてというご質問であったかと思しますので、そういった視点でご報告をさせていただきたいと思いますが、まずは今議会でも長期総合計画と震災復興計画というのが私は車の両輪という申し上げ方をさせていただいておりますが、その認識についてはさまざまな委員の皆様方からご質問ちょうだいし、それらに対しては私の思いを述べさせていただいております。今のご質問の特に震災復興についてということでございますれば、被災を受けた方々が一時も早くもとの生活にお戻りいただきますこと、できれば旧前よりもさらによりよい生活環境にお戻りいただくということをこのような予算に込めさせていただき、24年度については特に復旧が一段落しつつあるという状況を踏まえまして、復興元年という形で「新

たな前進への助走」というような表現をとらせていただいたところであります。職員はもとよりであります、やはり市民の皆様方のご協力なしにはこの事業なし遂げることはできないと考えておりますので、ぜひ市民の皆様方にもこの予算の内容をしっかりとご理解をいただくような努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 議員さまさまざまな方々からいろいろ質問されまして、予算をまんべんなくということではなくて、ある程度メリハリをつけまして、突出してもいいですからスピード感を持って重点的なものをやられるという場合にはご努力いただければと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

2番目に、資料No.9の109、110ページ、商工振興費、市内商店活性化事業、シャッターオープン事業プラス商人塾321万1,000円の予算について、今年度も同じように事業として上げられておりますが、大震災があり、中心市街地が大変な状態になっている中で、また、駅前、海岸通、壊滅的な打撃を受けております。しかし、ことしも同じ事業を継続する方向ということなのですが、何か新たな事業は考えていないのか、ちょっとお聞かせください。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 資料No.9の110ページ、中心市街地商業活性化事業といたしまして342万1,000円を計上させていただいております。この主な内容としましては、今委員おっしゃっておられましたが、シャッターオープンプラス事業の23年度に続きます展開と、あと商人塾となっております。シャッターオープンプラス事業につきましては、20年度から実施しておりますシャッターオープン事業を拡充いたしまして、合わせて11店舗ほど起業をしていただいているところでございます。また、そういった方々にも参加していただいて、商人塾も展開をしているところでございますが、今年度の商人塾につきましては、やはり商店街、それから個店が被災していることを踏まえまして、震災から立ち上がろうということをテーマにして講座を実施しているところでございます。そういったことからしましても、まず24年度についてもまず震災からの復興といったところをメインにいたしまして、商人塾あるいはシャッターオープンプラス事業、こちらの活用の方を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 何か新たな事業を考えていただいて、また、前に進む方法はないものかと考えまし

たので、ご質問しました。また、気仙沼ではまちづくりコンペを開きまして、防災面の整備や商業、観光などの産業の振興ということで、ほかにいろんなプランを求めて、また、みずから市が考えてということでもやられております。また、石巻ではまちづくりのために大変有名な西郷真理子さんという商店街の活性化のために活躍されている方がおります。香川県の高松の丸亀商店街、山口、また、川越の商店街などいろいろな部分で発想を考えながら町の活性化に向けて進んでおりますが、その辺でも含めて市内商店街のために何かそういうプランニングといえますか、そういうのを考えておりましたらお願いします。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 塩竈市では産業大使という方を2名ほど任命させていただいておりますが、今年度になりますけれども、2月の初めだったかと思いますが、その産業大使の方からご紹介をいただきまして、愛知県の岡崎市というところに東康生商店街というところがございます。そちらに商店街の方と市の職員とが行っていろいろ現地を視察したり、それから意見交換をさせていただいたところでございます。今度4月にその東康生商店街の関係の方が市の方に見えられて、主には本町のまちづくり研究会の方々ですとか、あと交流を図りながら市内の中心商店街を視察していただき、その後意見交換なども予定しているところでございます。一例ではございますが、そういった形でいろいろな商店街の方々などと交流あるいは連携を図りながら、市の商店街の活性化のために何か役立てるようなことがあれば、活用を図っていききたいというふうに考えて取り組もうとしているところでございます。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。阪神大震災では、土地区画整理、また、まちづくりで2カ月で計画を立ち上げ、14年もかかって最終的にはできたと。土地の権利の問題とかいろいろ含めて大変時間がかかったという経緯がございます。やはりまちづくりについても第一歩は早めにスタートしていただいて、中心になる企業なりコンサルタントなりを決めていただきながら、その辺も考える分では始めてもよろしいのではないかと。時間がかかるにしても。その辺はどうお考えでしょうか。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 今の段階でその被災した商店街の振興を図るための具体的なまちづくりのプランといったようなものの策定については予定はしていないところではございますが、今後中心商店街で大分解体が進んだりしているような状況もございますので、そういつ

た実態を踏まえまして、商店街の再興のためにどのようなことをしなければならないかということについては考えてまいりたいというふうに思います。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしく申し上げます。

では、もう1点だけ、海岸通の商店街の方でもう再開発に向けて何か打ち合わせも始まったというお話も受けていますが、何かその辺で進行状況わかりましたら、お知らせください。

○阿部委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 海岸通商店街の方々の現在の動きといったところになりますけれども、年明けになりまして、皆さん方の方で、特にやみ市周辺の方々というふうなことになるのかなと思いますけれども、海岸通1番地区、2番地区の方々が勉強会を開催しまして、これまで3回ほど意見交換を進めております。基本的にはあと3月中に少しほかの地権者の方々に要するにご参加を求めて、できれば地区としてまとまって何らかの要するに再開発といったような動きに結びつけたいというふうなお考えのような状況でございますので、私どもの方も参加して意見交換の中でいろんなご意見等伺っているような状況にありますので、今後ともそうした動きを大切にしながら、何とか再開発に向けた動きといったものをご支援していきたいというふうに思っております。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 そういう第一歩が町の活性化につながる一つの形だと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、資料No.9の41ページ、42ページ、総合交通体系整備事業についてお伺いします。

仮設住宅交通支援事業の2,010万円、これは仮設住宅における交通のサポート事業ということでお聞きしております、補助事業であるということもお聞きしておりますが、タクシーの運行状態と、あと利用状況についてももしおわかりになれば教えていただけます。

○阿部委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 伊保石への往来タクシーでございますが、11月からスタートいたしまして、11月は乗降客数が延べで325名、12月が411名、1月が344名、2月が360名ということで、1カ月当たり台数がほぼ200台ぐらいが運行しているというふうな状況でございます。以上です。

○阿部委員長 西村委員。

○**西村委員** 大分盛況で利用客が多いということで、補助事業なわけですが、2010万といいますとメイン事業になってしまった予算額から見ますとそのような気がしましたので、ちょっとお聞きしました。また、タクシーを利用した金額が事業費にまた返還されるということでよろしいのでしょうか。

○**阿部委員長** 阿部政策課長。

○**阿部市民総務部政策課長** タクシーの利用実績から委託契約からその運行料を引いたもので精算後にお支払いをするというふうな形の契約となっております。以上です。

○**阿部委員長** 西村委員。

○**西村委員** 今後ともどうぞよろしくお願いします。

次に、資料17番の45ページ、危険物解体事業の執行状況ということなんですが、これに関係することなんですけれども、被災した車とかの部分の作業、廃棄作業の部分でリサイクルということで車の場合はお金が解体作業分に戻っていったと聞いております。それで、今回建物の解体の中で、木材、コンクリート、鉄筋・アルミ、また、貴金属等がこれは所有権は市にあると聞いておりますが、その売り上げじゃないんですけれども、その生まれたものが解体作業の委託料の軽減になっているのか、ちょっとその辺お聞きしたいんですが。

○**阿部委員長** 村上環境課長。

○**村上産業環境部環境課長** お答えさせていただきます。

確かに委員おっしゃるように、木材、それから金属、そういったその有価物というものもございましてけれども、現段階においてはそういったものが値段がついて解体費用の軽減につながるというような状況には至って下りません。なぜかといいますと、やはり金属に関しましては、被災したものであるということでなかなか値段がつきにくいというような状況も報告されておりますし、木材に関しましても同様な状況で、現在、昨日もお答えさせていただきましたけれども、チップ化して再生木材として利用できないかというお話で今進めておりますけれども、それにつきましても有価物として値段がつくというような状況では至っておりません。以上でございます。

○**阿部委員長** 西村委員。

○**西村委員** 今の質問は、私、北浜に住んでおります。駅前でもビルが1棟解体されました。また、北浜でもホテルが1棟壊されようとしております。やはりそれなりの機材がこれが現金でなったらそれでも助かるのではないかなと思ったものですから、水害に遭った、遭わないじゃ

なくて、この解体作業始まる前の時点でおよそこれだけのものが出るという判断をしておられると思うんですが、それとまた合致してそれだけのものが出ているのか、その辺ちょっともう一度お聞かせください。

○阿部委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 特にコンクリートの建物なんかですと、コンクリートがどのぐらい出る、それから金属がどのぐらい出るというのは、事前に我々は見積もりをとるときに設計いたしますので、その中で設計の中で量的なものは考えさせていただいております。なお、コンクリートにつきましては、破碎をさせていただきまして、細かくして、今解体しているところにも皆さんもご存じかもしれませんが、大分低くなってしまったところなんかは地盤を上げるための材料として、今解体した家屋には無償で提供させていただいているところでございます。以上でございます。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 なるべく作業といいますか、解体作業なり、いろんな部分で資金が必要が多くいろいろかかるわけですから、これもすべて税金ですので、それを軽減する方法としてなるべくそういう部分は充てられるようにご努力されればありがたいので、どうぞよろしくお願いします。次に、資料17番の37ページ、これちょっと気づいたものでご質問させていただきます。

補助金・助成金についてですが、No.25のシルバー人材センター運営費補助金として710万が計上されております。よろしいですか。あと、これはこのシルバー人材センターさんは市より22年度は4,845万の仕事を受けておられますが、それでも足りないという部分で補助金を出しているののか、また、これは市の事業として4,845万ですが、もっともっと多くの仕事をなされていると思うんですが、これはちょっと私も理解していなかったものですかお聞きしますが、710万という補助金は妥当なのかどうか、その辺お知らせください。

○阿部委員長 済みません。赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 市のシルバー人材センターにつきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を運営しているところでございまして、都道府県知事の許可を受けた公益法人となつてございます。それで、運営助成といたしましては、昨年度は850万ほどだったんですが、今回国の方の事業仕分けということがございまして、国の方のシルバー人材センターへの補助金ランキングというのがございまして、それがBランキングという形になりまして、国の方の補助制度の限度額が710万ということになっておりましたので、それ

と同額を今回補助させていただく形になっております。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 私、ちょっとわからない部分があるんですけども、シルバー人材センターさんの事業としてプラス事業なんでしょうか、マイナス事業なんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 シルバー人材センターの方では委託事業と受託事業という形で事業を展開させていただいておまして、今のところほとんど収支均衡という形になってございます。（「収支均衡、同じ、同じですか」の声あり）はい。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 じゃ、補助金もらってツーパーということ、同じということですか。はい、わかりました。ありがとうございました。

では、最後になりますが、同じページでこれは質問ではないんですが、公表していただきたいんですが、塩竈市観光物産協会の補助金事業として363万ということで上がっておりますが、1年間大変な思いをされて今回いろんな事業を展開されておりますが、その事業をちょっとお披露目していただけないでしょうか。どういう内容なのか。

○阿部委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 観光交流物産協会の事業ですが、去年は特に震災がひどくて、なかなか例年どおりの事業が市内で行われないということがございまして、昨年の場合ですと外販活動を中心に、外回りでPR活動を中心にやらせていただきました。そのほかに内部で秋口から行われるお祭り等の支援を行ってまいりました。本年度、24年度でございまして、24年度はことしの3月17日に、駅前の観光案内所が被災しておりましたところを観光物産案内所と改名いたしまして、駅前のロータリーに少しにぎわいを取り戻すという意味で、あそこの一角をお借りしまして、物産案内所を開催することにしております。今年度はそこを中心にいたしまして、従来の案内業務だけではなくて、そこに一つそこから商店街とかまちなかにできるだけ人を流すような仕組みも企画しながらやっていきたいというようなことで、今回予算を計上させていただき、それに対する補助をするというような内容でございまして。以上です。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。地元商店街も含め、駅前、海岸、本町、いろんな形の商店

街の方々とともに歩んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阿部委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

○伊勢副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページなどをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

菊地 進委員。

○菊地委員 新生クラブの菊地です。

まず、質問に入る前に、資料もいただいて、今年3月で22名の方が退職されますので、その方にこれまで市政運営、そして市の発展のためにご尽力を賜り感謝申し上げます。4月よりは行政に携わったご経験を自分の人生に生かし、そして地域でのご活躍をまずご祈念申し上げます。

それでは、24年度の施政方針、そしてそれに裏づけされた予算関連について質問をしてみたいと思います。

まず、資料No.9の29ページか33ページ。議会費で聞いた方がいいか総務管理費で聞いた方がいいかわからないんですが、というのは、どうでしょうか、皆さん、議場内のいす。我々議員のいすはかわっていますが、当局のいすは全然かわっていません。それで昨年も一昨年も、私たちは行政側のいすも改善してほしいと要求をしていたわけなんですけど、今年度、その要求に対応できた予算なんかはあるのかどうかお伺いしてみたいと思います。

なぜこういうことを聞くかということ、いろいろな質問の中で「議会と行政は車の両輪のごとく」と言っていて、片方はいす改善、片方の当局は改善されないのでは、車の両輪のようにやっぱり同じ目線で、同じ立場で、同じ境遇で議論していかないとなかなかいい議論ができないんじゃないかなと心配しますので、その関連は総務部長さんがお答えになるのか、議会事務局長さんがお答えになるのか私はわかりませんが、ちょっと考え方、あとどうするのか、お答えください。

○伊勢副委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 議場関係の予算等につきましては、今回、特に震災関係を中心に予算づけを考えているところでございます。

また、いすの関係でいろいろご質問ございましたが、我々といたしましては新たにいすを整備するに当たっていろいろ議会事務局の方から要望がありまして、その趣旨に沿ったような形で予算づけをしたところでございますが、我々行政にとっては特にいすの改善というふうなものは今の時点ではそれほど差しさわりがあるものではないというふうにご考えてございまして、現状のままの対応というふうにご考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 部長さん、私はこのいすを改善するとき当時の佐藤貞夫議長さんに、こっちにかえるんだというときに強く強く言ったんですよ。今年度はまず議員をやるよと、来年度は当局もやるからというんで私たちは賛成したはずなんですよ。それが、だから議会事務局側から強引に議場内の整備と言われたいからしないんだか、いや、後と言うんだか。

私はさっき言ったように、同じ議論をするのに同じ立場でやらないと、片方、朝から何時間、おしり痛くなりませんか。私たち、いすを直してもらったって痛くなるんだよ。だからそういう、市長さんと副市長さんは割と柔らかいいすかもわからないけれども、ほかの教育長だのはパイプいすと同じなんですよ。何とかこのくらい改善して議場を明るくしてほしいとか、それは今回言いませんけれども、せめていすくらい買うような努力をしていただかないと、対等の立場でちょうちょうはっして議論していけないと思うので、その辺、副市長さん、どうなんですか。行政に携わるトップとして。

○伊勢副委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、菊地委員の方から議場の当局側のいすについてということでご質問ございました。

今、総務部長お答え申し上げましたとおり、まずは今年度の予算につきましては復旧・復興に予算を集中させたいということで、役所内の備品等については抑えたということでございますので。

なお、各当局側での出席者等についてのいすの座り心地等につきましては、私の方で再度、各部課長からお話を伺いたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 そのこのというか、前に座っている行政のトップの方以外の後ろの方、みんなうなずいているんだよ。「んだんだ」と、「よく言ってけた」と。その辺、頼みますよ。

それでは、質問に入ってまいります。資料No.9を中心にしてまいります。

88ページの衛生費の公衆浴場確保事業についてであります。

92万円の助成ですが、どうでしょうか、震災、3月11日を過ぎて、たしか4月当初あたりから公衆浴場入浴サービス提供されました。多くの市民の方に銭湯を使ってもらいました。そのとき市民の方、大変喜んでいたんですよ。そういう意味でこの92万円が高いか安いかわかるのではなくて、どうでしょうか、塩竈、漁船誘致したりしてもふろにも入れない、銭湯もない、そういう声が聞こえますので、新浜町あたりに公衆浴場確保事業ってあるので、そういった考えがあるのかどうか。市民のために、あと一般家庭で皆さん、ふろあるからいいんですよというのか。でも、やはりああいった災害のとき大変皆さん助かったという市民の声がいっぱいあったので、その辺の考え方、方向性、どういうふうに考えていくのかお答えください。

○伊勢副委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 公衆浴場対策につきましては、市内の銭湯ということで補助を実施してまいりました。しかし3・11の災害で1件は営業再開ができないという状態で、今現在1件残っております。

中身は、運営費補助と設備補助に分かれておりまして、委員おっしゃるように、災害のときにおふろに入れなかった方々の入浴とかをやっておりまして、本市においても1件という形に残りましたが、新たな施設はともかく、残ります1件についてはできるだけ支援を行っていきたいと考えております。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 できるだけ支援を行っていくということなんですが、新たな公衆浴場の確保、新浜町あたりでたしか、人様のことで申しわけないんですが、旅館業みたいなのをしていたところもふろがあるはずなので、そういうところを活用しながら公衆浴場の確保に努められればいいのかかなんて思いますので、ご尽力を賜れば幸いに存じます。

続きまして、ページの若い方からいきますか。すみません、資料No.4の方に戻りまして市税について。

いろいろ市税が大変減額、減税ではなく減額になってくるということなんですが、それで今回、私は都市計画税についてお伺いいたします。

この都市計画税の目的、それにどういふふうな簡単に言えば趣旨なのか、それを改めて説明をしていただきながら、第5次長期総合計画の中、そして震災絡みのお考え方。これはたしか使途が特定されている目的税でないかなと思うんで、その辺を含めてお考え方。そしてどういふ事業をしていきたいんだかお答え願います。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 資料No.9の5ページの都市計画税というお話でした。

都市計画税は、今お話しありましたように目的税という形になります。

この都市計画税、名のごとく都市計画事業に充当するというのがまず大きな建前になっています。本市の場合の都市計画事業となりますと、一つは8款土木費にあります第5項の都市計画費というものでありますとか、例えばそうしますと街路事業、あるいは公園事業といったハード面の事業にも充当できるというふうな中身になります。

そのほかに都市計画事業として行っていますのが、下水道事業もその一つになります。例えばですが、償還費に当たります繰出金というのにも充当といいますか、一般財源としての活用ということも可能になっております。

本市で今、都市計画税の充当と申しますのは大きな事業がないという状況になりますと、都市計画事業としてこれまで発行してきた地方債の償還に充てているというのが主な内容になってございます。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ説明されました。私はやはり都市計画事業に専念して使用してもらえれば第5次長期総合計画の絡みで塩竈市の発展につながるのかなと、そういう思いであります。ある書物では、この都市計画税は土地区画整理事業の費用に充てるための目的税として課税される地方税ですよというふうに明文化されているのもあるんで、そういった意味で、今、財政課長さん都市計画事業関係と言ったんで、そういうふうなので具体的に長期総合計画のどういふ事業になるのか。先ほど下水道とかあと公債費の一部として使っているんだよと言っているんだけど、公債費の支払いという後ろ向きだっちゃ、借金返済だもの。この事業、市民から、市民のために、地域がよくなるために税金を取りますよと目的で集めているんだから、前向きな事業って、具体的に今年度のこの予算の中ではどの部分に入っているのか、ある程度これですよというのを教えてもらおうと「ああ、よかったね」と言えるんで、教えてください。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ただいまお話し、ご説明申し上げました都市計画税でございますので、例えば先ほど言いました公園費でありますとかそういったものに充当されます。

今回、新規事業として都市計画税が充当できるような事業というのは、大きくは余りございませんでした。

ただ、先ほど後ろ向きだというお話もありましたけれども、これまで行いました下水道事業だったり、今お話しされました都市計画事業、これに相当なもう地方債というものを発行してまいりました。先ほどお話しになった土地区画整理事業に充てられないかということ、当然当たりまして、このNo.9の資料でいきますと127ページ、あるいは128ページをお開きいただきますと、ここに8款5項4目下水道費でありますとか、それから6目で土地区画整理費ということで下水道が12億4,000万円であり、それから6目の土地区画整理費は1億5,500万円というふうな結局金額が大きいものになっています。

当時、地方債を発行した理由といたしましては、区画整理事業としてもいわゆる一般補助施設整備事業債という地方債が当たりまして、交付税措置がもともと入ってございます。ですから有利な起債として起債を発行し、なおかつ交付税もいただきながら、残った元金あるいは利子の分に都市計画を充当して、なるべく市民負担を軽減するようなそういった取り計らいを行ってきたというのが経過でございます。ですので、本来そこに地方債ではなくて都市計画を充当してしまいますと交付税が受けられなくなってしまうというデメリットもあるということもありましたので、地方債を発行して、後年度で今後使っていただける市民の皆様の負担軽減ということで地方債を発行し、そしてその年度の都市計画税を充当するというふうなことで今は予算化されております。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 なぜこういう質問をするかということ、いわゆる市税だ、その中にはいろいろな住民税やら固定資産税やらとあるんだけど、住民の方はなかなかわからないんだよね、「都市計画税、何なんですか」と。だから私は住民の方に「皆さんが今このような塩竈にいて、これから塩竈がよくなるための施策のために使う税金ですよ」と言うと「ああ、それだったらよかったね」という市民の声がありますので、市民の声を大事にするのであればやはり目的、さっき後ろ向きだというのは、公債費として払うというのはちょっといかがかなと思いますので、第5次長期総合計画「日本で一番住みたいまち塩竈」を目指すのであれば、この都市計画税の活用が一番早道かなと思いましたので質問しました。

続きまして、飛び飛びになって申しわけないんですが、140ページ、教育関係にお願いしたいんですが、学校管理費の中で教えていただきたいんですが、いろいろ調べても私なかなか理解できないんですが、要保護・準要保護の金額は小学校・中学校でこの予算書の中のどこに入っているのかなと思うんですよ。

昨年のことを言えば、小学校で約1,792人で2,405万7,000円、教科書関係で140万8,000円、そして中学校は準要・要保護の人数が920人で2,146万5,000円、教科書の支援分が90万1,000円で、合計4,783万1,000円が昨年出しているわけなんですよ。今年度はその金額がどこにあるのかなというふうに思いますので、うちら方で資料を要求したのは、17の人数はわかっているんですが、金額はどうなのかなというのが知りたいんです。

そしてその理由として、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対し必要な援助を行うとあります。しかしながら生活保護の中の教育保護というのは845万4,000円しかないので、どの部分から指すのかなというのが質問の内容です。

○伊勢副委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 では、委員の今の質問にお答えいたします。

資料No.9の144ページの上のところにあります教育振興費の中の20節の扶助費に小学校分の要保護及び準要保護児童援助費がございます。2,361万4,000円でございます。

次の146ページの中学校教育振興費の同じく20節扶助費に要保護及び準要保護生徒援助費2,567万8,000円が計上されております。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもすみません、ありました。

それで、金額からするとまたふえていますが、どうなのでしょう。これは教育長に聞いた方がいいと思うんですが、こういう状況で本当に我々一般質問なり施政方針に対する質問なりで学力向上とかそういう質問をいたしますが、こういった家庭環境の中で本当に子供たちが学力向上と言える状況なのか心配しますので、塩竈の本当に未来を担うお子さんたちの家庭・家族がこういう状況で本当にどんなものかなと心配しますので、教育長さんは、学校に来ればちゃんと子供のために勉強してもらいますよとは言うものの、まず家庭環境も大事でないかなと思いますので、その辺の考え方をちょっとお示してください。

○伊勢副委員長 小倉教育長。

○小倉教育委員会教育長 確かに子供を取り巻く環境、特に家庭環境は、子供は家庭の中で環境

の中で人格形成がされるという説もありますので、やはりよりよい家庭環境も含め教育環境をつくっていきたくと思いますけれども、いろいろな事例の中には確かにもしかするとこの辺はご家庭のあれもあるのかなという部分はあります。

各学校、保護者負担等については、前年度も前々年度も、これまで校長会、教頭会を通して保護者の負担を少なくするよにということを示してきていたわけですが、そういう面でも保護者の方々、今回の震災も受けていろいろな形で大変な部分もありますので、今後とも保護者負担を少なくしながら、よりよい子供たちの家庭教育環境についても家庭の保護者の協力を得ていきたく思っています。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 これは今の社会状況の中で大変雇用もない、いろいろな中からこういった感じで準要保護・要保護がふえてくるのかなと思いますけれども、しかしながら、あるところによると、やっとその家庭生活は結構普通の一般家庭のような生活をなさって、学費関係にだけは準要・要保護に頼っている家庭もあるやに聞きますので、そうすると「えっ」とびっくりしますので、そういうことのないように、ちゃんとまじめに税金を払っている方ばかりだったらいいんですけども、そういうことも市民の方から言われますので、何かの機会に、家庭教育も教育だと思えますので、そういった意味で子供に手本を示すような家庭生活を送れるような教育も、直接はなかなかできないと思うんですけども、何らかの形でそういうご助言というか指導をしていってもらいたいと思いますので、そういった決意はどうか。

○伊勢副委員長 小倉教育長。

○小倉教育委員会教育長 各学校においては、保護者会等を通してそれらも話していきたいと思えますし、また、市のPTAの研修会等においてもやはり保護者の方にご協力もらう部分には協力をもらいながら、よりよい教育環境に支援をしていただくようにしていきたいと思えます。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 よろしくどうぞ、未来を担う大切な子供の教育環境整備に今後ともご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、資料No.9の112ページ、観光物産協会助成金についてなんですが、新生クラブで資料要求しましたが、ここに市の職員さんがいわゆる事務局として入っていると。考え方なんですが、民間企業さんに助成金を出したら、ある程度温かく見守って指導するのがいいんで

ないかなと思うんですが、なぜ行政が事務局をしなくてはだめか、その理由を言ってください。

○伊勢副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 委員からご指摘ございましたとおり、基本的に私どもといたしましても観光物産業務につきましては各店舗の集団でございますので、基本的には事務局をできるだけ分離するような形で考えて今努力をしております。

それで、一昨年ですが、観光物産協会の法人化というところで、内部でもかなり議論をし、先進地への視察等も行った経過もございます。ただ、昨年度、ちょっと震災を挟みまして、それが今一たんとんざしている状態でございますが、基本的にはそのような形の方向で今後も目指していきたいというような感じでおります。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 以前に観光物産協会の方から聞いたんですが、総会の席上も観光物産協会の監査さんにやはり何か指導とか助言をいただいているはずなんですよ。それなのに震災が起きたからどうのこうのでなく、震災があってもなくてもやはり是正する、改善する。あと、そういった民間企業を中心に事業を展開してもらおうというのは、やはり推進していかないと。あと行政側もやはり育ててきた観光物産協会、わかりますよ、かわいい子。やっぱりかわいい子には旅をさせるくらい突き放すというのも一つの企業の発展ではないかなと思うんですよ。そして塩竈の観光の発展にもつながると思うんですよ。行政がいつまでもかかわっていたら、ぬるま湯にひたって、その個性が生きないんでないかなと心配しますので、その辺、改めて強い決意で、新年度からもう任せるとかそういう思いをつくってほしいんですね。せつかくの363万1,000円も助成しているんだから、それ以上の何百万となるくらいの事業をしてもらうためにはやっぱり行政側が手を引いた方が民間の人たちが思う存分やると思いますよ。その辺の考え、もう一度お願いします。

○伊勢副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 委員さんおっしゃられる部分、十分に理解をしております。

それで、今回、先ほどもちょっとご説明いたしましたが、観光案内所、観光物産案内所として一つの拠点ができ上がるということが一つの契機で、そこである程度、今後どのような観光物産の方向をしていくのかというのを、少しそれを契機にして内部でも議論を高めながら、おっしゃるような方向で私どもも同一の方向を考えておりますので、その方向でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 あと、資料No.9の121ページから124ページ、港湾費でございます。負担金等がありますが、施政方針では港湾整備とあり、そして一生懸命早期の港湾機能の回復と入港船への助成を推進していくような話なんです、では実際問題、港湾整備、どういうふうにするのか。予算だけを見ると1,500万円くらいしか入港船への助成くらいしかないのかなと見ますんですが、実際問題、港湾にかかわる金額というのはどういうふうはこの予算でなるのか。施政方針では声高らかに「港湾整備やりますよ」と、こうなっているんだけど、どうなのでしょう、その辺。

○伊勢副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 港湾の整備の予算ということでございますが、港湾につきましては港湾管理者が県ということになりますので、港湾施設の整備につきましては県事業でなされるということでございます。特にこの港湾費の中にもそういった施設整備に関する予算については計上されていないところでございまして、今委員お話し塩竈港区利用促進補助金、150万円という金額ですが、これにつきましては塩竈港区の取扱貨物量の増加を図りますため、貨物の荷揚げ港の決定権を有する荷主に対しまして、冷凍水産貨物の取扱量に応じましてインセンティブを実施するというので、1トン当たり50円の補助金を出しているものでございます。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 港湾の管理者は県だから県が整備する。いつも質問で申しわけないんですけど、塩竈の港湾整備って、中埠頭だのなんだのいろいろな危険箇所もあるわけだから、そういうものを全部県が100%で直してくれるから予算がないというのであればそれはわかるんですけど、危険なところに船が入らないというような前も質問していたんですよ。そうすると、その整備がない、そして取扱量をふやします、今回も石巻港も入って3港一体となるといっても、塩竈の整備、どういうふうに要望して、どこの箇所を今年度はどういうふうに直すのか、その辺を具体的に、せっかく予算審議なので、その辺を住民の方、そして港湾利用者の方にわかるように、今年度はここを直して船が着岸しやすいようにしますよとか、あと旅客船を入れるためにこういうハードの整備をしますよとか、そういう言葉で言ってくださいよ。でないと港湾は県が管理者ですから、それだったらわかっているんです、そんなことは。それ以外に塩竈をいかにするかということはこの予算の中で入っていないけれども、こういうのをやって、やっ

てもらおう予定とかというのをお答え願うと助かるんですが。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 港湾整備についてのお話でございますので、私から総括的なお話を申し上げさせていただきます。

今、担当課長がご答弁いたしましたとおり、港湾の整備につきましては仙台塩竈港の港湾計画に基づいて整備をされることとなります。したがって県が港湾管理者でありますので、県が港湾予算を議会に提案し、それをお認めいただいた後に我々の方に24年度の取り組みの基本についてお話をいただくことになるということでございます。

今、県におきましても県議会で新年度予算をご審議中でありまして、当然のことながら我々と同様に審議未了のものを各市町にお話しするということはないと思いますので、今後そういった予算審議が行われ、24年度の宮城県としての基本的な内容が議会のご承認を得られました後に私どもの方に、今年度はこういったことで取り組みたいというようなお話があるものと思っています。

なお、今までも再三ご報告をさせていただいておりますが、年間を通しまして、今、塩竈が置かれた課題・問題については、その都度、議長等もご同行いただきながら、港湾管理者の方には内容をお伝えさせていただいているところであります。例えば今、塩竈港の基幹施設であります航路の水深がマイナス9メートル確保されていないと、こういったものについてもぜひ早急にという中で、例えば航路については国の直轄事業、その他の部分については県知事というような仕分けがされております。今、委員ご質問の中埠頭の部分であるかと思いますが、この場所については県の方で管理している施設であります。官公庁船、特に海上保安部の船が離発着する施設であります。施設が老朽化し、あるいは震災によりまして傷んでいるということにつきましては港湾管理者の方で災害申請をされて、一定程度認められているということでございますので、また、こういった不安がある施設についても早急に県の方で取り組んでいただけるものかと思っております。

いずれ塩竈市の産業の基盤となる港湾でありますので、我々もさまざまな機会にまたそのような要請を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 忙しい市長ですから、県に行くたびに、ぜひ塩竈港の港湾整備関係についてさらなるご尽力をお願い申し上げます。

あと、水深のこと、さつきしゅんせつの話が出ましたけれども、たしか今回の地震で、今まで7.5メートルくらいだと思うんですが、航路も地盤沈下しているというふうに聞いていたもので、逆に言うとしゅんせつする幅が少しでいいのかなと思うんで、そういうのも促進しながら、県や国に塩竈のために働いてもらいますようお願い申し上げます。

続きまして、せっかくうちら方で資料要求したので17のまず36ページ、繰出金関係なんですけど、資料ありがとうございました。

それで、基準内・基準外とありますが、24年度、また、今から3年くらい前は繰出金はもうふやさないんだというふうに言っているんですが、回答は震災絡みでというふうなね。何でも震災じゃなく、その前だって何ぼかふえてきたんですから、私は考え方、繰出金関係で話したいのは、多くなってきていると。ほかに繰り出すということは一般会計が大変苦慮すると。繰り出される側はある程度特別会計なので独立採算制でやってもらおうと、それが基本でないかなと思ってるんですよ。それでこの震災絡みで一般会計、税収も落ちていきますので大変でないかなと思うんで、この基準外というのは、私なりの認識で言うと赤字補てんなのかなと、そういう思いがあるんですよ。いわゆる収支バランスをとるのにこのくらい入れておかないと大変だなというから、収入・支出のバランスが悪くなるのでこの辺を入れておきましょうというふうな考えじゃないかなと、私はそう認識しています。

それはそれでいいんだけど、どうでしょうか、今から五、六年前まで魚市場がよく使っていた繰上充用と、それを今年度に限ってというか、24年の決算の話になるんですけど、そのときには繰上充用で処理をされれば一般会計からの繰り出しがなくて、市民のために一般会計のお金を使えるんでないかなと。それで考え方なんですけど、各特別会計は自助努力をしないと、そういうふうな考えを持っていかないと、それがそういう方法で、今必要なときに必要な一般会計のお金を使うのであればそういった考え方をっていくのも一つじゃないかな。市民の方は、繰上充用といたって「何ですか」とわからないけれども、後で説明しますけれども、そういう方法も考えていないのか。いや、あともう繰出金、繰出金で出すのか。その辺でいつまでたっただけ改善しないので、ある程度そういった考え方を転換していかないとこの塩竈丸、苦しい苦しいと、健全化だといったって苦しくなる一方だと思いますので、そういった考え方も必要じゃないかなと思うんでお答えください。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 かなり大きな話になるかと思います。

繰入金の話というのは、昨日もちょっとご説明いたしましたように一つは国の、さっき言ったように総務省のルールというのが示されております。つまりは各公営企業、あるいは保険事務であります各公営事業と言われるところは、自力でもってどうしても賄い切れない分というのが当然発生するケースがございます。そういったものについては国の方からの一定のルールというものに基づきまして、一般会計が負担するというふうな形をまず原則としておるといふことです。

ただ、今お話しがありました原則から漏れるようなところ、今回の資料でもお示しましたところでは、例えば交通事業でありますとかそれから下水道、それから基準外はあとは……。

(「特別会計、考え方」の声あり) 特別会計の考え方なんですけれども、今基準外で出しているというのはそれぞれの事情が今回ございますので、一つは交通事業でありましたら減収分でありますとか、それからあと病院事業でありますと耐震化の分の元利償還金とか、それぞれのやむを得ない事情が当然発生してございます。

問題なのは、今、繰上充用というようなところの措置で一般会計からの繰入金を減らすということはもちろん可能かと思えます。ただ、そうしますと赤字を発生させるという意味合いになります。だから赤字を発生させるということが健全化法に基づきます連結赤字比率と、こういったものが影響いたします。ですから健全化を図りながらやっていくと、一般会計のできる範囲の中でやっていくということでの今回24年度の予算組みというふうにさせていただいてるところです。以上です。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 後この議論はいっぱいしていきますが、簡単に言えば繰上充用というのは自分たちの給料といえは前借りなんです。前借りをすると、ただそれだけのことなので、簡単に言えば給料の前借り。だからその前借りを次の月でちゃんと清算できれば、それは行政の場合は年間ですけれども、年間でちゃんと埋め合わせすれば何ら問題ないという考え方です。

あと、資料No.17の45ページ、災害復興関連で、ことしの8月まで解体するというんですが、ここの委託先、塩竈市災害復旧連絡協議会というところなんです。この件について、ここに予算が結構な額が、ここだけじゃないと思うんですが、今回解体とかブロックとかそういうので約20億円くらいあるので、その辺、この組織がどういうものなのか、組織関係、教えてください。

○伊勢副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 災害復旧連絡協議会のご質問でございましたので、お答えさせていただきます。

もともとこの組織は、平成20年2月に、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書というものを塩竈市災害防止協力会と塩釜建設協議会、こちらの二つの組織と塩竈市とで協定を結ばせていただいたものでございます。その二つの団体と、いざ災害が起こったときには塩竈市と協力しながら災害復旧をするという協定のもとに、昨年3月11日、大きな災害が起きましたので、その二つの団体が一つとなって塩竈市とともに今まで協定を結んで行ってきたという組織でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

それで、6月13日付でこれがなっている。それで簡単に言えばここに加入している業者さん、何社いるかどうかわかりませんが、聞くところによるとやっぱり震災絡みでいろいろな仕事があると思うんだけど、簡単に言えばちゃんと行政側の指導のもとこの会がうまくいきますようにしていただければなと、こう考えております。その辺の指導もお願いしておきます。

あと、すみません、時間がないので、資料No.12の42ページ、地域主権改革で一括法に係るいわゆる権限移譲についてであります。この件でどなたの委員さんも質問したと思うんですが、いわゆる区画整理関係も塩竈市が市長の命でできるというふうになったというんですが、その辺、いろいろ情報によりますと新浜町関係で市街化が外れる、どうのこうののってひとり歩きしているのもあったんで、その辺、行政側は行政側としてのまちづくり、地域づくり、この塩竈がどういうふうに進むかということも踏まえてそういうふうな判断でしていくのか。それとも地域の要望だけでその辺を外したりするのか、その辺だけお知らせください、考え方。

○伊勢副委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 都市計画の地域区分とかそういった関係の手続になろうかなというふうに思います。

それで、都市計画の手続につきましては、例えば区画整理事業とかいろいろな都市計画関係の事業をやる場合には、その事業主体の方がある程度こういった形で事業をしたいというふうな要請を受けて都市計画の手続を進めるというふうな部分があります。

それから、例えばあと塩竈市の場合、都市計画に市街化区域とか市街化調整区域といったも

のを設定しているわけなんですけれども、そういったもの、あるいは用途地区、そういった部分の変更をする場合には、塩竈市がまずは本当に塩竈市全体のまちづくりをどうするかというふうな部分を踏まえながら、必要な場合に手続を進めるというふうな部分になります。そとあと、都市のマスタープランをつくった上で都市計画の方の見直しをするとか、そういったことになろうかなと思います。

一方で、最近、都市計画の手続に関しては、市民の方々、民間の方々がこういった土地利用したいというふうな部分の要請とか、そういったものを受けて都市計画の変更ができるというふうな緩和されたような手続も出てきております。例えば地区計画等をつくって開発を進めるとか、そういった部分もいろいろな手続が緩和されてきているというふうな状況もございますので、今おっしゃられるように、例えば民間の方々がこういった土地利用をしたいというふうな動きがあれば、その要請を受けて、場合によっては市の方もそういった土地利用がどうなのかという部分をあわせて検討していくようなやり方もあろうかなと思います。

いずれにしてもそういった手続それぞれについて、まずは要するにどういった土地利用をしたいかというふうな、地域の方々の動きとかと、あわせて市としての全体を見据えた上でのまちづくりといった整理も必要になりますので、それらを勘案しながら進めていくというふうなことになるかなと思います。

今現在は市域の地域区分、そういったものについては基本的には宮城県さんの方の事務というふうなことになりますので、いずれ今回権限移譲されて、4月から一部塩竈市としてやれる部分は出てくるかなと思うんですけれども、全部が全部まだ市の方ですべてを決めるというふうなことにはなっていないので、そういった部分をご理解いただきたいなと思います。（「ありがとうございました」の声あり）

○伊勢副委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 私の方からも一般会計について質問をさせていただきます。

資料No.9の1ページ、2ページを使いまして、全体的なことについてまずはお聞きしたいと思います。

今回の予算、約280億円ということで、前年と比較しますと約194億円プラスになっていると。実質はいわゆる震災復興関連が入っていますので、これを抜くと約186億円ぐらいになると。そうすると、全体的にはマイナス3.5%ということでありましてけれども、緊縮予算ということですが、この市税の収入も約10億円ぐらいマイナスになっているわけですが、そんな中、どこ

か削らないといけないというふうになったと思うんですが、この予算組みで苦勞されたところ、どんなところが苦勞されたのか。それでなおかつ、どんなところを削ったのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 一番苦勞するという点は、自主財源が減少するというのが財政運営にとっては非常に厳しいお話になります。その一つとして当然ながら市税と、それから各使用料や手数料という自主財源が減るとというのがやはり一番都市運営にとっては厳しいお話になります。そうしますと、そういった自主財源が減るということは、収入を何かでふやすという面とそれから減らすということを同時に考えなければいけません。

まず、ふやす面としては、今回24年度の地財計画で発表されております震災復興特別交付税というのが6,855億円組まれる予定であります。そうしますと、減収分をそういった交付税で何とか耐えると。ただ、交付税はあくまでも依存財源という形になりますので、どうしても依存財源に頼らざるを得ないというという事態が一つあります。

それからもう一方では、歳出を落とすという面が当然ながら必要になってまいります。ほかの必要な復興事業であります復旧事業、あるいは長総計画の事業というものに市民サービスの低下にならないような、そういった配慮もしなければいけないということでは、今回5%でありました例年5%のマイナスシーリングを10%、2けた台にいたしまして、もちろん各課にはかなり厳しい予算という形にはなっておりますけれども、そこで生み出されます金額として今回何とか約2,700万円ほどを捻出いたしまして、できるだけ多くの事業に充当できるようなそういった歳出の切り詰めというものを行いました。その結果として、特殊要因を除きますと3.5%の緊縮予算という形に何とか仕上げることができた。

ただもう一つは、それでもなおかつ財源的に措置ができないと。できるだけ多くの地方債も発行するという形で組みましたけれども、その部分はどうしても財調とか今ある財源に頼らざるを得なかったという点では非常に厳しい編成であったなというふうに感じております。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうしますと、全体的に歳出をカットしていったという形になるのかなというふうに思いますが、現実にそうすると廃止された事業とかカットされた事業はないのかなと。今の説明を聞きますとそういうふうにとるわけですが、その辺はないわけですか。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、歳出の方は、基本的に内部管理経費というものを圧縮の対象にいたしました。長総の方の事業というのは、23年度を初年度といたしまして2年目という大事な時期だということがありますので、できるだけ市民サービスに影響しないように内部管理経費を削減したという整理にさせていただきます。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そのほかに、これを見て感じるんですが、やはり削るだけでなく戦略的にこの事業は従来の事業でふやしたいところとかあったと思うんですが、実際にその事業で大幅にふやしているところはありませんか。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 総体的にまず必要な事業としまして、もちろん長期総合計画事業のほかに、今回の当初予算から災害復旧事業を多く組みました。それはあくまでも道路橋梁費ということで組みさせていただいておりますので、2ページで言いますと11款の災害復旧費がすごくふえているというのがあります。

それから、災害関連としてどうしても必要な災害廃棄物処理という形となりますので、2ページでいきますと4款の衛生費、増額で76億8,000万円の増額というところになっております。

それからあと、大事なところになりますが、2款で3億4,700万円もふえています。これはどうしても今後必要となります災害の復興事業、それから復旧もそうですが、やはり人手が足りないというところになりますので、中長期の派遣の職員の方、あるいは職員の人件費というものをこの2款の方で組みさせていただいたという状況になります。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

では、細かなところを今度資料12を使いまして、29ページ、30ページですか、塩竈市地域優良賃貸条例の制定について、これはかなりの方がお聞きしたので理解は深まったんですが、ここの中のまず1点は、18歳未満の方が年を経れば年齢が上がっていくわけですがけれども、それはそのまま住めるんだというようなことでしたが、この制定の目的を見ますと、子育て世帯などに対し優良な賃貸住宅を提供しという。この目的からすると18歳ないしは年齢が上がった方がという形になるとこれにそぐわないんじゃないかと私は思うんですよ。そんな点では急に、

19歳になったので出ていけというふうにはいかないと思うので、例えばある程度暫定の、2年ないしは3年の間には出てもらいますよというようなそういう規定を設けて、なおかつ、そしてその出た分については子育て支援に回りたい若い人たちがいるわけですから、そういった人たちが入るといふ、そういう私は手法が必要じゃないかと思うんですが、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○伊勢副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 ただいまの、18歳に対してはそれ以降、何らかの形で退去していただく方策が必要ではないのかというご質問ですけれども、この地域優良賃貸住宅の制度そのものが塩竈に定住していただくということが国の制度上、定められておまして、年齢を過ぎたから退去していただくというような制度になっておりませんので、本来でありましたら18歳以上になって、生産年齢人口に達するわけですから、それ以降に塩竈に住み続けていただいて、塩竈の産業にどんどん力を発揮していただきたいというふうな願いを持っております。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 内容的にはわからないことでもないんですが、やっぱり定住人口をふやそうと、若い子育て世帯に入っていて、少しでも塩竈が若く、そして人口もふえればという手法はわかるし、それを達成するためにはそういったある程度の若返りを図るといいますか、出たり入ったりの循環がうまくいかないとそれは達成できないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、急に検討しなくてもいいので、今後そういったことも検討していただければというふうに私は思います。

それから家賃関係でしたっけ、収入関係でしたっけ、月の所得が15万8,000円から48万7,000円という、共働きの場合は合算するという考え方でよかったと思うんですけれども、そういうふうにはほかの人の質問で聞いていたんですが、例えば若夫婦に対しておじいちゃんが1人いるとかおばあちゃんが1人いるという場合、そのおじいちゃん、おばあちゃんも元気で収入がすごいんだよという人もいないわけでもないと思うんですが、そういうおじいちゃん、おばあちゃんの収入は関係なしでしょうか。

○伊勢副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 世帯すべての方々の収入となりますので、そういったご老人の方の収入も含めた収入ということになります。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。

では次に、資料要求しています資料の17からいきたいと思います。

細々したことになりますけれども、7ページ、平成24年度小中学校修繕予定箇所、これについての資料をいただきましたけれども、この中に杉の入小学校の校舎のトイレ改修工事が入っていますが、市内のトイレの和式と洋式の割合、その辺が大体概略で結構ですからどういうふうになっているのか。

実は大分前になりますけれども、テレビを見ていたら、学校のトイレが和式の場合は利用率が減っていると、ほとんどないという。そしてここで言うのもあれですけども、我慢しておうちに帰っちゃおうと、うちで済ませるといふ。今どっちかといいますと洋式トイレがかなり普及してしまっていて、そういった事態も発生しているというようなことがテレビで報道されていましたが、塩竈市の学校のトイレ関係は約何%ぐらいが洋式なんでしょうか、その辺、お願いします。

○伊勢副委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えします。

市内の各学校のトイレの洋便器の割合ということですけども、各トイレコーナーがあると思いますけれども、男子の方の大便器については各校内に一つずつあると。例えば1階のトイレに入って男子の方に入れば一つずつあるというような形です。それから女子の方につきましては約半分が洋便器という形になっております。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私がお聞きしたかったのは、何%ぐらい、約何割、雰囲気結構ですから。男子の場合は1階の一つはあるという話ですよ。でも全校生徒にすると、1階のフロアに何人いるのかわかりませんが、1個ではまず足りないななんて思うんですが、トイレはあると思うんですよ、男性の方でも和式のやつが、その割合がどうなのかというところをお聞きしたかったなというふうに思います。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育委員会総務課長 詳しいデータは持っていませんけれども、改修していないところというか、そういったところでは、全体大まかに3割ぐらいが洋便器と

いう形になっております。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほど話をさせてもらったとおり、やはり各家庭、洋風に変わっていますので、そういうところが改修の機をとらえてふやしていく必要があるのかなと思いますので、今後ひとつ念頭に入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じ資料の9ページに移らせていただきます。

今度は救急車関係ですか、平成23年度救急概要というやつを使わせていただきますけれども、この中の2番目の事故種別の中に「加害」というところがあるわけですが、そこで12.2というのがあるんですけれども、これはどういったものなのか。

それから、あともう1点ついでに、3の月別救急出場状況がありますね、ここの7月8月が、普通は600とかあれだったんですけれども、4月は震災絡みだと思うんですけれども、この辺になってくると暑さだったのかなと思うんですが、かなり600から超える、500から超えるという域が出てくるわけですが、これは救急車の、忙しかったと思うんですが、支障は出なかったのか。実際の救急の分野から考えると塩竈での台数が足りなかったとか、そういうことは支障を来さなかったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 加害ということで、これは多分自損行為に対してほかから受けた状態だというふうに思います。

それから、7月、8月の出動件数に対して、ほかの月よりも多いので支障が出たかということに関しましては、特に支障が出て救急車で問題になったという話は聞いておりません。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

じゃ、いっぱいあるので14ページに移らせていただきます。

14ページ、15ページになりますね。国保の短期被保険者証……

○伊勢副委員長 鎌田委員、これは特別会計の区分になっていますので。

○鎌田委員 ああ、そうでしたね。

じゃ次が17ページです。技能労務職の配置数という、この一覧表をいただいているわけですが、この月見小学校と第一中学校だけ1人で、あとはみんな1人なんですね。いや、ほ

かが2人で、この2校が2人なんです、この配置数、この2校だけ多い理由は何なのかなという、簡単な話ですけれども。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育委員会総務課長 学校用務員につきましては、男女1人ずつ各学校に配置しておりますが、ここに掲載しているのは正規職員という形で、月見ヶ丘小学校と第一中学校には男女それぞれ正規職員がいるということで、あとほかの学校につきましては、女子用務員につきましては臨時職員で対応しております。以上でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

そうすると、27ページの表に移らせていただきます。

きのう曾我委員さんからもいろいろ質問ありましたけれども、同じような内容になって申しわけないんですけれども、この一覧表を見ますと、まず一部破損に対する助成関係があるんですけれども、7番の多賀城、それから松島、利府町と。それからリフォームに対する助成も見ると12番の大崎、それから加美町ですか、この二つあるわけです。それから住宅の修繕工事に対する助成というのも16の村田町、33の女川町と、こういった幅広く助成されているわけですけれども、この中できのう副市長さんが、県の意見としては使い方としてはなじまないんだという回答がありましたけれども、これは何らかの手法で、多分多賀城やらほかのあれは手だてを使っていろいろやっていると思うんですよね。なぜ塩竈はできないのかと、その辺がちょっと私は腑に落ちないんですが、その辺まず1点お願いします。

○伊勢副委員長 内形副市長。

○内形副市長 きのうご答弁申し上げましたのは復興基金事業で、その基金の使用についてはなじまないというようなお答えを申し上げました。

また、他の市町村につきましては、何らかの財源を手当ていたしまして、一部損壊の方に支援をしていると。

塩竈市としては、それぞれ市長答弁申し上げましたとおり、まずは商品券の交付で、一部損壊、あるいは被害を受けなかった方々も、何らかの今回の災害で断水あるいは停電等々の被害を受けているということで、一部損壊以下の方々につきましては商品券の支援あるいは見舞金で対応させていただくというのが本市の対応でございます。以上であります。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

じゃ、復興基金であればだめだけれども、ほかの何かであればいいということになるんですか。やる気の問題だというふうに解釈をしましたけれども、それではないのかなと。

それからもう一つ、話をまたもう1点にぶり返すようになるわけですがけれども、一部破損については1万円の商品券というのはわかりましたけれども、何度も私は言わせてもらっているわけけれども、一部破損でも、本当に窓ガラス1枚から大きな何百万とかかる被害まであるわけですね。それでも一部破損なわけなので、その金額で対応できないかと、そういう手法、考え方でいけないものかなという。ですから窓1枚に対しても同じような対応してどうのこうのというのは私は思っていないんだけど、ある程度の線引きをしていただいて、何百万以上とかそういった対応をお願いできないかなという話をさせていただいているんですけれども、そういう考え方に対してのご意見があれば。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この部分は市独自のということでお話をさせていただいています。全壊の方について10万円、大規模半壊7万円、半壊5万円という形で市独自の見舞金というふうな形で対処させていただいた。なおかつ全壊、大規模半壊、それから半壊の方々について、国・県の方からも一定程度の助成があるということは重々承知をいたしておりますが、市独自のお見舞金として、今回は一部損壊以下のすべての方々ということで、総額約1億5,000万円の市の独自のお見舞いをさせていただいたということでもあります。

使い道として、その部分を一部損壊だけに集中するという方法も、これはなきにしもあらずだと思いますが、今議員がおっしゃられたように、被害額に応じてということになりますと、例えば大規模半壊の10万円を超えるようなものを塩竈市の独自の見舞いとしたときに、逆に全壊の方との比較をしたときにおかしくならないかという素朴な疑問も出てまいりますよね。ですから、あくまでも今回は独自のお見舞金という形での今までお見舞いをさせていただいた方々の金額に見合うという形でそういう整理をさせていただいたということをご理解いただければと思います。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 概略は理解をするものの、でも全壊・半壊以上、一部損壊でも被害額においてはかなりオーバーするという一部損壊もあるわけですよ、実際、現実にね。そういった人に対しては何もない、先ほどの商品券かわからないけれども、全然被害もなかった人と同じ対等の見舞

金というか、それは何らかの被害があったのかもしれないけれども、電話が通じなかったとか不便したという被害はあるかもしれないけれども、それと同じにするのは余り無理やり、何だろう、無鉄砲というか、そういう気持ちはわかっていただけますよね。僕はそういうふうにとらえるんですが、ぜひとも何かありましたら、そういったことで今後検討願えればなというふうに思います。

次は29ページに移らせていただきます。

今度は職員の関係ですけれども、職員数の推移ですね。この中でちょっと気がついたというか疑問に思ったのは、大したことはないのかもしれませんが、まず、非常勤職員の教育委員会関係の21年から24年、それから平成24年の市長部局については、これも全部かかっているのかもしれませんが、震災絡みなのかなというふうに思いますが、変動が大きいですよ、教育委員会のここの数字が33から112、75と、平成21年から22年の。かなり変動が大きいですけれども、この変動は何なのかなという単純な質問です。

それから、非常勤の次の臨時関係のやつがありますね。その教育委員会もここはかなり変動があるんですけれども、市長部局の平成23年、24年と、この辺の変動は何なのだろうなという。端的な要因はないんだろうけれども、答えを出せるならなというふうに思いまして。

○伊勢副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部長次長兼総務課長 臨時的任用職員とあと非常勤職員、この考え方を22年度中に整理させていただきまして、23年度から任用基準を変えております。

臨時的任用職員につきましては、1年間に限ってのパートさんという扱いになっております。あと非常勤職員に関しましては、労働基準法に基づきまして最長5年までということで、そういうような職種に見合った方は非常勤職員ということで切りかえをさせていただいております。それで臨時的任用職員が大幅に減ったのに反比例いたしまして非常勤職員はふえているというような状況でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、そういう考え方にすると、同じ年度で非常勤と臨時の人たちの合算した数字をプラスすると、これだって変動あるんじゃないかなというふうに、僕は余り足し算・引き算は得意じゃないんですけれども、そういうふうにはまず思うんですがね、そういうふうには当たらないのかなというふうに思います。

それから、次の質問ですけれども、39ページ、工事請負に関する質問をさせていただきます。

昨日、志子田委員も質問されていましたが、その中とはちょっとまた違う視点で質問をしたいんですが、この落札率ですね、70%ちょっとから99.9%まであるわけですが、その中で95%以上、90%いったらほぼ100%に近いわけですが、これがこの中に44個あるんですね、数的にただ数えただけですよ。あと75%以下が二つあると。95%以上がこんなにあるというのが、きのうの回答ではやはり競争見積もりを重ねていくとそういうふうになるということですけれども、ないしは考え方を変えれば一番最初の市で出す金額ですね、競争見積もりの基準になる、それがもうばっちりしているのか、正確な計算がうまいのかどうか、その辺ちょっと、単純な質問で申しわけないんですが。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、積算は基本的に県の労務単価を使った、はっきり言えばほぼ統一的な積算だというふうに財政課では理解しております。特に下水を初めとした道路関係も含めた土木関係は、県の労務単価、それから土木積算のシステムというのがございますので、ほぼ統一した積算になっているかと思えます。

問題は、指名競争入札に付した工事でありますので、先ほども、きのうからもご説明申し上げましたように、落札率が非常に近いというのが1回目ではまず落ちていないというのはほぼ確実だと思いますので、2回目、あるいはぎりぎり3回目くらいまでやったときにだんだん近づいていった結果ではないかなというふうに大まかな部分としては分析しております。大体そういう内容かと思っております。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。そうすると75%以下のやつが二つあるんですねけれども、こういったことについてはどうでしょうか。そうするとこれはなぜ上がらなかったのかという反対の考え方が出てくるわけですが、いかがでしょうか。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 75%程度になりますと、ここの一例で言いますと下水道だったりいたしますし、あと、一般競争でいきますと、こちらも下水道になるかと思えます。主に下水道の特殊な要因があるのか、ちょっと私も今ここではご説明なかなか難しいかなと思いますけれども、結果としてなったとしか今のところはお答えのしようがないのかなというふうに今は思っております。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○**鎌田委員** 下水道やら何やらは、もう地下にあるので掘ってみないとわからないというところがあるので、そういった要因が絡んでいるのかななんて勝手に私は思ったりしますが、次に資料9に戻らせていただきます。

その中の34ページ、ここに事業内訳の中の北方領土関係の業務というところで1万5,000円計上されているんですけども、北方領土ね、塩竈も何かかわり合って予算とっているんだなんて感激をしたんですけども、この事業について簡単に説明いただければと思います。

○**伊勢副委員長** 佐藤総務課長。

○**佐藤市民総務部長次長兼総務課長** 毎年2月に北方領土の日に、県内の市町村持ち回りで北方領土返還の決起集会といたしますか、そういう集会を開いております。そういう集会に参加するための費用と、そのための諸費を、消耗品とかそういう関係の予算をここに計上させていただいております。以上でございます。

○**伊勢副委員長** 鎌田委員。

○**鎌田委員** ありがとうございます。

次に、42ページですが、これは何人かが質問されているので、総合交通体系ですか、約800万円ちょっと予算をとっていただいて、そしてその下の下に仮設住宅交通支援事業で約2,000万円計上されているわけですけども、上はNEWしおナビで、下の仮設住宅関係については、乗り合いタクシーだというのは理解はしているんですけども、こんな金額の予算が必要なのかということでびっくりをしているんですけども、上の総合交通体系については1日3便でしたっけ、4便でしたっけ。便数は1便ではないんですよ。そんな中で800万円と。こっちは乗り合いタクシーのみで2,000万円というのはすごい金額だなと。実際1人で乗っているのか、大体満員状態で乗っていたりしているのか、そういった使用状況についてどうなのかお聞きしたいと思います。

○**伊勢副委員長** 阿部政策課長。

○**阿部市民総務部政策課長** 伊保石の仮設住宅からの往来タクシーについては、伊保石ステーションから発するのが4便、それから本塩竈駅、市立病院、塩竈駅からそれぞれ4便ずつ戻って、全部合わせますと16回のタクシーが走っているというふうな形になります。事業の説明会等で伊保石ステーション等にお邪魔して説明させていただいた折も、私どもの積算上では1人乗ったということではなかなか事業的にもっと高くなってしまいますので、なるべく3人以上乗ってくださいというふうなお話を申し上げているところです。ただ、利用実績といたしましては、例

例えば市立病院から戻ってくるのに3人集まらなくて1人で乗って帰るというふうな実績等もございます。そういったことでこんな形の積算になってございます。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。仮設住宅の方はお困りになっているかと思うんですけども、この総合体系の方にNEWしおナビの方に800万円と、こっちの乗り合いタクシーに2,000万円というのは金額的に「あれな？」とはてなマークが頭の中に浮かぶわけですけども、何かいい方法が、例えば乗り合いタクシーのあれを減らして総合交通体系の方を工夫するとか、そういった案は生み出せないのかなというふうに思うわけですけども、これはいろいろ検討してのことだと思うんですが、今後よく考えていただいて、変更可能なわけですから、その辺は検討を今後していただきたいなというふうに思います。

次に、同じ資料の124ページですが、先ほど菊地委員が質問されているわけですけども、港湾関係のここで助成金が150万円ですか、という思いがあるんですが、市長の施政方針にも出ていますし、現実そうでしたけれども、やはり震災でいち早く魚市場にマグロも揚がり、それからいち早くタンカーも入ってという、塩竈港は天然の良港だというのが本当に世間に認められた事態であったわけですね。

そんな中、この間、何というんですかあの事務所は、仙台塩竈港湾事務所ですか、撤退をされましたけれども、私は港湾に対するこの助成金を見てもわかるんですけども、力の入れようが足りないんじゃないかという、本当は魚やら何やらの関係もありますし、港湾に対しての関係の力の入れよう、これをもっと入れるべきだと思うんですが、それについてのご意見があればお願いしたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のお話につきましては、仙台塩竈港湾事務所の分室といたしますか、厚生部門を担当する職員をたしか4名配置しておりますものが、塩竈の産業振興事務所の2階に設置をされておりました。過日、県の方からご訪問をいただきまして、今回の大震災で県も震災対応に当たる職員数が足りないということで、こういった職員をぜひ活用させてもらいたいという話がありました。

今までの業務内容につきましては、どの岸壁をどの業者がどの期間利用するかという、バース調整と言っておりますが、岸壁使用の調整をするための組織でありましたが、そういったものが仙台港に移した後につきましても利用者の方々にご不便をおかけしないような対応をさせ

ていただきますのでというお話でございましたので、くれぐれも今後とも塩竈港区についてもよろしく願いいたしますということを申し添えさせていただきます、一定程度理解をさせていただいたところであります。

今後とも塩竈港区の港勢発展のためにこういったことが支障にならないように、私も先頭に立って頑張りたいと思っております。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。この港湾事務所の内容を聞けば、力の入れようとはまた違う視点の話だということは理解はするわけですがけれども、どうあれ、やはり塩竈港湾に対する意気込みをもっと増して、やはり活気ある港に私は持っていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、今後ともひとつよろしくをお願いします。

最後になりますが、148ページ、これも何人かが質問されているんですが、塩竈神社の社殿の修理関係ですか、ここで365万円の金額が計上されているわけですがけれども、一般的考え方としてこれが妥当なのか、多いのか少ないのかよくはわからないんですが、これについてはこの算出といえますか、どういった考え方で算出されているのかお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部長兼生涯学習課長 この件につきましては、昨日も田中委員のご質問にお答えいたしました。国の重要文化財であります塩竈神社の修理、これは以前までは少しずつなり改修なんかはしたんですけれども、実質的に本格的に行われるというのが20年ぶりだということで、それが国庫補助事業の対象になったということでございます。

その改修年度につきましては平成24年度から26年度までで、24年度から25年度につきましては塩竈神社の左右宮の拝殿を、平成25年度から26年度につきましては別宮の拝殿を修理する内容になってございます。

そして、今回補助を出すわけなんですけれども、これにつきましては指定文化財が存在する市町村としての貴重な文化財を保護し、継承していくという観点から補助する内容でございます。

それで、今ご質問がありました算出根拠でございます。昨日もお話いたしましたように、3カ年の事業費が2億6,484万円になってございまして、24年度の事業費といたしましては6,484万円でございます。そして6,484万円の55%、これにつきましては国費ということで国が支出いたします。そして事業費6,484万円から国費を差し引いた額の4分の1が県で支出する

という形になってございます。そして県の負担金の2分の1が市で支出するというところでございます。残金については塩竈神社で負担するというので、塩竈神社のご社殿修理に当たりましては国・県・神社、そして塩竈市が貴重な文化財を後世に継承するというような立場で修理していくというような事業内容でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうですか。そこまではきのうはちょっと頭に入っていなかったなというふうに思っています。丸々100%塩竈市から出るとかなというふうに思っています。どっちにしろうといった形を通るにしろ出るとは思いますが、でも今の説明を聞くと、県と市が半額という、半々ということになるのでしょうか。そうするとこの金額の半分は塩竈市から出るといった形で考えていいのかな。これが半額、ああ、そうですか。私は、国庫補助金でやるんだし、やれば問題ないのかもしれないんだけど、いや、何だろうかと、塩竈市にこんなお金、神社に出るとかなという思いがあったんですね。それが多いのか少ないのかよくわからないんですが、よく塩竈神社って塩竈市と協力体系といいますか、塩竈市があるから神社もあるようなもので、市街がね、神社があるから市街もあるという考え方もあるのかもしれないけれども、出す一方で神社からいただくものが余り少ないんじゃないかという、恩恵が、私はそういう思いがあるんですよ、どちらかというね。それは考え方がいろいろあるので別かもしれませんが、例えば私は駐車場を下に置いて、市内を全部、商店街を歩かせて、そして神社に上っていただくと、そういう体系をつくるとか、駐車場を上、かえって観光バスあそこに入って神社を回ったらそのまま松島やら何やらに行っちゃうという今の体系。お金も出しつつそういう体系かなと、ちょっと僕はけちな思いでいるわけですが、やはりそういったお金もある程度出すのであれば口も出すという体制でいかないと、私は共生するためには必要じゃないかなというふうに思うんですが、そういうことも念頭に置いていろいろ動いていただくと、私の意見ですよ、助かるなというふうに思います。

そういうことで自由勝手なことを言わせていただいて、質問を終わらせていただきます。以上です。

○伊勢副委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 じゃ私も質問させていただきます。

No.9と資料の17を使いまして、まず、予算そのものが今回の一般会計では280億1,000万円ということで示されております。そのうち資料として17番の21ページに復旧事業予算の状況とい

うのが出されていて、89億7,758万9,000円が復旧事業に充てる分だということで出ております。したがって一般会計そのもので従来の予算というふうに見れば190億円なんだというようなことで、しかし先ほど来質問がありましたように、3.5%の減で緊縮予算だということで述べられているわけですが、それで復旧事業費についてはいろいろ予算措置、国から県から、そして地方債その他一般財源の内訳も出ていますので、こういった方向で来るというのはわかりました。

問題は、後ろの22ページに復興交付金事業計画の申請内容についてということで出されております。これは前段、我が党の議員も質問していますので省略しますが、ただ、予算措置の関係ですね、これは交付金がこれから3月末あるいは4月初めあたりに決まるであろうというふうに言われているわけでありますが、その予算次第でこういったものは議会の方に臨時議会とかそういう形で示すおつもりになっているのかどうか。この交付金事業の予算措置について、これは今回含まれていませんので、その辺についてお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○伊勢副委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、復興交付金事業の今後の取り扱い、あるいは議会対応をどうするのかというようなご質問でございます。

本市といたしましては1月31日に申請をいたしまして、その内示決定を今待っておるところでございます。昨日の中央紙の1紙で、2日あたりに通達があるようだというような記載がありました。それを受けてきょう議長団の方にはこういった国から通知がありましたら早速議員各位の方に速報としてお知らせしたいというような、そういったような方針はお伝え申し上げております。しかし今お昼になってもまだ来ておりませんので、いずれこちらの方でそういった情報を入手し次第、改めて議員各位の方には早速報告をさせていただきたいと思えます。

なお、この交付金事業の取り扱いでございますが、いずれにしても予算化するためには議会を開催して補正予算を組むということでございますので、23年度の方もございまして、あるいは24年度分もございまして、内示決定をされましたら議会と相談をいたしながら補正の組み方につきましてご説明申し上げたいと思えます。

なお、前段、臨時会を開く前に、当局といたしましては全員協議会等を議会の方にお問い合わせ申し上げまして、塩竈市で申請をいたしました事業等の決定等につきましてつぶさにご報告しながら予算措置につなげてまいりたいと思っております。以上であります。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 はい、わかりました。交付金事業についてはぜひそういった方向で。とても早目に決まりそうでよかったですね、それは。そういうことで、これからさらに忙しくなってくるであろうというふうに思いますが、ぜひいろいろ頑張っていただきたいというふうに思います。

それで、具体的に質問に入りたいわけですが、最初にNo.9の教育委員会の方でお願いしたいと思います。

136ページのところに塩竈市給食運営プラン策定推進事業10万9,000円と。金額的には非常に少ないんですが10万9,000円計上されていますが、この内容についてまずお聞かせください。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、学識経験者に入っていたかどうかという考えでおりますので、その方への謝金及びプランをつくったときの印刷製本費、それから事務関係の役務費、そのような内容になっております。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 この給食運営プラン策定推進事業というのはどういうことを目指したもので、これから学識経験者とかに入っていてやってやる事業なんですか。具体的にどういうことをやろうとしているんでしょうか。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 現在、自校方式で継続してやっておりますけれども、給食施設が大変老朽化していたり、調理員が退職した後、不補充といった方針の中でこれまでの自校方式の見直しが急務になっているという中で、今後、センター化も視野に入れてどうか、前の一般質問でも市長からお答えしていますけれども、28年度以降はセンターも考えてやっていきたいということですから、それまでのつなぎの部分やセンターのプラン立てにつましても考えていきたいと思っております。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 これはいつぐらいまで出すべきと考えておられますか、この策定推進事業としては。その時期、お願いします。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 24年度中に策定したいと思っております。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 今、自校式での問題、建物の関係、あるいは働いている給食調理員の不補充の問題が出て、給食の自校式が堅持できるかどうかというところに来ているということだと思うんですね。そういう意味では前段、塩竈市学校給食のあり方懇話会というのがおととしから去年にかけてまとめられているわけですが、その中ではどういう内容だったのでしょうか。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 あり方懇話会の内容は、昨年の6月の総務教育常任委員会の中でも報告しておりますが、大きく3点ございます。本市で取り組んでいるふるさと給食を通して、子供たちに地元の食材や食文化を伝えていただきたいという点。それから学校前に必要とする敷地面積の確保や財源等の課題解決も踏まえながら、塩竈にとって現実にはどのような方式がベストなのか慎重に検討していただきたいということ。そして三つ目としては、施設改修に当たっては20年先を見越しながら、塩竈市の独創性を持った先進的な施設をつくっていただきたいというような、大きく分けますとそういう3点について答申がございました。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味では答申、学校給食あり方懇の中でも建物を非常に心配してやっているというのが出ているわけですが、かといってセンター方式ですよとかそういう言い方ではないというふうに思うわけなんですね。

そこで私は、教育委員会として、学校給食そのものが実際に子供たちの食育教育とか、さらには塩竈で育つ子供たちを学校給食を通してどういうふうにかかわっていくかということは非常に重要なものです。昭和22年に学校給食が始まって以来、今日までずっと塩竈では自校式を堅持してやってきたというのがあるわけですが、そういう点で教育委員会としてはどういふような方法がベターだというふうに思っているのでしょうか。これは教育長にお聞きしたいんですよ。市長は市長の方ですから、教育委員会としてどういふふうにお考えになっているかということをごぜひお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 小倉教育長。

○小倉教育委員会教育長 現在、自校給食につきましては、先ほど担当課長からお話ししましたけれども、私の方としましてはやはり今の施設の問題とか人員の問題からいったらある程度検

討せざるを得ない部分がありますので、この時点で自校がいいかセンターがいいかということは、これはまだ教育委員会としても煮詰めている段階で、そのために今度策定委員会等を開いてご意見をいただくということですので、よろしくをお願いします。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 やっぱり教育委員会というのは市の部局からは独立したものだと思うんですね。ですから私は、教育委員会のトップであります教育長に今の考え方をお聞きしたわけです。

そういう点で、市長が一般質問やそのほかのところでもお話しなさっていたかもしれないんですが、起債が楽になるというか、そういう点で28年以降ならセンター方式を考えるようなお話をやっているということはいささか勇み足でないかというふうに思うんですね。教育委員会が、きちんと決まって、そういう方向を示されて、それで教育委員会で決めるに当たって十分にそれに父兄の意見というのが出てくると思うんですね。そういう点で市長はどういう観点でそういう答弁をなさっているのか、今でもその真意は変わらないのか、お聞きしておきたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このことについては、今までもさまざまな機会にさまざまな議論がされてきているわけでありまして。これは小野議員もその議論の中にご参加をされているわけでありまして、塩竈市としては将来はセンター方式というのを見据えた形で進ませていただきたいと。ただ、一足飛びにそこまで行けないという事情はさまざまございます。それらの事情についても私としてはご説明をさせていただいてきていると思いますが、まずは自校方式から、例えば市内の小中学校あるいは小学校同士で親子方式という形で緩やかに給食の方式を変えさせていただくという一環で、玉川小学校と第二小学校を親子方式ということで、一本化するについても議会の方にご説明してご了解をいただいているわけでありまして。その後は委託方式という形に恐らくなっていくのだろうというふうに私はご説明をさせていただいておりますし、その行き着く先といたしますか、最終的な目標はやはりセンター方式ではないかということをご説明させていただいております。それは今置かれた環境の中で、例えばすべての小中学校の学校給食の方式をドライ方式でありますとか、今要請されております安全管理・品質管理・衛生管理と一体のものを個別にやっていくというもう限界に来ているのではないかと。むしろ児童生徒に安心して安全に食べていただけるような給食を塩竈市としてご提供させていただくためには、センター方式が望ましいのではないかとこのことを折に触れて議会でもご議論いただきました。一足飛

びにということではないということについては繰り返し申し上げさせていただいておりますし、今後もその途中経過については折に触れてご報告をさせていただきたいと思っておりますし、教育委員会の皆様方にも本市としての考え方についてはご説明をさせていただいてきたものと理解をいたしているところでございますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 市長はそういう考え方だということで、何度か述べられていたとは思いますがけれども、ただ、給食そのものは、これはセンターにするかどうかというのは財政上の問題だけです、問題は。いやいや、市民に説明してきたとか議会に説明してきたというのはあるでしょうけれども、センター方式をとらざるを得ないと思っているのは、やっぱり大きくは財政上の問題になるのではないかというふうに思うんですね。

そういう点で私は今回の、今市長も言われたように、十分時間がありますからどういう方法なのか、その間、教育長もお話しなさっていたように、課長かな、いろいろ修理しなくてはならないところは修理しなくてはならないというのは当然あるでしょうし、人の配置もあるでしょう。そういう意味で、私は24年度で学識経験者を入れてそういうものをつくっていくというときに、ちょっとまた見えないんですけれども、学識経験者だけなのか、それともいや、こういう構成を、あり方懇はあり方懇でありましたけれども、どういう方法でその検討会議、推進委員会の会議を持とうとしているのかお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のお言葉の中で、財政的な理由だけということでありましたが、私は安心・安全とかさまざまな視点間で、当然のことではありますが、我々は限りある資源であります。そういったものをいかに有効に活用して、より多くの児童生徒の皆様方に、おいしい、安心して、安全にというものを提供させていただけるという視点からすると、やはりセンター方式であるべきでないかということをご答弁申し上げさせていただいたつもりではありますが、もし財政的な理由ということだけで受けとめられますと私の本意と反することになりますので、あえてこのような発言をさせていただきます。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 市長仰されましたけれども、財政だけの問題ではなくて、面積的なものもございます。敷地面積に対してハサップ形式の文科省の基準に合う給食施設が建てられるかということ、今の現状では、各学校、敷地面積が足りない状況でございます。

す。

そういったことで、いろいろあり方懇話会では議論され、そして県内の給食センターなども見学されております。

そういった中で、先ほどどういったメンバーをとということでしたけれども、懇話会での人選は大変うまくいったのかなと思っておりますけれども、例えば食材を仕入れる業者であったり、それから学校のPTA関係者とか栄養士とかさまざまな分野から、大学教授も入れて懇話会も実施しております。今回も各分野からいろいろ人選をして検討委員会を開催していきたいと思っております。以上でございます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう点で、ぜひそういう中には父兄の方々も入れていただいて対応してもらおうということを希望しておきたいというふうに思います。

財政上の問題というのは、結果的には一般質問の中で市長は20億円はかかるだろうというお話をしていました。

塩竈の学校給食は本当にいろいろ力を入れて今日まで来たわけですね。前になりますが、昭和50年代の教育長をやっていた杉山教育長が、自校方式は塩竈で何とか堅持したいというお話をなさったことが私の頭の中にいつまでも残っております。それはなぜかというと、食をつくる場所を通して、あるいは子供たちが直接触れることによって違って来るんですね。運ばれてきたものを食べるというのはまた違って来るというのがありますので、もちろん安全、そしてハサップを含めて、衛生上の問題も含めて、そして食の推進上を含めていろいろ検討しなくてはならないというのがあります。私はそういう点を踏まえてこの推進事業がどういうふうに進められていくか見守っていききたいというふうには思います。そういう点で、ぜひやはり子供たちの食育あるいは子供たちの教育を念頭に置いた取り組みにしていきたいということを強く述べておきたいというふうに思います。

それでは次に入りますが、せっかくですので、資料に基づきまして、教育委員会の方ですね、No.17の資料を出していただきました。先ほどもありましたけれども、小中学校の修繕箇所関係とか、17の7ページです、小中学校の工事箇所が出されております。もちろんこれは災害復旧とは別枠で、災害復旧は災害復旧で工事されているというふうに思いますが、そういう点で、今回通常の前算の組み方と何ぼか違ったのかな、どうなのかなということを心配するわけですが、学校から出されている要望の中でどれくらい、先ほどじゃないけれども、何%くらい、そ

それぞれのところが今回見られているのか、その辺わかりましたらお知らせください。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校からはさまざま要望は出されておりますが、やはり教育委員会としては優先順位をつけて、まず先にしなければならないものを掲載させていただいております。

また、下の工事関係につきましては起債事業という形でかなり大きな工事になりますので、この中では全部ができるかとは限りませんが、優先順位を決めて進めていきたいと考えております。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そこで私も杉小のトイレ関係でお聞きしたいんですが、この間、杉小のトイレ改修工事は時間がかかっていますけれども、洋式トイレを含めていろいろ改善措置がされてきていると思います。そういう点で、今回のこの予算で西校舎の方が全部終わるのか、それとも西校舎の何%ぐらいまでがいくのか、その辺お聞きしておきます。

○伊勢副委員長 会澤教育委員会教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 杉の入小学校の西校舎1階部分は終わっていますが、24年度は2階、3階、4階と全部やっしまおうと考えております。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。そういう点では、いろいろ予算の状況を見ながら、各学校が子供たちがそれこそ安心・安全で授業を受けられるような取り組みをご一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

その次に、資料No.17をそのまま使わせていただきまして、9ページの救急医療の資料をいただきました。本当に23年度は特に震災があったというのがありますから、それで救急の搬送件数がふえていたというのもあるわけですね、1,232件ふえているということです。しかもその中で急病が965件ということで、非常に急病の方がふえているというのが出ていますし、3月は特に震災が多かったからということで月別の状況が出されております。

次ページの10ページを見ますと、そういう中でどの年代がという点では老人がやっぱり多かったですね、735件、成人が416件ということでこういう数字が示されております。そして5番目に重症が121人ですね、それから中等症が193、軽症が716ということで出ております。そういう点で軽症の問題で、もちろん今回この中には日中の分野、夜間の分野とかという時間帯の

が出していただかなかったものですから、ちゃんと皆さんと一致して見るということとはできないんですが、何を問題にしたいかという、夜間の第1次診療ですが、一般質問の中でも、これは市長の方でもとにかく24年度からいろいろ関係する広域的に協議していきたいというふうなお話をいただきました。第1次診療がないというのはこの塩釜地区だけというのは再三再四述べさせていただいておりますが、何とかそれこそ塩竈市の音頭とりでぜひとも早い時期に第1次診療が休日急患センターで対応できるようになることを願っておるわけですけれども、予算委員会でも改めて聞くまでもないんですが、市長の決意のほどをお聞きしておきたいと。これに関していかにと。

というのは、軽症716人の方が2次医療病院に行くわけですよ。ですからそれが第1次で診ていただいたら、2次医療機関というのはもっといろいろ手厚く、それこそたらい回しとよく言われる、病院お断りがないというような状態が少なくなるというふうに思います。もちろん自家用車で直接病院に行く人たちも多いわけですけれども、そういう点で改めてお聞きしておきます。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 既に施政方針の方でお答えをいたしておりますので、同じ回答とさせていただきます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ひとつよろしく願いいたします。

改めてこの数字を見て、私はそういう気持ちを強く持っていたきたいということをお話し申し上げていますので、そういう点できちんと対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の20ページにいきますが、特別養護老人ホームの待機者の数を報告していただきました。この数字を見ますと、塩竈の関係で言えば清楽苑とウィズ月見ヶ丘でどれくらいの待機者がいるかという点で、待機者が合わせると実数では24年が247人というふうになっていますね。実際には286名だけれども、重複している人が39名いるので247名だと言っております。その中で、要介護3以上の在宅者で待機している人が46名だと。要介護が3以上の在宅者が46人いるということですね。そういう意味で市長は再三、待機者は80何名だとかとよく言っていたと思いますけれども、それはどういう数字なんでしょうか、改めてお聞きします。

○伊勢副委員長 まず、赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 こちらの資料につきましては、市内の特別養護老人ホームの入

所待機者数ということで、実人数247となっていて、要介護度3以上の方の在宅者の方46名おられると。

あと88名という話がちょっとございましたが、それは宮城県で昨年7月に宮城県として実施しております全県下の部分での待機者数の中で、塩竈市の要介護3以上の方の待機者が88名おられるということでございます。

○伊勢副委員長 すみません、小野委員、特別会計の方に入っちゃいますので。

○小野（絹）委員 わかりました。そうでした。特別会計のところで引き続きさせていただくというふうにしたいと思います。

それでは、同じ資料の28ページですが、これはケースワーカーの職員の数が出されております。生活保護受給世帯に対してケースワーカーが塩竈は8人ということで、23年度はですね。ケースワーカー1人当たりの平均世帯数が74というふうに出ています。これは24年度の見通しはどうかということと、県平均でどうかということだけお聞きしておきます。

○伊勢副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 23年度は震災の影響もありましてこういった数字になっておりますけれども、24年度におきましてはやっぱり22年度ベースの数字じゃないかなと考えてございます。

県平均については調べていない状況でございます。申しわけございません。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 受給世帯数が24年度でふえるということの中で、問題はケースワーカーの職員1人当たりの世帯数がこれでいいのかということが一つ心配しているというところなんです。訪問しなければならぬでしょうし、事務処理もあるでしょうし、そういう点で、資料がないということですから、ぜひ平均並みにはしていただきたいと。去年は何ぼかふえてはなかったんですか、ケースワーカーの数は。これを見るとふえていないようですが。

○伊勢副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ケースワーカー数につきましては社会福祉法で一定の基準が決まっております、1人当たりの担当世帯数の基準が80世帯となっております。

本市におきましては生活保護世帯の方が増加傾向ございまして、21年度に7名から8名にふやして対応させていただいているところでございます。

24年度におきましては、先ほど申しましたけれども、それ以内にはおさまるところと考えているところでございます。以上です。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 はい、わかりました。

それでは、前のページに戻らせていただいて、No.17の1ページから。

ここでは条例定数と23年度の配置数と24年度の配置見込み数とが出されています。端的にお聞きしたいんですが、24年度での定数は677名に改正案として出されています。20年度の右側にあります定員管理フレームの適正化では640ですが、条例改正で677に今されているわけですね。そうしますと差が、条例定数が677人で現在職員は648名だと、あと29名が余裕があるよということのようではありますが、そこでお聞きしたいのは、一つは定員適正化の640名というのは見直しをするということに、何度かそういうお話をされていたと思いますが、見直しをするということが1点ですね。

それからもう1点は、29名の余裕がある分について、再任制とかあるいはほかからの応援とかというお話もあったようですけれども、定数条例の中での考え方としてどういうふうに考えていけばいいのかをお知らせください。

○伊勢副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず1点目、定員管理フレームの見直しの点ということですので、お答え申し上げます。

24年度の、今のお話しにありましたDの欄、合計648名、そして定員管理フレームの方は640名ということで、もう既に計画を上回った状態になっております。したがってこの辺、市長のご答弁これまでもございますように、3年から5年程度現在の定員管理フレームを凍結せざるを得ないと、あくまでも復興にまず尽力を注いでいくということでもありますので、この辺は今ほどお話しにありましたように定員管理フレームをふやす方向でどうしても見直しをせざるを得ないというのが1点ございます。

それから、2点目にございました29名、CマイナスDのこの差というのは、あくまでも条例定数というのはやはり震災等も含めて、それから突発的に考えられるものとしては例えば選挙事務とかいろいろございます。ある程度のゆとりというのはどうしても必要になってまいりますので、そのゆとりとしては29名ほどを持っているということです。

ただ、このゆとりにつきましては23年度と比較しますと3名減少しているという状況にあり

ますが、全体としては大体5%程度ゆとりを見ているというふうな状況にしてございます。

なお、一般会計の方につきましては3名という形ですが、一般会計は定数の約1%程度のゆとりは持たせていこうというふうな考えでございます。以上です。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

それで今、職員の健康状態といいますか、病気でお休みになっている方、あるいは療養中の方、ケアの必要な方とかいろいろあるだろうと思いますが、職員の今の状況についておわかりでしたらお知らせいただければと思います。

○伊勢副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部長次長兼総務課長 30日以上長期の休暇者ということで答えさせていただきたいと思います。

2月20日現在で、30日以上休暇で休んでいる方が21名いらっしゃいます。そのうち精神的な病気でお休みの方が9名という状況でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 今、数字言われたとおりでありますね。そういう点で、やはり職員の皆さんに対してのケア、あるいは仕事量が多過ぎるのかどうか、その辺の分析等なんかも今ちょっと余り時間がないのであれですが、ぜひ担当課の方ではそういった対応の仕方をきちんとやってほしいというふうに思います。

それから、30日以上というのはもっと長く、どれくらいかわからないですが、お休みになっている方も含めてですけれども、仕事があいたその分について補充はされているのでしょうか。要するにそこにいる人たちのところに仕事はどういうふうに行っているのか、その辺だけ。先ほど育児休暇のときは、現場ですからきちんと人の対応をするというのはお聞きしたわけですが、どうなのでしょう。

○伊勢副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部長次長兼総務課長 病気休暇者につきましても、原則、1カ月程度お休みということが見込まれた時点で、臨時的任用の職員とかで対応させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 2ページを開いてもらうとわかるんですが、これ、毎年私ども要求してい

るんですけども、職員の年齢構成について出されております。そういう点で何度も申し上げてきているんですけども、やっぱり若手が少ないということですね。そういう点で意識的に市の方で職員を新規採用していくという状態を時にはやる、時にはやらないというんじゃなくて、恒常的にやっていくということが重要なことだと思うんですね。それが市役所そのもの、市民に向けた行政を進めていく上で、それこそ絶え間なくきちんとつながっていくのではないかとこのように思うんですが、その辺について、この表を見ながらお考えがありましたら、職員の採用含めてどなたかでもお答えいただきたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部長次長兼総務課長 原則論で申し上げたいと思います。

業務、市役所の仕事の連続性ということを考えれば、やはり各年齢層が平均的な人数がいるというのが理想だとは思いますが。ただ、その時々々の経済状況とかそういうものにある程度左右されまして、毎年採用できるという状況でもございませんけれども、理想としては、今申し上げましたように、なるべく各年齢層が均等でおられるような採用を心がけていきたいと思えます。以上でございます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ぜひそういった努力をお願いしたいというふうに思います。これはそのときだけがよければいいという状況じゃなくて、やっぱりつないでいくという点でぜひ、大変ですけども、研究もしながらやっていただきたいと思えます。

それでは、次に3ページの保育所の関係ですが、改めて保育所の入所状況を見させていただきました。資料を取り寄せさせていただきました、ありがとうございました。

これを見ますと、23年度と24年度の2月1日現在でどれくらいかということ、定数も25名ふえていますから、731名と699名で25名ふえているんですね。合うようにできています、それは。

それで問題は、次の24年度の申し込みと現在がどうなのかということが4ページに出ております。これを見ますと全体的には23年2月、現在ですね、現在747名の子供さんたちがいます。定数は715名なんですね。玉川が15名ふえても、そしてひまわりが10名ふえても715名に対して747名です。ですから当然あゆみなどは90名に対して100名とか、清水沢も90名に対して101名とか、そういうことで定員オーバーしているところがあるんですけども、もちろん何%はいいですよと言われてそうやっているというふうに思うんですけども、要はそれで今回の1月31日の現在を見ますと、前段は申し込みの件です。申し込みです。それで下が746名というのが現在

の入所している状況です。そこで例えば藤倉が90名に対して今度は113名だということで、未満児の枠をたしか3人ふやしたというのがありましたね。それでそういう保育所のあり方でいいのかという感じがするんですが、例えば新浜保育所も、これは引き続き40名台で入所希望がされております。心配されていた問題もなくなってきたというふうに思います。

そういう点で、保育所といえば問題は未満児なんですよ。ゼロ歳児が少ない、そして1歳児、2歳児の枠が足りないということです。お母さんたちは子供を預けて働きたいというのがあるわけですから、未満児の枠をどういうふうにふやすかということです。そういう点では東部保育所、あるいは藤倉保育所に未満児の枠を、しかもゼロ歳児を新浜です。ゼロ歳児をふやしていけるような取り組みをする必要があるんでないかと、この表を見てそう思うんですが、その考えはあるのかなのか、検討してきているのかお聞かせください。

○伊勢副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 4ページの申し込み状況について若干説明させていただきます。

下の表、平成24年の1月末現在のこの申し込み状況は要するに第1次希望で集計しておりますので、これ以後、第2希望も含めていろいろ調整させていただいております。

746名の1月時点で申し込みございますけれども、途中入所あるいは取り下げ等ございまして、例年ですと30件ほどございます。ことしもそのくらいの一応切りかえ者がいまして、今現在715名から720名の4月1日での申し込みというか、入所状況になるのではないかというような形で考えております。

また、ゼロ歳児の受け入れ枠の拡大につきましては、昨年から今年度にかけて藤倉保育所でゼロ歳児の一応部屋の改修なんかを行って受け入れ枠増加の改修を行っております。そういった部分では、施設的には結構対応できている面がございますが、あと我々の今の問題としてはそれに見合う、特に年度途中も含めてゼロ歳児の申し込みが多いような状況でございますので、年度途中の保育士の確保も含めてゼロ歳児、あるいは未満児全体の受け入れ枠の拡大を図りながら待機児童ゼロを目指していきたいと考えております。以上でございます。

○伊勢副委員長 小野委員。

○小野(絹)委員 時間も本当になくなりました。

5ページをお願いしたいんですが、これは公立保育所職員の年齢構成について、今、臨時職員を採用していくようでありましたけれども、これを見ても正職員と臨時的任用職員、これが

正職員62%、臨時職員32%、非常勤職員が5.8%というようなことで、きちんと長く勤めている臨時職員の方、非常勤職員の方が一定分働いたらやっぱり正職員になれるという状態をつくらなければならないということを強く申し上げたいと思います。ベルが鳴りましたけれども、一言ありましたら。

○伊勢副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

香取嗣雄委員。

○香取委員 長時間にわたりましたの今までのご質問、ご答弁、本当に職員におかれましても議員の皆さんにも大変お疲れのことと思いますけれども、私からも簡単にお聞きしたいことがございますので、聞かせていただきたいと思います。

それでは、最初に資料No.12番の55ページ、総務費であります。この総務費のところに安心・安全ロード整備事業500万円、それとLED防犯灯整備事業200万円、これが予算化されておりますけれども、この安全・安心ロード整備事業につきましては、今まで整備していただいたところもあるわけがございますけれども、従来どおりの考え方でおってよろしいのかお聞きいたします。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 お答えします。

安全・安心ロードにつきましては、21年から5年の予定で事業を予定しておりまして、本年度は大体50灯くらい、それで市内の防犯協会から、東西南北、浦戸とあるんですけれども、路線を選定していただきまして、その選定した路線に防犯灯を設置していくということでございます。

それから、寄贈を受けたLEDの防犯灯について、これも市内の路線を選定していただきま

して、23年度は沿岸部を中心に設置いたしましたが、24年度については同じように防犯協会から路線を選定いただきまして、大体100灯ぐらいの設置を予定してございます。以上です。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 どうもありがとうございます。

LED防犯灯整備事業でございますけれども、これは設置料も含めての100灯と考えてよろしいんですか。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 LEDにつきましては、寄附を受けた器具がございますので、それを予定してございます。

それから、500万円の工事については、取り付け費とそれから器具を合わせた金額で予定してございます。以上です。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 LEDは何回も耳にして大体理解しておりますけれども、今回、安全・安心ロードには、LEDじゃなく別の器具を使うように聞いておりますけれども、これはどういう器具を使うんでしょうか。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 安全・安心ロードにつきましては、今までもそうなんですけれども、エバーライトというタイプで、LEDよりは照度が高い装置でございまして、器具の値段もLEDと比較しますと比較的高いということでございます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 どうもありがとうございました。そうするとエバーライトの方が明るいということですね。電気料なんかはどうですか。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 電気料につきましては、LEDと比較しますとエバーライトの方は幾らか使用効率は高いというか、LEDの方が効率が低いということで、値段はエバーライトの方が高目ということでございます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 はい、どうも。

それでは、関連して資料No.9番、46ページをお願いいたします。

46ページに防犯灯維持管理助成金841万3,000円とあります。これは各町内会における防犯灯に対する電気料の補助金と考えますけれども、これでよろしいんですか。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 市内に大体4,500を超える防犯灯がございまして、町内会が2分の1、市が2分の1ということで、この金額については市が2分の1助成するものでございます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 どうもありがとうございました。

それからその下、防犯灯設置助成金5万4,000円、この中身はどのような内容だかお聞かせいただきます。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 24年度につきましては6棟予定しておりまして、これも防犯協会の方から要望いただいたものについて1棟当たり9,000円の取り付け費を予定してございます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 課長、防犯協会からいただいたと言うんですけれども、いただく方が我々防犯協会、この6灯というのはどこからいただく。今、協会から6灯いただいたというお話ですけれども。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 設置の要請があった分の追加で取りつける分でございます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 要請あったところの分ということですが、各町内会では大分要請あるんですけども、この6灯、5万4,000円でどんなものなんですか。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 申しわけないです。説明書を確認して後でお答えしたいと思います。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 じゃ後でも結構でございますので、お願いをいたします。

それで、防犯灯の維持管理助成金841万3,000円の今、市役所で半分、町内会で半分と、こういうことでしたね。それで、この800万円以上の電気料を市内の各町内会で負担しておるわけでございます。

ここでお願いというか、こういう事情を訴えておきたいなと思うんですけども、震災によりまして大きな被害を受けた地区がございます。これは港町地区でございますけれども、ある町内会、A町内会と言っておきますけれども、今まで倉庫やら事務所やら居宅やら、全部含めまして41灯の防犯灯を設置しておったと。これが80世帯あったのが、あのおり大震災の津波によりまして20世帯しか今住んでおりません。そのA町内会では電気料を16万円から17万円くらいの年間負担をしておったということでございます。80世帯から20世帯に減ってしましまして、負担する電気料の捻出が困難だというA町内会の事情でございました。それからまた、B町内会、これも同じでございまして、56世帯あった道路が24世帯に減ってしまわれまして、これもまた電気の負担金、これは32灯分ですけれども、修繕、維持管理費を含めて17万円くらいかかっていると。これも非常に苦慮しておるところの町内会がございます。こういったことに対しまして何か助成、補助、そういうところをお考えがあるかないか。ややもすれば町内会が本当に存続しかねるような状況でございますので、そのところの分を応分に考えていただきながら何か助成、それから補助があればお願いしたいなと、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 沿岸部で津波を受けた町内会については、今委員おっしゃるようになかなか被害を受けておって、町内会自体がなかなか成り立たないというお話も聞いております。何らかの支援策がないか、今後検討させていただきたいと思います。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 よろしくお願いをするわけですけれども、何らかの検討策、本当にいい方向で検討していただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、No.12に戻りまして、56ページ、災害廃棄物処理事業についてでありますけれども、先ほども先輩議員の方の質問に対しまして課長さんお答えになっておったわけでございますけれども、申請受理件数が2,009件、解体完了件数が1,348件、進捗率の67%と、現在こうなっておるわけですけれども、24年度8月末までと先ほどもお聞きしましたけれども、これはあと8月までの残された数カ月で、残りの解体廃棄物の処理が難しいのではないかなと私は個人的に思

うんですけれども、課長の考え方、あとそれから、ここには鉄筋コンクリートの建物を中心に解体に要する工期がかかるということになってはいますけれども、木造住宅と鉄筋コンクリートの建物、これはどういう比率になっておるものなのか。それから8月末日までに完了という目標は一般木造住宅にも同じく適用されるのかお伺いをいたします。

○阿部委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 8月末までの家屋、危険建物等の解体というスケジュールでござい
ますが、これに関しましては対象となる棟数は我々としては166棟というふうに見ております。
これは毎月、災害復旧連絡協議会と定期的な協議をしておりますけれども、何とか8月末まで
であれば解体をし終えることができるであろうというふうに今話し合われておるところでござ
います。

なお、木造とコンクリートの比率の違いという、どちらが何棟かということに関しましては、
すみません、今、資料を確認させていただきますので、後ほどわかりましたら答弁をさせてい
たいただきます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 じゃ後ほどでも結構ですので、お願いをいたします。

それから、同じNo.12の61ページ、水産加工業活性化支援事業についてというところござい
ますけれども、私からは昨日、志賀委員の質問への答弁で結構なわけですけれども、水産関係
の食品衛生や放射線測定等支援費、水産業及び関連産業の振興を図るということでございます
ので、ぜひ、大切なことでもありますので、よろしく願いをします。

私からは、建設土木工事の場合、どのように考えておるかということでお聞きをいたします。

放射線測定等とここには記載されていますけれども、食品衛生管理や放射線測定等を支援し
と。これは建設土木に関しては部長、どのように考えておりますか、お聞きいたします。

○阿部委員長 金子建設部長。

○金子建設部長 多分委員、気にされているのは、例えば下水道の汚泥とかそういった部分の放
射能の測定のことも含めてかと思いますが、現在我々の方で独自でまだそこまでの対応につ
いては実施してございません。

それから、前に新聞でよく話題になっていました要するに骨材の放射能の測定でございま
すが、あれにつきましても我々としては独自には測定はしてございません。

なお、情報を集めながら、わかり次第、また別な機会になるかと思いますが、ご報告をさせ

ていただきたいと、このように考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 今、私が聞いたのはどっちかという骨材の関係なんです。やはり今、部長言うように、碎石に放射線が云々とか、それから二本松のマンション問題等々がマスコミで騒がれておりました。

と同時に、私ごとで大変申しわけないんですけども、今うちで手がけております現場の生コンクリートを打設するときに搬入したコンクリートミキサー車から出る生コンクリートも放射能の測定を既に義務づけられております。それで、その測定値をはかっているところも結局写真提出、その測定値の目盛り、何ミリとかいろいろなのがありますよね、そういったのも今提出をさせられている現場なんですけれども、そういったことももう既に始まっていますので、部長の考えですと、今から考えてどうのこうのというような答弁なんですけれども、そういったことをどのようにお考えになるか。

○阿部委員長 金子建設部長。

○金子建設部長 大変勉強不足で申しわけございません。今うちの方でやっている工事につきましてはそういった指導がまだ来ていないかと思っていましたので、また再度確認をさせていただきたいと思います。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 いや、確認よりも、やはりほかの現場ではそういうこともやっているんだから、市としては確認じゃなくそのようにやる方向で考えると何かとちょっと前向きな答弁をもらわなければ、何か納得、私はできないんですけども、どうなんですか。

○阿部委員長 金子建設部長。

○金子建設部長 放射能測定の部分について早速（「前向きに」の声あり）前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 どうぞよろしく願いをいたします。

それから、資料No.9の102ページ、農業振興費で松くい虫立木駆除委託料、これが742万4,000円が計上されておりますけれども、この中身、内容を教えていただきたいと思うんですけれども。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** こちらは松島区域ということで、寒風沢等、島を含めまして伐倒駆除というものを大体90万円ほど、それから樹幹注入ということで、今ですと薬効が5年くらいのものでありますが、そういったものを大体230万円ぐらい。それとあと、松くい虫の防除のための薬剤の散布、地上散布というものを150万円ぐらいと。それ以外については個々の伐倒を気づいたたびにそういったものをやるための経費ということで確保した予算でございます。以上です。

○**阿部委員長** 香取委員。

○**香取委員** これは742万円、大体去年もこのくらいでしたよね。それで、ことしはあの津波でもって島の松がかなりダメージを受けているというか、なくなっているのもいっぱいあると思うんですよ。去年の松の本数を数えておるかと思いますが、あそこは名勝地域ですから、その数と、ことしこの700万円をかけて駆除する松の数は、一体計算しておつての予算計上なんだか。それとも津波によって大体半分くらいは松が私はなくなっていると思うんです。そういうところを見ているの予算計上かどうかをちょっとお聞きしたいなど。

○**阿部委員長** 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** こちらは毎年、翌年度にどのくらいの樹幹注入なり伐採をすべきかということで一応調査の方はさせていただいておまして、それに基づいて、実は毎年どうしても予算がどこにも足りないぐらいの予算でやっていたことがありましたので、ことしは去年と比べての予算でいけばほぼ同じくらいの額であります。まず確かに樹木の数は全体としては減っているかと思うんですが、この金額でもやる箇所としては十分でございます。

○**阿部委員長** 香取委員。

○**香取委員** はい、どうもありがとうございました。

それで、その下に船舶借上料がありますよね。松くい虫立木駆除委託料の下に2万7,000円。これは船を借りるんだろけれども、700万円くらいの仕事をするのに2万7,000円の船賃をかけて島に行って、1日くらいで終わるんですかね。もうちょっとかかるのかなと思うんですけれども。

○**阿部委員長** 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** 業者さんの方にばっかいか樹幹注入をお願いするときには全体の委託業務の中に船賃というのが含まれるという形でやっておまして、これは職員等が例えば船を借り上げる等々で使うときに使用するための予算というようなことでとってお

ります。以上です。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 はい、わかりました。

じゃ次に、同じ資料No.9の116ページ、土木総務費、宅地防災対策支援事業に1億5,000万円を予算化されておるわけですが、事業の内容は、きのう、おとといと先輩議員の質問に対する答弁で理解はしておりますが、やはり私も思うのには、道路のかさ上げの高さが問題ではないかなと、こう思っております。市長は昨日の答弁の中でも、湾岸道路というのか港湾道路ですか、港町から国道45号線のマリゲートの方に行くあの交差点のところまでを例にとって高さの説明、大体こうですよということで答えをいただきました。そのときに、やはり近辺の宅地の高さは例にとったくらいの高さですよということでありましようけれども、市長はそのときに係、課、市に相談に来ていただければ親切丁寧に教えてあげるといふことでの答えでしたけれども、そういう地域でこの道路高、かさ上げの高さについての市長わざわざのお出ましじゃなくても、係の方がその地域の集会所なり場所を決めて説明会等々をしていただければ大変親切で、また、ありがたい話だなと。そうすることによって地域の方々が全員して道路の高さイコール自分の宅地のかさ上げの高さも共有できるのかなと、こう思うんですけれども、その件に関してはいかがなものでしょうか。

○阿部委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 道路等の計画高の説明について、地域ごとにそうした説明会等を実施してはどうかというふうなことかと思えます。

一応私どもの方で、特に被害の大きかった沿岸部については、2月にも地元の方々との意見交換の場といったものを設けさせていただいております。港町地区においては2回ほど説明会を開催させていただきまして、その場の中でもそれぞれのお宅の現在の地盤がどのような状況になっているかといったような図面をお渡ししながら、市の方で計画する道路高、あるいは県の方で計画する道路高のおおよその目安を示した図面等も当日会場等に持ちまして説明をさせていただいております。

なおその際、地域の方々、大分ご参加いただいたというふうなこともあって、なかなかその会場の中でお聞き取りいただけない部分もございましたので、後日、私どもの方の事務所、あるいは取り次ぎ、市役所の本庁舎の震災復興室の方に来ていただいて、詳細な部分についてはご説明差し上げるという形でさせていただいております。

またこうした説明会、その都度開催していくというふうなことで考えていますので、もっとさらに詳細な部分、計画が決まりましたら、また改めて説明会を開催する予定となっております。

○阿部委員長 香取委員。

○香取委員 どうも、私も地域の方にそれまで図面等も用いまして説明しているとは思わなかったものですから、大体の道路高さもじゃ説明は済みということで理解してよろしいんですね。

きのうの答弁を聞いていますと、何かしたということは全然私は聞いていなかったものですから、行くところ行くところによると、結局この道路の高さは何ぼになるんだべな、どうなるんだべなというようなのが聞かれるのが多いわけで、じゃと思って今聞いてみたんですけども、今後ともよろしくそこら辺お願いをしたいなと思います。ありがとうございました。

あと4項目ほど私も用意はして構えておったわけですけども、前段もうこれ全部ダブりますので、この辺で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阿部委員長 菊地市民安全課長。

○菊地市民総務部危機管理監兼市民安全課長 先ほど、資料No.9の46ページ、防犯灯設置助成金5万4,000円についてのご質問がありました。これは町内会の要望に応じて不足した分、6灯分ぐらい助成金ということで予算組みしているということでございます。昨年も同様な形で予算措置をしたということでございます。

○阿部委員長 よろしいですか。（「どうもありがとうございました」の声あり）

お諮りいたします。これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、審査区分1、一般会計については質疑を一応終了いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月5日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後4時02分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成24年3月2日

平成24年度予算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成24年3月5日（月曜日）

平成24年度予算特別委員会

（第4日目）

平成24年度予算特別委員会第4日目

平成24年3月5日（月曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長 伊藤喜和君	市民総務部長 佐藤雄一君
健康福祉部長 神谷統君	産業環境部長 荒川和浩君
建設部長 金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長 伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長 星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長 小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長 千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長 菊地辰夫君
市民総務部 政策課長 阿部徳和君	市民総務部 財政課長 荒井敏明君

市民総務部 税務課長	赤間 均 君	健康福祉部 長寿社会課長	赤間 忠良 君
健康福祉部 保険年金課長	佐藤 俊幸 君	産業環境部 商工港湾課長	佐藤 修一 君
産業環境部 浦戸振興課長	木村 雅之 君	建設部 都市計画課長	佐藤 達也 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 康徳 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木 康則 君	市立病院事務部 医事課長	横江 嘉夫 君
市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画室長	小川 輝明 君	水道部長	福田 文弘 君
水道部次長 兼総務課長	尾形 則雄 君	水道部営業課長	菅原 秀一 君
水道部工務課長	大友 伸一 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	白澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	斉藤 隆 君	議事調査係主査	西村 光彦 君

午前10時00分 開議

○阿部委員長 ただいまから、平成24年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2・特別会計、企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、申し合わせにより、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

本日、たくさんの委員の方がご質問になると思いますが、一番初めに行わせていただきます。

では、まず初めに資料ナンバー9からご質問いたします。介護保険事業特別会計につきまして、ページ数は333ページになります。今回、この介護保険につきましては保険料が一部改定になりまして、資料の12番の20ページによりまして、第4期の保険料の基準額が4,065円より第5期になりまして4,860円に値上がりになる。それは、3年間の今後の給付の見込みの21%に応じて算出するものであるとありますが、このことについて、まずご説明願います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 介護保険料の基準額の改定につきましては、ただいま委員さんがおっしゃいましたように、国の方の負担割合が1号被保険者におきましては20%から21%に改正になったことによりまして、それに基づきましてまず改定の必要があるということがございます。あと、それに基づきまして給付費の見込みで、3カ年間の見込みの中で伸び率が4.2%ぐらい伸び率がございますので、その部分での改定という形になってございます。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。

それで、今、年金がだんだん少なくなってきたりとか、またそのほかにも後期高齢の保険料が上がったりと、本当に高齢者の方にとっては介護保険料の値上がりも生活に響いてきて大変だと思いますが、その背景にあること、若干説明にもありますが、これから団塊の世代の方たちが退職なされて、そういった意味で高齢者が膨大にふえていくという背景もわかりませんが、もう一つは、介護報酬の方の改定もあると聞いておりますので、その辺についてもまたちょっとお話ししたいと思っております。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 今回、介護報酬の改定ということで1.2%改定されております。

その趣旨としましては、介護従事者の処遇改善、これは第4期にもございましたが、3.0%の介護報酬の改定がありまして、その中で在宅の部分とか施設部分ということで分けられておりまして、前回の平成21年の改定のときは在宅の分については1.7%、施設は1.3%ということでトータル3.0%の改定ということで、介護従事者人材確保ということで改定されております。

今回の1.2%につきましては、在宅が1.0%、施設の方が0.2%ということで、改定の方向性としては前回と同じように介護職員の処遇改善、それらを含めましてやっておりますけれども、特に施設から在宅介護へということで在宅の部分におけるウエートが高くなっておりまして1.0%の改定となっております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

前回の改定におきましては直接介護従事者の方たちに収入のアップというのが余り感じられなかったという部分もありまして、なおそういった声があったと思いますが、今回それに伴いまして、在宅におきまして、これまでできなかったサービスができるようになって聞いております。例えば吸引の部分とか、いろいろな部分において、これまで看護師と家族の方しかできなかったのがヘルパーさんでもできるようになると聞いたんですが、その辺の対応についてはどのようななっていますでしょうか。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 今回の介護保険法の改正に基づきまして、ただいま委員さんおっしゃられましたように、介護福祉士やヘルパーさん等の関係におきまして、たんの吸引とか、経口管栄養と言いまして胃ろうと言いますか、管を入れまして直接栄養を補給できるような態勢につきましては、今回の改正がございまして、医師とか看護師、あと家族の方が在宅でやっておったんですが、これが今度介護福祉士、また事業者のヘルパーさん等ができるような形での改正となっております。

ただ、これらにつきましては、ことしの4月からということでございますので、それらに対する体制としては県の方で今研修会を準備しているような状況で、研修会の募集も去年の12月あたりからやっているような状況でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 これまでも施設の方で胃ろうの方々が施設に入るにもベッド数がなく、本当に限ら

れた施設でしか受け入れられないという事情がありましたけれども、これで多少なりとも改善が図られるのかなと思いますが、なお事故のないように、またそういった意味で、改定されたことによってより多くの利用者の方、家族の方が安心して介護を得られるような、そういったことに対しても配慮をお願いしたいと思っております。

続きまして、ページ341ページの、同じく介護保険事業特別会計であります、地域支援事業費の中でお尋ねいたします。342ページの方に成年後見制度利用支援事業費としまして103万2,000円の予算案が出ておりますが、この成年後見制度、私も予算、決算に当たりましてよくこの問題について触れさせていただくのですが、年々予算額がふえているように見受けられますが、本市の今の現状をお聞かせ願います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 成年後見制度につきましては、平成12年に民法改正になりまして、認知症の方とか判断ができない方々を対象に後見制度が設立された状況がございます。うちの方の市としまして、平成20年から23年までの間で大体8件ほど、こういう形での支援を行ってございます。現在の状況でいきますと3件ほどまだ相談がございますが、まだ申し立てとか家庭裁判所の方に申請という形のものではございませんで、今包括支援センターの方で相談を受けながら進めている状況もございます。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

特にこのごろ認知症の方がふえてこられたり、またひとり暮らしの高齢者の方が増加しています。その中で、高齢者の方の権利擁護という意味でこの成年後見制度が大変見直しされておりますが、もう既にこの制度ができてから12年になります。ようやく成年後見制度というのを耳にしたり目にするようになってまいりましたが、残念なことに、これによる事件もかなり多発しております。特に、身内の方が後見人になられ場合に、高齢者の方の預貯金が無断で使用されたり、ところによっては弁護士さんがお金を横領して逮捕されたりという社会問題になっていまして、成年後見制度が私たちの目に触れるときは、ややもするとこういった事件、また悪用された例として出ているために、なかなか市民にこの制度がわかりづらく、また簡単に利用されていない点かなと思っておりますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 確かに委員さんおっしゃるように新聞報道等で事例がございま

すが、市といたしましても、成年後見制度につきましては権利擁護の研修会とか講演会、あと高齢者の虐待に関する講演会等も通じながら成年後見制度を普及していきたいと思っておりますし、また今回の法改正によりまして、市民後見育成推進事業というのが今回の方でも示されておりますので、そういうものを活用しながら進めていきたいと思っておりますし、以前委員からお話しありました申し立ての申請用紙についても、市内の包括支援センターの方にも置けるような形でうちの方で対応してまいりましたので、そういう形でも普及していきたいと思っております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、課長の方からいみじくも市民後見人制度、市民が後見人になれるというお話がございました。昨年、老人福祉法が一部改正になりまして、市民後見人という、専門職の後見人以外の市民を含めた後見人の育成がこれから図られていくというようなお話でありますけれども、今から12年前にこの制度ができたときは約9割が親族、その後、これが約6割に減って、4割方が弁護士とか司法書士、また社会福祉士の方。でも、なかなか後見人になる方が見当たらずに、一つの案件が成立するまで2年かかるとか3年かかっているというのが現状でわかっております。そういった意味で、市民による後見人、親族でさえも、また弁護士でさえも、そのような横領事件があるのに、果たして赤の他人の市民が後見人になり得るのか。その制度の仕組みを簡単にお知らせください。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 市民後見人制度につきましては、研修を受けていただく形がまず基本となります。研修を受けていただく形の中で、地域住民の方で市民後見人になりたいという方がいらした場合には、それを研修の中で受けていただきまして、その研修の中身としては、介護保険制度とか後見人制度の内容、あと財産目録、そういう主だったものについて全部チェックしながら、確認しながら、そういう形の研修をしていただくという形になっていこうかと思っております。

ただ、全国的にもまだこの研修制度というのが、先ほど委員さんおっしゃいましたように老人保健法の改正がなったばかりでございまして、進んでいる市町村はそれほどないような状況ですけれども、それらも見ながら、うちの方でも考えていきたいと思っております。

○阿部委員長 浅野委員。

○**浅野委員** ありがとうございます。

あと、もう1点、結局、成年後見制度の一番主なものは、財産の管理が一番の大きな重点事項で、そういった部分で高齢者の方がお持ちになっている土地、建物、その他預貯金の財産についての管理が、今、後見制度の支援信託で、大きな金額については弁護士さんが後見人になって、そして銀行にお預けになって、それを信託する。実際の後見人の方に対しては生活費とかそういった部分についての一部管理というふうに、大きく二つに分けるという制度も進んでいると聞いたのですが、その辺についてはどのようになっていますでしょうか。

○**阿部委員長** 赤間長寿社会課長。

○**赤間健康福祉部長寿社会課長** その信託制度については、ちょっと私も勉強不足で申しわけございませんけれども、以前から守り部という部分がございます、それも同じような形だとは思いますが、金銭関係の出納について、これは社協さんが主体になってやっていますけれども、その辺の制度との関係もございますけれども、その制度と同じような制度なのかなと今委員さんからのお話でお伺いしておりましたので、この事業についても、研修関係についても、NPOとかそういう団体に委託できるというお話もございますので、その辺も勉強させていただきながら取り組んでまいりたいと思います。

○**阿部委員長** 浅野委員。

○**浅野委員** これは私もまだ勉強不足なのでございますけれども、家庭裁判所の指示に基づいて、本人の現金や預貯金の大半を信託銀行に預け、本人の生活費や医療費などの日常的なものは後見人が管理する、先ほど言った守り部のような形になると思いますが、しっかりとこの辺で、後見人が管理をもちろんしていくわけですが、全部が出し入れができるというわけではなくて、きちんと家庭裁判所の方との連携をとりながら預貯金が守られる、そういったことをやっていくことによって、例えば市民後見人の方も、気軽にというわけではありませんが、報告やいろいろな義務がありますので、地域で人々が助け合っていくという制度、本市におきましても高齢者が今後ふえ続けていく、そういった意味で本当に大切な部分でありますので、今回の予算の部分は、どなたも申請する方がいないための、本市が申請するときの予算の配分だと思っておりますが、そういった意味で、全体的に後見人制度というものをこれからも充実させて、より正しい利用ができるような、そういった広報活動また支援のほどをお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、ページ370ページになります。土地区画整理事業特別会計についてお尋ねいた

します。この土地区画整理事業、ようやく今回の10番の資料にもありますように清算金の部分になりまして、大きな山場は越えたのかなと思っております。それで、今後はこの土地区画整理事業におきましては公債費の返還、これまでの借金を返していくという事業にだけ特化されていくと思いますが、ここの部分について、今後の見通しとか事業そのものの中身をお聞かせください。

○阿部委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 土地区画整理事業の今後の推移ということになるかと思えます。

それで、予算委員会の方の資料にもお示しをしておりますけれども、30ページ、31ページに起債残高の推移ということでお示しをさせていただいております。土地区画整理事業については23年度末で地方債の残高が18億円ほどになります。その後、毎年1億円から1億5,000万円の元金の償還を進めていくことになりまして、この表ですと、31ページですと、27年度末で元金が1億4,800万円、それから利子分を含めると1億7,154万2,000円の支払いになるということになります。こういった部分がしばらくは続くことになりまして、私どもとしては、今年度24年度に清算金の事務処理を夏ぐらいに予定させていただいております。その後、地権者の皆さん方の方に、実際今清算金の交付をする方と徴収をする方に分かれるんですけども、徴収する方については今回利子等の条例も上げさせていただいておりますけれども、一部分割納付といった方もおられるかなと思えます。そういった部分の整理を24年度でさせていただきまして、25年度以降につきましては、場合によっては一定程度時期を見ながら、区画整理会計の方の閉鎖というような形で一般会計の方に会計の方の事務処理を移行するような形で財政当局とは協議をしていきたいと思っております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そうしますと、今後は起債残高を支払って、これを見ますと平成27年度におきましてはまだ元金が残っているというような、1億7,154万2,000円ほどまだ残っているので、それからしばらく続くのか、それともそれから数年で終わるのかというような感じですが、一般会計の方に会計を移されても、この割合で返還していくというお考えでよろしいのでしょうか。

○阿部委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 地方債の支払いの推移になりますけれども、先ほどお示しさせていただきました30ページ及び31ページに単年度ごとの償還額と年度末の残高という形で示させて

いただいております。27年度で、30ページの下にございますけれども、12億5,477万7,000円が残高として残る。その後も大体元金と利子を合わせますと1億5,000万円を超す金額で27年度以降も支払いが続くかなと思っております。ですので、そこからしますと、さらに5年から10年の期間が27年度以降も必要かなと思っております。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、土地区画整理をされました海辺の賑わい地区、大型店舗に地代をいただきながらお貸ししているんですけども、契約の期間と返済の期間、当然年間の契約金というのは1億数千万円には満たない金額かと思っておりますけれども、利子分に相当するかどうかちょっと私も今わからないんですが、それらの契約について今後どのような推移をされるのか、お聞かせください。

○阿部委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 区画整理地内において今現在商業施設の方に貸し出している部分の土地代の部分になろうかなと思います。今現在どういった金額で貸し出しをしているかというのは担当の方が財政の方になろうかと思っておりますので、後ほど財政課長の方からご答弁いただきたいと思っておりますけれども、区画整理の方の利子については2,300万円ほど、単年度で今後は2,000万円程度の方に落ち着いてくることになろうかと思っておりますけれども、基本的には区画整理事業の部分と商業施設の方に貸し出している土地の有効活用というのは考え方が別という部分になりますので、私どもとしては、まずはそういった土地を生かして区画整理の方の事業化ができたという部分がありますけれども、一方で、そのまま土地を換地したまま放置しておくこともできませんので、それを有効に活用していく中で今回商業施設の方に貸し出しをしていることになろうかと思っております。

たしか最初の方の契約ですと2,000万円程度、単年度ごとにあつたかなと思っておりますので、ある意味では利子分に相当する部分の金額ぐらいについては一定程度貢献があるのかなと思っております。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、土地区画整理事業特別会計の償還の見込みということでご説明申し上げます。

この区画整理事業、もともと地方債の償還はおおむね20年で償還の方を設定してございます。したがって、本格的な事業として終了いたしました平成23年以降、大体20年間、これから

元金の償還はまだまだ続くという形になります。ただ、今都市計画課長からもお話がありましたように、おおむね元金の償還ベースとしては1億4,500万円から約1億5,000万円程度、残りの残金が24年度末で大体17億円程度という形になりますので、元金が大きく減っていくのは向こう大体15年ぐらいまでは大体同じぐらいの推移で進むのではないかというふうに見ておりますので、それ以降の大体平成38年以降になりますと急激に元金の償還が減っていくという形になろうかと思っております。以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 長くこれから20年間続くとため息が出るんですけども、海辺の賑わい地区、大型店舗の方にこれから何年間かお貸しして、また更新かどうかはわかりませんが、この部分につきましては市の財産でありますので、市民にとって効果があつて、そこから独自財源と言いますか、市税が潤うような、そういった政策、そういった部分についてのお考えを市長の方からお聞きしたいと思います。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 海辺の賑わい地区につきましては、本塩竈駅地区周辺にあいておりました土地を有効活用させていただき、新たな都市空間を創造するというごさいまして、今話題となっております大型店舗はもちろんでありますが、例えば住環境、それからもともとお住まいいただきました方々の居住環境、そして商業的なスペースもということで、全体的な土地利用を促進していくために必要な事業費を計上させていただいております。したがいまして、今ご説明をさせていただいております土地区画整理事業の償還金につきましても、例えばそのために整備をしました都市計画道路、あるいは街区道路、さまざまなものを含んで、いわゆる本市として負担すべき部分というものを計上させていただいておりますので、一つは、そういった施設あるいはそういった道路を有効に活用していただきながら、市民の方々により数多く足を運んでいただきながら、さまざまな生活活動、商活動、あるいは一部金融機関等も今後立地いただくことになっておりますので、そういった活動が活発に展開されるということが大きな目標でありますので、我々も全体としてそのような活動が展開されますように、しっかりと見守ってまいりたいと考えているところでございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

時間が余らないと思いますので、市立病院のことについてお聞きいたします。今回の市立病

院の24年度の予算の方にもそうだと思うんですが、備蓄薬の部分で、昨年の震災のときに大変な思いもなされて、今後、薬の備蓄は常に1カ月分だったでしょうか、その相当分だけ備蓄するというようなお話だったんですが、先日、ごらんになった方も多いと思うんですが、新聞に今回の震災のときに各病院が外傷中心を想定しての薬を用意しておいたけれども、意外や、慢性疾患の、例えば高血圧とか、そういった部分の薬の方が皆さんが必要になったという声が多く聞かれましたけれども、市立病院においてはどのような状況だったのかをお聞かせください。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 震災時の薬のことについてお答えいたします。

浅野委員おっしゃるとおり、やはりうちでも薬で来院の方が多かったんですが、ほとんど慢性疾患が多くて、やはり高血圧、糖尿病、心臓関係も含めまして、そういう患者さんが多数来院してまして、そういう部分が非常に処方不足になりまして、最初は3日間とか、期間が経ってから1週間とか、そういうことで大分苦労した記憶がございます。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

間もなく1年になろうとしておりますけれども、いつ起こるかかわからない災害であります。今の市立病院の状況はどのようなものになっていますでしょうか。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 本当に1年早いもので、あっという間に来た感じがしております。夢中で我々も震災後来たという印象があります。病院としましては、常に危機感を持ちまして、前回の反省を踏まえて、前回うちの病院も医者数、十四、五名という数で、とにかく全員で救急診療に当たった、本当に一丸となってできた、そういう思いがあります。今後も、震災に対しましては、人数に限りはありますけれども、できる範囲でしっかりと、救急なんかもすべて受け入れていく、そういう態勢でやっていきたいと思っています。以上でございます。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 もう1点、前回、透析の方が大分、車のガソリンがないために大変な思いをして、本市でも緊急的に処置ができるようにガソリンの発行券といいますか、優先的にガソリンを入れてもらう、そういった券も出していただいたんですが、市立病院におきましても、以前は透析用の機械もあったという話で、ぜひその辺について、来年度がどうのという話ではありませんが、その辺についても今後の対応方のお考えがありましたら、お聞かせください。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 私の方からお答えします。

人工透析の関係でございますけれども、震災時は、宮城県の状況をお話ししますと、仙台社会保険病院が中心になりまして透析の患者さんを集中的に受け入れて、送りました。それから、もう一つは大学病院、石巻それから気仙沼関係は全部大学で一手に引き受けまして、その後、北海道とか山形の方に移送したということも大学の病院長からも伺っております。

我々の病院でも確かに透析の患者さんで来院した方はおりましたけれども、病院の方で社会保険病院の方に搬送したり、ほかの医療機関に直ちに移送しておりまして、特に透析の患者さんが、うちで移送先がなくて困惑したということは、その状況ではなかったと思っておりますけれども。以上でございます。

○阿部委員長 よろしいですか。時間です。

伊勢委員。

○伊勢委員 私の方からも特別会計について何点か確認をさせていただきます。

最初に、魚市場会計、資料ナンバー9の251ページから252ページのところに魚市場会計のところが予算として示されております。年度当初、今年度は103億円の水揚げを図るということで、冒頭、説明がございました。それで、ちょっとわからないところは、最初の提案の際に、水揚げ奨励金は今回なしというような説明があったと思っておりますので、3カ年間取り組んできた中で今回廃止ということはどういうことなのか、その辺の事情についてお聞きしたいと思えます。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 魚市場事業会計で組んでおりました水揚げ奨励金についてのご質問でございました。水揚げ奨励金につきましては、平成21年度から23年度まで水揚げ奨励金をそれぞれ、21年度は水揚げ金額の1,000分の3、22年度、23年度は1,000分の2ということで奨励金を支給させていただいておりました。当初から、21年度のときは国際的なマグロ等の水産資源の制限がございまして、それに伴って減船が全国で90隻近くございました。そういったこともあって、近海のマグロ船が入港します塩竈を中心としまして宮城県におきまして1,000分の7の補助金を支給しようということで、宮城県の方の制度がございまして、それに呼応する形で1,000分の3の水揚げで21年度からスタートしたということで始めました。

当初から一定程度期間を区切ってということでもございましたけれども、幸いにして、22年度、

23年は年次ですけれども、100億円の水揚げを上回るという状況でございましたので、当初どおり、おおむね3年ということで期限を区切っておりましたので、24年度は休止するというところで了解いただいているところでございます。以上です。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢委員** それは関係者の方との合意済み、織り込み済みということなのでしょうか。

○**阿部委員長** 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** 関係者の方にも一定程度お話をしておるところでございます。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢委員** わかりました。魚市場関係、市もぜひ水揚げについて一体となって取り組んでいただきたいと思います。

前段、放射能対策でちょっと質疑がございまして、いろいろな検査体制は、それはそれとして行っていると。4月1日から新たな基準値も設けていくということになっているようですが、問題は、そういった検査、ベクレル単位の食品の基準値が4月1日から新たに施行されていくということとの関係で、水揚げされた水産物の市場への信頼度、風評被害なしというのが一番大事なのかなと思いますが、そこら辺の関係で、塩竈市が責任をもって市場へのPRをするのか、あるいは県が、県からの一定の貸与分の放射能測定器にもなりますので、そこら辺も含めて、どちらが市場への信頼度を確保するためのさまざまな手だてを打つのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○**阿部委員長** 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** やはり放射能の問題というのは、かなり大規模な、あるいは高度な問題でもございますので、もちろん塩竈市としてできることは精いっぱいやっていきたいと思いますが、どちらがということではなくて、それぞれが役割の中で果たしていきたいと思っております。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢委員** これは長期間続く課題ですし、今後、いろいろな意味で課題も徐々に出てくるのかなと思いますので、対応方はよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、今問題になっている放射能被害、東電に対する賠償という問題も、社会的には今、福島県、あるいは県北、仙南のところでもいろいろ問題になり始めておりますが、そういうこ

とも含めたものも想定はせざるを得ないのかなど。ある時期ですね。今たちどころにという話ではございませんが、その辺は業界として東電への賠償も含めた対応は考えていらっしゃるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○**阿部委員長** 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** やはり基準値が下がるということは、それだけ発現する可能性が高くなっていくということでもございますので、既に宮城県下におきまして産地の魚市場協会でありますとか、あるいは県漁協等におきましては、勉強会なりというものはしておるようでございます。以上です。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢委員** 今後の課題として、そのことも含めて。被害を受けるのは地元産地ということになりますので、この辺はひとつ、そういうこともぜひ念頭に置きながら、必要なときには対策はとっていただきたいと思います。

それから、市立病院の関係で1点お聞きしておきたいと思います。10番の資料が出ております。そこで、一つ、病院収入については、平日で言いますと、10番の2ページのところに、医業収益として30億円、あるいは支出として28億円、そして資本的な収入及び支出という点で載っております。今年度は医業収益として2億6,000万円ほどが収益として見込まれるということですが、1点、診療報酬の改定が先ほど国の方の社会保障制度審議会のところでありましたが、診療報酬の改定は今回反映できるのか、できないのか、その辺からまずお尋ねしたいと思います。

○**阿部委員長** 伊藤市立病院院長。

○**伊藤市立病院事業管理者兼院長** 私の方からは概略だけお話しして、細かいことは医事課長の方からお話ししたいと思いきれども、今回0.004%ということでございます。技術料に伴うものが若干上がるということもございますが、薬価が5,000億円と聞いています。材料が500億円で5,500億円くらい、薬を減らした分を振りかえるという感じになっています。それから、ジェネリックのある先発品を0.9%薬価を下げるというような話もありまして、私が思うには、実質的にはむしろプラスには余りなっていないのではないかなど、私の立場からはそう感じています。ただ、プラスにするには人的配慮が必要とか、やはり経費を伴うようなものを行わないと、なかなかプラスにはならないのではないかと考えています。

細かいことは医事課長の方からお話しします。

○阿部委員長 横江市立病院事務部医事課長。

○横江市立病院事務部医事課長 今院長がお話になったとおり、診療報酬改定のプラス分につきましては1.379%ということになってございます。薬価のマイナスが1.375%ということで、実質プラス0.004%ということで、今回初めて小数点第3位のところでぎりぎりプラスを出したという状況になってございますが、先ほど委員長もお話になったとおり、薬価ベースでは6%マイナスということになってございますので、先ほどお話になったとおり、減になるという状況になってございます。

ただし、今回新設される部分で病棟薬剤業務の、これは医師の負担軽減に伴う改正なんですけれども、病棟薬剤師の業務配置加算とか、そういう部分で若干プラスに持っていける部分もございます。それから、入院料の部分なんですけど、当院では10対1の入院基本料を算定しているんですけど、その部分につきましては1,300点から1,311点ということで11点上がる今の予定になってございます。年間にしますと約600万円程度あがるのかなというふうに見ております。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、今回の予算の反映でどのぐらい見込んで、薬価も含めてです、いろいろな基準はあるようですが、どういうふうに見ていけばいいのか、教えていただければと思います。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 では、私の方から予算編成の考え方についてお答えいたしたいと思います。

現時点で、医業収益26億円、支出等を予算組みしているんですけども、診療報酬の改定はまだ正式に決定されて私どもの方に正式な形で来ているものではありませんので、予算編成の段階では診療報酬改定分につきましては見ていないという形で予算編成を組んでおります。プラスになった分、若干可能性ございますので、それにつきましては今後のやりくりの中で、決算の中で出てくるのかなということで見えております。予算編成につきましては、去年までの実績等ベースで、改革プランの目標値をもとにすべてつくっているという内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。一つ、病院の今回の収益的収入及び支出については前年度というこ

とと改革プランを前提にということなので、これは示された時点で国の方である程度通達なり来ると思いますので、そこら辺の取り扱いはぜひ議会の方にも順次示していただければと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 診療報酬改定等がはっきり決まりまして、大きな今の病院の事業に当てはめましたものが固まりますれば、近うちの協議会等で議会の皆さんにもご報告させていただきながら情報を共有させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしくお願ひします。

それから、企業会計でもう一つ水道事業がございまして、私も水道事業の予算について、企業会計として11番、見させていただきました。今回、総体として、11ページのところに、収入17億円、それから水道事業費用として16億円、全体としては絶えず黒字を出していることでの取り扱いになっております。あと、下段の方は資本的収入及び支出というところで第4条で定められておりまして、最初の提案でも4億何がしが不足するということですが、この予算措置については、こういうところで示されておりますので、今年度も前段の第2条によって業務予定量、あるいは第3条の収益あるいは支出の関係で、こういった黒字を見込める方向で、3・11という震災はございましたが、そこら辺も含めて考え方を示していただければと思ひます。

○阿部委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部次長兼総務課長 お答えいたします。

業務の予定量を3,400万としておりますけれども、本来ならば老朽管更新事業というのがあわせて事業施行してございます。ただ、23年度の災害復旧事業において浦戸海底配水管が仮復旧から本復旧ということで、23年度の事業としてお認めいただいておりますけれども、その部分が翌年度への繰り越しという部分で、約2億9,000万円ぐらいが繰り越しとなりますので、その分の事業執行がございまして。その関係で、24年度の予算編成につきましては、第6次配水管整備事業を3,400万円に事業縮小し、なおかつ老朽管更新事業につきましては事業を休止するという形で浦戸海底配水管の本復旧工事の事業促進を図るということにしております。以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。第6次もあつたし老朽管もあつたので、どういうことなのかなという
ことでお聞きしました。そうすると、浦戸関係に繰り越しになって、そこにシフトせざるを得
なくなってしまうということですね、考え方は。わかりました。

それでも黒字を見込まれるということになるわけですね、予算上の関係。

○阿部委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 今年度予算の作成に当たりましては、当然のように震災の影響による水道料金の
減収分が想定されました。我々、何とか単年度で赤字が生じないような形での支出の調整を
させていただきました。先ほど総務課長が述べたような事業につきましても進捗調整をさせて
いただいて、何とか収益的収支の黒字で資本的収支の方の赤字幅を削減するという事で、若
干総体的には赤字の予算になるわけですが、事業の経営努力によって収支とんとんが図
られるような状況かなということで予算組みさせていただいております。

なお、浦戸海底管を含め繰り越し事業もありますけれども、今後は例えば港湾関係の県事業
に伴いましての塩竈市水道部として配水管の施設がえとかいろいろな災害復旧・復興事業が想
定されますので、それには現計予算あるいは補正予算できちんと対応していくということで今
のところ考えてございます。以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ、そういう経営努力も含めて、ぜひ万全な体制で取り組んで
いただきたいと思います。

毎日の水の関係ですので、私も改めて予算書を見ましたら、予算書のところで水道事業会計
で、資料11の23ページのところに放射能対策としての調査費が計上されております。広報等で
塩竈市で飲んでいる水は大丈夫ですということで触れて、毎月報道されておるんですが、23ペ
ージに触れられている手数料、どういう形で検査体制が行われているのか、たしか大学に委託
はしているという話ですが、市民が毎日飲む水ですので、そこら辺の万全な体制として私たち
は見ていければいいのかどうか、そこら辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○阿部委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 今、伊勢委員からのお尋ねでございます。水の検査の体制でございます。
ここに記載してございますのは水道水の検査を週4回。これは今、東北大に1回と民間の検査
機関に1回という形に現在はなっております。それを週1回の検査をするという形で、1年
間76回分、これは大体1万8,900円、1回手数料がかかるんですが、それを76回。あと、発生

します浄水汚泥、こちらの部分は月2回ということで、汚泥料が大体250トンの計算でございます。その部分でこちらの災害対策事業費の予算を計上しているところでございます。

なお、こちらの方も放射能の関係で、セシウムとの関係が200ベクレルから水道の方は10ベクレルに4月から強化されるということで、安心・安全な水道の供給に向けて、こちらにも検査を万全の態勢にしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 4月1日から放射能検査体制、ベクレル単位も、毎日飲む水も基準値が厚生労働省としてはそこまで制限していくと。値を下げるということは、それだけ検査の密度が高くないと困る問題が生じますので、そこら辺は十分万全なのかどうか、お尋ねします。

○阿部委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 今のお尋ねでございますが、今の検査自体というのは、セシウムというのは検出はされておられません。あと、第一原発の方も今の段階では落ち着いておるとということで、新たに飛散関係は今のところない。ただ、余震等がございますので、そういった部分も注意しながら検査体制の万全を期したいと考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 検査体制は万全なんです、つまり4月1日からの基準値に見合うような検査体制になっているんでしょうかというところなんです、お尋ねしたいのは。

○阿部委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 現在、東北大学で使用している機器、あるいは民間の会社で使っている機器は、10ベクレル以下でも十分に測定できる状況になってございまして、そこで検出されていないということでございますので、大丈夫な状況でございます。機器的にも体制的にも大丈夫という状況でございます。以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。毎日飲む水ですので、そこら辺も含めて十分な検査体制はしっかりやっていたらと思います。

それから、下水道関係について何点かお尋ねしておきたいと思っております。

むしろ資料の方がいいのかなと思っておりますが、資料ナンバー12のところ、後のページで65から66ページのところに、今回の震災の関係でいろいろな事業をしていくということが載っております。上段の方は公共下水道の従来の対策と言いますか費用と言いますか、そして2の方は

33億円が復旧事業ということですが、これは新浜、藤倉、北浜、本塩竈駅周辺、港町地区とそれぞれここに地図が付されておりますが、全体としてこれはどのぐらいの期間かかるのか、教えてください。震災地域ですので。単年度では無理なのかなと思いますが、事業の期間なり、そこら辺も含めてです。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 ただいまお尋ねいただきました災害復旧の関係でございます。66ページの図面の方には、被害が甚大でありました地区ということで5地区ほどお示しさせていただいております。24年度の災害復旧工事につきましては、今のところ全体で約24件ぐらいの工事の発注ということで見込んでございます。それぞれの地区、被害が集中してございますので、一気にその工事を発注するというにはなりませんので、上期で約半分の12件、それから下期で同じように12件ほど発注をしていきたいと考えてございます。

被災しております箇所、今回5.9キロメートルという復旧延長を上げさせていただいておりますが、この5.9キロメートルにつきましては、現在入っております管を新たに入れ直すという工事になってまいります。そのほかに部分的な管の復旧でございますとか、あとマンホールの工事、これらもあわせて行うことにしておりますので、当然、一たん開削いたしますれば工事期間も長くなってまいりますので、市民生活さらには交通への影響、こういったものを最小限にとどめるような考え方で対応を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、期間ということでございますが、今回24年度工事、先ほどお話ししましたように上期、下期と大きく分けまして二つ、上期につきましては4月、下期につきましては10月を発注の時期ということでとらえまして、今作業を進めているところでございます。実際の工事の施工の難易度等によりましては年度末ぎりぎりということ、もしくはそれ以降にということも、いろいろ施工条件等がございますので、それらの状況につきましては随時、議会の方にもお示しをしながら、適切な対応をしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。全体としては、この地域、前段の議論もありまして、地盤も下がっているという複雑な工程も抱えた中での下水道事業のところですので、ぜひ取り扱いはくれぐれもよろしく願います。しかも、範囲が広いというのが……。これだけ広い地域の工事になっていきますので、大変な事業なんだなというのをつくづく感じております。ひとつよろしくお願いをします。仮に延びた場合には、一応予定はそうだということですが、これは業者さ

んとの関係も絡んできますので、しかも事業規模も32億円という大きな工事ですので、そこら辺も含めて、その際にはどうするのか。住民との関係、住んでいる皆さんとの関係で、かさ上げの問題も出てくるし、下水道もどうなるかという複雑な問題も絡んだ話になってきますので、その辺の対応方だけお聞きをしたいと思います。

○**阿部委員長** 千葉下水道課長。

○**千葉建設部次長兼下水道課長** 先ほどお話ししましたように24年度の完成を目指しながら、いろいろ進行管理をしてみたいと思っております。ただ一方で、いろいろな施工条件等の関係もございますので、そういったものにつきましては、付近の住民の方、町内会の方に適切な情報を提供させていただきながら対応を進めてまいりたいと思います。

さらに、今、地盤沈下等に対する対応というようなお話もいただきました。これらにつきましては、単純に道路の災害復旧等での関係の箇所と、それから復興計画、そういったものとの関係ということで分かれるかと思いますが、通常の路面の復旧に当たりましては、当然人工の高さ調整等を進めながら実施をしてみたいと思います。さらに、復興計画との関係につきましては、当然交通に支障を及ぼさない形での復旧をまずさせていただいて、復興計画に合わせながら、随時、高さの調整等をしていくというような形で進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○**阿部委員長** 伊勢委員。

○**伊勢委員** わかりました。

残された時間もあと3分ほどですので、先ほど区画整理事業の関係で前段質疑がございましたが、資料ナンバーのところのことについて触れられております。今年度で終了ということですので。12番のところと言いますと23ページのところに、そういうことが示されております。今回の条例改正の関係、22、23ページ、それから24ページ、条例改正とセットで予算が組まれておりますが、そこら辺の考え方、もう一度、今回は換地処分、減歩した中での対応ということですので、その辺について再度確認をしておきたいと思います。

○**阿部委員長** 佐藤都市計画課長。

○**佐藤建設部都市計画課長** 24ページの方の資料になりますけれども、今回条例の一部改正について提案をさせていただいております。それとあわせて24年度の予算も組んでおるような状況になります。新年度は、区画整理について清算事務を行うことになります。これについては、換地処分を行いまして、その後に各権利者の方々に清算金という部分の決定通知をするような

形になります。

換地そのものというのは、基本的には、従前あった土地の近くに換地を行うという形になるんですけども、どうしても従前の宅地に対して定められるべき換地と実際に割り振られたと言うか換地処分された土地の間に、実際の土地との間に、多少の不均衡が生じる、この不均衡については区画整理の方の事業の中では清算金で処理をするという形になっております。

清算の処理については換地計画の中で定めることになっているわけなんですけれども、換地計画案につきましては昨年の12月に権利者の方に個別に説明会をさせていただいて、その内容についてご説明させていただいております。その後にとし1月に区画整理の審議会を開催しまして、その中で換地計画案をご承認いただいたという状況になっております。その後、1月27日から2月9日まで縦覧の手続きをさせていただいて、それぞれ権利者の方々に縦覧をいただいたという状況になっています。実際、縦覧の際にも、権利者の方々、24名の方が縦覧に来ていただきまして、その中でも清算金等の状況についてご説明をさせていただいております。

今回、提案させていただいております条例については、清算金そのものについて実際徴収の対象となる権利者の方が全体で35名ほどいらっしゃいます。その部分について、例えばどうしても一度の徴収となると大変だということがございますので、仮に分割徴収を望まれる場合については、その場合には利子を付すという状況になっています。実際、3番目に記載しておりますけれども、総徴収金額ということで1,250万円となっていますけれども、ここについては塩竈市が払うべき清算金も入っていますので、それを除きますと、実際、権利者の方々から徴収する清算金というのは、そう多くはないような状況になっています。全体では35名中16名の方が分割徴収の対象になる状況になります。分割徴収の対象になるというのは2万円を超える方については分割徴収ができるという規定になっておりますので、そういった状況になります。

そうした部分について、実際16名の方がすべて分割徴収をなさるといふことにもならないかとは思いますが、いずれ清算の通知そのものが8月になりますので、その段階でそれぞれの権利者の方とお話し合いをさせていただいて、必要な場合には分割徴収をする、その場合にはこういった形の利子を付して対応させていただきたいと思っております。

○阿部委員長 よろしいですか。

次、田中徳寿委員。

○田中委員 まず、資料ナンバー10番の病院事業会計から質問させていただきます。

ページ6ページ、これの中で、先ほど来、前段で説明を受けた来年度の収益についての考え

方は示されましたけれども、ちょっと何点かお聞きしたいんです。

まず、来年度の計画を実行できれば市立病院の累積不良債務は一掃されるのかということなんです。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 では、田中委員にお答えいたします。

累積不良債務の計算の仕方なんですけれども、資料10の13ページをごらんいただければと思います。24年度の貸借対照表でございます。不良債務の出し方につきましては、流動資産から流動負債を引くということですので、これでご説明させていただきます。下から2段目、流動資産の合計の欄をごらんいただければと思います。24年度の予定の貸借対照表ですけれども、流動資産が6億4,292万4,000円。次の14ページをごらんいただければと思います。14ページ、負債の部の方の下の方でございます。流動負債の合計をごらんいただければと思います。6億613万8,000円となります。この流動資産からこの流動負債を差し引きますとプラスでございます。3,678万円ほどプラスになるということで、これは不良債務ではなくて資金が確保されるというような予算組みということで、今予算編成をさせていただいております。以上でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 大変ご苦労さまです。

それで、もう一つお聞きしたいんです。支払い資金の一時借入金返済金とあります。これがいつごろ解消される計画を立てておられるのかお聞きしたいんですけれども。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 一時借入金につきましては、年度末等々の借入れ等がございまして、できれば平成27年の改革プランが終了するまでにはこれをゼロに限りなく近づけていければということで計算してございます。以上でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 多分、これが民間の経営機関であるならば、その27年度が達成完了期間なのかなと。結局、他に資本を依存しないで経営ができる、そういう形になるのだと思います。これを分析されると、一時借入金の元金が4億3,000万円あって、前年度未収金が4億2,800万円ある、あるいは今年度の計画で4億100万円。そうすると大体差がなくなってきたと。要するに、入ってくる金の見合いで借入金を計上しているような状況になる。そして、資金繰りがプラスにな

ってくれば一時的にこれが解消に向かうわけですから、それが平成24年度になるということは塩竈市の市立病院が27年度で健全化されると。そういうことになると、繰出金が7億幾らをやっつけていかれるという予定で立てられたのはわかるんですけども、これがいつごろから繰り出しが変更になり、いつごろからそういう形のものが見えてくるのか、教えていただきたいんです。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 繰出金の考え方でございます。改革プランをつくる際に、改革プランの中では公立病院特例債を基本といたしまして、その償還をまず市の方でということで病院の方に繰入金をいただくことになったのが大きな柱でございます。特例債の解消が平成27年度ですべて解消するという計画になってございます。また、それにあわせて特例債以外の部分の今までの累積不良債務につきましても、計画的に市から繰入金をいただきまして、そこで解消するという計画になっておりますので、平成27年度、この改革プランの終了までの期間が一番大きなところで、ここを過ぎれば病院と市の方で取り決めをしております4億2,000万円の総務省繰り入れの基準にのっとりました基準内と基準外の4億2,000万円の繰入金のみで病院事業を運営していくという状況になろうかと思っております。現在につきましては7億2,000万円程度のプランにのっとりました繰入金をいただいているという状況でございますので、それが恒常的な4億2,000万円になって病院運営をしていくというのが私どもの計画でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 そういち早くなることを楽しみに待っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、ちょっと教えていただきたいことがあるんです。今の資料の4ページと5ページなんです。24年度に市から7億2,543万5,000円の繰り出しが出ているんですけども、どの項目にそれが書かれてあるのか。私が足し算しても、差額1億ほど合わないんです。どういう仕組みになっているのかちょっと教えていただきたいと思ひまして、ご質問します。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 繰り入れにつきましては、2ページの収益のところをごらんいただければと思ひます。基準内、基準外、いろいろ項目ございまして、一律に7億2,000万円がそこに一緒くたになっているということではございまして、医業収益の中にも小児医療分とかいろいろ分けてございまして、それがトータルになりまして7億2,000万

円ということでございます。大きいのは特別利益の中の2億6,900万円というのが特例債の返還金とその他の不良債務の解消分となっております。それがまず大きい特別利益の欄に入っておりますけれども、そのほかの部分につきましては、その他の医業収益を含めまして全体の中で繰り入れ、繰り出しの中に入っているという状況でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。今後、なるべくなら我々委員もわかるようによろしく願いいたします。

次に、水道事業、資料ナンバー11番、ちょっとお伺いします。

6ページ、平成24年度塩竈市水道事業会計資金計画というのがあるんですけれども、支払い資金の企業債償還金が4億円、それからこれ経費明細が書いていないものですからわからないんですけれども、減価償却費の償却額、ちょっと教えていただきたいんですけれども。24年度の。

○阿部委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部次長兼総務課長 減価償却費についてのお尋ねでございますが、同じ資料11の22ページの7目の減価償却費という欄があるんですけれども、この中で有形、無形固定資産合わせまして3億2,110万円が24年度の減価償却費でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。それで質問なんです。企業債償還金が4億円、減価償却費が3億2,110万円、その差額約8,000万円弱が収益と資金計画の差異になるんですけれども、どのような形でこれを考えておられるのか教えていただきたいんですけれども、

○阿部委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部次長兼総務課長 確かに委員おっしゃるとおり8,000何がしが不足するということでございますが、この分につきましては、来年の決算時に剰余金の処分計算書案ということで議会の方にご承認をお願いしているわけなんですけれども、毎事業年度発生する純利益については、その中から20分の1を下らない数字を減債積立金に積み立てるという法定積み立てというものがございます。ちなみに、22年度の決算で申し上げますと、2億何千万が純利益として出たんですけれども、その分を減債積立金として予定処分ということでお願いし、24年度に決算が認定されたことによって24年度としての減債積立金への処分量の繰り入れということで、

丸々2億数千万円が繰り入れられますので、23年度の現在の分としては約2億5,000万円ぐらいが減債積立金として積み立てられると。その中から今回、同じ資料11の1ページに資本的収入及び支出ということで第4条ということで、資本的収入額が資本的支出額に不足する額ということで、減債積立金8,499万3,000円ということで記載しておりますが、その減債積立金の中からこの分を予定処分するという形で記載しております。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。そういう仕組みなんですね。

もう一つお聞きしたいんですけども、企業債償還金の償還期間と償却期間の案を教えてください。ただきたいんですけども。

○阿部委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部次長兼総務課長 償還期間についてでございますが、今現在、政府資金と地方公営企業機構から事業を行うために企業債を借りていまして、両方とも償還期につきましては30年、据え置き期間が5年という形になっております。以上です。

○阿部委員長 よろしいですか。（「差を」の声あり）尾形水道部総務課長、もう一度どうぞ。

○尾形水道部次長兼総務課長 答弁足らずで大変申しわけありません。事業をする際に、当然事業をした分が固定資産に振りかえされるわけなんですけれども、振りかえした資産につきましては定額法に基づく減価償却費というのが発生します。ただ、その減価償却費につきましては、貸借対照表に記載しているとおり、事業をやったことによって構築物なり機械装置というもので、それぞれの種目に資産が振り分けられるものでございますが、一般にご理解いただくとすれば配水管整備事業をやった場合についての減価償却期間としましては40年、铸铁管の場合は40年ということになっております。以上です。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 これは長くなるので、きちんとした質問は後でさせていただきますけれども、返済期間よりも償却期間が長ければ違う形が出てくるのではないかと考えていたんです。それから、定額法が正しい公共サービスのあり方なのか、そういう議論が少し必要なのかなと考えております。要するに、公共サービスというのは市民に対して減価率を一定に考える方式ではないかと考えているんです。そのために、安定的に廉価なものを市民サービスに提供していくという考え方に成り立つのであれば定額法が正しい償却法かはわからないと考えております。これは後日議論したいと思います。ありがとうございました。

次に、資料ナンバー 9、交通事業会計についてちょっとお聞きしたいんですけれども、ページ191ページからなんですけれども、ページ196と197の間でちょっとお聞きしたいんですけれども、197ページに本年度職員15人と書いてあるんですけれども、196ページに職員数21人と書いてあるので、これの内訳を教えてくださいたいんです。

○阿部委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 委員ご質問の部分なんですけれども、ちょっと確認なんです、196ページの(1)の総括の部分でよろしいですか。(「そうです」の声あり)職員数21名となっているところですね。

まず、職員数なんですけれども、正職員については15名おります。事務職5名と船員10名。それから非常勤の職員が6名ということで、こちらの方は21名ということになっております。以上でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そうすると、非常勤職員さんが5名いらっしゃるということですね。(「6名」の声あり)6名。そういう形になるわけですね。

○阿部委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 非常勤の職員6名がいるということになっております。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、この報酬というのは、その非常勤職員6名分の給料という形なのでしょうか。

○阿部委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 報酬につきましては、非常勤職員の報酬という形になっております。以上でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございました。

次に、283ページ、下水道事業の方にちょっとお伺いしたいんですけれども、本年度、281ページです、本年度が19名の職員さんがいらっしゃって、前年度、要するに今ですね、22名、3名減という形で人数が減っているんですけれども、時間外が今年度が約400万円ぐらいで来年度は1,000万円ぐらい計上されているんですけれども、これほどの災害復旧なのに人員を減らす理由をお聞かせいただきたいんですけれども。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 24年度が19名ということになってございますが、これはことしの1月1日現在でもう既にそのような体制になってございます。今、復旧の方の事業費が多い中で体制的にどうかというお話をいただきました。現在、建設関係の現場担当職員が4名ほどでございます。これは管渠分だけの方の体制でございますが。そのほかに、他自治体の方から2名ほど支援をいただきまして、現在6名体制で実施をしてございます。

先ほど24年度の工事の見通し等につきましてもお話を申し上げましたが、全体で24件程度ということでございますので、これらを上期、下期に分けましてということでございますので、単純に計算しますと1人2件から3件程度というような体制で現段階では何とか工事の方を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

そういう形で仕事をなさるといことがわかりましたので、よく頑張っていたきたいと思えます。市民生活に物すごくかかわる分野を担っているわけなので、特にそごのないように、きちんと対応していただきたいと。健康管理を十分に注意されて。そういう形でないとできないでしょうから。

次に、介護保険事業特別会計についてちょっとお聞きしたいんです。これも人数でお聞きしたいんです。

○阿部委員長 ページ数をお願いいたします。

○田中委員 ページ数、350ページ。これも23年度が20名で、24年度が17名となっているんですけども、これもどのような形なのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 介護保険会計につきましては、この職員17名のうち13名が臨時職員ということで、介護認定の調査の関係でおります。あと、残り4名が正規職員となっております。これは1月1日現在ということございまして、23年度については中途退職している方がおられますので、その方が減っているという状況でございます。

○阿部委員長 田中委員。

○田中委員 どうもありがとうございました。

私、こういう人の少なくなっている現状を見て、ちゃんときちんとやれるのかというのが不

安だったので質問しましたので。きょうはこれで質問を終わります。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 おはようございます。私からも何点か特別会計、企業会計の質問をさせていただきます。

今田中委員から下水道の話が出まして、引き続き私も下水道のことを聞きたいと思ひまして、議案第39号でございますけれども、全体の予算を見るのに資料ナンバー9の263ページ開いていただきますと、そこにことしの下水道事業はどういうことをするのかという表がございまして、歳出の方ですけれども、1、2、3、4と。総務費が5億7,100万円、事業費が4億4,300万円、公債費が26億7,800万円、災害復旧費が33億8,600万円、合計で70億7,970万円という下水道会計の全体の歳出の予定表です。これを見ますと、ほとんど災害復旧費の33億円の事業かということになろうかと思ひます。

それから、その次は公債費が26億円。これは毎年ずっと。こちらの公債費の方は、資料ナンバー17の31ページに各起債償還年次表というのがございまして、下水道事業の方、元金が19億何がし、利子が7億6,500万円、合計で26億7,500万円ですから、この表でいいと思うんですけれども。

それと、前に戻りまして263ページ。それから事業費が4億4,300万円なんですけれども、たしか牛生ポンプ場の方でかかる事業費かなと思ひました。それとあと総務費ということになりますと、実際やられるのは災害復旧費の方と牛生のポンプ場の方をやったら、一般の普通のところの下水道の事業でやるところの予算がないのではないかと。災害復旧を優先的にしなければならぬものですから、それはわかるんですけれども、ほかのところの予算はないような気がするんですけれども、その辺の考え方、よろしくお願ひします。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 資料ナンバー12の65ページの方をお開きいただきたいと思ひます。

こちらの方に24年度の下水道事業のこれまでやっております通常の公共下水道事業、それから災害復旧事業ということで、大きく二つの内容を明示させていただいてございます。先ほどお話しいただきましたように、交付金事業につきましては継続でございます牛生雨水ポンプ場、これの建築、機械、電気関係の工事を引き続き今年度から来年度にかけて実施する予定にさせていただいてございます。そのほか、貯留浸透施設等につきましても、3カ所ほど継続事業と

いうことで実施する予定にしてございます。

中段の方に単独事業ということで予算額5,530万円ほどの内訳を明示させていただいてございます。この市内各所の雨水ならびに汚水でございますが、これらにつきましては緊急的に対応しなければならないものにつきましては、こういった予算の中で対応していきたいと考えてございます。

それから、災害復旧費につきましては、33億8,700万円程度で、先ほどお話ししましたような市内各所、被害がひどかった箇所につきまして実施するというようにしてございます。

それから、通常の総務費の方の維持管理の方も工事費を見てございますので、維持管理の部分での対応が必要なものにつきましては、そちらの方の予算の中で執行していきたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ほかのところも、市民の方が市内全域にお住まいでございますので、そちらの方もよろしくお願ひしたいと思います。復旧作業は大急ぎで。先ほど伊勢委員の方から33億の事業がどのようなことになるかということの説明受けました。前期と後期に分けて順番にやるということでございます。

それで、この予算、牛生のポンプ場、それから一般の単独事業、それから災害復旧とこう見ましたけれども、これは下水道の方の仕事になるのかどうかわかりませんが、また大雨とか台風みたいのとか海の水ぶくれとかになったときに対処する、そういう予算というのは、これは下水道の方でなくて災害の予算なのかどうかわかりませんが、そちらの方の予算づけみたいなのはされているのかどうかお聞きします。現に水が上がったとき、仕事をしなければならぬと思うんですけども、下水道事業の方の方が中心になってやられると思うんですけども。そちらの方までは予算計上されていないのかどうか。そういうのは災害だから、なったときに予算計上するものだから、最初からないものなのかどうか、その辺のところをお聞きします。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 通常の災害がありまして対応しなければならないということにつきましては、全庁的な部分という中では市民安全課の方で体制を組んだり、協力を業界の方に求めたりという形の対応になってまいります。今お話しいただきました今度は排水の部分で、主に例えばポンプ場でありますとか、そういった対応をしなければならないものにつきまして

は、これは下水の方でこれまでもやっておりますので、そういった対応をさせていただくということで考えてございます。これにつきましては、今も通常予算を組んでございますので、これらの中でそういった緊急時の体制も含めて一部考えている部分がございますので、そういったものを使いながら対応を考えていきたいと思っています。

それから、現在まだポンプ場等も災害復旧工事をやってございますので、ことしの1月4日に災害復旧連絡協議会の方と緊急時の排水対策ということで協定を締結させていただいておまして、常時、一定のポンプ並びに排水設備等の対応ができる体制を今現在とらさせていただいているところでございます。以上でございます。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。協定を結んで準備されていると。協定がないで、市の方だけで単独で対処しなければならないということであれば、仮設のポンプ費とか、そういう予算が計上されてくるのかなと思って見ていたんですけども、どこにもないから聞いたのです。それで、そちらの業者の方とか協定結ばれて、それはそれで対応していただくということでございますので、もう二度と上がらないように、ぜひよろしく。3・11以来は想定外という言いわけは日本国じゅうどこでもできなくなった時代でございますので、そういうことの想定外も考えて対処していただきたいと思います。

それで、下水道の方の事業、9の263のところに戻りまして、公債費ですけれども、26億7,834万7,000円。これが書いてあるのが、277ページを見ますと、元金と利子で、元金が19億900万何がし、それから利子が7億6,800万円、この元金に対して利子がどういう状態で返してくるかということがあると思いますけれども。

それから、ナンバー17の、こっちの方がいいかな、31ページ、それで7億6,570万円なんですけれども、ほかのところの特別会計とか企業会計とか一般会計に比べて、下水道の利子というのは高いものだと思っているんですけども。例えば一般会計の方の借りている金額からして払う利子が3億円だとすると、こっちが19億円で7億6,500万円。これは利息が多分、下水道の方の利息だけがまだ高いのが、借換債が十分に借りかえてきていないのではないかと予想はつくんですけども。ほかのところはうまく借換債に比べて安い利子になったんですけども、下水道の方だけ高いということはないのでしょうか。その辺のところ、これからも借換債どんどん推し進めて下水道関係の利子を減らすと、努力はされているでしょうけれども、その辺のところ、ご計画があるのかどうか。あるいは、なぜ下水道事業の方だけこんなに、利子だけで

7億円ですよ。その辺のところ、お答えよろしく申し上げます。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 利子が高いのではないかというお尋ねかと思えます。下水道事業の場合につきましては、償還期間が30年間という長期間でございます。ですから、当然、利子も高くなっているということがございます。こういった中で、先ほど借換債のお話をいただきましたが、実は19年から21年にかけて3カ年、借換債を対応させていただいています。そのときの利率につきましては5%以上のものにつきまして低利で借りかえという対応をさせていただいているという状況でございます。現段階では5%以下の中でやってございますので、新たな借りかえというような状況ではございません。私の方からは以上でございます。

○阿部委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 下水道の公債利子の利率のことでございますけれども、今下水道課長からもご説明ありました公的資金の借りかえ、地方の負担がかなり増大するということで公的資金の借りかえ制度を既に19年から21年で行っております。今、大体がほとんど5%未満の利率で借り入れしている。それから、通常の借り入れにおきましては、一般会計と同じような手続で、これは財政課の方で借り入れの手続を行っております。まず財政融資につきましては国が定めている利率、これは非常に少ない利率になります。さらに、縁故債と言いますか、市中銀行の借り入れというのがございますので、それにつきましては一般会計とあわせて入札制度を行いまして、各金融機関さんとの競争のもとで、できるだけ低い利率で借り入れするという努力はしてございます。以上です。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そうですね、下水道、期間が長いからね、30年も。でも、まだ5%ぐらいという感覚でしょうから、3%以下しかありませんみたいに、財政の方と相談していただいて、早く安いのにしていただけると、回り回って市民の下水道料金にはね返ってきますので。今回は4月から幾分下水道料金を下げていただいたのでありがたく思っておりますが、なお頑張っていたきたいと思えます。

次は、第40号の公共駐車場会計についてお聞きします。9の288ページ。結局は予算が2,000円だけだということでございますので、公共駐車場会計は本年度はお休みということでございますけれども、たしか今取り壊しが予定されている公共駐車場以外にも市の方で駐車場を管理していて、やみ市の北側とか本塩竈駅前、駅前といっても北側の方ですけれども、そうい

うところでは、別の会計なのかどうか知りませんが、公共駐車場の会計としては、予算は2,000円だけれども、活用とかそういうことはあるのか、ないのか、よろしくをお願いします。

○阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 公共駐車場事業特別会計の2,000円という当初予算措置でございしますが、これにつきましては、歳入では使用料と雑入で、また歳出では駐車場管理費の消耗品費と公債費の利子の方で、それぞれ1,000円ずつの科目設定となっている内容でございます。

それで、委員お話し例えば海岸通駐車場ですとか本塩竈駅に隣接する駐車場、こちらについては一般会計の方で経理を行っておりまして、あくまでも公共駐車場事業特別会計につきましては塩竈中央公共駐車場、こちらのみの経理となっている状況でございます。

それで、この公共駐車場につきましては、2月補正予算で解体費用を計上し、お認めをいただいたところございまして、現在、解体に向けまして準備作業を行っておるところございまして、24年度中にはできればできるだけ早い時期に解体を行いまして、その跡地につきましては、例えば観光バスの駐車場として、そこを拠点に町歩きなどをさせていただくような形で考えてございます。そのため、特に歳入歳出予算については発生は予定されてはございませんが、例えば23年度におきまして修繕費あるいは調査委託費などの執行をしております関係で消費税の申告を行います。その還付税などが予想されますし、また解体費については繰り越し事業となっている関係で、その受皿としてこの会計については残す必要があるということでございます。以上です。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。駐車場会計は、会計上は継続ということで。それから、いろいろ利活用される考えがあるみたいでございしますので、しっかり有効に使っていただきたいと思いました。ありがとうございます。

では、続いて46号の市立病院事業会計のことについてお聞きします。ナンバー10の1ページからいきますと、説明いただきまして、ことしも全般的に半年前の決算のときもお聞きしたんですけれども、私は4年ぶりか5年ぶりぐらいの質問になっていますので、その当時の市立病院の事業内容とはもう雲泥の差と言うか、黒字会計も2年続けて、ことしも3年目黒字会計なるか、来年も黒字会計でいきますという予算をいただいて、非常に喜んでおります。1ページには、病床が161床に対して1日の入院患者数の予定は156.7人で、病床利用率97.3%でやっていきますという、これはなかなかすごい、これ以上はもう頑張りようないくらい頑張りますと

いうことでやられている数字だと思って非常に私も、四、五年前、この議場で、本当に一番ひどかったときから比べて、こんなにも市立病院頑張ったんだなど、今の院長先生になってから頑張ったのかなと思ったんですけれども、その辺のところ、ことしの予算を組むに当たって、ご感想をよろしく申し上げます。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 では、私の方からお答えします。

確かに病院は大変なと言うか、私が来たときは、そういう状況でございました。いろいろ議会でも厳しい質問を受けまして。そういうこともございました。病院の中で、外部の方も入っていただきまして、あり方審議会等をつくりました。その中でいろいろ問題点を出していただきまして、それから病院内で改革プランをつくりまして、とにかく職員全員で地域のために頑張っていこうではないかと、みんなである程度気持ちが一つになってきたという一つ大きな意味もあるのではないかと思います。

先週メディカルコントロールの委員会もございまして、私も出席してきましたんですが、救急の数もかなりふえてきてまして、昨年が1,422件、45%ぐらいふえていましたので、かなりそういう意味では我々できる限りのことは頑張っているのではないかと考えています。以上でございます。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。しっかり頑張られてね。

それで、6ページ、24年度の市立病院事業会計の資金計画、この表の一番右下のところを見ると、収支差し引きで7,123万8,000円ということで、今年度はそのくらい、7,000万円くらいの黒字を出す計画の表だと思うんですけれども、そうすると23年と24年と、4年連続して毎年ずっと塩竈の市立病院は黒字事業になりますと。そういうことで、四、五年前の体質を改善して黒字体質になりましたという予算書ではないかと思うんですけれども、この辺のところ、順調にいくということで上げられたと思うんですけれども、そういう理解でよろしいのか、よろしく申し上げます。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志子田委員にお答えさせていただきたいと思えます。

6ページの資金計画につきましては、前年度のあくまで比較ということで、24年度の現金ペ

ースの黒字の今の見込みにつきましては大体5,100万円程度を見込んでございます。ただ、先ほど院長も答弁したんですけれども、平成20年当時、私は平成20年に病院に赴任しまして改革プランの策定に当たりました。平成20年当時の病床数、4月ごろですと120から130というのが病床数の状態でした。それで、外部委員の方のあり方審議会、またそれを含めての内部の委員会を立ち上げまして、それをやることによりまして後半から150というものに大体なってきたということになりまして、最終的には20年度、百四、五十の病床数になったと。それ以降、ほぼ満床に近い病床利用率ということになっておりますので、病院の基本は入院でございます、入院のベッドが満床に近ければ何とか病院事業を今後も安定的に運営できるのかなと考えておりますので、現金ベースの黒字というものは絶対条件として、国の方にも改革プランの中で約束しておりますので、何とかここを毎年毎年達成できまして現金を積み上げていくような安定経営が図られますように今後ともいけるのかなと。それを含めて病院で努力しているということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。頑張っていたかと思っ聞いていました。もう頑張ろうないくらい、病床利用率がこのくらいということは本当に満杯で、そうすると今度、逆に駐車場が混むということが心配になってくるのではないかと。あるいは、これ以上いい成績で、これ以上の黒字を出すことになると、今度はいい方に向かったの改善計画になるかと思っうんですけれども。今年度の予算にはないんですけれども、来年、再来年と向かって、もっと黒字が出てきて、今まで本庁の方から回していただいていた資金を今度病院の方から本庁に回すくらいの黒字病院になっていただかかと思っ質問します。

それで、13ページを見ると、有形固定資産のところの土地を見たら1,785万9,000円と書いてあるんですけれども、あれ、こんなものなのかなと不思議に思ったんです。そのほかにも土地があつたのではないかと。あるいは、あそこの土地は、これだけの評価だけなのか。帳簿上の金額なのかどうか。その辺のところをお聞きします。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 固定資産の評価でございますけれども、これはあくまでも公立病院ということで、基本的には、土地含めまして、余り多くない評価になってございます。あと、今まで医師公舎等ありました資産につきましては、すべてこの過程の中で売却としておりまして、病院の費用の中に全部入れ込んでおりますので、土地につきましては

今の病院の施設の土地しかないというのが現状でございます。

○阿部委員長 志子田委員。

○志子田委員 売却して処分ということですか。そうすると、あとは駐車場を広げる土地はなくなったのでしょうか。それから、混んでくると、やはりその問題が出てくると思います。それから、病院に入る、さら地の方から上がってくところの道路とか、取り付け工事とか、広く一直線に行くような工事とかつけられると利用率がよくなって、ますますよくなるのではないかなと思うんですけれども。今やっと黒字化になったばかりですから、そのところまではなかなかないかないでしょうけれども、そういうことで将来に向かって健全経営をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に、介護保険関係をお聞きしたいと思います。

9の317から320ページに介護保険特別会計の全体が載っております。前年に比べてプラスの4.6%の予算を組んでいただいております。それから、12の20ページと21ページのところに、特に21ページの方ですけれども、介護保険の給付の見込み値というものが第4期と第5期に分けて書いてあります。第5期の方は24年度からということで、4月から期間が変わると。それで、地域密着サービス型のところが、24年、25年、26年と見ていくと、急に伸びそうところは地域密着型サービス。老健施設の方で何かやられるみたいだということですか。前に聞きましたけれども。それから、居宅サービスの給付も26年くらいまでは伸びるといふ。給付費の増加する見込み値が書いてあります。全体的な介護保険会計、これからどのように……。きょうは朝一番で浅野委員がお聞きになりましたけれども、伸びるといふことなもので。

それから、前に協議会の資料でいただいたんですけれども、在宅介護の問題ですけれども、自宅で在宅サービスを受けたいという方が33.8%、自宅で家族のお世話になりながらという方が30.6%いて、介護保険事業の中で家族介護をされている方に対する支援というのはここしかないのかなと思ひまして、ほかにあったら教えてください。ナンバー9の339ページに家族介護支援事業というのがございまして、本年度、確かに前年の200万円からすれば970万円と大いに伸びておりますけれども、それにしても家族介護継続支援事業費977万8,000円、支援事業933万円、余り多くないなど。一般の介護されて自宅でやられている市民に、介護サービスを受けていけばサービスを受けますけれども、それを受けないで自宅でやられている家族の方に対する支援事業というのは、どういうものがあるのか。あるいは、どういうことを考えているのか。家族で見てやっている、そういうふうにやりたいという方がいっぱいおるわけなので、

その辺の事業、塩竈市でやっていることがございましたら、市民の方にお知らせお願いしたい
と思います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 介護給付関係でございますけれども、介護給付の中には居宅介
護サービスというのがございますけれども、この中には介護のヘルパーさんの派遣業務とか、
そういう部分が含まれておりますので、在宅におけるヘルパーさんの派遣とかというのも含ま
れておるのが現状でございます、居宅介護がふえてございますので、訪問介護ということで
ヘルパーさんの派遣とか、あとデイサービス、通所介護ですね、通所施設に基づくそういうも
のは後年度はふえてくるだろうという部分がございます。

あともう一つ、340ページの方の家族介護の部分でございますけれども、この部分についま
しては、家族介護の支援ということで紙おむつの支給等がございます。紙おむつの支給を第5
期からは在宅の「3」以上の方、それで課税世帯、非課税世帯ということで、課税世帯の方は
1,500円、非課税世帯は3,000円ということで、在宅「3」以上の方に支援をするという形がご
ざいます。

あともう一つ、地域包括支援センターというのがございますが、その地域包括支援センター
に係る部分の加配分と言うんですか、一応6,000人をめどとしておりますので、6,000人を超える
部分の包括支援センターもございますので、その辺を受けて地域支援事業が伸びていっている
理由にもなっております。以上でございます。

○阿部委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○伊勢副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、議案番号そして該当するページをお示しの上、
質疑をよろしくお願い申し上げます。

佐藤英治委員。

○佐藤委員 私は、資料12の65ページ、議案第39号の資料の点から質問いたします。

公共下水道事業についてでございます。先ほど伊勢委員の方でもこの33億円の災害復旧事業

の中身について、上期、下期の事業の発注状況についてお伺いしました。それ以外の部分で質問させていただきます。

一番単純な質問なんですけれども、33億8,600万円、これが次のページに示された、新浜、藤倉、北浜、本塩竈駅周辺地区、港町地区というふうに6地区の事業ということで、上期12、下期12という形で、24年度33億円の予算の事業だということでありまして。それで、そういうことを示されましたけれども、下水事業が3・11でどのような状況で、どういう部分を復旧事業をするのか。わかっているようでわからないので、その点からまずお願いします。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 3月11日の東日本大震災によりまして公共下水道施設、通常の査定を受けております箇所につきましては、約8キロメートルの汚水・雨水の管渠、これに被災が認められてございます。また、確定はしておりませんが、これから調査をしながら確定をさせようとしているエリアの部分がございまして、その延長につきましては約10キロほどございます。これは競技設計という特殊な手法で申請をさせていただいてございまして、なかなか年度内に被災が確定し切れない箇所についてそういう申請をさせていただいて、これについては既に調査につきましては発注をしまして請負者も決まっておりますので、今後具体的なスケジュールを作成しながら、随時調査の方に入っていくという考え方でございます。

それから、ポンプ場関係につきましては、16カ所ほどの被災の申請をさせていただいております。これにつきましては、昨年9月より随時復旧工事の方に入っております。今月末までの工期設定の中で今鋭意努力をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今次長からお話ありましたけれども、結局、災害で下水管がどういう状況なのか、そこら辺、もう一回、改めてお聞きします。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 まず、下水道施設につきましては、管渠関係でいきますと、施設的には管渠本体部分、それから管理をする際に必要になります人孔関係、これらによって構成されているということでございます。委員の皆様方も道路上ごらんいただいておりますかと思いますが、人孔の周辺が沈下によって人孔が飛び出ているような箇所がございます。こういったところにつきましては、道路の復旧の高さに合わせまして人孔の調整をするといっ

たことが出てまいります。

一方、管渠部分につきましては、これは目で確認がなかなかしづらいということがございますして、テレビカメラを入れまして調査をしてございます。これによりますと、管渠本体がたるみと言いますか、そういった形でゆがんでいると。当然、下水は自然勾配で一定の流速で流すということでございますので、たるみがあればたまってしまいますので、そういうところについては入れかえをする。それから、地震の影響で管渠そのものの接続口があいてしまったり、管渠本体にクラック等が発生しているというものもございまして、それらにつきましては、管渠本体をすべて入れ直すという箇所もございまして、部分的に管渠の中から被災しております箇所だけを補修をする、そういった工法ということで、随時、その被災状況に合わせて復旧をするという考え方でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 状況、私もちょっともやもやしていたんですけれども、ここら辺の問題、今お話しいただきまして、わかりました。

それで、この5地区の33億円の配分についてお願いいたしたいと思います。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 予算の配分というお話でございましたが、先ほど24件の工事ということでお話をさせていただいておりますので、その件数ということでお話をさせていただければと思います。

まず、新浜町地区でございますが、これにつきましては8工区、8件の工事を予定してございます。それから、藤倉地区、これにつきましては3件。北浜地区、これも3件でございます。それから、港町、中の島周辺も含まれますが、これにつきましては6件の工事を予定してございます。それから、本塩竈駅周辺ということで、海岸通でございますとか、一部南町、その周辺まで含まれますが、これにつきましては3件。その他1件ということで、例えば野田地区でございますとか、そういったところでも被災が見受けられてございますので、そういったものを発注する予定にしております。

災害の査定につきましては、その箇所ごとに受けてございまして、全体で77件ほどだったかと思いますが、その件数で受けております。その災害査定を受けた箇所ごとに発注をしますと、例えば近隣で合わせて工事を施工した方が効率が上がるという箇所もございまして、そういったところをある程度集約しまして、できるだけ一体の管理の中で工事が進められるよう

にということで24件という整理を今のところさせていただいております。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 なかなか本当に地盤の状況など非常に厳しい環境の中で工事をされるわけですが、ぜひ事故のないように、早期にお願いしたいと思います。

それと関連して、昨年12月7日の請願の中で、これは我が新生クラブもこの町内会長さんとの話し合いに伺いました。もともと我々が中の島地域あるいは新富町地域の12町内会長さんとの話し合いをセッティングいたしまして、この間も、2月初めだったと思いますけれども、当局の下水道課、金子部長あるいはまた次長の参加のもとで、状況について、あるいは市に対する要望に対しての回答ということでお話しいただきましたけれども、12月7日の請願の議決された案件について、この間の話においても、なかなか前向きな、あるいはまた災害の状況の方がまず優先するしということで、なかなか予算の関係もあわせて早急に24年度からスタートできるという状況でもないお話をいただきましたけれども、改めまして、この被災地区は津波ばかりでなくて、今一番深刻な問題は雨の問題だと思います。地盤沈下のこういう中で、そして今ポンプ場は24年度まで復旧するというお話をいただきましたけれども、そこら辺の地域の不安というものを24年度に一定の安心・安全というのをこの地域の人のために何ができるのか、その点についてお話ししたいと思います。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 請願をいただいた案件につきましては、先ほど委員の方からお話しいただきましたように、地元の方にも状況につきましてはお知らせをさせていただいているところでございます。市民の安全・安心のために何ができるかというお話でございますが、まずは被災を受けました中央ポンプ場の復旧工事を早期に完了させるということが第一だろうと考えてございます。

また、一方で、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、非常時に備えまして災害復旧連絡協議会との協定も締結させていただいておりますので、そういった中で必要な仮設ポンプの配置でありますとか、そういったことを適宜対応させていただくということで考えてございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、非常時における協議会でその体制をつくっていると、またいつでもそういう対応をするというお話もありました。ただ、私は、非常事態に、いわゆる大雨になったときに、

いろいろな協議会の人たちに協力をもらって動くというよりも、一番この地域が問題なのは常時、いざというときはすぐスイッチ・オンで大丈夫だというその体制をつくっていくことが求められているのだと思います。そこら辺について、いかがでしょうか。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 スイッチ一つでというお話でございます。地元の方からのご要望につきましては中の島公園内に中央第二ポンプ場というお話を具体的にいただいておりますので、当然下水道計画上也整備計画を持ってございますので、そういったものが一日も早く実現できるようなことを今後とも継続して進めていくことが重要なことだろうと思っております。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、事務担当者の責任者は一日も早くと。この間の集会の住民の声も、この地区の住民にとっては一日も早くという意味が全く伝わらないわけです。この点、市長、ここら辺について、いろいろな問題があると思います、かさ上げの問題から地盤沈下の深刻な問題、そういうのを含めて、災害地域というのは共通してどこでも急いでほしいという面もありますけれども、この間の大雨で、あるいはまた今後もちよっと、30ミリを超えるとまた冷蔵庫が浮いてしまうような地域も幾らでもあります、そういうことに対して、今の次長の発言に対してもっと市の責任者としての前向きな話というか、あるいは見通しについて、伺いたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本日は、私どもが提案をさせていただいております予算の審査を賜っておりますので、今お話しいただきました部分については、しかる後にその概要等についてまたお話しできる機会があるかと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今回の予算の中にこれは入っているわけです。33億円の工事の中に。そういう中では、今の市長の発言というのは議案以外の部分だと認識していると思うんですけども、私は議案そのもの、雨水も大きな災害の一つだと見ているので。これ以上発言なければ、そういうことを今後十分検討していただきたいと思っております。

それでは……

○伊勢副委員長 ちょっと佐藤英治委員、では下水道の方から回答があります。千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 今回ご提案させていただいております24年度の災害復旧工事費に

つきましては、既存施設の被災した箇所を復旧するという工事の内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そういう議案だというのは一定の理解はあります。しかし、見通しもやはりお話しただけだと思っております。

次に、同じ資料12の20ページの介護保険条例の一部改正についてお聞きしたいと思います。

今度の改正は第5期ということで、標準的な保険料が4,065円から4,860円というふうに値上がりするというので、1カ月795円、1年にその保険料全体としては5万8,000円ということになるわけですが、20ページの下段に介護保険財政調整基金の活用というふうになっておりますけれども、この財政調整基金は現在のどのぐらいで、今度の保険料の上昇を抑えることにどのぐらい投入するのか、お伺いします。

○伊勢副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 市の方の介護保険の財政調整基金でございますけれども、23年度末で4,200万円残る予定になってございます。そのうちの3,300万円をこの3カ年で投入しまして4,860円に抑えるということでございます。

財政調整基金をほとんど第4期の部分で使い果たすような形になりまして、あと予備費の分として若干残すという形になっておりますので、ご了承願ひしたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 財政調整基金もどんどん細くなるというお話でありました。

そういう中で、21ページの給付実績、21年から23年度までの給付実績の合計が120億7,000万円ということなんです。大体年間40億円ペースで給付されているということで、その下の計画と実績の中で、見通しどおりの、実績との差額、誤差というのが1,200万円減というその部分だけで、実績との増減率まさに0%ということは非常にすばらしい見通しだなと、まずお話ししておきたいと思っております。大変すばらしいと思っております。

そういう中で、第5期の24年から26年の給付見込みというのは137億円と出ていまして、これは前年の3年間と比較して17億円上昇するということなんですけれども、17億円というのは3年で割れば平均が5億円から6億円なんです。今までの第4期の21年から23年の平均は2億円から1.4億円の幅で、大体1.5億円から2億円の幅で推移してきているんですけれども、今後は5億円から6億円、毎年増額と。今までのベースで比べると3億円以上ふえていくという大

変深刻な問題なんです。今回議案出されて、では次の第6期、どのぐらいの見通しを見込んで
いるのか、そこがわかっていたらお願いしたいと思います。

○伊勢副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 第5期の方の見通しにつきましては、委員さんおっしゃるとお
り、確かに3億、4億、5億という形になっています。要因としましては高齢者の増加という
ことで、団塊の世代が26年あたりからもう出てくるという第6期の方にはかなりはね返って
くるのではないかとこのふうには見ております。それに伴いまして、あと介護報酬、今回改定が
ございましたので、1.2%の伸びがございます。あともう一つが要支援・要介護認定者の増加
ということですが、本市の場合、後期高齢者、この方が一般高齢者の割合からいくと
50%を超えております。そうすると後期高齢者の方が認定を受ける方が8割ほどおりますので、
そういう見込みから、こういう形の見込みになってございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。年々、高齢化率も超高齢社会と言われるように、世界の最
先端の高齢化社会を今日本はトップランナーとして走っているということでもあります。それで
一つは、こういう状況に対して市として、21ページには主要な原因、給付がふえていく原因と
いうのが書かれておりますけれども、この対策というものをどういうふうにされているのか、
お願いします。

○伊勢副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 24年度の予算の方にも計上させていただいておりますけれども、
まずは地域支援事業として予防事業というのがございます。予防事業の中で、今まで予防事業
の対象者の把握につきましては特定健診を受けていただいたときに、受診時に対象者を把握し
ておりましたけれども、24年度につきましては1万3,000人、認定者を除きますが、この方々
を対象にまず調査票を配らせていただくことにしております。その調査票に基づきまして対象
者の把握を今までよりもより精度を上げたいという部分で予防の対象者を上げまして、その
方々につきまして通所介護予防の対策事業とか訪問介護予防対策事業をやっていきたくと思っ
ております。

あともう一つは、これまでも予防事業の一環といたしまして健康づくりの体操、ダンベル体
操とか、あと塩竈独自の「トロっとエクササイズ」、そういうものを普及させながら、地域活
動しております教室、今現在ダンベル教室等介護予防関係で54団体ございますので、その団体

等を通じまして、介護予防と健康づくりの普及活動を図っていきたいと思っております。

○伊勢副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今いろいろな予防策、あるいはまたそういう指導、そしてなおかつ体操をされて、いろいろな団体として健康づくりに塩竈市としても取り組んでいるというお話をいただきました。

それで、私たち新生クラブ、介護保険を今期値上げするということも踏まえて、介護保険で先進的な都市ということで群馬県の藤岡市に行ってきました。そこでは筋トレというのをやっているんです。筋肉トレーニング。ここは合併した地域になっていますけれども、合併する前の地域の鬼石町というところは筋トレをやって、大体8割の町民の方がこれをやっているんです。それで、それをやっている人とやっていない人の医療費、給付の額というのは、6万円格差が出ているんです。これは私だけが見たのではなくて、テレビで見ている人が結構いるので、私たちは5人で早速そこに行って、いろいろな資料とお話をいただいたり、あと体操の状況のDVDもいただいてきましたけれども、こういう形を今後はどんどんやっていく必要があるのではないかと考えているんです。

ただ、塩竈市のメニューとしてあります、あるいはまた計画がありますというのではなく、ここではちゃんとやっていることに対してきちっとした実績をつくって、市民に見える形でつくっているの、この辺、今後ひとつ要望をお願いしたいと思います。

もう一つ、私ちょっと提案したいのは、今、国でも税と社会保障の一体改革というのを盛んに叫んでいます。後ずさりできない、今改革しなければ、もう本当に日本の健康保険、医療、その他の社会保障も大変な事態だというような。私は、歴史の中でもひとつのターニングポイントというか、チェンジするのかもしれないのかというポイントがあるんですけれども、このままいったら公務員の人件費削減した、報酬削減したって、それは一時的にすぎません。問題は、介護保険あるいはまた国民健康保険でも同じなんですけれども、どこに問題があるのか、どうすればこの医療費を歯どめさせ、そしてまた下げることができるかということは、体操、これも一つの大きな指針だと思っています。

もう一つは、日本の保険事業というのは民間の保険事業の勉強を僕はすべきではないかと思うんです。例えば、今自動車でも、事故のない、あるいはまた優良のドライバーの事故の保険料は10ポイント、15ポイント、30ポイント下げていますけれども、やっぱり国民健康保険にしても介護でも、そういうようなシステムを導入しないことには根本的には僕はならないと思う

んですけども、市長、こういう導入について、自治体で塩竈市だけではできないと言うけれども、我々がその後東京に行ったときに、自治体だからそういう実験ができるんだ、国が決めたら全部いいか悪いかで決まってしまう、自治体はいろいろなノウハウをやってみるというところに意義があると言うんですけども、この辺、市長、こういう民間の評価制度というのを導入すべきではないかと思うんですけども、その辺について考えがあればお願いしたいと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご案内のとおり、介護保険につきましては、国費負担率、あるいは県費、そして45歳以上の方々、その支援制度というのがありまして、そういった仕組みの中から成り立っている制度でございます。当然のことながら、加入者、1号被保険者、2号被保険者それぞれの割合で負担をいただくということを納得をいただいた上で成立している制度でありますので、今ご提案のものにつきましては今後の課題ということで受けとめさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○伊勢副委員長 よろしいですか。（「終わります」の声あり）

曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私も下水道事業の関係からお伺いしたいと思います。

何人かの方が質疑されて、大体わかってきたような感じもしますが、私も23年度の6月議会のときからずっと流れを拾ってみました。結局は、塩竈市の公共下水道が被害を受けて、23年度で18億5,140万円ほどの復旧事業で、54.5%の執行率だったという結果になっていると思うんです。それで、24年度で、23年度で残った分を恐らく24年度にも繰り越しして事業整備しようということなのだろうと思うんですが、ナンバー9の278ページに書いております災害復旧費、この予算で大体塩竈市内の雨水、下水関係の被災を受けたところがほぼ見通しがつくと考えていいかどうか、お伺いします。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 24年度の災害復旧費をもちまして、先ほどお話ししました通常で査定を受けてございます被災が確定している部分、これについてはすべて完了させるという考え方でございます。

ただ、競技設計ということで、まだ被災の状況をきちんと把握していない箇所のものにつきましては、先ほどお話ししましたように、これから調査をして被災の内容を確定しまして、復

旧方法を確定した上で今度国の方に再度申請を上げまして、お認めいただいた後に現場の方に入るというような流れになってございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 産業建設協議会の資料でも下水道の71カ所と競技設計6カ所ということで分けております。そういう点では、今説明ありましたような形で進んでいくというふうに思います。そうしますと、例えば、佐藤委員の心配ではないのですが、具体的に言いますと、尾島町交番所から県道八幡線に向かって中の島公園沿いに管渠が入っているわけですが、これから道路の整備をしていくのと抱き合わせて、いろいろなところをそうやっていくんだと思うんですが、そういう点では、泥が入ったところはかき出さなければ、これからそこに水がためられませんから、そういう工事をやっていくんでしょうけれども、それらは順次、泥をかき出し、ちゃんと水がたまるようにした上で道路の整備を重ねて、その後に、土曜日の河北新報で述べられていました国の復興交付金の関係が出てくるのかなと思いますが、そういう流れで考えていいのでしょうか。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 今回予算の方をお願いしている中身につきましては現に被災が確定している箇所でございますので、こういった被災の復旧をまずは急がなければならないということがございますので、今回の予算は、その復旧を実施するための予算ということでございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 被災している人たちは今後どうなるかというのを見ているわけで、その辺の流れ、早く見出しを出していただければと思います。ぜひ、その辺は今後ともお願いします。

もう一つ聞きたいのは、仙塩流域下水道の負担金の関係、271ページですが、維持管理負担金があります。275ページにも負担金が載っておりますけれども。その後、大代の方の流域下水道の施設は一体どういうふうになっているのか。今後復旧になるのかとも考えますけれども、その辺についてお答えください。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 県の流域下水道の関係でございますが、仙塩流域下水道の施設も今回の震災によります大津波によりまして、ほとんどの施設が被災を受けているという状況でございます。そういった状況でございますので、これまで簡易的な処理方法のもとに処理を

しているという状況でございます。県の方からの情報でございますと、ことしの6月とか7月ぐらいまでには一定程度の従前の生物処理への対応ということで今復旧作業を進めているとお聞きしてございます。最終的に施設全体の復旧につきましては、25年の3月末、これを一つの目標として今現在復旧工事の方に入っているという状況でございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。一層の努力をお願いしたいと思います。

続きまして、魚市場会計についてお伺いします。243ページであります。先ほども質疑がありましたけれども、私、震災前まで市場の事務所を使っていた方々の件数があるかと思いますが、見るところによると何人かの方が部屋を借りるのをやめたとか買受人をやめたという人も聞くのですが、現在どのようになっているのでしょうか。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 魚市場の施設の中に2階の部分に、およそ70区画の貸し事務所がございます。そちらは、いろいろな経済状況とか、それぞれの新規参入とかを含めて、出入りがございます。震災を契機に、多少やはり規模を縮小されるとかそういった動きもございましたが、逆にほかの事務所が使えなくなったので入っていらっしゃるという方などもおられるような状況でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それから、上屋の解体がこれから2回にわたり進むと思うのですが、解体後、暫定的でも、魚を水揚げした場合に屋根が必要になるのだらうと思います。水揚げの魚を並べるところが傷んでいるという状況もあるのでしょうけれども、解体の今後の見通し、それからその後一定の仮屋根、そういうものを使えるような状況などは考えているのかどうか、お伺いします。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 昨年の12月補正予算の方で解体の予算を計上させていただいております。今、設計の方に着手しておりまして、東側の上屋から解体をするように今準備に取り組んでおります。その後でございますけれども、県の方が管理しております塩竈漁港の市場の施設がある箇所というのも当然塩竈漁港の一部でございます、棧橋の部分等について、宮城県の方でも24年度から本格的な工事に入りたいということでございます。それに合わせて、一定程度、建物を先駆けて今回壊すわけですが、それを復旧するという中で一時

的には、細かい設計等々はこれからということにはなるわけでございますけれども、水揚げに支障がないような形で仮設の上屋等についてもつくっていかねばならないのではないかと
いう話は出ております。その辺については、これから具体的に検討した上で、議会等について
もお示しをしていきたいと思っております。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 県の方の工事と関係があるけれども、仮設の上屋についてはこれからも検討してい
くということであります。よろしくをお願いします。

それから、魚市場の水揚げでは、ほかとの競争もありますし、それから背後地の関係もあろ
うかと思いますが、震災から背後地の加工業者も大変厳しい状況にあるとか、うちは7割、8
割ぐらい努力しているんだという声も聞かれますけれども、それらの魚市場の水揚げ、運搬も
含めて水揚げをしていくわけですけれども、そういった点で、業界の方では、これらの取り組
みについてなど、いろいろ検討されているのだらうと思うのですが、その辺の内容がありまし
たら、お聞かせ願えればと思います。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山水産振興課長 平成22年度から、震災の当然前からでございますけれども
も、水産庁の事業ということで、塩竈の漁港の高度利用促進事業計画ということで取り組ま
せていただいております。そちらには、卸売機関ですとか問屋、あるいは買受人、あるいは加
工屋さん、いわゆる市場とか水産業、水産加工業に関連する方々に入らせていただいております
て、いろいろと議論をさせていただいております。そういった中では当然、市場について、そ
の時点でかなり老朽化をしているということなので、いずれかの時点で必要に応じて改築等
をしていく必要があるのではないかと、それにつけてはどのような市場が好ましいのか、あるいは市
場と仲卸市場の兼ね合いですとか、水産加工の冷凍・冷蔵の兼ね合いとか、そういう広い議論
をさせていただいております。そういった中で今回の震災がございまして、震災後、いずれそ
ういったことをしていかなければならないという内容が県の岸壁の工事等の兼ね合いで必要に
迫られてきているという状況がございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 第1次産業、第3次産業というか、本当に大変な事態の中で今回の震災を受けて、
なお一層大変になっているという状況は理解するところですが、もうちょっとスピードを上げ
た一定の方向、余り大きくなくてもいいですから、一つでも二つでも展望の見えるような取り

組みにもう入って……、同じような議論に私は聞こえるわけですがけれども、その辺がなかなか悩ましいというか、一つでも二つでも明るい見通し、例えば冷凍庫とか製氷室をつくるとか、何かそういった一つでも二つでも、余り大きくなくてもいいから、一步一步進むような議論がなかなか見えてこないと思うわけですがけれども、平成24年度はそういった議論が少しでも進む方向になるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 なかなか表に見えづらい部分はあるかと思えますけれども、今回震災を契機に、例えば宮城県の方で造成しておりました漁港背後地、これについてはすべて売却されたということも聞いておりますし、製氷・冷凍施設を凍結港を含めてつくるとか、あるいは加工場を新しくつくるといような話については、それぞれの組合なり企業の方でいろいろと話が出てきておるとい状況は伺っております。また、そういったものに対して国の共同利用施設の補助金を私どもの方を通じて事務的な手続のお手伝いをしたり、あるいは今度復興交付金事業の方でもかなり大規模な補助率の補助なんかを用意されておりますので、そういったことについてもようやく見えてきておりますので、24年度については、そういったことが一気に表面化してくるのではないかと思います。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 国の復興交付金なども利用して、手続ですね、この周辺の整備を図るといことで受けとめておきます。一層の努力をお願いするものであります。

続きまして、後期高齢者医療制度事業についてお伺いします。380ページからですが、今回塩竈市の後期高齢者医療事業特別会計は、歳入で保険料が掲載されているわけですが、前年度と比べて3,974万3,000円ほどの増額になっている。新聞などを見ますと、2年に1回、後期高齢者の保険料が上がる仕組みになっている制度であります。24年度は、そうした保険料の値上げも含まれている予算ではないかと思えますが、お伺いします。

○伊勢副委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 お答えをいたします。

資料番号9の380ページ、今ご質問ございました後期高齢者医療の保険料でございますが、前年度と比較いたしまして3,974万3,000円ほどの増となっております。この内容につきましては、昨年12月に後期高齢者医療の広域連合の方から数字として示されておりますが、今委員ご発言ございましたように、24年度からの保険料改定を見越した上での各市町村への依頼という

形で算定をさせていただいているところでございます。以上です。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、一体どれぐらいの値上げ幅になるのかということで、もしおわかりであれば、教えてください。

○伊勢副委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 お答えをいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、ご案内のとおり、すべての市町村が参加しております広域連合で運営されております。保険料の決定につきましても、広域連合で議会を持っておりまして、そちらで議決をいただいているという状況でございます。去る2月9日に議会がございまして、そちらに4月以降の24年度、25年度の保険料率の議案が提案されておりまして、議決をいただいているということになっております。

内容といたしましては、これは先ほど委員からございましたように、後期高齢者医療制度につきましては2年ごとに必要な分の収支見通しを立てまして、その中で収支均衡を図るべく保険料の設定をしているという形になりまして、20年度の制度発足でございますので、2年ごとということで24年、25年が新しい保険料率による運営になるという形になります。

具体的な内容といたしましては、医療費の増加、被保険者数の増加、そういったものを見越しまして必要とされる経費がふえていくということになりまして、後期高齢者医療制度の保険料は均等割と所得割で成り立っておりますが、均等割額につきましては23年度から1人当たり年間900円アップの4万920円に、所得割額がこれまでの7.32%から0.98%プラスになりまして8.3%になります。これは1人平均に換算いたしますと、年間で7万5,417円という試算でございます。これまでと比べまして年間で2,246円上がるというような状況でございます。ちなみち、月額に直しますと6,284円となりまして、これまでと比べて186円の増となります。

また、あわせまして今回限度額の方の引き上げというの也被含まれておりまして、これまでの50万円から1人55万円が限度額になるというような情報が入ってきているところでございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 きのう、おとこの新聞でも、後期高齢者の保険料が全国で43都道府県が上がるということで、2月9日の広域連合の資料を私もいただいておりますが、均等割で900円、所得割で0.98%、値上げが2,246円、年間7万5,417円になるという状況であります。これは、平均

の値上げ率というのは何%になるでしょう。3. 何ぼになるのか。

○伊勢副委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 1人平均の額で見ますと3.97%ほどの値上げになります。以上でございます。

○伊勢副委員長 曾我委員。

○曾我委員 大変な値上げだなと。これから小野委員が介護保険料の方も話ししますが、後期高齢で3.97%。75歳以上の方々が加入する後期高齢者医療制度であります。もう皆さんもご存じのように、ことし4月から年金の物価スライドにより0.3%、それから前に決めていたと言っておりますけれども、2000年以降の物価下落時に行われた物価スライドの凍結抑制によって2.5%に達したことによって、その理由で結局10月から0.9%の年金が引き下げられる。あわせて、高齢者の方々は1.2%ぐらい、24年度中にはそれぐらいの年金が引き下がるという中で後期高齢者医療制度は3.97%の値上げであります。しかも、今、灯油、ガソリン含め、さまざまなものが値上げされる中での今回の後期高齢者医療保険料の値上げというのは、当時民主党が野党のときに後期高齢者を廃止しなければならないと言ってきたその政党が、いまだにこれを続けているという問題をはらんでいるわけでありまして。聞くところによると、もっと悪い制度になるだろうという状況もいろいろニュースでは聞こえてきますけれども、そういう点では私ども日本共産党としては、この大幅な値上げは一層高齢者にとっては大変なものだといわざるを得ないと申し上げて、質問を終わります。以上であります。

○伊勢副委員長 西村勝男委員。

○西村委員 特別会計につきまして質問させていただきます。

初めての質問なので、的外れの部分がありましたら、どうぞご容赦ください。

初めに、ナンバー9、252ページ、魚市場事業特別会計についてお伺いします。先ほどもでしたが、漁船対策費についてお伺いします。1,905万1,000円が129万4,000円に変わった。マイナス1,775万7,000円が減ったということなんですけれども、私初めて見ましたので、その経緯をご説明いただければありがたいんですが。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山水産振興課長 漁船対策費といたしましては、魚市場の方に漁船にいっぱい来ていただきたいということで、漁船誘致の予算の方を主に計上させていただいております。これは昨年度まで水揚げ金額の1,000分の2に相当する金額を漁船を誘致するための補助

金ということで交付させていただいておりまして、その分が昨年度1,700万円の予算ということで計上しておました。今年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、ちょうど3年目ということで23年度で一たん終了させていただくということで、その分を計上しておりません。その関係で1,775万7,000円が昨年と比べまして減になっているということでございます。

○伊勢副委員長 西村委員。

○西村委員 今回の震災で石巻、気仙沼が大変な災害に遭いまして、船が今、塩竈の方に来ているという状況の中で、これをとめることによって次につながらなくなるということはないのでしょうか。その辺、お願いします。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 先のことなので、なかなか難しい部分はありますけれども、少なくとも21年度にこの水揚げ奨励金を始めた際には83億円に満たない水揚げ金額だったものが22年度には101億円、23年度はまだ終わっていませんが、23年次で104億円ということで、一定程度回復してきたということをとらえて今回は……。あと、先ほど答弁申し上げたように、24年度については災害復旧にあわせていろいろな整備等も出てくるので、そういったことも含めて補助金の方は23年度で一たん停止させていただくということになっております。

○伊勢副委員長 西村委員。

○西村委員 私も仙台中央卸売市場にちょっとつき合いあるものですから、荷受け機関にいろいろお話を聞いたことがあるんですが、出荷奨励金というのはずっと続けるもので、生産地間の競争もありますから、なかなか入る分も入らない。漁船の場合は漁船の方々が入ったり入らなかったりする部分での判断材料にはならないのかなと思ってお聞きしました。

また、船員の方々の福利厚生の部分で、前にもちょっとお伺いしたんですが、おふろの整備と言いますか、シャワールームが三つとふろが一つという状況の中で、現在、漁船員の方々が多賀城市におふろに入りに行っているという状況下で、市場が四、五年かかるというお話なんですが、それを待っていて、それは設備をしないのか、する方向に向かっているのか、その辺、お聞かせいただきたいんですが。

○伊勢副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 昨年3月11日の震災で、従来ボイラーでおふろを提供させていただいておったんですけれども、そのボイラーが浸水した関係がございまして、現在は県の補助金をいただきまして、今委員おっしゃられたように、シャワーブースを三つ、あと小

さいですけれども浴槽がついたものが1カ所ということで整備させていただいております。これはあくまでも暫定的にということでございますので、いずれかの機会には少しちゃんとしたおふろにしなければならないと思っておりますけれども、今のところいつということまではお答えできるような状況にはございません。

○伊勢副委員長 西村委員。

○西村委員 できれば、船員の方々がゆっくりおふろに入っていて英気を養って、また出漁して、また塩竈に戻ってくる状況をつくっていただければと思っています。

関連しまして、先月27日に県議会で佐藤光樹県議が魚市場と施設の整備について質問なされております。漁港施設整備が大体3年、魚市場については24年に設計が始まり、4年後に完成ということですが、インフラの整備と経済活動の一番根幹となる市場が同じスピードということでちょっと疑問があったものですから、その辺、市長はどうお考えなのか。早期にやっていただきたいと思うんですが、何か施策があればお話しいただければと思います。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど担当の方から、魚市場の今後のあり方についてはご説明をさせていただいたかと思っております。将来の姿をとということにつきましては、わずか70メートルぐらいの区間ではございましたが、将来の魚市場の向かう方向性ということで、昨年でありましたか、施設改修をさせていただきました。今後、県におかれましては、岸壁の災害復旧事業を3カ年間でやられるという話をされております。当然のことではありますが、岸壁の改修というのは、そこに建っております建屋も一定程度取り壊しをしなければならない。岸壁の改修と連動させながら我々は施設改修を一緒にやっていくということで、3ないし4年ぐらいの期間に今後、本魚市場の建屋等について改築の方向で今検討させていただいているところでありますが、ご案内のとおり、まだそういった具体的な予算というのは計上いたしておりませんし、できますれば、そういったものに国費が限りなく100%に近い財源を活用させていただきたいということで、今さまざまな取り組みをさせていただいております。先週のご質問の中でも、議長ともども3月8日に水産庁に参りまして、ぜひ塩竈市の方にそういうご配慮をお願いしたいという要望活動を行ってまいりますので、そういったことを踏まえて、また議会の皆様方には今後の方向性についてしっかりと話をさせていただきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○伊勢副委員長 西村委員。

○**西村委員** それまでの経過の中で担当者の方でお話あったんですが、地域水産業活性化検討協議会というものを設置されてここまで来ているというお話あったんですが、その協議会というのを私は初めて聞いたものですから、今までの経緯、何かありましたらお知らせください。

○**伊勢副委員長** 小山水産振興課長。

○**小山産業環境部次長兼水産振興課長** 先ほど曾我委員の質問にもお話ししたとおり、平成22年度から水産庁が全国に13ある特三漁港がどちらも昭和40年代、50年代に整備されたということで、今の漁業に比較しましてどうしても老朽化していたり機能が陳腐化しているという状況があるということなので、全国13の中で中で宮城県の塩竈市を初めとして鹿児島島の枕崎ですとか長崎漁港とか三つをピックアップしまして、その三つを漁港の高度利用促進事業計画ということで取り上げまして、その議論をする上での地元の協議会というのが今委員おっしゃられた地元の地域協議会というものでございます。そちらの中で、老朽化した、あるいは今の水産業となじみにくくなっている漁港のあり方をどうすることによって当初国が莫大な国費をかけた漁港として有効に活用できるのかということを検討したというものでございまして、22年度には5回、23年度は間もなく3回目ということで行いますけれども3回の協議をして、いろいろな経過を取りまとめていくという中身になっております。以上です。

○**伊勢副委員長** 西村委員。

○**西村委員** わかりました。塩竈港、魚市場も含めて、すばらしい港になるよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、ナンバー11の水道の件なんですけれども、19ページです。私、初めてなのでお聞きしたいと思ったんですが、2億5,328万円の受水費がかかっているということなんです、これは今までの経過として上がってきているのか下がってきているのか、その辺、先に教えてください。

○**伊勢副委員長** 尾形水道部総務課長。

○**尾形水道部次長兼総務課長** 受水の件でございますが、これは平成2年度から仙南・仙塩広域水道用水供給事業から受水している使用料金と基本料金でございます。この分に関しましては、22年度から5カ年間ということで基本料金と受水料金が改定されております。改定の内容としては値下げの料金ということになっているわけなんですけれども、塩竈としては5カ年間で約6,300万円ということで議会の皆さんへは報告させていただいております。それに伴いまして、今後5カ年間の受水量というのが調整されていまして、それによりまして今年度の部分につき

ましては、24年度の覚書水量による受水量としましては4,600トン、これは1日当たりの受水量でございます。先ほどご説明したとおり、22年度から26年度まで覚書水量ということで契約を結んでおりますので、その分で昨年より1日当たりの受水量が300トンほど下がっているという内容でございます。以上です。

○伊勢副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。ありがとうございました。

あともう1点だけなんですけれども、ナンバー11の5ページ、これは病院会計にも入っているんですけれども、私、初めて見たんですが、長期貸付金回収金3,500万円、これはいつから始まって、いつごろ終わるのか、それだけ最後にお聞かせください。

○伊勢副委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部次長兼総務課長 これについては、市立病院への営業資金の貸し付けということで、最初に市立病院への貸し付けをしたのが平成19年度から27年度までの9年間ということで、貸し付け金額につきましては2億円ということでございます。それに対しまして、会計間の貸し付けということで、市立病院さんからは利息ということで年0.6%ということで、この内訳につきましては、大口定期預金の0.5%、あと会計間の貸し付け利率ということで、平成9年度に財政あるいは会計の関係部局が寄りまして、その会計間の繰り出しについての利率を決定しております。その利率が0.1%ということでございますので、合わせて0.6%ということで貸し付けを行っているものでございます。以上です。

○伊勢副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございました。以上で終わります。

○伊勢副委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 高橋卓也です。

議案第37号塩竈市国民健康保険事業特別会計予算について質疑いたします。

資料ナンバー9の202ページ、203ページです。

塩竈市の国保税が高過ぎるというご意見は市民の中にもたくさんございますし、大変支払いに苦労されている、そういう声も何回か本会議の一般質問でも委員会でも私取り上げてきたわけでありましてけれども、とにかく県内一、飛び抜けて高いわけでありまして。12月の議会に上程されました塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これは本会議で全会一致で可決されました。その結果、この4月から平均して3.88%の引き下げ、国保加入の1世帯平均では

年間7,293円引き下げる。この改正は、日本共産党市議団は評価するものでございます。しかし、余りに引き下げ幅が小さ過ぎるといふ点も同時に指摘せざるを得ないということでございます。

今回、資料請求しなかったわけですが、改定した後の国保税の近隣の二市三町の比較というのを私どもはよくモデルケース、総所得が200万円だと課税所得は大体167万円、固定資産税が5万円、4人世帯で、そのうち子供さんお2人の場合というモデルケース、これはどこでもいろいろな団体を取り上げるモデルケースですが、この場合、塩竈市では45万3,900円、多賀城市は39万700円、松島は37万円、七ヶ浜は36万8,200円、利府町は33万500円。塩竈市の45万3,900円というのは引き下げた場合の金額でございます。逆に、利府町の場合の33万500円というのは、4月からまたここから引き下がるという額でございます。したがって、所得に占める国保税の割合というのも、ほかの市や町が、例えば多賀城は19.5%、松島は18.5%、七ヶ浜は18.4%、利府は16.5%、塩竈だけ22.7%と、引き下げてこの占める割合でございます。相変わらず高い国保税を塩竈市に、近隣二市三町との比較だけでも、引き下げは評価しますが、引き下げても飛び抜けて高いという状況は変わっておりません。

それで、当局でお出しいただいた資料のナンバー17の15ページ……

○伊勢副委員長 高橋委員、議会の方からの請求です。議会の側からの請求の資料、17番は。

○高橋委員 そうですか。

出していただいたわけですが、年度別の滞納世帯数と滞納額、年度別に18年度から22年度まであるわけですが、年々確実に滞納世帯も滞納額もふえているという状況になっています。これは単年度ごとですが。まずお聞きしたいのは、平成22年度の国保税の累積滞納額と23年度の見込まれる累積滞納額、この増減がどうなっているのか、最初にお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 資料、24年1月末現在での年度別の滞納額、これがあります。一応これでもってお答えしたいと思います。

24年1月末現在では、滞納額、小さいのは13年度からあります。13年度からあるというのは、差し押さえなんかをやっていて、どうしても時効中断しますので、そういう部分も若干あります。そういう部分と22年度までの累積の滞納額の計は、12億2,774万886円になっております。以上です。

○伊勢副委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 たしか、私の記憶違いだったら申しわけありませんが、私、当時議員ではありませんでしたので記憶しているというのも変な話ですけれども、平成21年度、22年度は、まだ累積滞納額、たしか11億円だったような記憶がありますので、間違いないですかね、ふえています。次に、不納欠損額について増減がどうなっているのか、近年の比較で答えをお願いします。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 不納欠損額での推移と言いますと、資料が前の部分しかないんですけども、21年度の部分でも……、すみません、国保税ですね。すみません、後で調べて回答いたします。すみません。

○伊勢副委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 いずれにせよ、累積滞納額がふえています。不納欠損額もふえているのではないかと予測されるわけですけれども。これは、平成16年、17年、21年と何回も引き上げてきた結果、大幅な引き上げですね、払えない世帯がふえる、払えない世帯がふえれば税収も滞納がふえて、逆に減っていくという悪循環が私は最大の原因だと思っております。その上で、4月からわずかとはいえ引き下げるといふ改正は、繰り返しますが、評価するものでございます。

最大の問題は、国保加入者というのは、事業主負担がない。この点では、国が負担をしていくわけですけれども、1980年代には50%だったのが今は半減しているという問題。この点については、国に負担率の引き上げを求めることは最大大事だと思うんですけども、資料の202ページの歳入の10の繰入金 5億4245万2,000円、この繰入金の内容についてお知らせいただければ幸いです。

○伊勢副委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 お答えをいたします。

同じ資料番号9の208ページ、209ページをお開きいただきたいと存じます。

第10款繰入金でございまして、209ページに節ごとに記載をさせていただいております。一般会計繰入金、それから基金繰入金に分かれますが、一般会計繰入金につきましては、いわゆるルール分の繰入金といたしまして、1節の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分から6節の保険基盤安定繰入金の保険者支援分まで6項目ということで繰り入れをしております。また、そのほかに基金繰入金といたしまして国保会計の財政調整基金の方からの繰入金を計上させていただきまして、合計で5億4,245万2,000円という予算を計上させていただいているところでご

ざいます。以上です。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 大変すみませんでした。不納欠損額の方ですけれども、21年度の部分については1億1,926万9,000円、この不納欠損です。22年度の部分については、3月11日の大震災もありましたので、なかなか精算の方も難しかったのですが、8,384万9,548円の不納欠損で決算をしております。以上です。

○伊勢副委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 大変な震災があったわけです。そして、私、今の国の政治はもう悪政だと。今度の税と社会保障の一体改革、国政どうなるかわかりませんが、どうも密談だ、夜の会議だと、なんかあざといことをやっているようですけれども、この悪政のもとで、しかもあの震災が起こったときだからこそ、私は今の回答、いわゆるルール分の繰り入れというお答えだったんですけれども、基準外の繰り入れもきちんと、この政治だからこそ、この状況だからこそ、市民がこれだけ苦しんでいるからこそ、予算そのものが大変な緊縮だということはもう篤と伺いましたが、こういうときだからこそ基準外の繰り入れも行って引き下げるべきだと思いますが、まず引き下げたいと思っているのか、市長の見解をお伺いしたい。

○伊勢副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まず、福祉全般についてのご質問であったかと思います。やはり国の制度として一定程度の福祉を提供させていただくためには、負担というものが発生するものと私は思っております。例えば、高負担高福祉という国の選択肢もあるでありましょうし、低負担低福祉という負担もあるのかと思っております。今現在の我が国の制度からすれば、中福祉中負担というようなことではないかと思っております。

さて、今委員の一連の質問であります。まずは制度的なものがあるということは大前提として我々は理解しなければならないということでもあります。その制度内で、できる限りのという取り組みを行っていくというのが我々自治体の努力ではないかと思っております。今回、わずかではあるかもしれませんが、一定程度引き下げをさせていただいております。ただし、これから先ということであれば、それは極めて不透明と言わざるを得ないということでもあります。ご案内のとおり、国民健康保険につきましても、例えば使った医療費については、その税の中で負担をしていくというのが今の前提であります。先ほど来、本市は高い、高いというお話をいただいておりますが、一方では医療費について申し上げさせていただければ、これ

は委員篤にご認識のとおりであります。13市の中でもかなり高い1人当たりの医療費というものを負担をしているという現実であります。こういったものを今後どのように整理していくかということについては、単に基礎自治体の力だけではなかなか対応できないということについては十二分におわかりいただけるかと思えます。今後、こういった社会福祉がどうあるべきかということについては、今国の方でも真剣な議論を重ねていただいているものと思っております。そういった方向性がぜひ納税者の方々にとって明るい方向に向かうことを私も期待をいたしているところでございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 高橋委員。

○高橋委員 要するに市長が言いたいことは、明るい方向に下げられれば下げたいけれども、制度内でなかなか不透明だというふうにとらえてよろしいでしょうか、今のお答えについては。善意でとらえたいなと思っているんですけれども。そういう政治姿勢であろうかと思うんですけれども。

相互扶助論については私は批判的な見解を持っているんですけれども、憲法第25条から始める必要もないんですけれども、国が社会保障、ひとしく国民が健康で文化的な生活を国がやりなさいというのが憲法第25条ですし、それから国保法第1条も、要するに療養の給付の見返りではないんだという、お金を払っているから受けるのではなくて、国が社会保障として保障する責任があるんだというのが国保法第1条の精神なわけで、その辺は見解がいつも食い違うわけなんですけれども、述べるだけは述べておきたいと思えます。

それから、資料ナンバー17の14ページについてお伺いしたいんですが、短期保険証と資格証明書の発行について、平成23年度については、1回目、10月1日から12月31日までの受け取り状況、途中の状況ですので、22年度の数字ですね、結論が出ている数字で。これも資格証の発行数が、塩竈は177、ほかの右側を見ますと、多賀城市43、松島2、七ヶ浜12、利府6と、けたが違う。飛び抜けて多い。国保料を滞納しているのですから、私は大変な方々が多いので、窓口全額負担は大変かなと思うんですけれども。このちょっと多過ぎる資格証の発行件数についての見解と取り組みについて伺います。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 短期被保険者証及び資格証明書、これの事務取り扱い要綱を定めております。この部分で、短期証の部分については、納税誓約後の履行状況を確認する必要がある世帯とか納税相談等に応じない世帯、あと所得及び資産を勘案すると十分負担能力があると

認められる世帯。資格証については、納税相談及び指導に一切応じない、納税相談及び指導において取り決めた保険税の納税方法を履行しないとき。一応前段では1年間50万円以上とか、そういう部分があるいろいろあります。ですから、うちの方では、こういう部分を検討しまして、それでやはり全然納まっていない、そういう人については9月上旬に本人あてに通知を出します。それで、どういう部分で納められないか、その理由書を提出するように求めています。そういう部分で返ってくるのは、180ぐらい出して返ってくるのは四、五通。返ってきた部分については、内容を精査しながら資格証をとりやめて短期証の方に移行しております。ですから、そういう部分をフルに活用しながら、あとうちの方で納税相談に応じながら資格証を減らしていきたい、そういうふうに思っております。以上です。

○伊勢副委員長 高橋委員。

○高橋委員 窓口主義と言いますか、郵送して180通近く出して、四、五通しか返ってこない。窓口で相談に来られるのをお待ちしていると。努力されているのは本当によくわかりますけれども、もう少し、市民に直接お伺いするであるとか。電話をされているというお話も前に伺ったことがありますけれども、頑張っていることは認めながらも、一層のお取り組みの強化をお願いしたいと思います。

それから、短期保険証を郵送ではなくて窓口で手渡している結果、取りに来ていない世帯、22年度を見ると、差し引いて314世帯ですか。事実上、病院に行かれない、保険証がないということになっているわけです。これも9月議会でも取り上げましたが、厚生労働省は、こういう通知を2009年12月16日に出しています。「短期被保険者証が世帯主が窓口に取りに来ないことにより被保険者の手元に届いていない場合は電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう進めること」と、こういう指示を出しております。この点について、家庭訪問と厚生労働省の通知であるわけですが、どういうふうに取り組んでおられるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 うちの方では日曜徴収とかそういう部分、年末とか年度末、あと出納閉鎖期間、滞納整理の部分、あと12月はボーナスの時期とか、そういう部分の日曜日を割いて、保険年金課と合同で徴収、訪問ですね、させていただいております。

あと、今、毎週火曜日は2時間ほど窓口を延長しまして、納税相談、そういうものを受け付けております。そういう部分で、うちの方でも、税務課のサイドでも、そういう部分の対応は

一応はしております。以上です。

○伊勢副委員長 高橋委員。

○高橋委員 訪問もやっているということで、本当に全力で頑張られているということが私も納得がいきましたけれども、ぜひ無保険者をなくすように引き続き全力を挙げていただきたいと思います。保険証がないということは事実上、病院にかかれない。生存権にかかわるような問題になってきますので。これはぜひとも、国保を引き下げるのとともに無保険者をなくすという取り組みにも市は全力を挙げていただきたいと考えております。

以上で質問を終わります。

○伊勢副委員長 鎌田委員に確認をしますが、引き続き会議を開いて、後半の部分ですけれども、鎌田委員の質疑ということで進めていく申し出がありますが、その方向で……。はい、では鎌田委員。

○鎌田委員 私の方からも数点、質問をさせていただきます。

まず、資料ナンバー10の市立病院からいきたいと思います。

市立病院、1ページにも書いてありますが、ことしの業務の予定量としては、いろいろ説明がありましたが、入院については97.3%を目標にしているということで、やる気満々だなということで見させていただきました。内容としましては、ことしも連続で黒字になりそうだと。3期連続。そして、来年度については、予算ではありますけれども、5,000万円ぐらい黒字を生みそうだという回答も先ほどの皆さんの質問の中から出てきたかと思います。あと、一時借入金の返済金についても、平成27年度ごろにはなくなる、解消するというような話もあったかと思います。そんなわけで、今回の予算を組んだ折に結構余裕が出てきたわけですが、私ならこの辺で思い切った策に出たいなというところであったと思うんですが、病院の方の予算組みとしては、そういったことがなかったのかどうか。これは堅実な手法と言いますか、そういった予算だなと思うんですが、そういう冒険もどうのこうのということは考えなかったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 伊藤市立病院管理者兼院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 お答えいたします。

先ほどもお話ありましたとおり、起債とか特例債が27年度で終了するというございまして、まだまだ今は経営改善というか、まだ道半ばでございまして、収支改善は3年目ではございましてけれども、まだまだ、もう少し続けた段階で、その先の展望に関しては。考えている

ところはいろいろありますけれども、まだまだとにかく収支均衡を続けていって、不良債務を完全になくしてからと考えております。以上でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。私が思うに、この時期になれば思い切って、何度も言わせていただいているんですけども、腎臓透析を行うとか、あとがんの早期発見の微小病巣モデルを検出するPETとか、そういった導入に踏み切ったらどうかなと考えたりしたわけですけども、そういったことを今後……、今期はやれなかったということだと思んですが、将来的にはそういったことも視野に入れてやっていただきたいと考えています。

ちょっと細かいところになりますが、今度12ページ、債務負担行為に関する調書ということで書いてありますけれども、結構、病院の情報システムのリースとか公用車だとか医療機関係などのリースが結構あるんだなとこれを見させていただきましたが、一般的にリースの方が有利なのか。買った方が有利なものもあるんでしょうけれども、この分野についてはリースの方が有利だというふうに解釈されているんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 債務負担行為に関するご質問でございます。大きな医療機器、何億円とか何千万円とする医療機器につきましては、リースにして何年間に分けるよりも、本来でしたら病院で購入した方が割安になります。ただ、今まで不良債務等ございまして、公立病院の一番のメリットであります起債によって医療機器等を買えないという状況がございました。それで、次善の策といたしまして複数年契約をして1年の支払いを少なくしていくというリース契約をして何とかしのいできたという状況でございます。

先ほどの不良債務等を解消いたしますと、公立病院の一番のメリットと言いますのは、民間病院になくて公立病院のメリットは、国の方から起債をお借りして高額の医療機器をそろえていくというのが本来のメリットでございますので、早急に不良債務等を解消いたしますと起債を受けるような状況にして次のステップに行けるのが本来の姿かなというふうに思っております。

あと、公用車等につきましては、いろいろ使っている車ですので、これにつきましては複数年契約のリースの方が基本的には割安かなということでやっているものでございますので、よろしく願いいたします。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。不良債務と言いますか、27年以降ぐらいになると思い切っているいろやれるということだと思います。

それから、今度は水の方に移らせていただきます。

11番の資料から質問をさせていただきます。

年間の送水量を見ますと約736万立米ぐらいだと思うんですが、年間総給水量、これは実際製品として塩竈の水道部の方でつくられて送水している、製品になっているということですが、原料は2系統に分かれていると思っているんですけども、幾ら入っているのか、トン数です。そして、なおかつできたら、送水した製品の736万トンの割合はどのぐらいの割合なのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 年間の配水量の内訳ということでございます。業務予定でございますので、736万トンという部分については精算をするという形になってございます。そのうちの大倉水系の部分については約85%ぐらいの水量で、先ほど質問出ました受水関係は15%ぐらいと見てございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今の回答よくわからないんですけども、私は単純に製品として水道を市民の方に736万トン提供している、そしてその原料として買っている水系は大倉と七ヶ宿系統とあったと思うんですけども、その総量は幾ら買って、幾ら製品として出しているのか、そこを単純に、そこだけ知りたいだけなんですけれども、いかがでしょうか。

○阿部委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 年間の総水量の関係は、この部分の着水が来てつくるという形になってございます。ですから、取水量は大倉ダム水系は3万トンの権利がございまして、その日にちによりまして水量のコントロールをしていると。ですから、ここに1日平均水量2万172トンとなっております。これは大体1日平均で2万トン出るときもあれば、夏場であれば2万5,000トンという形だったり、あと水量が減ったりというふうな部分で取水を調整しているという形でございます。製品としては、平均して736万トンを生産していくという形でございます。よろしいでしょうか。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○**鎌田委員** なんか私ピンとこないんですけども、今の話を簡単にすると、取水系統としては1日3万トンぐらい入っている、そして年間で736万トン出しているんですから365で割れば約2万トンぐらい毎日出ている。そうすると、1万トンはどういう形になるんでしょうか。

○**阿部委員長** 大友水道部工務課長。

○**大友水道部工務課長** 先ほどお話ししたのは取水の権利を3万トン、最大で3万トンという形でございます。ですから、水を多くつくっても、タンクもいろいろございます、あと配水量に合わせてございますので、その部分の3万トンのうちの取水量を時間当たり直すと1時間1,250トンになるわけなんです、3万トン取水をするとすると、目いっぱいだと1,250トン、1時間当たり1,250トンをとる権利がございまして、通常ですと、先ほどお話をしたように、水量的に今2万何がしという水量でございまして、そこを900トンだったり1,000トンだったり調整をして取水をしているというふうな取水の状況でございまして。ですから、3万トンの権利はございまして、今は水がなかなか使用で伸びないという形ですので、そういった状況になっているということでございます。

○**伊勢副委員長** 鎌田委員。

○**鎌田委員** 回答がよくわかりません。私が聞きたいのは、何トン入って、毎日何トンぐらい出しているのか。ですから、受け入れる量の90%は製品になっていますとか、95%製品になっていますとか、あとの10%については放流しているとか、その辺をお聞きしたかったんです。

ついでにもう一つ質問させていただきますけれども、それも回答を次いただければ助かります。この資料の19ページ、今度定員関係になるわけですけども、定員関係は水道の方は多いというのは私、前も言わせてもらっているわけですけども、決算やらで。そんな中、この19ページの工事費の中の遠方監視制御装置の分解整備工事ということで結構な金額がここに計上されています。これは、目で確認するのも手がかかるし、人員削減も兼ねて遠方の制御装置、監視装置、これを充実されていて、メンテナンスだけで1,000万円ぐらいかかっているわけですけども、こういったものに費やしていると思ったりもするんですけども、その辺の内容についてお聞かせ願えればと思います。

○**伊勢副委員長** 尾形水道部総務課長。

○**尾形水道部次長兼総務課長** まず最初に、業務の予定量でご説明したいと思います。ここに記載の年間総給水量736万2,841トンにつきましては、大倉水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして市内に配水する配水量が736万2,841トンでございまして。お尋ねの、見返り分の

有収水量として幾らなのかというご質問でございますが、それにつきましては、この中から料金としてカウントする分が647万9,300トンということで、配水量に対しましての有収水量は88%ということで見込んでおります。以上です。

○**阿部委員長** 大友水道部工務課長。

○**大友水道部工務課長** すみません、有収率だとピンときたんですが。大変申しわけございませんでした。

先ほどの遠方監視の関係でございます。これは梅の宮浄水場の計装の監視装置でございます。24時間これで監視をしております、平成4年度に設備改修をして早19年がたっている心臓部でございます。これの保守部品関係が平成24年、本年あたりまでに部品供給がなかなかできなくなると。先ほどもお話ししたように、年数がたつて供給部品が絶たれるということで、緊急的に3年前からこの部分の改修ということで部としての実施計画を立てまして、3年間で改修をしながら延命化を図っていくという予算計上の内容となっております。以上でございます。

○**伊勢副委員長** 鎌田委員。

○**鎌田委員** ありがとうございます。時間をもう半分使ってしまいました。ちょっともったいなかったなと思いますけれども。

もう1点、ここの下に「子どものための手当」とありますけれども、これは何なのか、簡単をお願いします。

○**伊勢副委員長** 尾形水道部総務課長。

○**尾形水道部次長兼総務課長** 「子どものための手当」ということですが、現行の子ども手当につきましては平成24年3月末で廃止されまして、下段の「子どものための手当」と名づけた新手当に衣がえすることになっております。ここに「子ども手当」ということで記載しているわけなんですけれども、「子ども手当」につきましては2月、3月分の2カ月分が6月支給されるということでずれ込みますので、2段の記載ということでございますので、よろしくをお願いします。

○**伊勢副委員長** 鎌田委員。

○**鎌田委員** わかりました。

では、今度は資料ナンバー12の方に移らせていただきます。

先ほどから下水道関係かなり話題になりましたけれども、ここで時間もないからですが、今までは、いろいろと話をお聞きすると、去年の震災後の補修関係とかもありましたし、あと今

回のあれで業者との協定も結んでいるということでありましたし、ここでお聞きしたいのは、最終的にここを見るのは平成25年度まで2カ年ということも牛生のポンプ場では書いてありますが、ポイントとしては、一つ、今後、津波は別として、この間の台風15号みたいな台風、それからゲリラ豪雨があった場合、集中的な、一番心配されるのは新富町近辺と藤倉近辺ですが、台風15号みたいなやつ、ないしはゲリラ豪雨では、これが完成すれば、25年度を過ぎれば、ほぼ問題はないのか、それだけまずお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 ただいまご質問いただきました牛生雨水ポンプ場につきましては、牛生第1排水区、約30ヘクタールほどございますが、そちらの方の排水をするためのポンプ場でございます。これは22年度から工事に着手してございますが、当面、40ミリの降雨量に対応できるような施設ということで今現在進めている状況でございます。したがって、先ほどお話しいただきましたゲリラ豪雨等ということで、先日の台風では時間当たり44ミリぐらいの降雨量がございましたが、今までの塩竈市の下水道につきましては、当面まず40ミリ強に対応できるものを市内全域で整備した上で次のステップに行こうという考え方でございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、確かにここは牛生のが書いてありまして、私はこの間の津波被害の後の電氣的な設備やら何やら補修も新富町関係、あそこの横をやっていると思ったので、それもこれが終われば全部問題ないのかなと思ったりしたんですが、今年度は新富町近辺のあの横の排水場関係の、あれの本格的な、中央ポンプ場と言うんですか、それはなぜ予算に入れていないのか、その辺ちょっとお願いします。

○伊勢副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 中央ポンプ場の災害復旧工事につきましては、昨年から実施をしてございまして、今現在、被災をいたしましたポンプ、電気関係、これらにつきましては今月末の竣工を目途に鋭意頑張っている状況でございます。ですから、23年度の予算の中で中央ポンプ場の災害復旧の方については計上させていただいているということでございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それも完成すれば、終われば、まず問題ないとして考えていいのかなと思ったりもするわけですが、時間もないので、ほかに質問したいところがあるので、今度17に移ら

せていただきます。

先ほども話題になりました国民健康保険税についてお聞きします。

まず、13ページなんですけれども、滞納世帯の所得者層の分布図を見ますと、50%を超えてくるのが300万円以上400万円未満の、ここから出発して、500万円以上の方までずっと50%台で来ているんです、構成割合として、滞納納税者数の。これは何を物語っているのか。それから、ここで低いのが100万円未満の世帯で、25.4%。ここが一番パーセンテージ的には低いんです。一方、左側の表を見ていただきたいんですけれども、12ページになりますけれども、ここで最高金額になるのが、塩竈は500万円以上600万円未満のこの部分で51万円になるんですけれども、ずっとあと51万円なんです。この頭打ちと言いますか、上がったピークの箇所、上がり切った場所というのは、他市町村を見ると、例えば石巻が600万円以上です、それから白石市については700万円以上、それから名取市については800万円以上。ずっと51万円を印をつけていくと、600万円以上というのが15の市町村のうち12市町村が含まれてくるんです。もう一つは、700万円以上になると15のうちの七つ。約半分ぐらいが700万円以上となっているんです。塩竈と同じところが辛くもありました。栗原市、もう一つが大崎市ありましたけれども。これは何を物語っているかという、所得者に合わせた体系になっていないのではないかと。右側の表ともあわせて勘案すると、そういう解釈になるのではないかと私は思うんですけれども。そんな点で、利府町とか七ヶ浜のやつは、ずっとなだらかに上がっていくタイプになっています。私はこういう形にすべきではないかと思いますが、これについて考えがありましたら、お聞かせください。短めにお願いします。

○伊勢副委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 お答えをさせていただきます。

保険料につきましては、先ほど高橋委員からのご質問にもございましたが、何をもとに保険料を算定していくかということですが、一番大きな基準になるのは医療費ということになります。本市、ご案内のとおり、医療費につきましても県内で1位、2位というような状況にございまして、1人当たりのかかる経費が多いという状況にございます。それを賄うために保険料の部分で仕組み上は10%程度ということになりますが、それを賄うために、あとどうしてもこのような状況になってくるということになります。

なお、一応参考として申し上げますと、資料番号17の12ページ、23年度の分ということになっております、今ご指摘のとおり、塩竈市の部分につきましては500万円以上600万円未満のと

ころから51万円という限度額になりますが、今回24年度からの保険料の改定によりまして1ランク上がりまして、600万円以上で限度額ということで移行する形にはなっておりますので、一応参考として申し上げておきます。以上でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 料金改定で1ランク上がってくるということですね。でも、将来的にはなだらかな方向に次の見直しではかけていただきたいと考えています。

では、次の14ページ、15ページに移らせていただきます。

まず、15ページ側から質問させていただきますが、不明の未申告、資格証明証の発行状況の中の、これはどの位置にあるのか。全くわからないのか。大体この辺の人たちだなというところがわかれば、教えていただきたいと思います。短時間でお願いします。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 不明、未申告、これは所在がつかめないという部分も入ります。あと、未申告というのも入ります。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 全然わかりませんね。全然わからないということですね、多分。そうしますと、次の下の国保税の過去5年間の滞納世帯数と納税額についての表なんですが、23年度については概略どんな感じでしょうか。22年度と変わらないとか、これが上がっているとか、そういう雰囲気だけ教えていただければと思います。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 23年度は、1月末現在で、22年度の同月と比較して2%ほど現年度の収納率が上がっております。ですから、単純に言うと、これよりも下がると思われます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

では、14ページの方の資格証について質問させていただきます。先ほど高橋委員より質問がありましたが、若干ダブるところはあるわけですが、内容的に見て、これは資格証明者が先ほど言われたようにけた違いに塩竈は多いというところで、これは私は一般質問やら決算委員会でもずっと連続で言わせていただいているんですけども、表をよく見ますと、23年度については若干、22年度と比較して数値が下がっています。これは何らかの努力によって下がっているのか、ないしは震災絡みなのか、その辺だけ、ちょっとだけお伺いしたいと思います。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 この部分については、震災絡みでは4件ほど。要するに半壊以上、そういう人の資格証については一般の方に回しております。あと、131というのは、やはり納税者の部分の努力もあります。あと、うちの方の納税相談、そういうものを全部ひっくるめて下がってきた、そういうものでございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

最後にこれについてお聞きしたいのは、いろいろ手だてはないのかということなので質問させていただいて、高橋委員さんも質問しておられましたけれども、私は、他の行政で新たな手法で納税率を上げているようなところがあるのではないかと考えるんです、全国を考えてみれば。そういう調査、情報入手の努力をされているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 国保の運営上、国保税というのは非常に大事なものでございます。それで、23年度の部分では、滞納処分を強化しております。差し押さえの部分、給与の部分ですけれども、延べで40件、251万3,000円、これは市税と国保税を両方兼ねますけれども、そういう部分で収納の方に努力をさせていただいております。そういう部分で強制的に取る分は取る、そういう部分の対応をしております。以上です。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よろしくお願ひします。やはり税の公平というのは、払うべきものはきっちり払ってもらおうということが私は一番大切なことかなと思います。正直者がばかを見るような方法ではいけないので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、最後は資料ナンバー9を使って1点だけ質問させていただきます。ページ数は189ページです。ここに離島関係の定期船の航路の関連がいろいろ書いてありますけれども、ここで私、今回の震災でボランティアで来た人たちが、一番初期の時期は無料で乗船させていただいたというのはもちろん私は知っているわけですが、それ以降、落ち着いた後の状況なんです、本来だとボランティアで来る人たち、ないしはボランティアで市内から市民が行く場合も、ないしは物資を運んだりする場合も、ある程度私は無料化、今の時期に当たってもです、間もなく1年になりますが、まだまだそういった状況でいろいろ活動されている方もいるわけだから、善意で、私は無料化すべきだと思っているんですけれども、ボランティアはこれは無

料でしょうか、それとも普通の料金になるわけでしょうか。その辺からまずお聞きしたいと思います。

○伊勢副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 災害ボランティアの方々の料金のことなんですけれども、6月1日以降、災害ボランティアとして浦戸へ向かわれる方々につきましても塩竈市としては有料とさせていただきます。確かに災害ボランティアについては無料にならないかとのお問い合わせも数多く寄せられていた状況にありますが、唯一の離島航路の存続のために、こうしたボランティアの方々にもある一定のご負担をお願いしてきたところでございます。以上でございます。

○伊勢副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それはちょっと。せっかく善意で来てくださる方もいて、塩竈市内でも荷物もいろいろ届いて離島に持っていくという場合、この間、ある方にお聞きしたんですけれども、あれも大変だなという話を聞いたんです。運賃も含めて貨物料についても、私はボランティアのきちんとした証明があれば無料にすべきだと思います。今までだって、市立病院だって赤字で何億と繰り出しをしているんですから、浦戸の船関係で繰り出ししたって、金額的に存続までかかるようなあれですか。私は無料にすべきだと思います。必要であれば繰り出しも必要だと私は思います。時間ですので一方的に言わせてもらいますと、無料にすべきだと考えています。市民だって、そう思うと思います。

以上で質問を終わります。

○伊勢副委員長 暫時休憩といたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。小野絹子委員。

○小野（絹）委員 では、私の方から、ナンバー1の議案第28号、17ページです。それから、資料ナンバー12の介護保険関係、19、20、22ページ等を使いながら質問させていただきます。

今回の塩竈市介護保険条例の一部改正については、17の資料の22ページに出ておりますが、

7段階で19.53%から19.56%の値上げがそれぞれあるということでございます。基準値と言われている第4段階が4,065円が4,860円になる。795円の値上げで19.56%です。年間で言えば5万8,320円の保険料になるということで出されております。

戻りまして、20ページのところです。同じ資料の20ページのところに、いろいろ考え方が出されております。そこでお聞きしたいんですが、今回の値上げは介護の被保険者、1号の保険者の負担率を20%から21%に1%上げるというものです。それから、2号の被保険者については30%から29%にする。これは1%下げるといいますが、問題は地域支援事業の財源割合の変更のところに出ていますように、被保険者の自己負担は1%上がった、それから2号は下がるということですが、問題にしたいのは、65歳以上の第1号の被保険者、21%の負担率になるという部分です。

しかし、国の方の状況はどうかというと、40%の負担が39.5%だと。しかも、県と市のそれぞれが今まで20%負担していたのが19.75%と。下がるということです。一方では市民負担がふえるという部分があるということです。

そこで、こういったことが国の方で示されて、今回こういう値上げになったということですが、値上げをするに当たっても、今まで、3番にあります、県の介護保険財政安定化基金をどのように活用していくのかとか、さらに市の介護保険の財政調整基金の活用、先ほど若干ありましたけれども、3,300万円ほど投入させていただいたということでありましたけれども、この3番、4番のかかわりについて、それぞれの基金の残高がどれくらいあって、宮城県はどれくらい出しているのか。それから、塩竈市はどれくらいあってというのは先ほどちょっとありましたけれども、塩竈市についても改めてお聞きしたいと思います。基金残高と、それから値下げのために活用した分がどれくらいあるのかということです。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長 長寿社会課長 まず、県の方の介護保険財政安定化基金の状況でございますけれども、24年度で限りましてこれは交付金が来まして、市の方には2,379万9,000円来るんですけども、その算定でございますけれども、23年度の県全体の残高が37億6,400万円ございます。37億6,000万円のうち今後必要と思われる、今後基金として残しておかなければいけない部分、これが13億8,000万円ほど必要だということで県の方では見積もっております。23億8,300万円残りますけれども、それに対して取り崩し可能額というのがございまして、これは国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1を拠出しておりますので、この3分の1の部

分をまず取り崩しましょうという形になっています。それで、市町村が拠出総額として12億円ほどございました。それに対する各市町村の割合というのがございます。今まで拠出している部分の割合がでございます。それが本市の場合ですと0.029という数字になってきてまして、基金の取り崩し額が7億9,400万円ということになります、県全体で、その0.029ということで、これを掛けた額が塩竈市の交付額の2,379万9,000円となります。

あと、塩竈市の財政調整基金の残高でございますけれども、23年度末の見込みとしては4,200万円ほどと見ております。そのうち3,300万円を今回料金改定の方の財源に充てるということで投入しているという状況でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 保険料の改定で重要なのが、宮城県がどれだけ県内の保険料の引き下げに基金を充てていくか、これが非常に重要なところだと思うんです。あわせて、塩竈市の場合には1,000万円ぐらい余裕を持っているようですが、こういった点で今回約20%近い値上げですので、そういう意味ではですよ、保険税が。ですから、それをもっと下げさせる上での宮城県や市の努力というのは、よかったものなのかどうか。私らは、特に宮城県は、今お聞きしましたら37億6,000万円。そのうちいろいろ使い方はあるでしょうけれども、しかし今回保険料の改定の時期なだけに、そういう取り組みが必要だったのではないかと思います、この辺については県とのかかわりはどういうふうになさってきたのか、お聞きしておきたいと思います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 県の方の基金の取り崩し額につきましては、県の市長会を通じましてなるべく多く取り崩していただきたいというお話をさせていただきましたが、国の方から県にワークシートというのが参りまして、取り崩し額よりも今後利用されるだろうという金額をまず確保しなくてはいけないという部分がございました。それで、全県下の中でもし給付費が上回って保険料が足りない場合はそこから貸し付けするという形のものの財源がどうしても必要になってくるものですから、そういう部分については取り崩し額から除いた部分で残高をとっておかなくてはいけないというのがまずありましたので、そういう部分で県の方としては、国から示された算定式に基づいてこういう形で残高を残すという形で、それ以外の部分を各市町村の方に配分しますということになっております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 24年以降の第5期の給付の見込額というのが21ページに出ています。今課長

が説明した状況だと思うんですが。先ほども質問ありました。17億円ほど、この3カ年で、ふえる見通しだということで出されていまして。介護保険は、どんどんふえてくるというのは、11月に示された民生常任委員会の協議会の資料の中でもそれが出ておりますので、わかるわけですけれども、やはり私どもは極力介護保険というのは安く抑えるべきだと。毎回上がっていくわけですから、見直しの中で。見直しのたびに給付が上がるから上げるのだということでは、対応の仕方について、きちんとここは考えていかなければならないところではないかと思っておりますので、その指摘をしておきたいと思えます。

それで、しばらくぶりで介護保険の関係で質問させていただくわけですけれども、ページで言えばナンバー9の317ページに入りますが、今回44億8,820万円の歳入合計、歳出合計も同金額を計上しております。そこで、こういった計画は当然、第5期の保険事業、これが作成されたのかどうかわかりませんが、それがどの程度予算の中に反映されているのか、それをお聞きしておきたいと思えます。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 今回の資料ナンバー12で示しております介護保険料の一部改正に基づきまして、3カ年の見積もりをしております。その3カ年の見積もりの中で平成24年度の分につきましては、今回の新年度予算の方に反映させていただいております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 どうも聞き方が悪かったかもしれません。第5期の介護保険の中身が全くわからないわけです。議員の方には何の資料も来ていません。また、資料請求もしないでしまったのかもしれないんですけれども。ですから、概略でいいです。どういう柱で、どうなっているか、どの辺がふえたのかとか、そういうのを含めて、お知らせください。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 第5期の計画につきましては、基本的に3カ年の中で実施していく事業費ということではこちらの21ページの方には出しておりますけれども、主に大きい部分としては、地域支援事業の中での、まず地域包括的なケアということで、一つは包括支援センターの増強。午前中にお話ししましたように、3,000人から6,000人の高齢者の部分につきましては、一つの目安として1施設1包括という話になっておりますので、その部分で6,000人を超える部分については加配ということで職員を委託する上では考えていきたいというのが一つございます。あともう一つは、地域支援事業の中で家族支援ということで紙おむつの改正を

今回しております。紙おむつの部分におきましても、今まで在宅で介護度3以上の方、その辺の部分につきましては今回拡充させていただきまして、今までですと非課税の方の介護度4・5の方が該当していましたけれども、これから在宅3以上の方につきましては課税世帯、非課税世帯という形で拡充させていただいておりますし、課税世帯については月1,500円、非課税世帯につきましてはこれまでどおり3,000円という形で改正させていただきまして、家族介護の方の支援という形でさせていただいて、今回の予算の中で反映させていただいております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 第5期の介護保険の計画の中で目玉になっているというのが地域支援の強化、それだと思うんです。要するに、施設では非常にお金がかかる、だからできるだけ在宅でやろうということで考えられてきている制度だと思うんです。そこで、そこに入る前に、この事業の中で総合計画というのをつくっているところがあるような、あるいは自治体によっては総合計画というのをつくるべきではないということを言われているようですけども、それについては塩竈市としては、支援事業の中で総合計画というのがあるようですが、それは聞いていませんか。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 総合計画と言いますか、第5期の高齢者福祉計画、あと介護事業計画というのが今回の3カ年事業という形で作成させていただいております、まず介護保険事業計画につきましては今回ご提案させていただいております保険料とか給付費関係を見込むということが一つございます。もう一つ、高齢者福祉計画というのは、これも3カ年の見直しがかかりますが、この部分については同じ年度内中に作成する形になってございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 第5期の中で、もちろん保険料が改定されるというのは出てきているわけですけども、例えば処遇改善の問題、これは先ほどの資料のページで介護報酬1.2%というのがありましたね。最初に質問していた方もおったようですけども。この1.2%というのも実際には介護報酬が上がるのかなと思うけれども、今まで来ていたのがありますね、介護職員の処遇改善交付金というのがありますね、それとの兼ね合いで、これは引き続き来るようになっているんですか。去年は1,900億円全国的に処遇完全として出されていたのが、廃止するやにも聞いているんですけども、それについてお答え願います。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○**赤間健康福祉部長寿社会課長** 第4期で介護職員の処遇改善交付金ということで交付金が来ていましたけれども、これは23年度で終了という形で国の方から通達が来ております。

○**阿部委員長** 小野委員。

○**小野（絹）委員** 23年度で1,900億円来ていた、予算計上されていた、政府の方ですけれども。それが今回来ないとすると、介護報酬が1.2%引き上げられても、実質的に0.8%ぐらいのマイナスになるのではないかという見方さえされているんですが、塩竈ではどういうふうなそれを見ているのでしょうか。

○**阿部委員長** 赤間長寿社会課長。

○**赤間健康福祉部長寿社会課長** 第4期の部分では3.0%の介護報酬の改定がございました。そのほかに処遇改善交付金という制度がございました。その3.0%については第4期では上がっています。それで、今回は1.2%を上げるという形で整理しておりますので、うちの方としては県の通達に基づいて試算したところでございます。

○**阿部委員長** 小野委員。

○**小野（絹）委員** それでは、3%プラス1.2%の処遇改善がされるのだという認識だということですか。

○**阿部委員長** 赤間長寿社会課長。

○**赤間健康福祉部長寿社会課長** 第4期で3%のものをそのまま引き続き第5期も来ているわけです。それで給付は見ていますから。それにあと1.2%加算されて今回上乘せになるという考え方でおります。

○**阿部委員長** 小野委員。

○**小野（絹）委員** では、私はここで端的にお話し申し上げておきたいと思うのは、介護報酬が1.2%今度上がりますと。それが値上げの原因にもなっています。値上げと言うとあれですけども。先ほど来の料金改定の原因の一つにもなっているということです。しかし、これは実際に、先ほど来お話し申し上げていました介護職員の処遇改善交付金というのがなくなりますので、そういう意味では、処遇改善のところでのどの程度緩和されてくるのかというのは心配があります。介護に携わる方々は大変厳しい状況の中で仕事を頑張っていただいているというのは、だれしもがご存じのとおりであります。ぜひとも、そういう点では、昨年よりもそれが落ちることがないように状況をつくっていく必要があるのではないかと考えております。

それで、実は介護保険の中身のかかわりで、11月に出された民生協議会の資料の中で、第5

期を作成するに当たってアンケート調査をやったわけです。これは非常に大事なことだと思います。これを見ますと、例えば「塩竈の介護保険料についてどう思いますか」というアンケートをしています。一般高齢者の調査では、「高い」37.4%、「やや高い」20.2%で、合わせると57.6%が高いというふうにアンケートの調査では回答しているんです。

それから、認定者の調査、介護保険の認定を受けた方、この介護保険料についてどう思いますかと。「高い」というのが25%、「やや高い」が24.4%で、5割近い49.4%がやはり高いと思っているということです。

それから、施設に入っている人、施設入所調査では、「やや高い」が17.2%、「高い」が13.8%で、31%の方が高いと言っているんです。

私はそういう点、このアンケート調査も十分吟味されて保険料の策定にはあつたのかなと思うんですけれども、改めてこういう結果だったということを申し添えておきます。

そういう点では、先ほど来、県や市でそれぞれの基金から出す分はそういう状態だったというのはわかりましたけれども、同時に、先ほど来、国保でもありましたように、一般会計からの繰り入れも必要になってくる。こういう震災のご時世ですので。そういうふうに思いますので、その点について、中でそういう協議をされたことがあるのか、ないのか、その辺だけお聞きしておきます。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長長寿社会課長 アンケート調査、確かにそういう結果が出てございます。それで、アンケート調査に続きまして、我々も総じて保険料とサービスの調和、そういうものも重視しなくてはいけないのかなと感じております。

あと、一般会計からの繰り入れというお話でございましたけれども、介護保険法の中では市町村の負担率が定まっております、それに基づきまして一般会計からの繰り入れは先ほど言いました率で繰り入れる形になってございますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(絹)委員 もう一つご紹介したいんですが、アンケート調査で、「今後利用したいサービスについて」、これは認定を受けている方々です。養護老人ホームなどへの短期宿泊をしたいという方が26.1%いらっしゃいました。私、見ていて、紙おむつなどの給付サービスが23.6%と出ているんです。先ほど課長の方から、今回紙おむつについては介護3までが対象になりましたと。曾我さんが介護保険では毎回ここの議場で言っていたのは、何で今までやって

いたようなものにしないで介護保険だけで対応しているのか。だから塩竈での利用者が少ないということで再三取り上げていました。それが介護3になったということで、どれくらい緩和されてくののかなと思うんですが、とりあえず介護3までが今回対象になったようですけども、それについて、人数的にどれくらいふえそうだと見えていますか。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 これまで、介護の紙おむつ支給、非課税世帯で4号の方々がおりましたけれども、100名くらいだったんですが、今回400名くらいの範囲に広がると思います。

○阿部委員長 小野委員。

○小野(絹)委員 今回400名ということで拡大されてきているということがあるわけですけども、実は今回の震災で、要介護認定を受けた方が結構ふえてきているんです。私の周りでも、ふえています。それからもう一つは、一生懸命自分の家の周りを復興させようということで行くと取り組んだ結果、疲れ果てて、それでぐあい悪くなって病院に救急車で運ばれる、あるいは自分の家の車で運んでいくというような状態などもありました。先日、私びっくりしたんですけども、元気でやっていた人が介護4になっていたんです。もちろん、おむつもせざるを得ないというような状況だと思います。そういう人たちが、ふえているんです。一般会計での質問の中で高橋卓也委員が、何で塩竈は61名の方が出ているのか、亡くなった方は47ではなかったですかということでお話ししたら、関連で亡くなっている方がこれくらいいるんです。そのとおりなんです。私の知っている人でも、まだ70歳にならない人です。藤倉の自分の家はちゃんとしているんだけど、娘の家が津波でやられたから、一生懸命来てやっていたんです。でも、疲れ果てて、結果的には残念ながら亡くなってしまったんです。そういう人が多い。これからも、ますます出てきます。そういう意味で、介護保険の充実がますます求められていくと思うんですが、そこで私は一つ、曾我委員がずっと取り上げてきたおむつの関係を介護保険だけに頼らないで、もとやっていたような方法でやれないかということでお話しされていまして、今回私が質問していますので改めてそれをお聞きしたいと思いますので、お答えください。

○阿部委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 介護保険の方で実施しているということは、これまでの経過から言って18年の改正以降そういう形で進めさせていただいておりますし、介護度の認定の部分で4・5以上の方で非課税世帯の方を今回第5期からは3に拡充させていただいたということ

でございます、一般会計という部分でのお話でございますけれども、地域支援事業という形で、保険料をいただいている方に還元するという考え方からいきますと、こちらの方がよろしいかと私は思っております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 下水道についてお聞きします。

先ほど来、いろいろありました。そういう意味では、とりあえず40ミリに対応するんだということで、藤倉ポンプ場、牛生ポンプ場はそういうふうに今なっています。しかし、今来ている雨そのものが、さっき44ミリということでありましたけれども、やはり早く対応できるような状況をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、業者の方々と協定を結んでいるというお話がありました。そこで、ポンプなんかは今お答えいただくと時間ないので、大変恐縮なんですけれども、後でお聞きしたいと思います。ぜひ、それぞれの業者の方がどれくらいのポンプを持っているのか、それで間に合うのか、臨時のときに。それができなしたら、市で対応してやらなければならないということだってあるわけです。それをぜひお考えいただきたいと思います。

最後になります。国保と同様、下水道料金、今回引き下げていただきました。とにかく全議員が賛成して、これは引き下げてわけです。5.4%という引き下げだったわけですが、残念ながら、それでも塩竈は3,650円、20トンで。お隣の多賀城市が1,942円、松島町は若干高くて3,000円、七ヶ浜は2,410円、利府町は1,522円というような状況であります。ですから、塩竈はまだまだ下げないとだめだということになるんです。ではお金はどうするんだというふうにすぐなると思うんですが、そういう点では、今こういう震災で大変なときだからこそ一般会計からの、「またか」となるでしょうけれども、それを考えなかったらやれないのではないかなと思うんです。そういう点で、引き続き下げていく考えがあるかどうか、一般会計からだけにこだわらなくても、やれるのだったら、それはそれで構わないと思いますけれども、その辺をお聞きして終わりたいと思います。市長の答弁をお聞かせください。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 一般会計から繰り出せば、それは納税者の負担になるわけでありますので、全く「タコ足」の話ではないでしょうか。我々は一般会計の中でやるべき社会福祉事業等にさまざまな予算を使わせていただきたいということをお願いさせていただいておりますので、ぜひその趣旨をご理解いただければと思います。（「終わります」の声あり）

○阿部委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 私からも特別会計、企業会計について質問させていただきます。

まず、特別会計が194億5,100万2,000円、それに企業会計が、病院会計が32億1,000万円、そして水道が21億3,519万円、その合計が大体248億円となります。あと、一般会計と繰り越しの事業費などを入れると、塩竈市の平成24年度の事業関係、総額が576億円くらいになるのかなと思っています。それが市民にとって有益に活用されれば市民の生活の福祉向上につながるものと思ひまして、質問させていただきます。

まず、下水道についてなんですが、昨年、先ほど我が新生クラブの佐藤英治委員も質問していたんですが、前段、12月議会の請願の内容で下水関係、町内会から請願が出されて、全会一致でなつたと。それが24年度の予算にどのように組み込まれたのかという質問をしたかと思うんですが、それがなんか回答が出ていなかったようなので。議会で議決をしたものがどういうふうになったのか。我々も、請願が出されたものをその請願者に、今回はこういう予算がつかました、ですから皆さんの地域がちょっとした雨や水害が防げますという安心を与えるのも我々の仕事なので、そういった意味で、例えば23年から引き続き中央ポンプ場は津波の応急処理をしていましたとか復旧をしていましたではなく、「住民から要望があつたものがこういう方向でいますよ」「災害交付金でこういうふうになりますよ」くらいの説明をしていただくと大変助かりますので、全体的に細々とこの部分でこうではなく、そういうふうに使われるという方向性を示してもらつと、今ラジオを聞いている、テレビを見ている住民の方は、ああよかったな、議員に請願をお願いしてこういうふうになつて、我々の地域が安心して暮らせる地域になるんだなと、そういう期待を持たせないと不平不満だけ起きて、「何だや、議員に言つても何にもならない」というふうになつては困りますので、二元代表制のうちら方は片側として、そういった感じで質問しますので、お答え願えれば幸いです。

○阿部委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 24年度の下水道特別会計の予算につきましては、これまでの継続事業、さらには災害復旧事業という形にさせていただきます。ただいまお話しいただきました請願関係の事業はということでございますが、こういった大規模なご要望の事業でございますので、これらにつきましては復興関係の方の事業で取り組みをさせていただきたいと考えておりますので、また別の機会に詳細についてはご報告ができるかと思ひます。以上でございます。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。そういうふうに言ってもらえると、住民の方は「ああ、よかったな」と思うはずですので。それが早目、早目に、災害復旧にしる復興にしる、災害交付金の活用でも推進されますように、我々も見守っていきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、資料ナンバー9の250ページ、魚市場会計でございます。13節清掃業務委託料401万円とありますが、この委託というのは、私がここ何年来、「清掃業者に委託をするの」と聞いていましたので、あと決算あたりになると水産振興協議会とかなんかに委託しましたとなるのか、ならないのか。清掃業者に委託するのか。その辺だけ教えてください。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 250ページでございます魚市場内の清掃業務委託の業務でございますけれども、これは従来指名競争入札させていただいた中で、今、水産振興協議会というお話ありましたが、そうではなくて塩竈市の魚市場の買受人協同組合さんの方が受託されておりました。今年度につきましては、また指名競争入札の中で業者を決めさせていただきたいと今のところ考えてございます。以上です。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 ごめんなさい、水産振興協議会が何でもリーダーシップをとってやっていると。買受人にしても、違うでしょうということを言っているのです。また決算なんかで買受人がやりましたなんて言ったら、本当に……。私は、買受人協同組合が何で清掃業務を請け負わなければだめなのか、その辺がわからない。私の言っている意味、わかると思うんだよ。買受人さんは買受人さんなりの、もっと漁船誘致なりそういうものにお金を使うのだったらいいけれども、何で清掃業務で請け負う、あそこで。その趣旨がわからない。自分たちの働く場の清掃を、お金もらっただけじゃないですか。その処理はどうするんですか。だから、そういうことをちゃんと……。指名競争入札だって、何で清掃業者でないところに指名するのか、その気持ちがわからない。

あと、その次の警備管理委託料、これも1,108万8,000円とあります。ほかの団体のことを言っただけじゃないんですが、仲卸組合では、警備委託をやったら3割安くなったんです。ですから、どういう状況で積算されて1,100万円もなっているかわからないんですが、やはりそのときどき、委託するのも「毎年やっているから」でなく、話し合い、積算、見積もりをとって、他者と競争させるとかする。仲卸の理事の方が言っていました、3割安くなったと。そういう

話がありますので、今回1,108万8,000円の警備管理委託料というのを載せていますけれども、これだって指名競争入札かなんかですると思うんですけれども、いろいろ見積もりだのなんだのってみて、やってください。そうすると多分、2割か3割安くなるはずですので、その安くなったのを有効に魚市場会計で回して使えるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひします。

それで、いろいろお話しして申しわけないんですが、漁船対策費のことなんですが、漁船誘致するのか、しないのか。あとお答え願ひたいのは、今回、皆さんどうでしょうか、車を運転している方、リッター当たり150円超えていますね。ということは、燃油だって上がっていると思うんです。今から三、四年前、燃油高騰で皆さんどうするんだと。塩竈に船入らなくなると困るから水揚げが減って困るからということで市長さんの英断と決断で燃料費の高騰に対して塩竈独自の補助を出しました。こういうことをことは考えるのか、かんがえないのか。世界情勢で幾ら円高だといっても、どういうわけか原油は上がっているみたいなので、その辺の考え方、教えてください。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 漁船誘致をするのかしないのかということでございますけれども、これまでも漁船誘致といいますと水揚げ奨励金というものは一つ大きな柱ではございましたけれども、それ以外に、まずは魚を1円でも高く買うべきだということでございますので、幾らかでも値段が上がるような努力の一つとしまして、「三陸塩竈ひがしもの」ブランド化に努めまして、今や生鮮のメバチマグロにつきましては、その値段を銚子と塩竈が全国的に誘導できるくらいの評価をいただいているところでございます。そういった取り組みのほかに、市長以下、団体の方々と活動しているということも含めて漁船誘致ということでさせていただきますので、こういった活動につきましては引き続き努力していきたいと考えております。

また、委員からお話ございました燃油高騰の助成金ということで、確かに平成20年7月にかなり値段が高騰した時期がございましたので、燃油高騰の補助金というものをしまして、それに続くような形で21年度から23年度まで先ほど申し上げた水揚げ奨励金ということで1,000分の3、宮城県においては21年度で1,000分の7という水揚げ補助金をやめましたけれども、塩竈市では引き続き22、23年と継続3年間でやるという中身で継続してきたという状況でございます。

燃油の高騰につきましては、世界情勢でいつ変わるかも、さらに上がる可能性もこの先あるかと思っておりますので、そういったものにつきましては状況を見ながら、それはそれで対応すべきときはしなければならないということがございますけれども、通常の水揚げ奨励金ということでは23年度で一たん終了ということで考えております。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 基幹産業が水産と言っていて、塩竈の場合、練り製品ももちろん、マグロ水揚げ、それが主だと思うんです。そのためには、旅舟と言われる小さい船でわざわざ宮崎やら四国から来ていただいているんです。そんな意味で、大事に大事に塩竈に向かってくる方を市内で…。こういう情勢でいると、私は水揚げは減るのではないかと心配するんです。幾ら施設整備します、何します、いいよ。けども、本当に必要なところに必要な予算をつけていく、そして塩竈の水産というのを守る、発展させるという意気込みがあれば、先々と手を打っていかなかったら、塩竈に船なんか入ってきません、こういうご時世だったら。幾ら言っても。だから、私は、基幹産業とし自負するのであれば、先ほど言ったような水揚げをしてくださる船に敬意を表して、またあいさつに市長さん、議長さん、そして水産関係の皆さんともども行って礼を尽くしてくる、それが私は必要だと思うんですが、その辺の予算が見当たらないので残念に思っています。やはり心だと思うんです。あいさつに行かれれば、向こうの人も「では塩竈に行こう」と。先ほどひがしもののブランド化でどうのこうのと言ったって、あれは秋です。でも、マグロの水揚げというのは6月あたりがピークなんです。だから、そういうのを考えると、なんかちょっと違うのではないかなと思っておりますので、その辺の考え方、簡単にと言うと申しわけないんですが、手短にお願いします。

○阿部委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 委員おっしゃるとおり、とにかく塩竈市の基幹産業ということで位置づけさせていただいておりますので、今回の予算で水揚げ奨励金の方は計上しておりませんけれども、いろいろな意味で引き続き、礼を尽くすことも含めて、漁船誘致等々について努力していきたいと思っております。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 基幹産業をどうするかということで塩竈の未来像というのが見えてくると思う。だから、本当にこれは重要な問題だと思うんです。基幹産業が寂れたら、どういうふうになるか。また80億円くらいに水揚げが落ちて、「ああ困りました、では青物も入れます」、そんなこと

したって塩竈の水産が成り立つのだったらいい。私は、先々と、未来を見据えて、大切な予算、税金を投入して、頑張ってもらわないと困るなと思うんです。よろしく願いいたします。水産関係は、とにかくお願いだけしておきます。

続きまして、ナンバー10、市立病院の関係でお伺いします。施政方針に対する質問等でもあったんですが、小児科の先生の常勤化というのは、なったのでしょうか。塩竈市内・近郊に小児科の先生が非常に少ない。そして、入院関係も、子供さん、やはりこれだって子育て支援の一番目に大事なことだと思いますので、市立病院の小児科の常勤の先生が来ていただけるようになったのかどうか、見通し、お願いします。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 小児科の件に関してお答えいたします。

現在、なかなか小児科医が少ない、婦人科医もそうなんですが、そういう中で、大学等の方針もごごいまして集約化というのがございますので、3人、4人と多く配置しながら入院を持つというのが通常の病院のスタイルになってまいりました。うちでも1人の小児科の先生がいらっしゃいまして、ずっと外来と入院もやっていたらっしゃいましたけれども、今度定年で退職ということでございます。いろいろ手を尽くして、大学関係、それからドクターバンク関係、あと個人的なつながりからいろいろ含めて、今努力しているところでございますが、なかなか4月1日現在に関しては、なかなか常勤の先生に来ていただくのは難しい状況になっています。

ただ、大学の教授ともお話ししまして、週のうち大半を外来、午前・午後何とか、ちょっと時間に限定はありますけれども、外来だけは、あるいは予防注射等も含めて、そういうものだけは行っていきたいと考えています。引き続き、とにかく常勤医を見つけるように努力してまいりたいと思っています。以上です。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 本当に院長先生ご苦労さまです。なぜこういうことを聞くかという、せっかく市立病院の会計関係はプラスの方向に上り始めたと思はるんです。しかしながら、病院のもととなる先生がいなければ、患者さんが来ません。そうすれば収入が減ります。そうしたら経営が厳しくなるのではないかと思いますので、院長先生にだけお願いして本当に申しわけないとおもっているんですが、何とか塩竈市立病院の安定した経営ができるように、今後さらなるご尽力を賜ればいかなと思はるんですので、ここからお願いしておきたいと思はる。

それで、病院の中でお聞きしたいんですが、臨時議会で災害絡みので医薬品の備蓄というこ

とで3,000万円ほどいたしました。そこで聞きたいんですが、前の前の院長先生の三田村院長さんがいたときに、医薬分業ということで院外処方になりました。今、その院外処方は何%くらいになっているのか。そして、病院にとってどういう状況で、プラスになっているのか、やはり病院でも薬をやった方がいいのか、その辺の考え方、お願いいたします。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 院外処方のことに関してお答えいたします。

現在では病院の処方では99%院外処方になっておりまして、患者さんの恐らく7割くらいはジェネリックにかえている可能性はあると思っています。現在、薬価差益がほとんど10%、消費税を引けばもっと少ないです、5%以下になってしまいますので、院外処方に対処した方がいいと私は思っています。以上でございます。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 大分前に院外処方を推進、お願いしますと言ったのは、よかったのかなと思っています。

それで、医薬品関係が3億2,000万円くらいの予算がありますが、先ほど90%くらい院外処方になっているというのですけれども、そうすると、その前はすごい医薬品を買われていたわけなのか、あと薬価で5%云々という話が出ましたけれども、経営的に医薬品関係では病院の経営に余りプラスにならないのか、なるのか、その辺。先ほど5%と言ったんですが、掛ければわかるのですけれども、その辺どうなのかなというふうに思っています。資料の4ページにもありますし、その詳細の説明は19ページに3億1,200万円とありますので、その辺の説明をお願いいたします。

○阿部委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 薬品費に関しましては、もはやそれで利益を生むという状況ではないと思います。いろいろ技術的な面でのそういうものでということございまして。かつてはかなり薬価差益という時代もありましたけれども、今はもう年々、今回の薬価改定でも、ご存じのように5,000億円くらい全国で薬価が下げられるという状況でございます。

うちの中で、外来の場合は院外なんですけど、入院患者さんは病院で出します。あと注射類がありますので、その分の薬品費が多くなるわけなんです。内訳的には、今多いのが抗がん剤による治療です。うちは外来でケモセンターをつくってございまして、がんの患者さんを外来で注射する、あるいは一時ちょっと入院しながら化学療法をやっておりますので、そういうものの割合が非

常に多いと思います。あとは、以前はインターフェロン関係が肝臓の治療で多かったです。今は大分少なくなっていますけれども、まだ多い部類になっています。あと抗生剤とか。あとは造影剤関係もあります。CTとかMRIで造影剤しながら検査するというのがあります。そういうものに関しては、今ジェネリックも使っていますので、負担のかからないような方法をいろいろ考えながらやっていますけれども。以上です。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。いろいろ細かに、抗がん剤からインターフェロンの話から、ありがとうございました。

私は、病院の安定した経営、健全経営になっていくには、志子田委員もお話ししていました、鎌田委員もお話ししていました、「病院どうするの」とまでなったときに、我々議会と病院といろいろやりとりしたし、病院のあり方検討委員会等もありました。その結果、病院がなぜこういうふうになったのかというのは、私は働いている人の気持ちが変わったからではないかと思うんです。幾ら何ぼしたってこの市立病院で働いて、患者さんのために頑張るんだという職員皆さん、看護師さん、そして先生はもちろんですけれども、一丸となった結果が黒字化に進んだのではないかと思っています。ですから、今後も病院一丸となりまして住民の健康そして医療に従事されますよう、そして安定した経営ができますように祈念しておりますので、今後もさらなるご尽力を賜れば幸いに存じますので、よろしく願いしておきます。

最後になりますが、まだ時間ありますね、水道関係についてお伺いします。資料11。今回、適正化関係で4人の方が減となるんですが、私は再三、議会、委員会があるたびに、水道の職員さん、類似都市から比べると多いのではないですかという質問をしていますが、その考えで今回4名が減になるのか、それとも適正化で自然的に当局から4人とされたからするのか、その意思です。みずからやったのか、それとも言われてやったのか、あと今後どうするのかということのお答えをお願いしたいと思います。

○阿部委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 まず、我々水道の健全経営を考えた場合に、適正な職員数というのがあるかと思っています。今回削減するためには業務の効率化、具体的にやらなくてもいいというのをおかしいですけれども、現在のところこの業務について削っても大丈夫ではないのかというのをリストアップさせていただきました。そして、臨時職員で対応できるものは臨時職員で対応する。あと、不要不急と言いますか、現在のところ休止しても構わないものについてはやめるという

形で今回削減をさせていただいております。

今後につきましては、アウトソーシング、業務の委託等を推進して、また職員を削減して、効率的な運営をしていくということが我々に課せられていると思っておりますので、そのように進めていきたいと考えてございます。以上です。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。今、業務委託というのが出ました。以前にも私、民間に水道部を委託したらどうですかというお話をしたこともあります。それも含めて、また先ほど有収水量の問題とか受水の問題で、かなり水が余っているとすれば、七ヶ浜町さんなりに水を買ってもらうような方策、広域化とか、そういうものを考えて、むだな資源にならないように、大切な資源を大切に使うというお考えも持っていただかなくてはだめだと。そして、東京方面では水道事業自体を委託。今水道部長さん委託も考えていると言うんですが、全体を委託するのか、どういう部分を委託を考えているのか、お答えを願います。

○阿部委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 全体委託ということでのお話はあることはあるんですけども、まだ日本全国でやっているところはございませんので。できるところから我々としては委託をしていきたいと考えてございます。具体的には、窓口業務、それから梅の宮浄水場の浄水業務、とりあえずその二つをできるだけ早く委託できればと考えて今取り組んでおります。以上です。

○阿部委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。今後ともおいしい水日本一を目指して頑張ってください。私もいっぱい飲むつもりでございます。

最後に、後期高齢者医療保険制度のことなんですが、民主党さんのマニフェストによると、もう見直しの時期に来ているんです。塩竈市としては、国がどうなるかわからないんですが、高齢者の医療というのは今後ますます大事になってくるので、行政側として、その準備、そして考え方、しっかり持って、安心して医療にかかれる、安心して老後を迎えられる、そういった制度。私は、名前が後期高齢者だから悪いという話があるんですけども、塩竈市にとって、この制度というのはよかったと思うんです。名前は悪くても。ですから、今の政権下でこれを廃止にするという話がありますけれども、市としてはどういう考えを持って臨むのか、答えがあればお聞かせ願います。

○阿部委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 今委員からお話ございましたとおり、今現在、国におきましては後期高齢者医療制度の見直しにつきましては、後期高齢者医療制度改革会議というものが22年12月に案を取りまとめておりまして、その中では後期高齢者医療制度の廃止、それから地域保険は国保に一本化する。その次の段階、第1段階でまず75歳以上を都道府県単位化する、第2段階で全年齢を都道府県化する、そういう取りまとめをしておるようなところでございます。

一方、現在、国会の方で審議されております税と社会保障の一体改革の案の中で、この改革会議の取りまとめ等を踏まえて高齢者制度の見直しを行うという言及がされておるところでございます。具体的な内容について、平成24年度の通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するというような言及となっているところでございます。

私ども塩竈市の考え方ということでございますが、国でのこういった議論をつぶさに見ながら、議会ともご相談をさせていただきながら対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 暫時休憩いたします。再開は16時40分といたします。

午後4時11分 休憩

午後4時40分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第21号ないし第25号、第29号ないし第34号、第36号ないし第42号、第44号、第46号ないし第48号についてお諮りいたします。

議案第21号ないし第25号、第29号ないし第34号、第36号ないし第42号、第44号、第46号ないし第48号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**阿部委員長** 起立全員であります。よって、議案第21号ないし第25号、第29号ないし第34号、第36号ないし第42号、第44号、第46号ないし第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号ないし第28号、第35号、第43号、第45号についてお諮りいたします。

議案第26号ないし第28号、第35号、第43号、第45号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**阿部委員長** 起立多数であります。よって、議案第26号ないし第28号、第35号、第43号、第45号は原案のとおり可決されました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告原案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**阿部委員長** ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成24年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時44分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成24年3月5日

平成24年度予算特別委員会委員長 阿部 かほる